

大阪控訴院管内における陪審裁判

—実証的研究のための資料探究—(2)京都・奈良・大津・和歌山編・上

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

研究主任 増田 修
共同研究者 居石正和・加藤 高・紺谷浩司

三阪佳弘・矢野達雄(アイウエオ順)

一はじめに

二陪審公判一覧表

1 京都	京都地方裁判所における陪審公判一覧表
2 奈良	奈良地方裁判所における陪審公判一覧表
3 大津	大津地方裁判所における陪審公判一覧表
4 和歌山	和歌山地方裁判所における陪審公判一覧表

三陪審公判始末簿から見た陪審裁判

1 京都	京都地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表
2 奈良	奈良地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表
3 大津	大津地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表
4 和歌山	和歌山地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

四陪審説示集・問書集による事件の紹介

1 京都	(一) 説示・問書
2 奈良	(二) 問書・答申
3 和歌山	(二) 説示・問書、(二) 問書・答申

五刑事判決書

1 京都

①京都地方裁判所殺人被告事件昭和四年四月一六日判決
①大審院殺人上告事件昭和四年七月二〇日判決

②京都地方裁判所強盗殺人未遂被告事件昭和四年六月一日判決
②大審院強盗殺人未遂被告事件昭和四年一〇月十九日判決

③京都地方裁判所放火被告事件昭和四年七月八日判決
③京都地方裁判所放火被告事件昭和五年二月一二日判決

④京都地方裁判所放火被告事件昭和五年七月五日判決
④京都地方裁判所放火被告事件昭和五年三月一〇日判決

⑤京都地方裁判所殺人未遂被告事件昭和五年五月一日判決
⑤大審院殺人未遂上告事件昭和五年七月五日判決

⑥京都地方裁判所放火被告事件昭和一二年四月一六日判決
⑥京都地方裁判所放火被告事件昭和一二年四月一六日判決

2 奈良

①奈良地方裁判所殺人未遂被告事件昭和四年一月二十五日判決
②奈良地方裁判所放火被告事件昭和四年二月七日判決

③奈良地方裁判所殺人被告事件昭和五年五月三日判決
③奈良地方裁判所殺人被告事件昭和五年五月三日判決

①大津地方裁判所強姦致傷被告事件昭和五年七月一九日判決
①大津地方裁判所強姦致傷被告事件昭和五年七月一九日判決

②大津地方裁判所殺人被告事件昭和一二年八月九日判決

②大審院殺人上告事件昭和一三年一月二四日判決

②京都地方裁判所殺人被告事件昭和一三年五月九日判決

②大阪控訴院殺人控訴事件昭和一四年三月一八日判決

②大審院殺人上告事件昭和一四年七月一〇日判決

4 和歌山

①和歌山地方裁判所殺人及尊属殺人未遂被告事件昭和四年二月一八日判決

六 新聞報道に見る陪審公判

1 京 都 (二)陪審法の実施に関する報道、(二)陪審公判に関する報道（以上、「修道法学」第三八卷第一号）

2 奈 良 (二)陪審法の実施に関する報道、(二)陪審公判に関する報道（以下、「修道法学」第三八卷第二号予定）

3 大 津 (二)陪審法の実施に関する報道、(二)陪審公判に関する報道

4 和歌山 (二)陪審法の実施に関する報道、(二)陪審公判に関する報道

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

1 京 都 (二)弁護士の感想

2 奈 良 (二)弁護士の感想

3 和歌山 (二)判検事の感想、(二)弁護士の感想

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の閱歴

1 京 都 (二)判事の閲歴、(二)検事の閲歴、(三)弁護士の閲歴

2 奈 良 (二)判事の閲歴、(二)検事の閲歴、(三)弁護士の閲歴

3 大 津 (二)判事の閲歴、(二)検事の閲歴、(三)弁護士の閲歴

4 和歌山 (二)判事の閲歴、(二)検事の閲歴、(三)弁護士の閲歴

九 おわりに

一 はじめに

本稿は、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——(1)大阪編上・下」(『修道法学』第36巻第1号・第2号、一〇一四年九月・二〇一五年二月)に続くものである。

(注1)「大阪控訴院管内における陪審裁判」は、「広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会」が、「修道法学」に発表を続けてきた「広島控訴院管内における陪審裁判」(広島・岡山・山口・松江・鳥取・松山の各地方裁判所)に関する資料集に続くものである。

平成二三(二〇一二)年五月、大阪においても、広島控訴院管内と同様に、陪審裁判を実証的に研究するための資料を調査・収集して紹介・研究する目的で、公益財団法人日本連法務研究財團に対し「大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——」と題する研究計画書を提出し、同年六月初旬、同財團の研究課題(No. 94、研究主任増田修)として採用された。調査研究期間は、平成二三(二〇一二)年八月一日から平成二四(二〇一三)年七月三一日である。

そして、平成二四(二〇一三)年六月初旬、この研究課題は、調査研究範囲を拡大して、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——」と改題し、対象を大阪控訴院管内の京都・神戸・奈良・大津における陪審裁判の調査・研究として、引き続き平成二四(二〇一三)年八月一日から平成二五(二〇一三)年七月三一日までの一年間、継続することが承認された。更に、平成二五年(二〇一三)年六月下旬、残りの和歌山・徳島・高松・高知における陪審裁判の調査研究は、引き続き平成二五(二〇一三)年八月一日から平成二六(二〇一四)年七月三一日までの一年間、継続することが承認された。

(注2)研究課題である「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探求——」の研究成果は、「大阪控訴院管内に

おける陪審裁判——実証的研究のための資料探求——（1）大阪編、「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——（2）京都・奈良・大津・和歌山編」、および「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——（3）神戸・徳島・高松・高知編」と題する三本の電磁ファイルとして、（1）は平成25年11月11日弁連法務財団・研究部会、（2）（3）は平成26年3月12日同財団・研究部会において、それぞれ同財団に提出した。そして、これら三本の研究成果は、日弁連法務研究財団の研究助成を受けたものであり、その許諾を得て『修道法学』に掲載するものである。

なお、本稿は、同財団に研究成果として提出した電磁ファイル「大阪控訴院管内における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——（2）京都・奈良・大津・和歌山編」を上・下に分割して、若干補訂を加えたものの中の「上」である。「下」は、『修道法学』第38巻第2号の予定である。

陪審裁判は、昭和三（一九二八）年一〇月一日陪審法が全面的に施行され、昭和一八（一九四三）年四月一日施行を停止されるまで行われた。その間、本編の各地方裁判所においては、京都六件、奈良三件、大津二件、和歌山一件、合計一二件の陪審裁判が開かれた。陪審公判を復元する資料としては、（1）陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿（2）予審終結決定書、（3）陪審説示集・問書集、（4）刑事判決書、（5）新聞報道などがある。本資料紹介においては、京都・奈良・大津、和歌山の各地方裁判所が保管する陪審公判始末簿・刑事第一審公判始末簿などは、和歌山を除き、大部分が現在も残されていた。刑事判決書も、各地方検察庁において保存されていた。陪審説示は、京都②事件、和歌山①事件、問書は奈良①②事件、和歌山①事件を収録した。なお、予審終結決定書は、残存しないなかつた。

新聞報道は、『大阪朝日地方版』を初めとして、各地の主要新聞を中心に検索し、陪審公判

全件について記事を収録できた。

そのほかに、本資料集には、陪審公判を担当した判事・検事および弁護士の歴史、なれば各地方裁判所検事正、陪審公判担当判検事、および各弁護士会所属弁護士の陪審裁判についての感想を収録した。

（注1）京都弁護士会会史編纂委員会編『京都弁護士会史』（京都弁護士会・一九九五年三月）には、第三章・三「陪審制度」の項目があり、そこには、「（一）陪審制度と弁護士、（二）陪審法の成立、（三）京都における陪審法」の細目が立てられ、京都地方裁判所で行われた陪審公判全五件の概要が紹介されている。なかでも注目を引くのは、京都における第一回の陪審事件については、その判決文が紹介されていること、および陪審公判始末簿により京都における陪審事件の年度別処理状況一覧表が作成されていることである。

（注2）滋賀弁護士会会史編纂委員会編『滋賀弁護士会史』（滋賀弁護士会・二〇〇三年三月）には、第二章・二「滋賀弁護士会の歩み（その一）」中の細目「6 滋賀における陪審」において、陪審法の制定・実施準備状況、および大津地方裁判所で行われた全二件の陪審裁判の概要が紹介されている。

（注3）奈良弁護士会会史編纂委員会編『奈良弁護士会史』（奈良弁護士会・一九九一年七月）および和歌山弁護士会編『和歌山弁護士会小史』第1巻・第2巻（和歌山弁護士会・一九七六年・一九八六年三月）は、陪審裁判については触れていない。

（注4）浦辺衛『わが国における陪審裁判の研究——経験談による実態調査を中心として——』司法研修所調査叢書第9号（一九六八年三月）に収録されている〔第八話〕「吉田正雄氏（元大阪高裁判事）談（奈良地裁当時）」の中に奈良地方裁判所で行われた第三回目陪審公判の判決文が掲載されている。

（注5）和歌山県警察史編さん委員会編『和歌山県警察史』第2巻（和歌山県警察本部・一九九一年三月）には、第一章・第三節「司法制度の刷新」中の細目「2 裁判制度の刷新」に陪審制度の解説があり、和歌山地方裁判所において開かれた、最初で最後の陪審裁判の概要が紹介されている。

二 陪審公判一覧表

本稿に採録した陪審公判は、京都六件、奈良三件、大津二件、和歌山一件、合計一二件、右各地方裁判所において開かれたものである。その概要是、陪審公判一覧表の通りである。陪審公判一覧表は、陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿、刑事判決書、新聞記事などにより作成した。

無罪は、1件もない。しかし、縮小認定は、奈良①（殺人未遂→傷害）、奈良③（被告人一名中一名について殺人→傷害致死）、大津①（強姦致傷→強制猥褻致傷）、和歌山①（殺人及尊属殺人未遂→傷害致死及傷害）事件があり、縮小認定率は、一二件中三・五件で、二九・一六%（注、無罪がないので被告人の主張容認率も同率）である。

求刑より低い刑期の判決は、京都⑤、奈良②③、大津②事件の三件であり、京都が六件中五件が求刑通りの判決である外は峻厳な判決はない。

無期・死刑・更新はなく、執行猶予は、奈良③事件の一件（被告人二名中一名）である。

1 京 都

京都地方裁判所における陪審公判一覧表

① 4 4 16	判決日 殺人	公訴罪名	
		殺人	判決（求刑）
	徴役10年（徴役10年）	O K 芳太郎	被告人（年齢）
	無職（19）	堀耕作	裁判官
	遠藤剛一	山口龍作	検察官
	小山芳良	若林駒之輔	弁護士
	新免峰彦		

⑥ 12 4 16	⑤ 5 3 10	④ 5 2 12	③ 4 7 8	② 4 6 1
放火	殺人未遂	放火	放火	強盗殺人未遂
放火	殺人未遂	放火	放火	強盗殺人未遂
放火	殺人未遂	放火	放火	強盗殺人未遂
未決勾留250日算入	懲役5年（懲役7年）	懲役3年（懲役3年）	未決勾留100日算入	懲役7年（懲役5年）
T N 初太郎 写真業（35）	K B 観空 無職（64）	Y G 駒吉 土木請負業 (39)	Y M 金治 縮緬製造業 (32)	K M 政治 糸物商（22）
齋藤武夫 河相格治	藤野三郎 前田寛	永田忠 前田寛	堀耕作 堀耕作	永田忠 遠藤剛一
大平廣衛	高山義三 塚崎直義	木村正 安部武城	山口龍作 藤野慶三	野間泰治 小田美奇穂
中坊忠治 荒賀勝平	酒見新一			尾崎保

- （注1）①事件は、上告（弁護人若林駒之輔）したが、昭和4年7月20日上告棄却。
- （注2）②事件は、上告（弁護人岡田庄作、尾崎保、小田美奇穂）したが、昭和4年10月19日上告棄却。
- （注3）⑤事件は、上告（弁護人塚崎直義）したが、昭和5年7月5日上告棄却。

2
奈良

奈良地方裁判所における陪審公判一覽表

(③)	(②)	(①)
5 ・ 5 ・ 3	昭和 4 ・ 2 ・ 7	昭和 4 ・ 1 ・ 25
殺人	放火	殺人未遂
殺人	放火	傷害 懲役4月
懲役6年 (懲役10年) 未決勾留 120日算入	懲役3年 (懲役7年)	未決勾留30日算入 (懲役4月、未決勾留日数)
N T 秋 一 コルク職 (21)	N T 榮 一郎 指物職 (28)	T M 善太郎 旅館業 (48)
大井尚俊	久保田美英 吉田正雄	岡本博 久保田美英 高野綱雄
神谷敏行		島原英治
禪野佐助	北浦圭太郎	松田圭三
		中西保之
		峰本新太郎
		弁護士

3
大津

大津地方裁判所における陪審公判一覧表

(2)	(1)	
昭和 12・ 8・ 9	昭和 5・ 7・ 19	判決日
殺人	強姦致傷	公訴罪名
殺人	強制猥褻致傷	判決（求刑）
懲役10年（懲役12年） 未決勾留 250日算入	懲役4年	
M I 庄藏 会社員（48）	農会技手 (35)	被告人
萩原敏一	池内覺太郎	裁判官
磯村義利	池田収二	
山本武雄	大久保與三	
國分丸治	宮崎國吉	
中本廣三郎	眞田俊雄	
山下彬麿	植村善三	検察官
堀江專一郎		
山本福丸		弁護士

(注1) ①事件は傍聴禁止の非公開審理であつた。求刑は不明である。

(注2) ②事件は、上告（弁護人堀江専一郎、山下彬麿、大塚喜一郎）したところ、昭和13年1月24日大審院は、原判決を破棄し京都地方裁判所に移送した。破毀移送後の京都地方裁判所では、陪審を辞退して通常手続きで審理され（弁護人山下彬麿、我妻武雄）、昭和13年5月9日、懲役7年・未決勾留²⁵⁰日算入（求刑懲役10年）の判決があつた。控訴（弁護人山下彬麿）したが、昭和14年3月18日大阪控訴院は、懲役7年、上告前第一審大津地方裁判所における未決拘留日数²⁵⁰日算入の外に大阪控訴院における未決拘留日数¹⁰⁰日を算入した。上告（弁護人山下彬麿、瀧川幸辰、堀江専一郎、大塚喜一郎）したが、昭和14年7月10日大審院は、未決日数通算に違法ありとして原審を破毀し、懲役7年未決拘留日数²⁵⁰日算入と自判した。

4 和歌山

和歌山地方裁判所における陪審公判一覧表

①		
昭和	判決日	
殺人及	公訴罪名	
傷害致死及傷害	判決（求刑）	
H I 辰吉	被告人	
伊藤浩藏	裁判官	
堀部淺	検察官	
細谷馨	弁護士	

三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

京都・奈良・大津地方裁判所については、保存されていた陪審公判始末簿および刑事第一審公判始末簿に基づいて、年度別陪審事件処理状況一覧表を作成した。それらが残っていない和歌山地方裁判所は、刑事統計年表を用いて一覧表を作成補充した。

（注1）『刑事統計年表』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯/件数 人員、科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されている。その「一覧表」には、年度別に旧受理、新受理、自白、陪審公判、公訴棄却、未終局事件などの件数・人数が記載されている。なお、『刑事統計年表』の昭和一六年以降分には、この「一覧表」は掲載されていない。

（注2）『刑事統計年表』の前記「一覧表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳人数は出でない。そこで、本表では、自白の件数と人数は同数と仮定して処理したので、自白と辞退の件数は実数とは多少異なることがある。

（注3）「新受理」は、その年に受けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受けた未済事件で、次年に繰越された事件数である。（注4）受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された事件数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合（刑訴法365条）に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊（告訴取下）と認定された場合などである。括弧（）内の数字は人数である。

（注5）司法書記官潮道佐「陪審所感」（『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月）は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点

の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからの事である。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

1 京 都

京都地方裁判所に現存する陪審公判始末簿は、昭和三年一〇月至昭和八年一二月、昭和九年一月至昭和一一年一二月、昭和一二年、昭和一七年、昭和一八年であり、昭和一三年から昭和一六年は欠けている。陪審公判始末簿が現存しない年は、刑事第一審公判始末簿から陪審公判記事を抽出して用いた。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないとある。そして、最初の頃は、自白の方が辞退より多いが、昭和九年からは、辞退の方が多くなり、昭和一二年以降は大部分が辞退となり、昭和一六年以降は総べて辞退となっている。これは、自白事件とされる前に辞退するようになつたことを示している。

京都地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

陪審公判	陪審事件刑法犯/件数 人員、科刑其他		
陪審公判	新受理	旧受理	昭和（年）
1 (1)	6 (7)	7 (8)	3
3 (3)	3 (3)	7 (7)	4
2 (2)	9 (10)	22 (22)	5
	12 (12)	19 (23)	6
	6 (9)	28 (31)	7
	10 (11)	38 (38)	8
	28 (33)	9 (9)	9
	21 (22)	15 (16)	10

3
大津

大津地方裁判所には、陪審公判始末簿は、自昭和三年至昭和一二年、自昭和一三年至昭

(注) 昭和七年の公訴棄却は、適用条項が記載されていないが、多分被告人の死亡であろう。

公訴棄却	陪審公判	辯退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)
		13 (13)		12 (12)	1 (1)	11
		16 (16)		16 (16)		12
		13 (13)		13 (13)		13
		4 (5)		5 (7)		14
		8 (11)		7 (9)	1 (2)	15
		3 (4)		4 (5)		16
		4 (4)		3 (3)	1 (1)	17
		3 (3)		3 (3)		18

公訴棄却	陪審公判	辞退	自白	新受理	旧受理	昭和(年)	奈良地方裁判所における陪審事件処理状況観察表
			2 (2)	2 (2)		3	
	2 (2)	4 (5)	8 (9)	15 (19)	2 (2)	4	
	1 (2)	9 (11)	10 (10)	17 (19)	3 (5)	5	
		10 (11)		12 (12)		6	
1 (1)		18 (20)	2 (2)	21 (23)	2 (2)	7	
		20 (20)		18 (18)	2 (2)	8	
		19 (21)		19 (21)		9	
		12 (12)		13 (13)		10	

2 奈良

奈良地方裁判所には、陪審公判始末簿は、昭和三年～昭和一四年の各年度が現存する。昭和一五年～昭和一八年は、刑事第一審公判始末簿から陪審公判記事を抽出して用いた。法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないとある。そして、昭和五年までは自白の方が辞退より多いが、昭和六年以降は辞退で占められ、自白は昭和七年の二件のみである。これは、自白事件でもまづ辞退したことを示している。

(注2) 昭和六年の公証棄却は、被告人の死亡(形証認証法第36条第2項)による。昭和七年の公証棄却は、適用条項が記載されていない。

公訴棄却	陪審公判	辯 退	自 白	新 受 理	旧 受 理	昭和 (年)	公訴棄却
		42 (43)	15 (16)	57 (59)	4 (4)	11	
	1 (1)	21 (21)	4 (6)	22 (24)	4 (4)	12	
		41 (42)	4 (4)	51 (52)		13	
		31 (32)	4 (4)	31 (32)	6 (6)	14	1 (1)
		36 (38)	2 (2)	36 (38)	2 (2)	15	1 (1)
		29 (30)		29 (30)		16	
		29 (31)		29 (31)		17	
		8 (11)		8 (11)		18	

和一八年の簿冊が現存する。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないことである。そして、昭和五年と昭和二年は辞退のみで（ただし、陪審公判が各一件）、昭和一三年、一四年と辞退の方が多い年が続くが、辞退より自白の方が多い年度が、昭和三年、昭和四年、昭和六年（昭和一〇年、昭和一五年（昭和一八年と多数を占めている）。

大津地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

公訴棄却	陪審公判	昭和（年）		
辞退	自白	新受理	旧受理	昭和（年）
				3
1 (1)	24 (24)	25 (25)		4
	18 (18)	1 (1)	21 (21)	5
1 (1)	36 (39)	37 (40)	2 (2)	6
	38 (39)	39 (40)	2 (2)	7
	33 (35)	29 (32)	3 (3)	8
	33 (35)	32 (34)	2 (2)	9
	28 (30)	31 (33)	1 (1)	10

公訴棄却	陪審公判	昭和（年）		
辞退	自白	新受理	旧受理	昭和（年）
				1 (1)
14 (15)	2 (2)	20 (21)	1 (1)	11
20 (20)		17 (17)	5 (5)	12
7 (7)	2 (2)	11 (11)	1 (1)	13
8 (9)	2 (2)	7 (8)	3 (3)	14
4 (4)	8 (8)	13 (13)		15
2 (2)	5 (7)	7 (9)	1 (1)	16
1 (1)	10 (11)	10 (11)	1 (1)	17
	2 (2)		2 (2)	18

4 和歌山

和歌山地方裁判所には、陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿が保存されていない。

そこで、『刑事統計年表』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されているので、それに基づいて「和歌山地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表」を作成した。

法定陪審事件の処理状況の特徴は、法定陪審事件の大部分が通常裁判で処理され、陪審公判が極めて少ないこと（昭和四年に陪審公判一件）である。そして、昭和五年・昭和六年に各1件の自白および昭和六年に請求陪審取下があるだけで、その他は総べて辞退である。これは、自白事件でもまず辞退したことを見ている。

和歌山地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

公訴棄却	陪審公判	昭和（年）		
辞退	自白	新受理	旧受理	昭和（年）
	3 (3)	3 (3)		3
1 (1)	24 (24)	25 (25)		4
	18 (18)	1 (1)	21 (21)	5
1 (1)	36 (39)	37 (40)	2 (2)	6
	38 (39)	39 (40)	2 (2)	7
	33 (35)	29 (32)	3 (3)	8
	33 (35)	32 (34)	2 (2)	9
	28 (30)	31 (33)	1 (1)	10

昭和(年)	11
新受理	4(4)
旧受理	46(50)
自白	11(12)
陪審公判	5(5)
公訴棄却	25(27)
辞退	31(31)
自白	1(1)
陪審公判	18(19)
公訴棄却	12(14)
辞退	12(14)
自白	13
陪審公判	14
公訴棄却	15
辞退	16
自白	17
陪審公判	18

(注1)『刑事統計年表』の「裁判所別陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳は出ていない。本表では、自白の件数と人数は同数と仮定して処理したので、自白と辞退の件数は実数とは多少異なることがある。括弧内の数字は人数である。なお、『刑事統計年表』の昭和一六年以降分には、前記「一覧表」は掲載されていない。

(注2)昭和6年「公訴棄却」欄の「1(1)」は、請求陪審申立が、その後取下げられたものを、便宜記入したものである。

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

陪審公判の問書は、最初、『法曹会雑誌』(第7巻第7号・一九二九年七月)の「陪審問書集(一)」に東京一件・浦和一件・千葉一件・水戸二件・宇都宮一件・静岡一件・新潟一件・大阪二件(①②事件)、合計一〇件が集録された。次いで、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「問書集」に四九件が集録された。そして、その四九件が、『陪審問書集』第一輯(司法省刑事

局・一九二九年)として、単行本として出版された。

説示は、『法曹会雑誌』(第7巻第10号・一九二九年一〇月)の「説示例」に浦和一件・大阪一件(⑪事件)・名古屋一件・鳥取一件・仙台一件・佐賀一件・旭川一件、合計七件が集録された。そして、『陪審説示集』(司法省刑事局編・一九二九年四月)に、「昭和三年十月より昭和四年九月に至る各地裁判所の陪審裁判に於ける若干の説示案又は公判調書説示部分を集録」して、単行本として刊行された。集録された説示は、五六件であるが、「同一裁判所より数件送付ありたるものは適当に取捨し其の内二、三を掲げた」という。

こゝでは、「説示・問書」は『陪審説示集』から、「問書・答申」は『陪審問書集』から紹介した。京都は説示・問書①、奈良は問書・答申①②、和歌山は説示・問書①、問書・答申①を収録した。

(注1)『陪審問書集』第一輯の出版年月日は不明であるが、巻頭に「本集は昭和三年十月より昭和四年二月末日迄に、本省へ到達したる全国地方裁判所長の陪審事件に関する報告書掲記の公訴事実の梗概、問及答申を集録したるものなり」と、昭和四年三月一五日付で陪審係による説明が記載されている。

(注2)『陪審説示集』には、「本書中公判調書写と記載ある分は本省へ送付の原案に其の旨明記したものに限る其の他のは総て事實の如何を問はず説示案とせり」と注記されている。

1 京 都

(一) 説示・問書

①京都地方裁判所強盗殺人未遂被告事件昭和四年六月一日判決強盗殺人未遂懲役七年

(1) 公訴事実の梗概

被告人は其の営める糸物商の資本乏しき為め営業を拡張して郷里の母を安心せしめんと苦慮し居りたる折柄昭和四年四月六日午後零時半頃O S貯蓄銀行N J支店の集金人T Iイチか被告人方へ其加入せる同銀行の積立貯金（注、の月掛金の「集金」）に来れる際同人か多額の集金を所持せるを知り同人を殺害して集金を奪はんと決意し表の間上り口に腰掛け居れるイチの背後より竹製ステツキを其咽喉部に当て両手を持ちて強く引き絞殺せんとしたるも該ステツキがイチの頸部に当りたる為めと同人か極力抵抗し大声を発して救を求め其の口を覆ひたる被告人の手指に咬付き被告人か手を緩めし際にイチか其場を逃れたる為め同人の頸部等に治療約一週間を要する創傷を加へたるのみにて其目的を遂げざりしなり

(2) 説示案

先づ問題となれる本件の事実関係に付説明すれば

本件に付検事の主張するところは被告人は糸物商の資本乏しき為め営業を拡張して郷里の母を安心せしめんと苦慮し居りたる折柄本年四月六日正午過頃予て被告人か加入せるO S貯蓄銀行の積立貯金集金の為め同銀行の集金人T Iイチか集金指定日なりしを以て被告人方へ集金に來りし際同人か平素多額の集金を所持せるを知れる被告人は同人を殺して其の集金を奪はんと決意し右イチか被告人方店の間上り口に腰を掛け貯金通帳に受取の金票を貼る為め之を選り出せる隙を窺ひ竹のステツキを以て同人の後方より其の頸部に引掛け両手にて強く引き絞め殺さんとしたるも該ステツキか同人の頸部に掛りし為め頸部を絞むる能はす尚被害者か極力抵抗し且大声にて救を求めたるにより被告人は被害者を店の間より中の間迄引摺り行き被告人の左手にて被害者口を蔽ひ以て其の发声を防かんとしたる際

被害者に其の手の薬指を咬まれ痛きの余り手を緩めし際に被害者は被告人より逃れし為め被害者の頸部に治療一週間の傷を負はしたるのみにて之を殺害して金品を強奪せんとする目的を達す能はさりしものなりと謂ふにあり。

被告人は之に対し右の事実を否認し当日T Iイチか集金に來りしを以て十円札を左手に持ちて渡さんと差出したるところ突然イチか其の手を握み且つ不意に其の薬指に咬付いたる為めそれを防かんとして土間に下り在り合せたる竹のステツキを以て同人を打ち咬付かれし指を放さしめ得たるも尚咬付かゝる虞ありし為め後方より右ステツキを同人の胸の辺に當て両手に持ちて絞め左股に掛け店の間に捻ち伏せたり而して右頸部の傷は右格闘の際に生せしものならんと思はるゝも同人を殺して金を奪はんとの考にて右の行為を為せしものにあらずと弁解す

故に諸君に評決を求むる事項は「被告人は昭和四年四月六日京都市上京区□の内通□□本□入なる自宅に於てT Iイチを殺害して其の所持金を奪はんと決意し竹のステツキを以て咽喉部を絞め殺害せんとしたるも同人か抵抗し其の場を逃れたる為め其の目的を遂げざりしものなりや」にして之より説明する法律上の論点及証拠の要領も其の範囲に於て為さんとするものなり

依つて法律上の説明を為さんに

本件が検事主張の如きものとすれば「刑法第二百四十条に強盗人を傷したるときは云々の刑に處す死に致したるときは云々の刑に處す」と規定される中其の後段所定の罪を犯さんとして未だ遂げざるものとなるなり而して強盜とは「同法第二百三十六条第一項の暴行又は脅迫を以て他人の財物を強取したる者は強盗の罪に處す」と規定されるものを謂

ふものにして其の中暴行とあるは犯人以外の他人に不法なる攻撃を加ふるを謂ひ脅迫とあ
るは他人の精神上に不法なる害悪を加ふることを通知し威嚇することを指し強取とは右暴
行又は脅迫の手段により他人を怖れしめ其の反抗を抑圧し其の意思に反して物を取ること
を称す要するに強盗罪とは他人の金品を無理矢理に取ることを指称するなり

次に右強盗の仕事に着手し其の現場に於て被害者を殺害せしときは前示刑法第二百四十
条後段の強盗人を死に致したるときとあるに該当するものにして此の場合にありては殺意
の有無に拘らず同条後段の処断を受くべきものとす然らば他人を殺害し金品を奪はんとの
目的を以て殺害行為に掛りたるも被害者が逃れし為め其の目的を達せざりしどきは如何に
処断すべきや右の如く実行に移りたるも其の目的を遂けざりし場合は「刑法第四十三条の
犯罪の实行に着手したるもの之を遂けざるべきは云々」と規定されあるに該当するものにし
て設問の如く強盗殺人の目的か遂けざりしどきは同法第二百四十三条に基く「同法第二百
四十条の未遂を罰す」なる規定によりて処断を受くべきものとす此の点に付説明を要する
は人を殺して物を取る目的にて暴行を加へたるも單に負傷せしめたるのみにて其の目的を
遂くる能はさりし場合は前示刑法第二百四十条前段の強盗人を傷したるときとある場合
に該当せざるやとの疑問を生するやも図られざるも右の場合は傷の有無に拘らず同条後段
所定の人を死に致したるときはとある罪の未遂を以て論すべきものなること現時の裁判例
により争なきところなり故に本件に於ても前叙の如き問を發せし次第なり

最後に本件の証拠の要領を観るに

検事の主張せる事実の証拠と觀らるべきは証人T Iイチの証言及び被告人の予審調書な
り証人T Iイチは四月六日正午過頃集金指定日なりし故被告人宅に集金に赴き表硝子戸を

開けて内部に入り同家表の間上り口に西向に腰を掛け居りたるに被告人は暫く待たれだし
と店の間を立ち中の間より下駄を穿ち土間に下りそれより表入口に出て外部を見廻したる
後家内は居らぬのかなと云ひつゝ表入口の硝子戸を開ちて戻り土間を通りて中の間の水屋
より積立預金証書を持参し自分の後方より前に投げ金票を貼り呉れと云ひたり依つて右証
書を引寄せ金票を貼らんとして俯向きて之を選り出せる際突然背後より細き棒を自分の前
に廻し頸の所に引掛け掛け声と共に両手にてウント後ろに引き絞めたるを以て斯は只事なら
す自分が金を所持せる為め斯かることを為すならんと冷水を浴せられたる如く驚き集金鞄
を左手に強く握り更に其手にて懷中の大金を庇ひ右手を以て右の棒をグット前に押し除け
たり然るに被告人は更に自分の襟首を取りて店の間に引摺り上げ次て中の間迄引摺り行
たるを以て機声喧しき右場所にて奥の間迄運行かれては声を立つるも聞えさるへしと中
間に於て二声許り人殺しと叫ひ救を求めたるに被告人は手にて自分の口を蔽ひたり其の際
其の指か自分の口に触れたりしかば之に強く咬付きたるところ被告人は手を緩めたるを以
て其の際に表の間に逃れ出て硝子障子を強く叩きて助けを呼び近所の女か入口を開け呉る
ゝと同時に下駄及集金判を置きたる恐怖しさに之を持ち得すも右入口より逃げ帰りしと述
へ被告人か斯かる暴行を加へしは自分が金を所持し居る為と思ひ金を奪はれざる様之を庇
ひつゝ抵抗したものにして其の際は殺さるゝものと思ひて人殺しと叫ひ又子供あるを以
て命のみは助け呉れと頼みたりしと証言せり此の証言は被告人に殺意と強奪の意思ありし
や否やを判断する材料と為し得るは勿論なるか其の他に被告人は予審に於ては営業資金拡
張の為めT Iイチの集金に來りし際同人か平素多額の集金を所持せるを知れるを以て夫を
欲する考か突然起こり同人を殺して奪ふより他に途なしと思ひたるを以て隙を窺ひイチの

背後よりステツキにて同人の咽を絞めて殺し其の金を奪はんと決心せりと供述し尚死体の処置方法に至る迄詳細に陳述し居れるなり且予審廷にてイチか被告人宅に来りてより同人か逃れ帰る迄の顛末に付てイチの証言と殆ど符合する趣旨の供述を為し居れるなり而して被告人の右予審に於ける自白は刑事巡査の拷問に基つく虚偽の申立を為したことより余儀なく予審判事に対しても同様の供述を為したるなりと弁解するも本日右取調に当りし警官五名は当廷に於て証人として口を揃へて斯かる事実なしと供述せり而して被告人か弁解する事実に付ての直接の証拠としては被告人の当廷に於ける供述以外に其の証拠なし尤も当日其の場に駆け付けたるNOハル、HT與一郎並事件直後被告人と面接せるGT信一は証人として右被告人の弁解するか如き話を被告人より聞きたりしと証言す而して右三名は被害者の当日の様子をも見知れる者にして被告人より右話を聞きてNOは何等思はさりしと述ぶるもGTは被告人か良からぬ行為を為さんとして暴行を加へたるものならんと思ひしと述へHTは被告人は平素温順な男たのに不思議な話たなあと思ひたりと陳述し居れるなり弁護人は被告人か銀行より謝罪せは穩便に済す旨を申向けられながら強硬に之を拒みて官庁の取調をさへ求めしは被告人に斯かる悪事を為せし覚えなき証拠なりと弁解せり右事情は斯く被告人に有利に解し得らるゝも其の反面TIイチの自分が被告人の手を脱戸を叩きし折より被告人の態度豹変して金を持ち帰へり呉れと述へし事実ありとの証言か真実なりとせば被告人か右の如く強硬に云ひ張りしは其の体裁を装ふ為にして銀行より言はるゝ併に謝罪せは其の謝罪を逆用され不利益とならんことを虞れ強ひて謝罪せざりしものと見得られざるにもあらざるなり其の他被害者の下駄及集金判の座敷上に残されありし事実は被告人の述ぶるか如き関係にても可能なりや又被害者の述ぶるか如き関係ならては不

可能なりやの点も本件の判断を為すに付ての重要な資料なり

諸君は如斯相反する被告人の当廷に於ける供述と被害者の供述並変更せられるある被告人の予審に於ける供述と当廷に於ける供述と其の何れか真実なりやを以上の証拠により諸君の常識経験に訴へて判断し評議の上事件の真相に合致すべき答申あらんことを望む

2 奈 良

(二) 問書・答申

①奈良地方裁判所殺人未遂被告事件昭和四年一月二十五日判決傷害懲役四月

(1) 公訴事実の梗概

被告人は予てより居大家OD小治郎の妻たみと私通し居りたる処昭和三年十月三十日夜小治郎方納屋に於てたみと密会せるを小治郎に発見せられ且同夜小治郎かたみと共に大阪市に転居する相談を為せるを聞知し事茲に至りたる以上は日頃愛着せるたみとの関係を断念するの外なきより懊惱の末自暴自棄に陥り一層小治郎を殺害せんことを決意し翌三十一日夜十一時過頃自宅に於て飲酒の上鉈(証第一号)を携帶して小治郎方に至り同家裏口に於て小治郎と出会したるより矢庭に右鉈を振上けて同人に斬付けんとしたるも近隣のTM久太郎等に制止せられたる為め小治郎に対し左小指に治療約一週間を要する創傷を負はしめたるのみにして殺害の目的を遂げざりしものなり

(2) 問 主 問

被告人為吉は昭和三年十月三十一日夜奈良県北葛城郡□□村大字□□OD小治郎居宅附近

に於て殺意を以て鉈にて小治郎に斬付け其の左手に傷を負はしめたるも殺害するに至らさ
りしものなりや

補問

被告人は前記時所に於てOD小治郎を鉈にて斬付け其左手に傷害を加へたるものなりや

(3) 答申

主問、然らず

補問、然り

②奈良地方裁判所放火被告事件昭和四年二月七日判決放火懲役三年

(1) 公訴事実の梗概

被告人は株式会社YN銀行より其の所有に係る奈良県吉野郡□□町大字□□五□□番地の家屋を借受け宿屋兼料理業を営み居たる処同家屋並に宅地等は曾て被告人の所有し居たる關係あるに依り懇望の末昭和三年七月九日同銀行より之を代金一万四千円支払方法は同年七月十日金三千円同年同月三十日金二千円同年十月三十日及昭和四年一月三十一日各金四千五百円受渡期日は全額支払済と同時の定めにて買受けの契約を為し以て右第一、二回分合計金五千円は期日に辛して弁済したるも元来資産なきこととて昭和三年十月三十日支払ふべき金四千五百円の才覚に窮し之か期日の切迫に連れ焦慮し居たるものなるか会々同年十月二十七日家族の不在中居宅三階にて単独飲酒中不図思ひを此際無理に調金し家屋を自己の所有と為すも近き将来道路拡張の為め之か一部を徴収さることあれは折角の苦心も水泡に帰するものなることを廻らすや快からず一面最早自己の力にては到底金策を講

する途なきを慮り彼れ是れ愈々煩悶を重ね同年同月二十二日右銀行の承諾を得て同銀行の名義にてYH火災海上保険株式会社及同月二十五日妻ならざく名義にてTK火災保険株式会社と各火災保険契約を締結し前者へは右家屋を金二万五千円後者へは同家屋内の建具及什器に対し金三千五百円の各保険金に付しあることを想起し茲に右保険金を騙取せん為め其の家屋を焼燬せんと決意し同月二十七日午後零時三十分頃居宅三階大広間の北側壁に近き床より西方約五尺隔りたる箇所の畳の上に炭火を差置き以て放火し因て同室の柱鴨居天井の一部と共に畳二十六枚硝子障子四本襖等を焼燬したるものなり

(2) 問

主問

被告人善太郎は昭和三年十月二十七日正午頃其の住居の三階大広間畳の上に炭火を差置き畳、天井、柱等に燃移らしめ因て右家屋に放火し之を焼燬したるものなりや

(3) 答申

然り

3 和歌山

(1) 説示・問書

①和歌山地方裁判所殺人及尊属殺人未遂被告事件昭和四年二月一八日判決傷害致死及傷害懲役六年

(1) 公訴事実の梗概

被告人は昭和三年十月上旬頃より脚気病に罹りたる為めキクエも同家に至りて被告人の看

病を為し居りたるところ同月十四日夜キクエは些細のことより被告人の実父安吉と口論をして其の実家なる前記鶴松方に立帰りたるより被告人は悶々の情禁せざりし折柄同年十一月三日に至り和歌山市外□□村H S福松に嫁したる被告人の妹たけより実家所在の他の妹スギエに宛郵送したる書状（証第二号）を見たるにキクエは嘗て福松に対し被告人は老年なる故嫌ひにて其の為め腰か座らぬ旨話したりとの記載ありたるより愈々不安の念に駆られ同日正午過頃前記鶴松方にキクエを訪ひ同道帰宅方を促したるもキクエは之に応せざるのみならず福松に対し前示の言を為したる事實をも否認したるより被告人は憤怒して大声を発し且つ疊を叩く等の挙に出でたる為め鶴松は戸外より入り来りて之を制せんとしたるも同人に於ても予てキクエを夜中帰宅せしめたる被告家の仕打を心良からず思ひ居たる折柄とて茲に両人間にも亦激論を生するに至りたる結果被告人は憤慨の余遂に同家台所に在りたる刃渡り三寸三分の細身の出刃庖丁（証第一号）を取り之を右手に刃を外にして逆手に握り鶴松に突掛らんとしたるよりキクエは大に驚き鶴松を庇はんとする態度に出てたるところ被告人はキクエに対しても憤り居たる際なるを以て先づ左手を以て同人の頭髪を握りたる上死に致すことあるべきを認識しながら右手の出刃庖丁を以て同人の左頸側髪生際直前の部位を力任せに突刺し因て大出血に基く失血により間もなく同人を死亡せしめ尚鶴松に対しても犯意継続の下に死の結果を来すことあるべきを認識しながら右出刃庖丁を以て前額部頭部等数個所を力任せに突刺したるも同人が戸外に逃れ出てたる為め治療日數十八日を要する創傷を負はしめたるに止まり死の結果は来さしむるに至らざりしものなり

（2）説示案

本件に付検事は被告人は昭和三年十一月三日□□町大字□□浜Y M鶴松方に於て殺意を

以て被告人の妻H I キクエ及キクエの父Y M鶴松を出刃包丁にて突刺しキクエを殺害し鶴松に付ては其目的を遂げざりしものなりと主張し之に対し被告人は殺意なかりしものなりと主張して居る

鶴松が傷付きキクエが死亡した事は争のない事実である

之に付先づ法律上の論点を説明すれば刑法第百九十九条は人を殺したるものは云々と規定し同法第二百三条は其未遂罪を罰して居る、百九十九条の規定は殺意即ち人を殺さうと云ふ考を以て人を殺害した場合に該るものである、此殺意と云ふ事は相手方の生命を取らうと云ふ考を以て人を打ち斬り又は突く等力を加へた場合は勿論殺意ありと云ふのであるか力を加へる際相手が死ぬかも分らぬと云ふ考があつたとすれば之亦法律上殺意ありと云ふのである

刑法第二百五条は身体傷害により人を死に致したるものは云々と規定して居るこれは人を打つ、斬る等力を加へて相手が死亡しても加害者に殺意かなかつた場合に該るもので、之を傷害致死と云ふ、即ち同しく人を殺しても害を加ふる者の心に殺意即ち殺してやらうとか、相手が死ぬかも知れぬとか云ふ考かなかつた場合である

同法第二百四条に人の身体を傷害したるものは云々とあり之は殺意なくして相手を傷けた場合である本件に關係ある刑法の規定は以上の如くてあるか之を本件に当てはめて説明すれば
若し被告人に殺意ありしものとすれば鶴松に付ては殺人未遂、キクエに付ては殺人既遂即ち殺人罪か成立するのである而して若し殺意なかりしものとすれば鶴松に付ては傷害罪、キクエに付ては傷害致死罪か成立するのである

次に事実並に証拠の要領に付て説明する但し当職は証拠の信否、罪責の有無に關しての意見は述へられないものである

先つ本件犯行に至る経路、被告と其妻キクエとの間の経緯に付ては被告が当公廷に於て詳しく述ぶる處で即ち、結婚後キクエは家出し奈良五条の辺り迄行き、其間被告との間に警察沙汰になつた様な事もあつた、ついて被告が病気となり□□□村の実家に於て病氣療養中キクエが看護に來た際、被告の父安吉と口論してキクエは実家Y M鶴松方に帰り其後被告の病氣看護に來なかつた等の事より被告とキクエとの間は兎角遺憾の点が多かつた折柄昨年十一月三日被告の妹たけより他の妹スギエに宛てたる手紙に被告とキクエの間の事に付面白からさる事か書かれてあつた処より被告はキクエの本心を聞き訊すべく其日□□浜なるキクエの実家鶴松方に赴きたるに其際、鶴松キクエの態度が冷淡なりとて鶴松と口論し鶴松は箒を被告は出刃庖丁を手にして渡り合つたと云ふのである

茲に問題となるへきは鶴松か箒を持つたのと、被告が出刃庖丁を手にしたのと何れか先なりしやと云ふ点である、被告は鶴松か先づ箒を持つて殴りに來たから出刃庖丁を手にしたと述へ、鶴松は被告か先に出刃庖丁を持つて斬つて來たから、それを防ぐ為めに箒を手にしたと述へて居るキクエに付ては被告は、キクエを目かけて突いたのはなく、鶴松と立向つた時、キクエが飛ひ込んで来て包丁か当つたと申立てゝ居る此点に付被告は予審に於てはキクエの左耳の後の辺りを力任せに突いたと述へ当公廷に於ける申立とは違つて居る

次に被告に殺意ありしや否やの点を認定するに付ては犯行当時の模様及被告人の態度被害者の傷の模様兇器の種類、犯行後に於ける被告人の言動等を参考として其の一つ一つに

付吟味すべきである

被告人は当公廷に於て力任せに突いたと云ふ事を否認して居るか、予審では鶴松、キクエ兩人を力任せに突いたと述へて居る尚其際被告人かキクエの頭髪を掴んだかどうかと云ふ点に於ては之も被告人は当公廷に於て否認して居る、証人O D多代吉は犯行の際被告人かキクエの頭髪を掴んで居たのを見たと述へ、証人K S為一はキクエの妹Y Mアキノに聞いて見た処犯行の日犯行の前キクエは髪を七三に結ふて居たとの事なるか兇行直後キクエの髪はバラになつて居たと当公廷に於て述へて居る

被害者の傷の模様に付ては証人E M貞雄の供述によればキクエの傷は深さ二、五センチメートル即ち八分頸椎に達するものにて、死因は頸動脈の切断したる大出血に基く而して其傷は鋭利なる出刃庖丁の如き刃物による刺傷にして被害人を静止の状態に置き力強く突刺したるにより生したるものなりと述へて居る

兇器は小出刃庖丁で余り大きなものではない此出刃庖丁は被害人鶴松の述ぶる処によれば娘に聞いて見た処兇行前は尖か曲つて居なかつたと云ふたとの事である

被告が犯行後鶴松、キクエの後を追かけなかつた事並にキクエの傷が唯一ヶ所、丈けてある事は被告人の利益と觀るべき点である

更に犯行後に於ける被告人の言動に付ては、証人U K捨吉は当公廷に於て被告が自首の途中U K梅造方に立寄つた際捨吉に対し出刃庖丁を懷より出して見せ、今二人ばらして來たと云ふたと述へ証人S S房吉も捨吉より此事を聞いたと述へて居る被告は此点に付ては否認して居る

以上説明する如く被告人は予審公判に於て夫々其供述を変更して居る、公判の陳述のみ

を以て判断し、又は予審の供述のみを以て判断することは事実の認定を誤る、宜敷他の証拠と照合して研究すへきてある尙本件の如く殺意ありや否と云ふ様な人の意中を判断するは本人か自白せざる限り誠に至難の事であるから充分の考慮を要する、一つ一つの証拠を別々に考へては認定することか出来なくとも、それを総合して考ふる時は認定に達し得るものである（以下略）

（二）問書・答申

①和歌山地方裁判所殺人及尊属殺人未遂被告事件昭和四年二月一八日判決傷害致死及傷害懲役六年

（1）公訴事実の梗概

被告人は昭和三年十月上旬頃より脚気病に罹りたる爲めキクエも同家に至りて被告人の看病を爲し居りたるところ同月十四日夜キクエは些細のことより被告人の実父安吉と口論をして其の実家なる前記鶴松方に立帰りたるより被告人は悶々の情禁せざりし折柄同年十一月三日に至り和歌山市外□□村H S福松に嫁したる被告人の妹たけより実家所在の他の妹スギエに宛郵送したる書状（証第二号）を見たるにキクエは嘗て福松に対し被告人は老年なる故嫌ひにて其の爲め腰か座らぬ旨話したりとの記載ありたるより愈々不安の念に駆られ同日正午過頃前記鶴松方にキクエを訪ひ同道帰宅方を促したるもキクエは之に応せざるのみならず福松に対し前示の言を爲したる事實をも否認したるより被告人は憤怒して大声を発し且つ疊を叩く等の挙に出てたる爲め鶴松は戸外より入り來りて之を制せんとしたるも同人に於ても予てキクエを夜中帰宅せしめたる被告家の仕打を心良からず思ひ居たる

折柄とて茲に両人間にも亦激論を生するに至りたる結果被告人は憤慨の余遂に同家台所に在りたる刃渡り三寸三分の細身の出刃庖丁（証第一号）を取り之を右手に刃を外にして逆手に握り鶴松に突掛らんとしたるよりキクエは大に驚き鶴松を庇はんとする態度に出てたるところ被告人はキクエに対しても憤り居たる際なるを以て先づ左手を以て同人の頭髪を握りたる上死に致すことあるべきを認識しながら右手の出刃庖丁を以て同人の左頸側髪生際直前の部位を力任せに突刺し因て大出血に基く失血により間もなく同人を死亡せしめ尚鶴松に対しても犯意継続の下に死の結果を来すことあるべきを認識しながら右出刃庖丁を以前額部頭部等数個所を力任せに突刺したるも同人が戸外に逃れ出てたる爲め治療日數十八日を要する創傷を負はしめたるに止まり死の結果は来さしむるに至らざりしものなり

（2）問

主 問

第1、被告人は昭和三年十一月三日和歌山県西牟婁郡□□町大字□□の浜Y M鶴松方にて殺意を以て被告人の妻キクエの実父なる右鶴松を小出刃庖丁にて斬付けたるも同人か其場を逃去りたる爲め殺害の目的を遂げざりしものなりや

補 問

第1、被告人は前同日同所に於てY M鶴松を小出刃庖丁にて斬付け同人を傷害したるものなりや

主 問

第2、被告人は昭和三年十一月三日和歌山県西牟婁郡□□町大字□□の浜Y M鶴松方にて殺意を以て被告人の妻H Iキクエを小出刃庖丁にて斬付け同人を殺害したるものなり

や
補問

第2、被告人は前同日同所に於てH-Iキクエを小出刃庖丁にて斬り同人を傷害死に致したものなりや

(3) 答申

主問、第一、然らす 第二、然らす
補問、第一、然り 第二、然り

五 刑事判決書

京都・奈良・大津・和歌山各地方裁判所で行われた陪審公判の判決書は、前記各地方検察庁に保存されている。

京都では、①②⑤事件が上告されたが、①は昭和四年七月二〇日（「大審院刑事判例集」第8巻第8号410頁、「法律新聞」昭和4・12・18）、②は昭和四年一〇月一九日（「大審院刑事判例集」第8巻第11号537頁、「法律新聞」昭和5・1・28）、⑤は昭和五年七月五日（「大審院刑事判例集」第9巻第8号472頁、「法律新聞」昭和5・11・13）、いづれも大審院は上告を棄却した。

大津では、②事件（懲役一〇年（求刑懲役一二年）・未決拘留二五〇日算入）は、被告人が上告し、昭和一三年一月二四日大審院は原判決を破棄し京都地方裁判所に移送した（「大審院刑事判例集」第17巻第1号1頁、「法律新聞」昭和13・3・30）。判決要旨は、「被告人に不利益なる部分を強調し、利益なる部分を閑却せるか如き証拠要領の説示は違法なり」というものである。破毀移送後

の京都地方裁判所では、被告人は陪審公判を辞退し、通常手続きで審理され、昭和一三年五月九日、懲役七年（求刑懲役10年）・未決勾留二五〇日算入の判決があつた。控訴したが、昭和一四年三月一八日大阪控訴院は、懲役七年、上告前の第一審大津地方裁判所における未決拘留日数二五〇日算入の外に大阪控訴院における未決拘留日数一〇〇日を算入した。更に上告したが、昭和一四年七月一〇日大審院は、未決日数通算に違法あり（注、「刑事訴訟法」第556条第3項「破毀移送後の未決拘留は法定通算」として原審を破毀し、懲役七年・未決拘留日数二五〇日算入と自判した。本件は、老女が蒲団の中で、首に腰紐が巻かれた状態で死亡していた事件で、自殺か他殺かが争われた。破毀移送後の公判は、通常手続で大審院まで争われたが、被告人が再度の陪審公判を辞退したのは、事実認定を陪審員の判断に委ねる一回勝負（陪審裁判は、控訴審がなく、上告審で事実認定を争えない）は危険と判断したからであろう。

（注）大津②事件の大審院昭和一三年一月二四日判決については、次の判例評釈がある。城富次「陪審法第七十七條に所謂証拠説示の違法なる場合」（『法学協会雑誌』第57巻第1号、一九三九年一月）。

1 京 都

①京都地方裁判所殺人被告事件昭和四年四月一六日判決

昭和四年四月十六日宣告

裁判所書記永井米藏印

本籍 京都市下京区□□条□□町□□番地ノ□

判決

住居

同市同区□□条□□原□□番地

無職

OK芳太郎

明治四十四年三月□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ検事山口龍作小山芳良閔与ノ上事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役十年ニ処ス

押収ニ係ル匕首（証第一号）及木刀（証第二号）ハ之ヲ没収ス

陪審費用ヲ除キ其ノ他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ性行修マラス博戯ヲ好ミ常ニ賭場ニ出入シ居リタルモノナルトコロ昭和三年十二月二十五日被告人カ開張シタル京都市□□条□□町I D政吉方ナル賭場ニ於テ通称精一事Y D甚三郎カ呼子ノ笛ヲ鳴シテ賭場ヲ騒シタル事ヨリ同人ト口論ノ末互ニ争鬭ヲ為シ其ノ場ハI D政吉等ノ仲裁ニ依リ治リタルモ其ノ二ヶ月許前ニモ甚三郎ト口論ヲ為シタルコトアリテ被告人ハ甚三郎カ故意ニ被告人ノ賭場ヲ妨害スルモノト思惟シ内心解ケサルモノアリ同人トノ鬭争ヲ予期シ之ニ備フル為匕首一口（証第一号）ヲ懷中シ尚木刀一本（証第二号）ヲ用意シ居リタル折柄其ノ翌二十六日午後七時頃右甚三郎カ被告人ノ義父I H吉松ヲ殴打傷害シタルコトヲ聞知シタルヨリ甚三郎ニ対スル憤怨ノ情其ノ極ニ達シ寧ロ同人ヲ殺害シテ鬱憤ヲ露サント決意シ直チニ甚三郎ノ同居セル京都市下京区□□条□□町□□□□

番地Y O利三郎方表道路ニ到リ甚三郎ヲ呼出シ同所ニ於テ匕首ヲ手ニシテ立向ヒ來リタル甚三郎ニ対シ被告人ハ右木刀及匕首ヲ以テ格闘シ匕首ニテ強ク同人ノ前胸部ヲ突刺シ深ク胸腔内心囊及右肺ヲ貫キ因テ同人ヲシテ其ノ損傷ニ基ク大出血ノ為間モナク死亡スルニ至ラシメ殺害ノ目的ヲ遂ケタリ

尚被告人ハ京都区裁判所ニ於テ大正十四年四月二十五日窃盜罪ニヨリ懲役短期三年長期五年ニ処セラレ昭和二年勅令第十五号ニ依リ懲役短期二年八月長期三年四月ニ変更セラレ其ノ執行ヲ受ケ終リタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百九十九条ニ該当スルヲ以テ同条所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ尚被告人ニハ前示前科アルヲ以テ同法第五十六条第五十七条ヲ適用シ同法第十四条ノ制限ニ從ヒテ再犯ノ加重ヲ為シタル刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役十年ニ処スヘク押収ニ係ル匕首（証第一号）及木刀（証第二号）ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ則リ之ヲ沒収スヘク訴訟費用ニ付刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ主文ノ如ク判決ス

昭和四年四月十六日

京都地方裁判所第二刑事部

裁判長判事 堀 耕作
判事 遠藤 剛一
判事 永田 忠
印 印 印

昭和四年七月二十日宣告

裁判所書記黒瀬有藏

昭和四年(れ)第六四三号

判決書

本籍 京都市下京区□□条□□町□□番地ノ□

住居 同市同区□□条□□町□□番地

無職

OK芳太郎

明治四十四年三月□日生

右殺人被告事件ニ付昭和四年四月十六日京都地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ原審弁護人若林駒之輔ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人若林駒之助^{アツマ}上告趣意書原審裁判長ハ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノヲ証拠トシテ説示シタル不法アリ原審裁判長ハ被告ハ予審ニ於テ予審判事ノ訊問ニ對シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判廷ニ於テ変更シタルニヨリ被告ノ予審調書ハ証拠ニ採用シ得ヘキモノナリト説示シタリ然レトモ被告ハ予審ニ於ケル精一事甚三郎ヲ殺害スル決心ヲシテ全人方へ押掛けタリトノ供述ハ公判準備手続ニ於テ全然其ノ供述ヲ変更シテ殺意ナキモノト断言セリ故ニ予審ニ於ケル殺意ノ有無ニ關スル重要ナル供述ハ公判前業已ニ之ヲ変更シ公

判廷ニ於テハ最早予審ノ供述ヲ変更シタルモノニアラス公判準備手続ノ供述ヲ維持シタルモノナレハ陪審法第七十三条第二号ノ「被告人公判外ノ供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ」ノ規定ニ該当セサルコト寔ニ明ナルノミナラス弁護人ハ被告カ公判期日ニ於テ之ト同様ノ供述ヲ為セル部分ニ付検事及予審判事ノ訊問調書ハ証拠ト為スハ異議アリトノ申立ヲ為シ居レハ被告ノ予審調書ハ証拠ト為スコトヲ得サルモノナリ（公判始末書ニハ裁判長ノ説示証拠書類ノ摘示押収物件ノ展示アリタル後弁護人ヨリ異議ノ申立ヲ為シタル如ク記載サルルモ箇ハ始末書ノ誤記ニシテ被告証人等ノ訊問終リ未タ裁判長ヨリ説示ナキ午前開廷ノ最後ニ異議ノ申立ヲ為シ午後開廷早々裁判長ノ説示アリタルモノナリ陪審廷ノ此ノ経過ハ其ノ當時ノ京都ノ新聞及法律新聞ニ明記シアリ公判始末書ノ誤記疑ヒナシ）然ルニ原審裁判長ハ如上被告カ公判準備手続ニ於テ予審ノ供述ヲ業已ニ変更セル部分ノ被告ノ予審調書ヲ証拠ニ採用シ得ヘキモノナリト説示シタルハ陪審法第百四条第六号ニ該当スルモノニシテ常ニ上告ノ理由アルモノナルコト洵ニ顯著ナル場合ナリ或ハ予審ノ供述ヲ公判準備手続ニ於テ変更シタリトスルモ予審ノ供述ハ消滅スルモノニアラサレハ公判ニ於テ再ヒ予審ノ供述ニ相違セル供述ヲ為シタルトキハ則チ公判外ノ供述ヲ公判ニ於テ変更シタルモノナリトノ理由ニテ原審裁判長ハ予審調書ヲ証拠ト為スコトヲ得ルモノナリト断定シ証拠トシテ説示シタルモノナランモ変更トハ廷ヲ變へ場所ヲ更ムニヨリ其ノ場所毎ニ供述ヲ変更シタリト云フモノニアラス変更ノ有無ハ場所的觀念ニアラスシテ時間的觀念ナリ故ニ其ノ場所ノ如何ヲ論セス時間的ニ時前ノ供述ヲ変更スレハ其ノ変更シタル時ニ於テ時前ノ供述ハ変更サレテ被告ノ裁判外ノ供述トナリ変更以後ノ供述カ其ノ変更シタル供述ト同様ナルトキハ供述ヲ変更シタリト称スルコト能ハサルナリ第一審ニ於テ最初申立テタ

ル申立ヲ変更シ第二審ニ於テハ変更シタル申立ト同様ノ申立ヲ維持シタル場合ニ之ヲ称シ
テ第二審ニ於テ第一審ノ申立ヲ変更シタリト云フコト能ハサルニ等シキモノナリ若シ夫レ
公判準備手続ニ於テ公判外ノ供述ヲ変更シ公判ニ於テモ公判準備手続ニ於テ為シタルト全
一ノ供述ヲ為シ何等供述ヲ変更シ居ラサルニ拘ラス之ヲシモ尚公判外ノ供述ヲ公判ニ於テ
変更シタルモノナリト論定センカ例へハ司法警察官ノ作成シタル訊問調書ニ記載セラル
供述ヲ検事第一回調ニ於テ全部変更シ爾來其ノ変更シタル供述ヲ予審公判準備手続公判迄
終始一貫シ居ル場合ニ於テモ尚公判前ノ訊問ニ對シテ為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判
ニ於テ変更シタルモノトシテ一司法警察官ノ作成シタル訊問調書ヲ証拠トシテ予審公判準
備手続公判ニ於ケル供述ヲ弊履ノ如ク棄ツルコトヲ得ヘキ結果トナリ陪審法第七十一条ノ
直接審理主義ニ基ク採証ノ大原則ニ関スル規定ヲ蹂躪シ陪審法ノ精神ハ全ク滅却セラル
ニ至ルナリ右上告趣意御採用ノ上原審判決ヲ破毀シ他ノ地方裁判所ニ移送相度候也ト云フ
ニ在リ

按スルニ陪審法第七十三条第二号ニ所謂「被告人公判外の訊問ニ對シテ為シタル供述ノ重
要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルトキ」トハ被告人力當該公判以前ノ公判、公判準備手
続予審又ハ強制捜査処分其ノ他同条所定ノ訊問手續ニ於ケル供述ノ重要ナル部分ヲ當該公
判ニ於テ変更シタル場合ヲ指称シ而カモ其ノ供述ハ被告人力叙上何レカノ訊問ニ對シテ為
シタル重要ナル部分ヲ當該公判前既ニ之ヲ変更シタル場合ト雖仍本公判外ノ訊問ニ對シテ
為シタル供述ノ重要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタルモノト解スヘキモノトス蓋シ前記法
条ニハ單ニ「云々公判ニ於テ変更シタルトキ」トアルニ過キスシテ其ノ供述力既ニ當該公
判以前ニ於テ変更セラレタルト將タ當該公判ニ至リ始メテ変更セラレタルヤヲ問ハサルノ
トテ

ミナラス真実ノ發見ニ必要ナル力為直接審理ノ例外トシテ同条所定ノ各訊問調書及之ヲ補
充スル書類図画ニ証拠力ヲ与ヘタル該法条ノ法意ニ照スモ叙上ノ如ク解スルヲ妥当トスル
ヲ以テナリ然リ而シテ記録ヲ查スルニ本件ハ陪審手続ニ依ル殺人被告事件ニシテ被告人ハ
予審ニ於テ殺意ヲ否認シタルモノニシテ斯ノ如キ場合ハ冒頭説示ノ理由ニ依リ陪審法第七十三条第二
号ニ所謂被告人公判外ノ訊問ニ對シテ為シタル供述ノ主要ナル部分ヲ公判ニ於テ変更シタ
ルトキトアルニ該当スルモノト謂ハサルヘカラス從テ右予審訊問調書ハ同法条第二号ニ依
リ同法第七十七条ノ直接審理主義ニ基ク採証原則ノ例外トシテ証拠ト為スコトヲ得ルモノ
ニシテ同法第七十五条所定ノ書類ニ非サルヲ以テ訴訟關係人ヨリ証拠ト為スコトニ付異議
アリタル為其ノ証拠力ヲ失フモノニ非ス果シテ然ラハ原審裁判長カ所論ノ如ク説示シタリ
トテ同法第百四条第六号ニ該当セサルコト論ヲ俟タス論旨理由ナシ
右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス
検事官城長五郎閔与

昭和四年七月二十日

大審院第三刑事部

裁判長判事	中西	用徳
判事	宮本力之助	
判事	日高要次郎	
判事	鈴木	秀人
判事	岸	達也

右謄本也

昭和四年七月二十六日

大審院第三刑事部

裁判所書記 黒瀬 有藏 印

②京都地方裁判所強盜殺人未遂事件昭和四年六月一日判決

昭和四年六月一日宣告

裁判所書記永井米藏印

判決

本籍 京都府竹野郡□□村字□□百□□番地

住居 京都市上京区□□□通□□西入上ル□□町□□番地

糸物商

K M 政治

当三十三年

右ノ者ニ対スル強盜殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事山口龍作閑与事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役七年ニ処ス

押収ニ係ル竹ノステツキハ之ヲ沒收ス

陪審費用ヲ除キ其ノ他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ肩書住居ニ於テ糸物商ヲ當ミ居リ其ノ営業ヲ拡張セント欲スルモ資金ヲ調達スルコト困難ニシテ苦慮シ居リタル折柄昭和四年四月六日午後零時三十分頃O S貯蓄銀行N J支店集金人T Iイチ（当三十九年）カ被告人方ニ積立貯金ノ月掛金ノ集金ニ來リタル際同人力其ノ集金鞄内ニ多額ノ現金ヲ所持セルコトヲ知リ遽ニ同人ヲ殺害シテ右所持金ヲ奪取センコトヲ決意シ店ノ間上リロニ腰ヲ掛け居リタル右イチノ隙ヲ窺ヒ同人ノ背後ヨリ竹ノステツキ（証第一号）ヲ其ノ咽喉部ニ当テ両手ニ持チテ強ク引キテ絞殺セントシタルモ該ステツキカイチノ頤部ニ当リ居リタルト同人力極力抵抗シ大声ヲ發シテ救ヲ求メ其ノロヲ覆ヒタル被告人ノ手指ニ噛付キ被告人カ其ノ手ヲ緩メタルニ乘シ其ノ場ヲ逃レタル為其ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四十条後段第二百四十三条ニ該当スルトコロ其ノ所定刑中無期懲役刑ヲ選択シ同法第四十三条前段第六十八条ニ則リ未遂減輕ヲ為シタル刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処スヘク押収ニ係ルステツキハ本件犯行ノ供用物ニシテ被告人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ則リ之ヲ沒収スヘク陪審費用ヲ除ク外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス依テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年六月一日

京都地方裁判所第二刑事部

裁判長判事

堀 耕作

判事 遠藤 剛一
永田 忠印

②大審院強盜殺人未遂上告事件昭和四年一〇月一九日判決

昭和四年十月十九日宣告

裁判所書記黒瀬有藏

昭和四年(れ)第七八三号

判決書

本籍 京都府竹野郡□□村字□□百□□番地

住居 京都市上京区□□内□□西入上ル□□町

□□番地

糸物商

KM 政治

明治四十年十月□□□日生

右強盜殺人未遂被告事件ニ付昭和四年六月一日京都地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ原審ニ於ケル弁護人尾崎保小田美奇穂ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人岡田庄作尾崎保小田美奇穂上告趣意書第一点陪審法第七十七条ニハ前条ノ弁論終結後裁判長ハ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事実並ニ証拠ノ要領ヲ説示シ云々ト規定シ説示ノ範囲及内容ヲ明示セリ右ノ中証拠ノ説示トハ証言ニシテ其ノ内容極メ

テ錯綜シ或ハ冗長ニ亘ルモノアルトキハ之ヲ簡明ニシ鑑定書記載ノ字句ニシテ佶屈聱牙ナルモノアルトキハ之ヲ平易ニ釈明シ進ンテ甲ノ証拠ヲ採用スルトキハ有罪トナリ乙ノ証拠ヲ採用スルトキハ無罪トナルヘキ等ヲ教示スルヲ意味シ断シテ証拠ノ判断ヲ為シ又ハ其ノ信否ヲ言説スルヲ許サス証拠ノ判断ヲ為スカ如キハ事実ノ判定ヲ為スニ際シ為サヽルヘカラサル陪審員当然ノ職責ニシテ全時ニ其ノ心証ヲ動カスカ為弁護人ノ弁論中ニ於テ或ハ検事ノ論告中ニ於テ之ヲ為スヘキモノナリトス然ルニ第一審公判調書ヲ閱スルニ裁判長ノ為シタル説示中弁護人ハ被告人力銀行ヨリ謝罪セハ穩便ニ済ス旨ヲ申向ケナカラ強硬ニ之ヲ拒ミテ官庁ノ取調ヲサヘ求メシハ被告人ニ斯ル惡事ヲ為セシ覺ヘナキ証拠ナリト弁解セリ右事実ハ斯ル被告人ニ有利ニ解シ得ラル、モ其ノ反面T Iイチノ自分カ被告人ノ手ヲ脱力レ戸ヲ叩キシ折ヨリ被告人ノ態度豹変シテ金ヲ持帰リ呉レト述ヘシ事実アリトノ証言力真実ナリセハ被告人右ノ如ク強硬ニ言張リシハ其ノ体裁ヲ裝フ為ニシテ銀行ヨリ言ハル、併ニ謝罪セハ其ノ謝罪ヲ逆用サレ不利益トナランコトヲ虞レ強ヒテ謝罪セサリシモノト見得ラレサルニモアラサルナリトノ記載部分ハ明ニ証拠ノ判断ヲ為シタルモノト云ハサルヘカラ利益ニ判断シタルモノニシテ法ノ許シタル説示ノ範囲ヲ超越シタルモノト云ハサルヘカラス是サルト全時ニ弁護人ノ弁論ヲ反駁シ検事論告ノ追加ヲ為シタルモノト云ハサルヘカラス是ヲ其ノ実質ヨリ觀察スルモ裁判長ニシテ斯ル説示ヲ為ストキハ純真ナル陪審員ハ直ニ其ノ説示ニ誘ハレ被告ニ不利益ナル判断ヲ為スヤ必然ノ帰結ナリト云ハサルヘカラス故ニ右説示ハ法ノ許シタル適法ノ説示ニアラスシテ違法ノ説示ナリ斯ル説示ニ基キテ為シタル陪審員ノ答申亦違法ニ帰シ之ニ基キテ為シタル判決亦違法ナリト云ハサルヘカラス原判決ハ此点ニ於テ破毀ヲ免レリスト云フニ在レトモ所論原審裁判長ノ説示ハ單ニ本件ニ付問題トナル

ヘキ強盜殺人未遂ノ事実ニ関シ証拠ノ要領ヲ解示シ其ノ信否ニ付陪審ノ判断ヲ求メタルニ過キスシテ所論ノ如ク証拠ノ判断ヲ為シ之ヲ被告人ノ不利益ニ判断シタルモノト認メ難ク從テ之ニ基キ為シタル陪審ノ答申並ニ原判決ニハ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス論旨理由ナシ

第二点陪審ニ依ル裁判ニ於テハ事実ノ審理証拠調ヲ終了シテ検事弁護人ノ事実上及法律上ノ意見ヲ聴キ然ル後裁判長ニ於テ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事実及証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申セシムヘキモノニシテ未タ事実ノ訊問及証拠調ヲ完了セサル以前ニ陪審ニ問ヲ發シ之カ答申ヲ求ムヘキモノニアラサルコトハ陪審法ノ規定ニ徴シ明白ナリトス然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ其ノ第一審公判ニ於テ既ニ陪審ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ得タル後第二回公判ニ於テ更ニ被告人ニ対シ犯罪事実ニ付テモ訊問シ（例問何故ニ斯様ニ焦ツテ資本ヲ拵ヘヤウトシタカ云々問何故金ヲ奪フトシタカ云々）証拠調ヲ為シタルハ陪審裁判ノ手続ニ違法アルモノニシテ原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀スキモノト信スト云フニ在リ

按スルニ陪審裁判手続ニ於ケル犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上ノ訊問及証拠調ハ裁判長力陪審ニ対シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ其ノ答申ヲ命シタルコト明カニシテ同第二回公判ニノ量定ニ必要ナル犯罪ノ情状ニ関スル事実上ノ訊問並ニ証拠調ノ如キハ必スシモ陪審ノ答申前ニ為スコトヲ要セス其ノ答申後所謂第二次ノ弁論前ニ此ノ点ニ関スル訊問並ニ証拠調ヲ為スヲ妨ケス蓋シ犯罪ノ情状ノ如キハ陪審ノ答申スヘキ犯罪構成事実ノ有無ニハ毫モ影響ナキモノト解スヘケレハナリ然リ而シテ原審公判調書ヲ閱スルニ其ノ第一回公判ニ於テ裁判長ハ被告人ニ対シ本件犯罪ノ構成要素ニ関スル事実上ノ訊問並証拠調ヲ完了シタル後

陪審ニ対シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ其ノ答申ヲ命シタルコト明カニシテ同第二回公判ニ於ケル裁判長ノ被告人ノ訊問及証人K M 藤吉ノ証拠調ハ孰レモ犯罪ノ情状ニ関スル事実ノ訊問並ニ証拠調ニ外ナラスシテ犯罪構成事実ニ関スル訊問並証拠調ニ非サルヲ以テ原審裁判手続ニハ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス論旨理由ナシ

第三点陪審法第七十七条二ハ「前条ノ弁論終結後裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題トナルヘキ事実及証拠ノ要領ヲ説示シ犯罪構成事実ノ有無ヲ問ヒ評議ノ結果ヲ答申スヘキ旨ヲ命スヘシ云々」ト規定シアリテ裁判長力右説示ヲ為スニ当リテハ検事及弁護人被告人ヨリ其ノ主張事実ヲ立証スヘキ証拠トシテ提出援用セラレタル証拠ニ付テハ何レモ其ノ要旨ヲ説示セサルヘカラサルモノトス原審公判調書ヲ閱スルニ「弁護人ハ証人S T 静子ニ対スル予審判事ノ訊問調書ヲ援用スト述ヘ当被告人ト全人ノ兄K M 藤吉及妹K M 菊枝間ノ往復文書六通ヲ提出シ援用スト述ヘタリ検事弁護人被告人ハ右相手方ヨリ援用セル書面ヲ証拠ト為スニ付異議ナシト申述ヘタリ」（記録三八一丁）ト記載シアリテ弁護人ハ被告人ノ主張事実ヲ立証スル為右ノ証拠ヲ援用シタルコト明白ナリトス仍テ裁判長ハ前条ノ説示ヲ為スニハ須ラク弁護人ノ援用シタル右証拠ノ要領ヲ説示セサルヘカラサルモノナリトス然ルニ原審公判調書中裁判長説示ノ部ヲ閱スルニ弁護人ノ右援用ノ証拠ニ付一言半句言及スル所ナキハ結局弁護人ノ援用シタル証拠ヲ遺脱シ是ニ対シ証拠説示ヲ為サヘリシ違法アルモノニシテ原判決ハ此点ニ於テ破毀スヘキモノト信スト云フニ在リ

按スルニ陪審法第七十七条ニ依リ証拠ノ要領ヲ説示スルニハ公判ニ於テ証拠調ヲ經タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ説示スルヲ以テ足リ個々ノ証拠ノ中或モノハ全然之ヲ説示セサルモノアリトスルモ説示ノ違法無效ヲ來スコトナキコトハ最近本院ノ判例トスル所

ナリ（昭和四年（れ）第二六号同年五月三日宣告判決参照）而シテ裁判長ニ於テ証拠ヲ説示スルニ当リテハ公判ニ於テ証拠調ヲ經タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ其ノ要領ヲ逸セサル限りハ縱令検事被告人又ハ弁護人ヨリ其ノ主張事実ヲ立証スヘキ証拠トシテ援用若ハ提出シタルモノト雖之ヲ説示中ニ加ヘサルモ違法ニ非ス原審裁判長ノ証拠説示ヲ閱スルニ証拠ノ要領ヲ適切ニ解示シアリテ其ノ要領ヲ逸シ居ラサルコトハ記録ニ照シ明カナルヲ以テ原審裁判長力弁護人ヨリ援用若ハ提出シタル所論各証拠ニ付全然説示ヲ為サヽリシトスルモ説示ノ違法ヲ惹起スルモノニ非ス論旨理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条に則リ主文ノ如ク判決ス

検事樋田鱗二閑与

昭和四年十月十九日

大審院第三刑事部

裁判長判事	中西	用徳
判事	宮本力之助	
判事	日高要次郎	
判事	鈴木秀人	
判事	岸達也	

右謄本也

昭和四年十一月八日

大審院第三刑事部

裁判所書記 黒瀬 有藏 印

③京都地方裁判所放火被告事件昭和四年七月八日判決
昭和四年七月八日宣告

裁判所書記永井米藏印

判決

本籍 京都府中郡□□村字□町□□□□□□□□
住居 同所

縮緬製造業

YM 金治

明治三十一年□□□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事山口龍作閑与事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

未決勾留日数中百日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除キ其ノ他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ六歳ノ時両親ニ死別シ其ノ後ハ祖母こうノ織手ニ育マレテ人ト成リ縮緬製造業M
M久兵衛方ニ奉公シ満十三ヶ年勤続ノ後独立シテ京都府中郡□□村字□町ノ自宅ニ於テ織機三台ヲ据付ケ職工數名ヲ使役シテ縮緬ノ貯織ヲ為シ居リタルカ營業上二千余円ノ負債ヲ生シタルノミナラス現在使用中ノ織機ハ旧式ニシテ優良品ヲ製出スルコト困難ナリシヨリ

負債ノ消却ト新式織機ノ購入トニ要スル金員ノ調達ニ苦慮シ居リタルトコロ偶々昭和三年二月二十日其ノ住家等ヲ目的トシ一箇年ヲ期間トシテ〇・S海上火災保険株式会社ト金三千円ノ火災保険契約ヲ締結シ居リタルヲ奇貨トシ右住家ヲ焼燬シテ該保険金ヲ受取りタル上其ノ営業状態ヲ好転セシメ旁ラ大恩アル八十余歳ノ老祖母ヲ慰安スル所アラント図リ昭和四年一月八日午前六時頃前記居宅内ノ俗ニ本高ト称スルニ階ニ置キアリシ焚付用ノ枯葉ニ巻煙草ノ火ヲ以テ放火シ之ヨリ其ノ附近ニ堆積シアリタル枯柴又ハ屋根裏等ニ延焼セシメ因テ妻みよ及祖母こう等ノ現ニ住居ニ使用スル右住宅一棟ヲ焼燬シタルモノナリ法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条ニ該当スルトコロ同条所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定期限範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク同法第二十一条ヲ適用シ未決勾留日数中百日ヲ本刑ニ算入シ陪審費用ヲ除ク外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

依テ本文ノ如ク判決ス

昭和四年七月八日

京都地方裁判所第二刑事部

裁判長判事	堀 耕作	印
判事	遠藤 剛一	印
判事	永田 忠	印

④京都地方裁判所放火被告事件昭和五年一月一二日判決
昭和五年二月十二日宣告

裁判所書記永井米藏印

判決

本籍 京都府乙訓郡□□村□山□□□□
住居 前同所

土木請負業

Y G 駒吉

当三十九年

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事木村正関与事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役參年ニ処ス

陪審費用ヲ除キ其余ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ京都府乙訓郡□□□村字□□ナルN・O競馬場建設工事ノ一部ナル地均シ工事ヲI I與三郎ト共同シテ請負ヒ朝鮮人土工ヲ數多使役シテ該工事ニ從事中右競馬場敷地内寄宿舎ノ東北方約八間ノ個所ニ被告人及右與三郎両名ノ共有ニ係ル建築材料ヲ以テ東西約六間南北約三間高サ約六尺六寸（其後建増ヲ為シ東西約九間ニ拡張セラレタリ）ノ麦稈掘立小屋ヲ建設シ右朝鮮土工夫ヲ居住セシメ居リタルトコロ其敷地モ前記請負工事ノ範囲内ニ属シ居リタルノミナラス該競馬会開催ノ期日モ切迫シ工事竣工上右小屋ヲ取毀ツ要アルヨリ其居住飯場頭K・M京吉事K・學洙等ニ対シ屡々立退方ヲ要求シタルモ同人外數名ノ朝鮮土工

夫等ハ依然トシテ之ニ居住シ又同人ノ家族外數名ノ者之ニ起居シ容易ニ右要求ニ応スルノ色ナカリシ為メ茲ニ被告人ハ寧ロ該小屋ヲ燒燬シテ彼等ヲ立退カシムルニ如カスト決意シ昭和四年九月二十二日午後五時頃當時恰モ前記K學洙ノ妻R又順力湯ヲ沸カス為メ右小屋ノ西南方約五尺ノ地上ニ設ケアリタル竈ニテ焚火シ居リタル燃焼中ノ薪一本ヲ取出シ之ヲ以テ右小屋ノ麦稈屋根ノ軒端ニ火ヲ放チ因テ前記K學洙外數名ノ現ニ住居ニ使用シ又同人ノ家族外數名ノ現在セル該小屋ヲ燒燬シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条ニ該当スルトコロ同条所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ尚犯罪ノ情状憫諒ス可キモノアルカ故ニ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ依リ其刑ヲ減輕シタル刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役三年ニ処断スヘク陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ本文ノ如ク判決ス

昭和五年二月十二日

京都地方裁判所刑事部

裁判長判事	堀 耕作	印
判事	前田 寛	印
判事	永田 忠	印

⑤京都地方裁判所殺人未遂被告事件昭和五年三月一〇日判決
昭和五年三月十日宣告

裁判所書記永井米藏印

判決

本籍 新潟県長岡市□町□丁目□百□□番地

住居 同上

無職

K B 觀空

当六十四年

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事村上雄治閔与事實ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

押収物件中小刀ノ刀身（証第十四号）

及其鞘（証第十五号）ハ之ヲ沒收ス

陪審費用ヲ除キ其他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大谷派東本願寺門徒ニシテ大正九年頃ヨリ其会計評議員トナリタルモノナルトコロ大正十四年同寺ニ大谷家ノ限定相続ニ関スル問題起ルヤ之ニ反対シ大正十五年秋頃限定否認團ヲ組織シテ其幹部トナリ爾來言論或ハ印刷物ニ依リ右限定相続ヲ非難攻撃シ居リシカ予テ右大谷家ヲシテ限定相続ヲ為スニ至ラシメタルハ一二大谷派東本願寺寺務總長A B 惠水ノ策謀ニ出ツルノミナラス同寺ノ内紛問題ニ関スル一切ノ禍根モ亦同人ニ在リ同人ヲ

除斥スルニ非ラスンハ本山ノ廢滅ハ到底免レ得ヘクモアラスト思惟シ同人ニ対シ甚シク敵意ヲ抱キ居リタル折柄昭和四年十月五日京都地方裁判所ニ於ケル原告K S一雄被告O T光暢間ノ限定相続無効確認並ニ手形金請求訴訟事件ニ付原告側申請ノ証人トシテ訊問サル、トコロアリシカ右訴訟ノ経過其他ノ状況ヲ顧慮シ右A Bニ対スル鬱憤其極ニ達シ茲ニ同月六日愈々A Bヲ殺害シテ東本願寺ノ為メニ其患ヲ去ラント決意シ白鞘小刀（証第十四号、同第十五号）ヲ購ヒテ其機会ヲ待チツヽ数日ヲ過シ遂ニ同月十三日午前九時半頃右目的ヲ以テ前記小刀ヲ左脇ノ帶ニ挿シ之ヲ携ヘテA Bヲ其居住セル京都市上京区□□通□□町上ル□□町□百□□番地T K寺ニ訪ヒ前記小刀ヲ以テA Bノ右頸部等ヲ突刺シ因テ同人ノ右頸部等ニ治療日数約十日ヲ要スル創傷ヲ加ヘタルモ家人等ニ妨ケラレ所期ノ目的ヲ遂ケサリシモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百三条第百九十九条ニ該当スルトコロ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処断シ押収物件中小刀ノ刀身（証第十四号）及其鞘（証第十五号）ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ被告人以外ノ者ノ所有ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号、第二項ニ依リ之ヲ没収スヘク陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年三月十日

京都地方裁判所刑事部

裁判長判事 堀 耕作 印

判事 前田 寛 印
判事 永田 忠 印

⑤大審院殺人未遂上告事件昭和五年七月五日判決

昭和五年七月五日宣告

裁判所書記黒瀬有藏

昭和五年(れ)第六一八号

判決書

本籍並住居新潟県長岡市□町□丁目□百□□番地

無職

K B 観空

当六十四年

右殺人未遂被告事件ニ付昭和五年三月十日京都地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人塚崎直義上告趣意書第一点陪審事件ハ其ノ原則トシテ陪審ノ答申ノ済ム迄ハ其ノ弁論説示ハ犯罪ノ構成要素ニ関スル事實上及法律上ノ問題ノミニ限局スヘキモノニシテ些力タリトモ陪審員ノ純真ナル心情ヲ左右シ判断ノ公正ヲ誤ラシムヘキ被告人ノ素行環境経歴等ノ方面ニ逸脱スルカ如キハ断シテ許スヘカラサルモノナリトス原審公判調書中裁判長説

示ノ部ニハ「凡ソ罪ヲ犯スモ之ヲ免レントシ或ハ免レ得サルモナルヘク輕キ处分ヲ受ケタキハ人情ノ常ナルモ稀ニハ全然罪ヲ犯シタルコトナキモ之ヲ犯シタリト称シ又ハ輕キ罪ヲ犯シナカラ重キ罪ヲ犯セリト虚偽ノ自白ヲ為ス場合ナシトセスル場合ニハ特殊ナル事情ノ伏在スルヲ常トルモノニシテ何等ノ事情ナクシテ自己ニ不利益ナル陳述ヲ為ササルヲ普通トス故ニ斯ル場合ニハ虚偽ノ自白ヲ為ササルヘカラサル事情アリヤ否ヤヲ調査スルコトヲ要スルモノニシテ本件ニ於テハ句仏党员ヲ奮起セシムル為メ虚偽ノ自白ヲ為シタリト弁解スルヲ以テ斯ル事情ニ於テハスル虚偽ノ自白ヲ為スヘキモノナリヤ判断スル事ヲ要スルモノトス之力為メニハ其ノ人ノ性格年齢家庭ノ事情系累ノ有無等ヲ斟酌シ諸君ノ発達シタル円満ナル常識ニ訴へ且他ノ諸種ノ証拠ヲ対照シテ決スルコトヲ要スルモノトス云々」（記録六八五丁以下）ト説示シ陪審員ニ対シ本件ヲ評決スルニハ被告人ノ性格年令家庭ノ事情系累ノ有無等ヲ斟酌スヘキコトヲ説示シタルモノニシテ右説示ハ陪審法第七十七条ノ裁判長ノ為スヘキ説示ノ範囲ヲ逸脱シタルモノニシテ不法ノ甚シキモノト謂ハサルヘカラス既ニ然リトセハ原判決ノ事實ノ認定ハスル不法ノ説示ニ基キ為サレタル陪審ノ評決ニ因ルモノナルヲ以テ破毀ヲ免レサルモノト信ス（大審院第三刑事部昭和五年（れ）第一七三号被告人AT千代三郎事件ノ判決参照）ト云フニ在リ

依テ按スルニ裁判長カ陪審法第七十七条ニ依リ陪審ニ対シ問題トナルヘキ事實ト共ニ証拠ノ要領ヲ説示スルニ際リテハ犯罪ノ構成ニ関スルモノノミニ限ルヘキコトハ法文上誠ニ明白ナリト雖説示其ノモノノ性質ヨリ考察スルトキハ裁判長ハ既ニ弁論ニ頭出セラレ從テ陪審ノ親ラ見聞セル証拠ヲ單純ニ臚列スルニ止ムヘキモノニハアラスシテ陪審ヲシテ精密且適確ニ証拠ニ依リテ犯罪構成事實ヲ判定スルヲ得セシメンカ為ニ同条但書ノ制限ニ触レサ

ル範囲ニ於テ必要ナリト認ムル事項ニ付キ陪審ニ注意ヲ与フルハ寧ロ適切ノ処置ナリト謂ハサルヘカラス而シテ被告人力予審ニ於テ為シタル自白ヲ公判ニ於テ取消シ其ノ自白ノ不実ナル事情ヲ弁疏シタル場合ニ於テ裁判長カ陪審ニ対シ被告人ノ性行経歴環境等ヲ指摘シ被告人カ主張セルカ如キ事情ノ下ニ虚偽ノ自白ヲ為シタルト認ムヘキヤ否ヲ判断スルニ付ハサルヘカラス原審公判調書中裁判長カ陪審ニ対シ為シタル説示ノ部ヲ査スルニ其ノ一節ニ被告人ニ對スル予審調書ニハ被告人ハ被害者ヲ殺害スルノ意思アリト述ヘタル旨ノ記載アルニ被告人ハ公判準備手続及当公庭ニ於テハ殺意ヲ否認シ前ニ虚偽ノ自白ヲ為シタルハ句仏党员ヲ奮起セシムルカ為メナリト弁解セリ此ノ二個ノ異リタル供述ハ孰レカ真実ナルカヲ判断スルハ本件ニ於テ重要ナル事項ナルヲ以テ此ノ判断上参考トナルヘキ事項ヲ述ヘンニ凡ソ虚偽ノ自白ヲ為スニハ之ヲ為ササルヘカラサル事情ノ存在スルヲ通常トナスヲ以テ被告人ノ弁解スルカ如キ事情アレハスル虚偽ノ自白ヲ為スヘキモノナリヤ否ヤヲ判断スルコトヲ要シ之ヲ為スニハ被告人ノ性格年令家庭ノ事情系累ノ有無等ヲ斟酌シ常識ニ訴へ他ノ証拠ヲ対照スルコトヲ要スル旨ノ記載アリ右ハ畢竟陪審ニ対シ証拠判断ヲ為スニ付適當ナル注意ヲ与ヘタルモノニ過キサルヲ以テ之ニ依リ法ノ要求スル説示ノ範囲ヲ超越シタルモノト解スルハ当ラス尚援用セル判決ハ本件ニ適切ナラス論旨ハ理由ナシ

第二点証拠ハ其ノ被告人ニ利益ナルト不利益ナルト問ハス苟モ公判廷ニ頭ハレサル証拠ハ之ヲ採用シテ陪審ノ評決ノ資料ト為ス能ハサルコトハ陪審法第七十一条及第七十六条第三項刑事訴訟法第三百四十四条ノ規定ヲ対照シテ明カナルトコロナリトス原審裁判長ノ説示ノ部ヲ閱スルニ「最後ニ証拠ノ要領ヲ説示ヲ為サンニ検事ノ主張採用スル被告人ニ対スル

予審調書ニハ被告人ハ A Bヲ殺害スル考ヘニテ突キタリトノコトヲ屢々断言シ居レトモ其ノ後公判準備手続及当廷ニ於テハ殺意ナカリシモ句仏党員ヲ奮起セシムル為メ殺意アリト虚偽ノ自白ヲ為セシモノナリト最初ノ供述ヲ変更スルニ至レリ云々」（記録六八四丁裏）ト説示シアリテ裁判長ハ公判準備手続ニ於ケル被告人ノ供述ヲ証拠トシテ陪審ニ対シ説示シタルモノナリトス然レトモ公判準備手続ニ於ケル被告人ノ供述ハ公判廷ニ於ケル供述ニアラサルヲ以テ之ヲ証拠トスルニハ該公判準備調書ヲ公判廷ニ顕出シ之ヲ読聞ケサルヘカラサルモノナリトス然ルニ原審公判調書ヲ閱スルニ「裁判長ハ証拠調ヲ為スト告ヶ被告人ニ對スル予審調書中第一回調書ノ第八第十問答第二回調書ノ第一、五、十、十五、十七、二十二、二十七乃至二十九問答第三回調書ノ第二、八問答、被告人及 A B 惠水ニ対スル診断書検証調書ノ各要旨ヲ告ヶ押收品ヲ示シ其ノ都度意見弁解ノ有無ヲ問ヒ利益トナルヘキ証拠アレハ提出シ得ル旨告ケタルニ云々」（記録第六三四丁）ト記載シアルノミニシテ前記公判準備手続調書ニ付テハ証拠調ヲ為シタル事迹ノ徵スヘキモノノ存スル所ナシ（尤モ陪審ノ答申後第ニ次ノ審理ニ於テ公判準備調書ヲ読聞ケタル旨ノ記載アルモ开ハ陪審ノ答申後ナルヲ以テ陪審評決ノ証拠トナルモノニアラス）然ラハ原判決ノ事実ノ認定ハ公判廷ニ顕出セサル証拠ヲ採用シテ評決セラレタル違法アルモノニシテ原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在レトモ所論説示ハ裁判長力陪審ニ対シ証拠ノ要領ヲ告クル際被告人ハ本件ノ犯行ニ付予審判事ニ対シテハ殺意ニ出テタリト述ヘ公判準備手続及公判廷ニ於テハ殺意ナカリシ旨ヲ述ヘタリト告ケタルニ過キサルヲ以テ右ハ被告人カ殺意ニ関スル自白ヲ翻シタル経過ヲ述ヘタルニ止マリ公判準備手続ニ於ケル被告人ノ供述ヲ証拠ニ供スル為ニ説示シタルモノニ非ス論旨ハ理由ナシ

第三点原判決ハ被告人ヲ殺人未遂罪ニ問擬シ懲役五年ニ処シタリ而シテ其ノ外形事実ハ被告人ノ自認スル所ニシテ刑法上ノ罪責ヲ免ル、能ハサル所ナリト雖被告人ニ果シテ殺意アリヤ否ヤ頗ル疑ハシキ所ナルノミナラス〔〕其ノ動機ヲ案スルニ被告人ハ大谷派東本願寺ノ熱心ナル門徒ニシテ大正九年頃ヨリ其ノ会計評議員トナリ夙ニ東本願寺前法主句仏上人大谷光演ニ帰依スルモノナリ而シテ本願寺門徒ノ法主ニ対スル關係ハ絶対ニシテ從テ從來法主ノ為シタル總テノ責任ハ寺務總長ニ於テ之ヲ負フヘキ關係ニ在リタルモノナリトス然ルニ前法主句仏上人力借財ノ為メ隠居ヲ為スヤ東本願寺寺務總長 A B 惠水ニ於テ之カ責任ヲ負ハス却テ大谷家ノ限定相続ヲ為スヘキコト、為シ前法主ヲ僧籍ヨリ削除シ第二十三代目法主タルヲ其ノ代ヨリ除カントシタル為メ被告人ハ本山ノ廃滅ヲ苦慮スルノ余リ公憤其ノ極ニ達シ本山ノ患ヲ除カントシテ本件行為ニ出テタルモノナルコト記録上明白ノ事実ニシテ其ノ間何等ノ私利私慾ノ存スル所ナク事情如何ニモ同情ニ禁ヘサルモノアリトス〔〕被告人ハ年令六十四歳而モ病氣勝ノ老人ナルコトハ記録上明白ナル事実ナルヲ以テ之ニ対スル実刑五年ハ殆ト無期懲役ト異ナル所ナク頗ル苛酷ナリト謂ハサルヘカラス加之被告人ハ其ノ後専ラ謹慎ヲ為シ改悛ノ情顯著ナルモノアリ再ヒ犯罪行為ヲ為スノ虞ナキモノトス仍テ原判決ニ於テハ之等ノ事情參酌ノ上未遂減刑ノ外酌量減刑ヲ為シ被告人ニ対シ刑ノ執行ヲ猶予シ其ノ余生ヲ戒ムルヲ相当トスルモノナルニ事茲ニ出テサリシハ刑ノ量定著シク重キニ過クルモノト思料スヘキ顯著ナル事由アルモノニシテ破毀スヘキモノト信スト云フニ在レトモ記録ヲ查シ諸般ノ情状ヲ考察スルニ原審ニ於テ被告人ニ対シ懲役五年ノ実刑ヲ科シタルハ其ノ刑ノ量定甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アルヲ見ス論旨ハ理由ナシ第四点陪審法第七十七条ニヨレハ「裁判長ハ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及

問題トナルヘキ事実並ニ証拠ノ要領ヲ説示シ云々」ト規定セラレタリ是ニ依レハ公判ニ於ケル証拠ハ其ノ利益タルト不利益タルトヲ問ハス最モ公平ニ要領ヲ説示スルヲ要ス然ルニ原審陪審裁判長ノ説示ハ其ノ不利益ノ証拠ニ付テハ一々詳細至ラサルナキニ拘ラス利益ノ証拠ハ单ニ題目ノミヲ示シタルニ止マレリ是明ニ陪審法ノ精神ニ反シタル違法不当ノ説示ニシテ破毀サルヘキモノナリト信スト云フニ在リ仍テ原審公判調書ヲ查閱スルニ原審裁判長ハ陪審ニ対シ証拠ノ要領ヲ告クルニ当リ被告人ノ利益及不利益ニ帰スヘキ証拠ヲ交互ニ解示セルヲ以テ此ノ点ニ於テ説示ニ違法アルモノニアラス論旨ハ理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

検事宮城長五郎関与

昭和五年七月五日

大審院第三刑事部

裁判長判事	中西	用徳
判事	中尾	芳助
判事	鈴木	秀人
判事	高瀬	幸七郎
判事	岸	達也

右謄本也

昭和五年九月四日

大審院第三刑事部

裁判所書記 黒瀬 有藏 印

⑥京都地方裁判所放火被告事件昭和一二年四月一六日判決

昭和十二年四月十六日

裁判所書記大西正紀印

判決

本籍立住居

京都市上京区□□下□□町七□□

写真業

T N 初太郎

明治二十八年□□□□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事大平廣衛関与ノ上陪審ノ評議ニ付シ判決スルコト左ノ如シ

被告人ヲ懲役拾弐年ニ処ス

未決勾留日数中弐百五拾日ヲ右本刑ニ算入ス

押収ニ係ル証第五号（ライター）ハ之ヲ沒収ス

訴訟費用ハ陪審費用ヲ除キ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ大正十三年二月頃ヨリ京都市上京区□□下□□町□番地写真業ヲ當ミ昭和六年頃同市同区□□□□□□□ニ分店ヲ設ケ更ニ昭和九年五月頃同市中京区□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ニ於テH重藏ト共同經營ニテ写真業所ヲ設ケB Z堂ト称シ毎日同所ニ出張シテ写真業ヲ當ミ居ル外昭和十年十二月同区□□□□□□□ニ分店ヲ設ケテ右業ヲ

為シ居ルモノナル處写真材料店K豊三ニ対シ營業上ノ債務等九百円余ヲ負担シ居タル折柄右BZ堂ノ營業用什器並造作ニ付NH動産火災保険株式会社及TK動産火災保険株式会社トノ間ニ保険金額合計金五千円ノ火災保険契約ヲ締結シ居リタルヲ奇貨トシ西隣KM藤次郎ノ居宅ト棟続ヲ為セル右BZ堂營業所ニ放火シテ同營業所及同所内ノ營業用什器並造作等ヲ燒燬シ恰モ漏電ノ為燒燬シタルモノノ如ク装ヒ右保険金ヲ獲得センコトヲ企テ昭和十一年二月十二日午後十一時過頃被告人自ラ居残ルト称シテ写真技手NT金七及事務員HK奈津子ヲ右BZ堂營業所ヨリ帰宅セシメタル上十分乃至十五分後右BZ堂營業所二階東北隅ノ暗室内ニ入り同室内ノ上段ノ棚ノ北側中央部ニ写真種板ヲ入レタル紙箱七、八箇ヲ置キ其ノ側ニ新聞紙ノハツ折ニシタルモノニ、三枚ヲ輕ク巻キ置キ所携ノライター（証第五号）ヲ以テ右新聞紙ニ点火シテ放火シ因テ該新聞紙紙箱暗室ニ順次燃工移ラシメ次テ右BZ堂營業所及現二人ノ住居セル前記KM藤次郎方、東隣TD新次郎方、附近OD□□□方ノ各二階附近NM□□方及KH□□□方ノ各屋根及□□□□□□□□□□写真映画館KBK座ヲ燒燬セシメ以テ現二人ノ住居ニ使用スル建造物ヲ燒燬シタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ右判示所為ハ刑法第百八条ニ該當スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役拾貳年ニ処スヘク同法第二十一条ヲ適用シ未決勾留日数中二百五十日ヲ右本刑ニ算入スヘク証第五号（ライター）ハ本件犯罪ノ用ニ供シタル物件ニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ則リ之ヲ沒收スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ陪審費用ヲ除キ被告人ノ負担トスヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十二年四月十六日

京都地方裁判所第一刑事部

裁判長判事	藤野	三郎
判事	河相	格治
判事	齋藤	武夫
印	印	印

2 奈良

①奈良地方裁判所殺人未遂被告事件昭和四年一月二五日判決

昭和四年一月二十五日宣告

裁判所書記福岡二郎印

判決

本籍及住居

奈良県北葛城郡□□村大字□□内□□□□□□

農業兼人力挽

OM 爲吉

明治□□□□□□□□日生

当裁判所ハ右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ヲ陪審ノ評議ニ付シタル上判決スル左ノ如シ

主文

被告為吉ヲ懲役四月ニ処ス

未決勾留日数參拾日ヲ右本刑ニ算入ス

領置ノ鉈壹挺
(証第壹号) ハ之ヲ沒收ス

陪審費用以外ノ訟証費用全部ヲ被告ニ負担セシム

理由

被告爲吉ハ昭和三年十月三十日夜居大字〇 D 小治郎方納家内ニ於テ予テ私通ヲ重ネ居リタ
ル同人妻たみト密会ノ際小治郎ニ発見詰責セラレタルヲ恨ミ翌三十一日夜十一時頃酒気ニ
乗シ鉈ヲ携ヘ同人方裏口ニ抵リ其外出スルヲ待受ケ鉈ヲ振上ケ襲蒐リ逃クルヲ追ヒ附近〇
D 小治郎居宅前ノ路上ニ於テ小治郎ニ斬付ケ其左小指ニ治療約一週間ヲ要スル切創ヲ負ハ
シメ因テ之ヲ傷害シタルモノナリ

右事実ハ陪審人答申云採掘シ之云判定又云建三照火ニ波音、行為、則云第一二百四

法律ニ照テニ被告ノ行為ハ刑法第二百四条ニ該當スルヲ以テ懲役刑ヲ選択シテ被告ニ懲役
四月ニ処シ未決勾留日数ノ一部ハ同第二十一条ニ則リ之ヲ本刑ニ算入シ領置ノ鉈（証第壹
号）ハ判示犯行供用ノ被告所有品ナルヲ以テ同第十九条ニ依リ之ヲ沒收シ訴訟費用中陪審
費用以外ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ其負担ヲ定ムヘキモノトス
仍テ本文ノ如ク判決ス

柳亭集

時和四年夏月三指五日

卷之三

裁判長判事 久保田美英 印
判事 高野 綱雄 印
判事 藤田 印

半
夏
同
不
博
日

昭和四年二月七日宣告

裁半所書記福岡一郎印

半
決

本籍並住居 奈良県吉野郡□□町大字□□五□□□□番地

旅館業

当裁判所ハ右ノ者三対スル放火被告事件ヲ陪審ノ評議三付シタル上判決スル左ノ如シ

主文

被告の費用は、被告の負担で済む。

理由

被告人ハ祖先以来其肩書住居地ニ於テ宿屋兼料理業ヲ営ミ三階建ノ宏壯ナル住宅並宅地等ヲ所有セシモ予テ株式会社Y N銀行ニ対シ金二万余円ノ債務ヲ負担シ抵当権者ナル全銀行ハ昭和二年十月頃此等不動産ヲ競落シ被告人ハ該家屋ヲ賃借シ家族ト共ニ引続キ居住スルニ至リシ处被告人ハ其後全銀行ニ懇請シ全三年七月九日全銀行トノ間ニ右物件ヲハ代金壹万四千円但四回ニ割払ヒ全額支払済ノ上所有権ヲ移転スヘキ約定ノ下ニ買受クル旨ノ契約ヲ為シ其第一、二回分合計金五千円ハ辛ウシテ之ヲ弁済シタルモ全年十月三十日ニ支払フ

ヘキ金四千五百円ノ調達ニ付キテハ苦心焦慮ヲ重ヌルモ全月下旬ニ入り未タ其目的ヲ達セ
シテ煩悶憂慮ノ折柄全月二十七日正午頃家族雇人等全部他出シ被告人唯一人飲酒中折角苦心
レ復又多大ノ工費ノ支出ヲ要スヘク他面支払期日切迫スルモ依然金策容易ナラサルコトヲ
突如トシテ想起シ憂苦措ク能ハス自暴自棄ニ陥リタル際不図全月二十二日右銀行ノ承諾ヲ
得テYH火災海上保険株式会社ト全銀行名義ニテ右家屋ニ付金二万五千円又全月二十五日
TK火災保険株式会社ト自己所有ノ動産ニ付妻ナラギク名義ニテ金三千五百円ノ各火災保
険契約ヲ締結セルコトヲ思出シ右家屋ノ火災ニ因リ保険金ヲ入手シ得ハ一時調金ノ苦境ヲ
脱シ得ヘシト思惟シ茲ニ其焼燬ヲ決意シ即時右住宅三階大広間ノ床ヨリ西方約五尺ノ北側
壁際ノ畳ノ上ニ炭火ヲ差置キ以テ現二人ノ住居ニ使用セル右家屋ニ放火シ全室ノ柱鴨居天
井ノ一部其他ニ燃移ラシメ因テ之ヲ焼燬シタルモノナリ

右事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シ之ヲ判定ス

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ尚情状憫
諒スヘキモノアリト認メ全法第六十六条七十二条第六十八条第三号ニ則リ酌量減輕ヲ為シ
其刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役参年ニ処シ訴訟費用中陪審費用以外ノ分ハ刑事訴訟法第
二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決

ス

検事鳥原英治閔与

昭和四年二月七日

奈良地方裁判所刑事部

裁判長判事 久保田美英
判事 高野 綱雄
判事 岡本 博
印 印 印

③奈良地方裁判所殺人被告事件昭和五年五月三日判決

昭和五年五月三日宣告

裁判所書記福岡二郎印

判決

本籍 奈良県磯城郡□□町大字□□二□□番地
住居 全町大字□□千□□番地

指物職

NT榮一郎

明治三十六年一月□□日生

コルク職工

NT秋一

明治四十三年十一月□□日生

当裁判所ハ右ノ者等ニ対スル殺人被告事件ヲ陪審ノ評議ニ付シタル上判決スルコト左ノ如

シ

主文

被告栄一郎ヲ懲役六年ニ全秋一ヲ懲役貳年ニ処ス

未決勾留日数百式拾日ヲ夫々右本刑ニ算入ス

被告秋一二対シ裁判確定ノ日ヨリ参年間刑ノ執行ヲ猶予ス

押収ノ小刀壹挺（証第壹号）ハ之ヲ没収ス

陪審費用以外ノ訴訟費用全部ヲ被告両名ニ負担セシム

理由

被告栄一郎秋一等ノ母モトハ初メ奈良県磯城郡□□町大字□□NT多吉ニ嫁シ亡NT多七郎（享年三十二年）外二子ヲ挙ケ多吉ノ死後其ノ弟榮治郎ニ再嫁シ両被告ノ外六名ノ子女ヲ儲ケタルカ多七郎十七歳ノ時之ヲ引取り養育シ榮治郎ノ死後長男榮一郎ハ全町大字□□ニ別戸ヲ構ヘ指物職ニ從事スルコトトナリタル為メ多七郎ハ母及異父ノ弟妹ト全居シ一家ヲ主宰シ來リタル處由来多七郎ハ母ト親善ナラス殊ニ妻キヌエ入嫁以後融和ヲ缺クコト甚タシク自然弟妹等トモ反目シ家内風波絶エサリシヲ以テ昭和四年一月中旬頃親族協議ノ上母ハ全大字ニ一旦別居セシモ多七郎ノ仕送リ十分ナラサリシ等ノ為メ全年七月四日多七郎方ヘ帰来セシモ爾後屢紛争ヲ惹起シ多七郎ニ於テ往々孝道ニ悖ル所業有リタルニ因リ被告両名ハ勿論爾余ノ弟妹等モ多七郎ニ對シ慊ラサリシ折柄全月二十五日朝多七郎ハ瑣事ヨリ幼弱ノ弟妹ヲ殴打シ延イテ母ニ抗争シ母ハ榮一郎方ニ走リ其旨ヲ告ケ到底全居ヲ繼續スル能ハサル旨ヲ懇ヘタル為メ榮一郎ハ甚タシク多七郎ノ所為ヲ憤リ直チニ親族等ニ諮詢リ榮一郎ヨリ□□ニ在ル其ノ居宅ノ返還並ニ退去ヲ要求センコト及ヒ此ノ交渉ニ際シ若シ多七郎ニ於テ不穏ノ行動ヲ試ミルナランニハ之ニ反撃ヲ加フルモ可ナリト決意シ職業用ノ鋭尖ナル小刀（証第一号）ヲ懷中シ先ツ□□ニ在ル本家即チ伯父NT繁藏方ヲ訪ヒ其子藤吉ニ対

シ意図ヲ披瀝シ次テ多七郎方ニ於テ全人ト母及嫂ノコトニ付キ激論ヲ交スニ至リタルカ多七郎ニ於テハ榮一郎ノ意中ヲ察知シ事態容易ナラスト思惟シ翌二十六日早朝先ツ妻キヌエヲ実家ニ帰ラシムル為メ外出セシメ次テ自ラハ旧主全町Tフク方ノ法要ノ手伝ヒニ赴キタルカ之ヨリ先キ榮一郎ハ前夜母及弟妹等カ多七郎ノ為メニ已ムナク外泊セシコトヲ被告秋一ヨリ急報セラレ前日ノ決意ヲ実現スルコト並ニ若シ多七郎ヨリ暴行ヲ試ミルナランニハ其ノ機ニ乗シ之ニ痛撃ヲ加ヘンコトヲ企図シ前記ノ小刀ト目潰シ用ノ鑪粉トヲ懷中シ□□ノ実家ニ帰リ秋一其他母ノ招致セル親族ト往来協議シ居リタルカ多七郎ニ於テハ全夜八時半頃T方ヨリ帰来シ屋外ヨリ宅内ノ動静ヲ窺ヒタル處両被告及ヒ妹婿OM豊治郎等相集リテ別居ノコトニ関シ協議シ居リ而モ其ノ席上被告栄一郎カ多七郎ニ於テ若シ其ノ要求ニ応セサル場合ニハ其ノ生命ヲ絶ツモ敢テ辞スルトコロニアラサル旨揚言セルヲ聴取シ危害ノ愈切迫セルヲ覺知シ護身ノ為メ密ニ自家ニ在リタル小刀ヲ取出シ之ヲ携ヘテ本家ニ隣接セル納屋内ニ身ヲ隠シ居リタルカ他方被告人等ハ深更ニ及フモ尚多七郎ノ帰宅セサルヲ見或ハ全人ハ立聞キノ為メ納屋内ニ忍ヒ居ルニアラスヤト思惟シ之ヲ捜索スル為メ翌二十七日前零時頃被告栄一郎ハ前示小刀ト鑪粉ヲ携ヘ提灯ヲ携ヘタル被告秋一ト共ニ納屋内ニ進入シタル處之ヲ認メタル多七郎ハ自己ヲ襲撃スルモノナリト推断シ直チニ榮一郎ニ飛ヒ懸リ全人ハ又多七郎ニ組付クト全時ニ多七郎ノ為メ小刀ニテ顔面ニ斬リ付ケラレシモ背後ヨリ多七郎ヲ羽交締メニシ納屋外ニ逃ヶ出テントスル多七郎ニ抱キ付キタル併表庭ニ立出テタル處右格闘ニ先チ一旦納屋外ニ飛ヒ出テ居リタル被告秋一ハ榮一郎ニ加勢シ多七郎ヲ攻撃スル為メ直チニ多七郎ノ首部ニ抱付キタルカ忽然三人諸共ニ表庭南側約一間低下セル桑畠中ニ墜落スルヤ茲ニ被告栄一郎ハ積憤激發多七郎ヲ殺害センコトヲ決意シ俯向ケニ倒レ

居リタル全人ノ脣部ニ馬乗リシ用意ノ前記小刀ヲ以テ其背部ヲ突刺シ尚連撃ヲ加ヘントス
ル際被告秋一ハ前記両名ニ直近シ此ノ状勢ヲ熟視シ多七郎ニ対スル憤怒ノ余全人ヲ傷害ス
ル為メ其ノ背面ヨリ両手ニテ全人ノ頸部ヲ絞メ付ケ其ノ抵抗ヲ絶対ニ不能ナラシメ以テ被
告榮一郎ヲシテ引続キ数回多七郎ノ背部ヲ乱刺スルコトヲ得セシメ因テ多七郎ハ深サ肺臓
ニ達スル致命傷外四個ノ刺傷ヲ負ヒ全晩不幾死亡スルニ至リ即チ榮一郎ハ多七郎殺害ノ目
的ヲ遂ケ秋一ハ多七郎ヲ傷害シ之ヲ死ニ致シタルモノナリ

右事実ハ陪審ノ答申ヲ採択シ之ヲ判定ス

法律ニ照スニ被告榮一郎ノ行為ハ刑法第百九十九条ニ被告秋一ノ行為ハ全法第二百五条第
一項ニ該当スルヲ以テ前者ニ対シテハ有期懲役刑ヲ選択シテ各被告ヲ夫々主文ノ刑ニ処シ
未決勾留日数ノ一部は全法第二十一条ニ則リ之ヲ本刑ニ算入シ被告秋一ニ対シ情状ニ因リ
全法第二十五条ヲ適用シ裁判確定ノ日ヨリ二年間刑ノ執行ヲ猶予スヘク押収ノ小刀（証第
一号）ハ判示犯行供用ノ被告榮一郎所有品ナルヲ以テ全法第十九条ニ依リ之ヲ没収シ訴訟
費用中陪審費用以外ノ分ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ其ノ負担ヲ定ムヘキモ
ノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

検事神谷敏行干与

昭和五年五月三日

奈良地方裁判所刑事部

裁判長判事 久保田美英 印
判事 吉田 正雄 印
判事 大井 尚俊 印

3 大津

①大津地方裁判所強姦致傷被告事件昭和五年七月一九日判決

昭和五年七月十九日宣告

裁判所書記山田啓一郎印

判決

本籍 滋賀県東浅井郡□□村大字□□□□番地ノ□
住居 同上

無職

S N 久之

明治二十九年□月□□□日生

右強姦致傷被告事件ニ付キ検事宮崎国吉閥与判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役四年ニ処ス

陪審費用ヲ除キタル其余ノ訴訟費用

ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和五年五月三十日午後三時過頃滋賀県東浅井郡□□村大字□□ノ居宅戸外ニ在
ルポンプ井戸ニ水飲ミニ來リタル同字UNふみ（大正十一年□月□□□日生）及ヒYD光
枝（大正十一年□月□□□日生）ヲ同家二階ニ誘致シ當時何レモ九歳ノ幼女ナルコトヲ認識

シ乍ラ同所ニ於テ犯意維続ノ上ふみ、光枝ノ各陰部ニ自己ノ陰茎ヲ押当テ以テ猥褻行為ヲ為シ因テ右両名ノ陰部ニ予テ被告人ノ患ヒ居リタル淋毒ヲ感染セシメ全治約四週間ヲ要スル淋毒性腫炎並ニ処女膜毀損ニ因ル傷害ヲ加ヘタルモノナリ

右事実ハ陪審ノ評議ニ付シ其答申ヲ採択シ之ヲ判断シタリ

法ニ照スニ被告人ノ所為ハ何レモ刑法第百七十六條後段ノ行為ヲ為シ因テ傷害ヲ加ヘタルモノナルヲ以テ同法第百八十二条第五十五条ニ該当シ有期懲役刑ヲ選択シテ被告人ヲ懲役四年ニ処スヘク陪審費用ヲ除キタル訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ全部被告人ニ負担セシムヘキモノトス仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和五年七月十九日

大津地方裁判所刑事部

裁判長	判事	大久保與三吉	印
判事	池田	収二	印
判事	池内	覺太郎	印

②大津地方裁判所殺人被告事件昭和一二年八月九日判決

昭和十二年八月九日宣告

裁判所書記早野進一印

判決

本籍 滋賀県甲賀郡□□村大字□□市場□□番地
住居 同 県蒲生郡□□町大字□□二□番地ノ□

無職

M I 庄藏

明治二十三年十月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付当裁判所ハ檢事國分丸治閔与ノ上事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役十年ニ処ス

但シ未決勾留日数中二百五十日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除キ爾余ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和六年六月頃ヨリ遠縁ニ当ルT Jたみ（慶應元年生）ヲ同居セシメ居タル力同年九月妻ヲ喪ヒタル後ハ、たみヲシテ子女ノ養育ニ当ラシメ同女力昭和八年失明後モ引続キ家事ヲ執ラシメ居タルトコロ昭和十年十月頃ヨリU Kワカトノ間ニ縁談アリタルカたみハ之ヲ喜ハス却テワカノ悪口ヲ放言シタル為たみヲ養老院ニ入レ別居セシメントシタルモ同人ノ容ルル所トナラス然ルニワカトノ縁談ハ其ノ後成立シ昭和十一年七月二十九日結婚式ヲ挙クル運ニ立チ到リタルヨリ同日迄ニハたみヲ如何ニモシテ別居セシメント焦慮画策シタル末同月二十六日実弟M I重吉ト共ニたみニ対シ一先ツ重吉ノ居村ナル同県甲賀郡□□村ニ赴クヘク説得シ同女ニ於テ敢テ反対セサリシヲ以テ之ヲ承諾シタルモノト思惟シ居タルニ翌二十七日午前六時過頃同県蒲生郡□□町大字□□二□番地ノ□被告人居宅ノ離家ニ於テ就寝中ノたみニ対シ蚊帳ノ外ヨリ今日ハ自動車ニテ□□村ニ行ツテ貰ハナケレハナ

ラヌト申向ケタルニたみ力之ヲ拒絶シタルヨリ憤慨ノ余茲ニ同女ヲ殺害センコトヲ決意シ即時右足ニテ七十二歳ノたみノ耳ノ辺ヲ二回強ク踏付ケタル上蚊帳ヲ排シテ中ニ入り同女ノ腰紐ヲ取外シ之ヲ其ノ頸部ニ七回巻キ付ケ更ニ其ノ両端ヲ強ク引絞メテ結ヒ因テ即時同所ニ於テ同女ヲ窒息死亡セシメ以テ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百九十九条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役十年ニ処シ同法第二十一条ニ則リ未決勾留日数中二百五十日ヲ右本刑ニ算入シ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトシ陪審法第九十七条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和十二年八月九日

大津地方裁判所刑事部

裁判長	判事	山本	武雄
	萩原	敏一	印
裁判所書記	磯村	義利	印

②大審院殺人上告事件昭和一三年一月二四日判決

昭和十三年一月廿四日宣告

裁判所書記鈴木英吉

昭和十二年(れ)第二〇六五号

判決書

本籍 滋賀県甲賀郡□□村大字□□□□五□□番地
住居 滋賀県蒲生郡□□町大字□□二□番地ノ□

無職

M I 庄藏

明治二十三年十月□□日生

右殺人被告事件ニ付昭和十二年八月九日大津地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ被告人並原審弁護人山下彬磨ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ヲ破毀ス

本件ヲ京都地方裁判所ニ移送ス

理由

弁護人堀江専一郎山下彬磨大塚喜一郎上告趣意書第一点原判決ハ原審裁判長ノ証拠説示ニ違法アルモノニシテ到底破毀ヲ免レサルモノト信ス原判決ハ「翌二十七日（昭和十一年七月）午前六時過頃同県蒲生郡□□町大字□□二□番地ノ□被告人居宅ノ離家ニ於テ就寝中ノたみニ対シ蚊帳ノ外ヨリ今日ハ自動車ニテ□□村ニ行ツテ貰ハネハナラヌト申向ケタルニたみ力之ヲ拒絶シタルヨリ憤慨ノ余茲ニ全女ヲ殺害センコトヲ決意シ即時右足ニテ七十ニ才ノたみノ耳ノ辺ヲ二回強ク踏付ケタル上蚊帳ヲ排シテ中ニ入り同女ノ腰紐ヲ取外シ之ヲ其ノ頸部ニ七回巻キ付ケ更ニ其ノ両端ヲ強ク引キ締メテ結ヒ因テ即時同所ニ於テ同女ヲ窒息死亡セシメ以テ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ」トノ事実ヲ認定シタルモノナルカ凡ソ本件事実認定ニ関シ問題ト為ル点ニアリ即チ其ノ一ハ被害者T Jたみノ絞死力他為ナリ

ヤ否ヤノ問題ニシテ其ノ二ハ仮ニ之ヲ他殺ナリトスルモ果シテ被告人ノ所為ナリヤ否ヤノ問題之ナリ而シテ本弁護人ハT Jたみハ自殺シタルモノナルコトヲ信シテ疑ハス又仮ニ百歩ヲ譲リテ他殺ナリトスルモ被告人カ之ヲ殺害シタルモノニ非サルコトヲ確信スルモノナルモ陪審法第百三条但書ハ事実誤認ヲ以テ上告理由ト為スコトヲ禁シタルヲ以テ遺憾乍ラ此点ニ付詳述スルコトハ差控ヘサルヘカラス然レトモ原審裁判長ノ証拠説示ノ違法ヲ論スル前提トシテ原審ニ於ケル証拠資料ニ付一言スル必要アルヲ以テ暫ク陪審法第百三条但書ニ目ヲ閉チ原審証拠資料ニ閑スル私見ヲ披瀝セントス(一)蓋シ本件被告人力T Jたみヲ殺害シタリト認定セラル重大ナル理由ハ昭和十年十月頃ヨリ被告人ハU Kワカトノ間ニ縁談ヲ進メ居タル處兼テ全人力自家ニ引取り居タルたみカ之ヲ喜ハス種々妨害シタルニ依リ止ムヲ得ス之ヲ別居セシメント図リタル事實ニ在ルモたみハ右縁談ノ進行ト共ニ快々トシテ樂マス愈々結婚式ヲ挙ケルニ至リタル時ハ自殺セント決意シ居タルモノニシテ此經緯ハ却テたみノ絞死力自為ニ依ルモノナルコトヲ立証スルモノト云ハサルヘカラス即チ原審証人N Zみかノ証言ニ「たみカ私ニ庄サンカ嫁ヲ貰フト云フコトタカ私ハ嫁サンノ世話ニハナラヌトカ私ハ心ニ決心シテ居ルトカ結婚ノ日力判ツタラ知ラセテ呉レト申シ云々」トノ供述記載アリ(一〇一九丁)又全NKふじノ証言ニ「处カ同年五月中頃N Zト云フ人ノ奥サンカ私方ニ来テM I方ノオ婆サンカオ嫁サンノ来タ日力命日ヤト云フテ居ルト知ラセテ呉レマシタノテ私ハ脅シヤト云フテ居リマシタカ婆サンカ血相変ヘテ云フテ居タトノ事アリマシタノテ私ハ思案ノ上M Iニモ話シテ置カウト考ヘ五月三十日頃M I方ヘ行キマシタラ食事ノ後テシタ云々」(一〇一三丁一〇一四丁)トノ供述記載アリ由是觀之たみカ兼テ自殺ノ覺悟ヲ有シ居リ愈々結婚式ノ迫リタルヲ察知シ之ヲ決行シタルコト明々白々ナリ(二)更

二本件絞死力自為ナリヤ否ヤハ法医学的見地ヨリ頗ル困難ナル問題ナルモ原審法廷ニ現ハレタル証拠資料ニ付テ一言センニ(イ)腰紐力たみノ首ニ七回巻キ付ケアリタル事實(原審証人天川政隆全明石嘉聞全三木美壽夫ノ証言ニ拠ル)ニ関シテハ凡ソ絞死ノ自為他為ヲ決定スルニ付頸部ヲ巻付ケタル索条カ一回ナル時ハ他為ニシテ二回以上ナルトキハ自為ナルコトハ法医学者ノ等シク主張スルトコロニシテ(シドニー・スマス氏著法医学一九四頁記録七七一丁、ジョン・ゼー・リース氏著法医学及毒物学一六六頁記録七七七丁浅田博士最新法医学一九〇頁全博士ノ本件絞死ニ閑スル鑑定書記録八四八丁各参照)此事実ハ本件絞死力自為ナルコトヲ立証スルモノト云ハサルヘカラス(二)次ニ本件絞死ノ程度ノ強カリシ事實(原審証人天川政隆全明石嘉聞全三木美壽夫ノ供述ニ拠ル)ニ付テハ原審証人小南又一郎ノ供述中問「時間力経過スレハ絞メタモノカ緩クナルカ」答「気候ヤ場所ニヨリ異リマスケレトモ寧口堅クナルノテアリマス」(九九五丁)トアル如ク絞紐ノ強度ハ死亡後変化スルモノナルヲ以テ此点ハ自殺他殺ノ區別ノ標準トナスヲ得サルモノトス(浅田博士鑑定書記録八四八丁参照)(ハ)更ニ原審証人小南又一郎ハたみノ死体ノ模様ニ付「左右骨ノ角力折レテアリマシタ」(九八九)ト供述シ検事ハ之ヲ論拠トシテ本件絞死ヲ他殺ナリト論告シ陪審員ニ深キ感銘ヲ与ヘタルモ(一〇三七丁)全証人ハ本件発生ノ翌日八幡警察署ノ嘱託ニ基キたみノ死体ヲ検視シ検案書第二十三項ニ於テ「舌骨右大角直下ニ小指頭大ノ出血(ホ)ヲ見ルト雖甲狀軟骨上角舌骨大角ハ骨折ヲ見ス云々」(二五三丁二五四丁)ト断定シタルモノナルヲ以テ右供述ハ証人ノ記憶違ニシテ之ヲ根拠トシテ本件絞死ノ自為他為ヲ断定スルヲ得ス(尚たみノ耳鼻ヨリ出血シ居リタル事實(原審証人天川政隆全明石嘉聞全三木美壽夫ノ証言ニ拠ル)ニ付テハ法医学上窒息死ノ場合ハ痙攣ヲ起シ血圧高マルモノナルヲ以テ本件

ニ於テハたみ死亡ノ瞬間血圧極度ニ昂進シ血管破レ血液カ鼓膜ヲ押破リ流レ出タルモノト云フヘク此事実ハ寧ロ本件絞死ヲ自為ナリト断スヘキ資料ナリト解スヘキモノトス（浅田博士鑑定書参照）叙上ノ如ク本件絞死ノ原因ハ法医学上甚シク疑問存シ寧ロ之ヲ自為ニ因ルモノト推断シ得ヘキヲ以テ原審弁護人ハ再度ニ亘リ前記法医学書乃至浅田博士鑑定書ヲ添付シ鑑定ヲ申請シタルモ何レモ原審裁判所ノ容ル、所ト為フサリシヲ以テ更ニ公判期日ニ於テ右鑑定書ヲ証拠物トシテ提出シタルモ是又原審裁判所ノ容ル、所トナラサリシハ甚タ遺憾トル所ナリ（公判期日ニ於ケル証拠申請ニ対シ検事ハ陪審法第四十七条第一項ニ依リ之ヲ却下スヘキ旨申立タルモ全条項ハ公判期日前七日ヲ経過スルトキハ証拠調申請権ヲ剥奪スト云フノ趣旨ニ非ス本件申請ノ如ク公判手続遲延ヲ招来セサルモノハ之ヲ認容スヘキモノトス大森洪太氏法学全集第二十四巻陪審法三八八頁参照）然レトモ开ハ暫ク論外トシ今原審裁判長ノ証拠説示ニ付テ観ルニ叙上列舉ノ証拠ノ外被告人ニ甚タ有利ナル証拠存スルニ拘ラス之ヲ遺脱セルモノアルヲ以テ以下項ヲ改メテ之ヲ論究スヘシ（二）本件事実認定ニ關スル第一ノ問題タルたみノ絞死力自為ナリヤ否ヤニ關スル認定ノ標準ハ前述セルモノノ外（一）首ニ卷付ケタル紐ノ結節ノ位置如何（二）死体ノ姿勢力乱レ居タリヤ否ヤ（三）外傷ノ存否如何（四）死者ノ手ノ位置如何ノ諸点ナリ而シテ此等ノ諸点ニ付原審公判廷ニ現ハレタル証拠ヲ瞥見スルニ何レモ本件絞首ヲ自為ナリト断定スヘキモノナルニ拘ラス原審裁判長ノ説示中之ニ付言及シタルモノアルコトナシ即チ（一）絞首力自為ナルトキハ自ラ索条ヲ結フ関係上其ノ結節ハ前又ハ前ニ近キ横ニアルモ他為ニ依ルトキハ後又ハ後ニ近キ横ニアルコトハ法医学ノ教フル所ナルカ（浅田博士最新法医学一九六頁高田博士法医学一九六頁各参照）之ニ關シ原審証人三木美壽夫ノ供述記載中「変死者ハ左横ニナツテ東向トナリ枕ヲシタ併

体ハぐノ字型ニナリ……頸部ニ細紐ヲ堅ク絞メ前テ蝶結ニシテ結ンテアリマシタ」トアリ（一〇二三丁）サレハ該証言ハ本件絞死ノ自為ナルコトヲ断定スル重要資料ナルニ拘ラス原審裁判長カ此点ニ付説示シタルコトナキハ違法ナリ（二）次ニ仮ニ絞首力他為ナリトセハ必スヤ現場ニ抵抗シタル痕跡残ル可ク然ラサル限り該絞首ハ自為ナリト断スヘキモノナルモ之ニ付原審公判調書ヲ閱スルニ証人K Tフデノ供述ニ問「たみハ枕ヲシタ併死ンテ居ナカツタカ」答「たみハ枕ノ上ニ頭ヲ乗セタ併死ンテ居ラレマシタ」トアリ（九六三丁）又全天川政隆ノ証言ニ問「たみハ枕ヲ外シテ居ナカツタカ」答「枕ハシテ居マシタ」トアリ（九七二丁）更ニ全明石嘉聞ノ供述ニ問「枕ハ如何シテアツタカ」答「普通ノ坊主枕ヲたみハシタ併寝テ居リマシタ」トアリ（九七八丁）尚全三木美壽夫ノ証言ニ「……私ハ其ノ離家四疊半ノ間に上リ其ノ部屋ノ状況ヲ見マスト取乱サレテハアリマセヌカ蚊帳カ左側ノ吊手ヲ取外シテ捲ツテアリ蒲団ハ変死者ノミノ分カ敷テアリマシタ」トアリ（一〇二三丁）是等ノ証言ハ總テたみノ死体ニハ抵抗ノ痕跡ナク之ヲ自殺ナリト断スヘキ重要資料ナルコト明白ナルニ拘ラス原審裁判長ノ説示中之ニ言及シタルコトナキハ違法ナリト云ハサルヘカラス（一）更ニ絞死者ノ外傷ノ存否如何ノ問題ハ右事実ト相俟テ死亡者ノ抵抗ノ痕跡ノ認定資料ナルモ仮ニ死者ノ外傷存セサリシトセハ是亦絞死者カ自為ナルコトヲ断定スル資料タルヲ失ハス此点ニ付原審証人明石嘉聞ノ証言中問「外傷ハ認メサリシヤ」答「外傷ハ見受ケラレマセヌテシタ」トアリ（九七九丁）然ルニ原審裁判長ハ証拠説示中此点ニ付言及セサルモノナルヲ以テ此亦説示違法ノ一原因ナリトス（二）次ニ絞死者ノ手ノ位置如何ノ問題ナルカ仮ニ手カ顎ノ辺ニ在ル時ハ頸ニ巻キタル索条ヲ手ヲ以テ更ニ繫扼シタル形跡トシテ一般ニ之ヲ自殺ナリト推断シ得ヘキ所ナリ之ニ付原審公判調書中証人天川政隆ノ供述記

載二問「たみハ紐ト首トノ間ニ指ヲ差入レテ居ナカツタカ」答「私ノ覺ヘテ居ル處テハ右
手ハ腰ノ辺ニヤリ左手ハ顎ノ下ノ方ニヤツテ居リマシタ」トアリ（九七一丁）之ニ対シ原
審裁判長ハ証拠説示中全人ノ供述トシテ「左手ハ曲ケ上ノ方ニ右手ハ腰ノ辺ニ置キ寝シテ
居タカ云々」ト説明シタルモノ本件ノ如ク手カ顎ノ辺リニアリヤ否ヤ微妙ナル問題ニ於テハ
斯ル説示ハ違法ナリト断セサルヲ得ス(尙たみノ平常ノ言ヨリシテ其ノ絞首力自殺ナリト
推断シ得ヘキ旨ノ証言トシテ原審証人NKふじノ供述ニ問「証人ハたみカ何ンテ死ンタト
思フタカ」答「厭世自殺テナイカト思ヒマス」（一〇一七丁）トアルモ是亦原審裁判長ノ説
示中言及セラレサリシ所ニシテ之ヲ違法ナリト断スル一理由ナリ(四次ニ本件事実認定ニ関
スル第二ノ問題タル仮ニ百歩譲リテたみノ絞死力他殺ナリトスルモ果シテ之ヲ被告人ノ所
為ト為スヘキヤ否ヤノ点ニ関シ本件発生ノ時ニ於テ被告人カ其ノ現場タル離家ニ赴キタル
コトナキ旨立証セラレタルナランニハ本件絞首ハ被告人ノ所為ニ非サル事明白ナルヘシ而
シテ本件ノ発生シタル昭和十一年七月二十七日朝ニ於ケル被告人宅居住者ハ被告人被害者
たみ並女中KTフデノ三名ナルヲ以テ（被告人ノ子供ハ暫ク論外トス）女中フデノ証言コ
ソ全日朝ニ於ケル被告人ノ動静ヲ推断スル重要資料ナリト云ハサルヘカラス仍テ今原審公
判調書中フデノ証言ヲ查閱スルニ問「証人ハ起床後如何ニシテ居タカ」答「私ハ起ルナリ
直ク離家カラ本家ニ続イテアル風呂場ノ東側戸ヲ開ケテ中ニ這入り更ニ本家ノ便所脇ノ戸
ヲ開ケテ本家ノ南側縁ノ所ニアル戸ヲ開ケテ本家ノ続キノ台所ニ下リテ炭火ヲ起シ御飯ノ
用意ニ取掛リマシタソレカラ汁物ヲ拵ヘタリ炭小屋ヘ炭ヲ取りニ行ツタリシマシタ」問「離
家ノ北側前手ニ雜物置小屋カアルカ」答「左様テス其ノ小屋ニ炭ヤ漬物ナトカ入レテアリ
マスノテ其ノ日ノ朝モ一度炭ヲ取りニ行キマシタ尚M-I方ハ炭火テ御飯ヲ焚クコトニナツ

テ居リマスノテ前ニ申上ケマシタ通り御飯ヲ焚イテ置イテ又炭火ヲ起シオ汁物ヲ拵ヘタノ
テアリマス是等ノ支度カ一通り済ンテカラ漬物ヲ前ニ申上ケタ小屋ヘ取リニ行キマシタ
問「漬物ヲ出シニ行ツタノハ炭ヲ取リニ行ツタ時ト漬物ヲ出シニ行ツタトキトノ二回タケカ」
述ノ物置小屋ヘ行ツタノハ炭ヲ取リニ行ツタ時ト漬物ヲ出シニ行ツタトキトノ二回タケカ
答「ハイ左様テス」トアリ（九五三丁乃至九五五丁）又原審公判廷ニ援用セラレタル検証
現場ニ於ケル全人ノ訊問調書ニ右ト同趣旨ノ供述記載アリテ更ニ問「湧及信子カ食事中庄
藏ハ何所テ何ヲシテ居タカ」答「其ノ間庄藏ハ奥座敷テ多分蚊帳テモタタンテ居ラレタ様
ニ思ヒマスソレテ裏手ヘ出テ来タ事ハナイ様ニ思ヒマス」問「証人ハ庄藏カ裏ヘ來タ事カ
ナイト云フコトハ如何ニシテ判ルカ」答「私ハ其ノ折流シ元ニウロウロシテ居リマシタノ
テ大体判リマス」トアリ（八一七丁）更ニ原審公判廷ニ援用セラレタル検証調書ニ依レハ
フデカ朝飯ノ仕度ヲシタル台所ハ本家ト離家トノ通路ニ当リ又全人力二回往復シタル物置
小屋ノ出入口ト本件現場タル離家ノ夫レトハ向ヒ合ヒテ僅カニ二尺五寸ノ距離アルニ過キ
ス（八〇〇丁）叙上証言並検証調書ヲ総合考覈スルニ全日朝被告人ハ離家ニテ判示事實ヲ
实行スルノ余地存セサルヘク仮ニ之ヲ冒シテ敢行シタルナランニハフデハたみノ悲鳴ヲ聞
クカ或ハ被告人ノ離家ニ赴ク姿ヲ見ルヘキ筋合ナルニ拘ラス此等ノ点ニ関スルフデノ証言
ハ前摘示ノ如ク悉ク被告人ニ有利ナルヲ以テ原審裁判長カ之ヲ説示シタルナランニハ必ス
ヤ陪審ノ事實認定ニ當リテ重要視セラレタルヘシ然ルニ原審裁判長ノ証拠説示中此点ニ関
シ一言隻句タニ費サレサリシハ断シテ看過シ得サル所ニシテ原判決ハ到底破毀ヲ免レサル
モノト信スト云ヒ第二点原審裁判長ハ被告人ノ自白並之ニ対スル弁解ニ対シ違法ナル説示
ヲ為シタルモノナルヲ以テ原判決ハ更ニ此点ニ於テ破毀ヲ免レサルモノト信ス今陪審法第

七十七条力裁判長ヲシテ法律上ノ論点問題トナルヘキ事実並証拠ノ要領ヲ説示セシメタル法意ニ付テ按スルニ陪審員ハ一般ニ法律上ノ智識乏シキモノナルノミナラス往々公判廷ニ現出シタル複雜ナル証拠方法ニ付系統的認識ヲ得難キヲ以テ特ニ裁判長ヲシテ之ヲ一括説明セシメタルモノトス然レトモ實際問題トシテ陪審員ノ脳裡ニ明確ナル印象トシテ残ルヘキモノハ証人ノ供述証拠物ノ態様夫レ自体ヨリハ寧ロ裁判長ノ説示ノ内容ナルコトハ公判審理ノ順序其他ノ事情ニ依リ察スルニ難カラスサレハ裁判長ノ説示ノ適否如何ハ直ニ陪審員ノ脳裡ニ影響ヲ及ホシ延テ其ノ答申ニ反映スヘク一度該答申ヲ採用シテ判決セラレタルナランニハ最早被告人ハ之ニ対シ事實誤認ヲ理由トシテ上告スルヲ得サルモノナルヲ以テ裁判長ノ説示タルヤ利益不利益ノ証拠ヲ指摘シテ之カ判断ヲ陪審員ニ求メ聊カモ忽ニスヘカラサル所ナリ果シテ然ラハ萬一裁判長ノ説示ニ瑕疵アリトセンカ其ノ影響スル所寔ニ重大ニシテ單リ被告人ノ利益ノ為ノミナラス司法権ノ威信ノ為甚タ憂フヘキ結果ヲ見ルヘキカ故ニ苟モ瑕疵アラハ其ノ大小ヲ問ハス之ヲ是正セラルヘキモノタルヤ多言ヲ俟タス然ルニ原審裁判長ノ証拠説示ハ被告人ニ有利ナル証拠ヲ遺脱シタルモノニシテ違法ナルコト既ニ第一点論述ノ如クナルカ尚ホ進ンテ検討ヲ要スルモノアルヲ以テ左ニ之ヲ開陳セん(一)今原審公判調書ヲ閱スルニ被告人ノ下記供述記載アリ問「被告人ハ強制処分ニヨル予審判事の訊問ニ対シたみヲ殺害シタ顛末ニ付斯様ニ申述ヘテ居ルカ如何」此時予審判事ノ被疑者M I 庄藏ニ対スル訊問調書中第二三問答ノ供述記載及強制処分請求書記載ノ被疑事実ヲ読聞ケタリ……答「私ハソウマテハ云フテ居リマセヌ其ノ殺シタ方法ニ付テハ警察ノ人カラ教ヘテ貰フタノテス」問「被告人ハ尚検事ニ対シ同様ニ申述ヘテ居リ殊ニ又花屋力來タノテ花ヲ買フテたみノ靈ニ供ヘタノテアルト云ツテ居ルカ如何」答「私ハ八幡警察署ニ

於テ検事ニ対シ左様云ヒマシタカ夫レハ刑事巡查カラソウ云ツテ置イタ方カ良イト申サレマシタノテ左様ニ云フタノテス又警察テ調ヘヲ受ケタル際叩イタリ頭ヲ殴クラレマシタカ警官カラ後テ二人ノ恐シイ人カラ調ヘラレルカ其ノ時警察テ云フタコトト同シ様ニ申述ヘヨト申サレマシタ尚私ハ村原警部補ニ対シたみノ頸ニ巻付ケテアツタ紐ノ指紋ヲ取ツテ呉レト云ヒマシタラ私ノ頭ヲコツト殴ラレマシタ今云フタノハ警部補テハナク刑事巡查ニ左様云フタノテス」(九三九丁乃至九四一丁)更ニ原審公判廷ニ援用セラレタル第二回公判準備調書ニ被告人ノ左記供述記載アリ問「被告人ハ予審ニ於テ一旦否認シ乍ラ最終ノ五回訊問ノ際事実ヲ認メテ居ルノハ如何ナル証カ」答「私ハ本年三月五日ニ第五回訊問ヲ受ケマシタカ其ノ五六日前カラ不眠症ニ罹ツテ居リマシタノテ御調ヘニ為ツタ始メノ間ハ判ツテ居マシタカ中途ニ失神シテ後ハ何ヲ云ツタカ判リマセヌソレテ其ノ後考ヘテ見テ調書ニ何カ書カレテアルカ判ラヌノテ訂正シテ貰ハウト思ヒ三月中頃半紙ニ墨テ上申書ヲ認メ刑務所ノ係官ニ差出シテ置キマシタ」問「被告人ハ予審第五回訊問ノ際其ノ第十及第十一問答ノ供述記載ヲ読聞ケタリ答「私ハ其ノ様ナコトヲ云ツテ居ナイ心算テス只今モ申上タ通り何ヲ云フタカ判ラナイノテス」(七三〇丁七三一丁)然ルニ原審裁判長ノ説示ニハ特ニ「予審ニ於テ虚偽自白シタル事情」ニ関スル被告人ノ右供述ニ言及シタルモノナキヲ以テ該説示ハ被告人ノ弁解陳述ニ対スル正当ナル説明ナキモノトシテ違法ナリト云ハサルヘカラス之ヲ御院判例ニ現レタル事例ニ徵スルニ「原審公判調書中裁判長力陪審ニ対シ為シタル説示ノ部ヲ査スルニ其ノ一節ニ被告人ニ対スル予審調書ニハ被告人ハ被害者ヲ殺害スルノ意思アリト述ヘタル旨ノ記載アルニ被告人ハ公判準備手続及当公判廷ニ於テハ殺意ヲ否認シ

前ニ虚偽ノ自白ヲ為シタルハ句仮党員ヲ奮起セシムルカ為ナリト弁解セリ云々（昭和五年七月五日大審院判決刑事判例集第九卷四七六頁）ト在リ同判例ニ於テハ此弁解ニ付何等ノ争アリシニ非サルモ説示ハ正ニ此ノ如クスルヲ以テ陪審法ノ精神ニ適スルモノト云ハサルヘカラス然ルニ原審裁判長ハ此点ニ付何等説明セサリシモノニシテ其ノ違法タルヤ一点疑ヲ容ルル余地ナシ（）次ニ原審ニ援用セラレタル被告人ニ対スル予審訊問調書ヲ查スルニ本件ノ核心タル事実ニ関スル最初ノ訊問ハ第三回訊問ナルモ全調書ニ下記供述記載アリ二問

「被告人ハ昭和十一年七月二十七日午前六時頃被告人居宅ナル蒲生郡□□町大字□□二〇番地ノ□離家ニ於テTJたみヲ殺害シタリヤ」答「私ハ最初ノ中たみヲ殺シタト申上ケマシタカ刑務所ニ收容サレテカラ考ヘタ結果検事ニ対シ殺シタ事ハナイト異議ヲ申立テ置キマシタ」三問「被告人ハ全日何時頃起床シタリヤ」答「私ハ七月二十七日ノ朝ハ午前五時半頃起キマシタ又當時修ハキヤンプニ行ツテ家ニ居リマセヌシ其ノ他ノ子供等ハ未タ寝テ居リ起キマセンテシタ」……中略……五問「被告人ハ起床後如何ニ為シタリヤ」答「私ハ寝巻ノ便表三疊ノ間ニ行キ窓際ノ座敷机ニ寄リカヽツテ大阪朝日新聞ヲ読ンテ居リマシタ私ハ新聞ノ大見出丈ヶ目ヲ通シナカラ其ノ他ヲ読マウトシタ時恰度午前六時頃雇婆サンカ表ヲ掃除ニ出テ來タノテ今日ハオ婆サンカ遅イナアト申スト雇婆サンハ今朝四時半頃オ婆サンカ今日ハユツクリ寝サセテ呉レト云フテ居ラレマシタ云フノテ私ハ昨日ノ事ヲ怒ツテたみカ寝テ居ルノタト思ヒマシタたみハ平素ハ私等ヨリ早ク起キテ母家ノ表三疊ノ間ニ来ラレル事ニナツテ居マシタ」六問「被告人ハ其ノ後直ニ離家ニ到リたみヲ絞殺シタルニ非サルカ」答「左様ナコトハアリマセヌ」（一九〇丁乃至二九三丁）一件記録ニ徵スルニ右供述當時被告人ハ被勾留中ナルモノナルカ斯ノ如ク被拘禁中ノ被告人カ検事ノ起訴事実

ヲ否認シタル事案ハ公判廷ニ於テ始メテ之ヲ否認シタル事案トハ大ニ趣ヲ異ニスルモノニシテ被告人ノ供述ノ真実性ヲ裏書スル重大資料ナリト云ハサルヘカラス然ルニ之ニ対スル原審裁判長ノ証拠説示ヲ查スルニ斯様ニ被告人ハ予審第五回ノ調ノ時及予審判事ノ強制処分ノ時ニ於テ犯罪ヲ自白シテ居ルノテアリマス処カ当公廷ニ於テハTJたみハ自ラ絞死シタノテ自分カ絞殺シタモノニアラスト否認スルノテアリマス……（中略）……是ニ拠リマスト被告人ハ昨年七月二十九日予審判事ノ強制処分ニ於ケル調ノ時及予審ニ於ケル第五回目ノ調ノ時ハTJたみヲ絞殺シタルニ相違ナイト自白シ當公廷ニ於テハ午前中諸君ノ御聴キニナツタ通りたみハ自分テ絞死シタモノテアルト申立テルノテアリマス……（中略）……然ラハ本件ニ於テ被告人カ囊ニ自白シタ処カ自然テ無理カナイカ又當公判廷ニ於テ述ヘタルコトカ自然テ無理カ存シナイカヲ深ク考慮シテ判断シテ頂カナケレハナラナイノテアリマス更ニ又他ノ方面カラ事実ノ真偽ヲ判断スルニハ別ノ証拠証人ノ証言書類調書等ヲ持ツテ來テ其ノ証拠ト被告人ノ強制処分及予審第五回調ニ於ケル供述即チ自白ト当公廷ニ於テノ供述トヲ彼は照シ合セテ良ク何レカ合致スルカ怎ウカラ考ヘテ頂カナケレハナラナイノテアリマス（一〇八七丁乃至一〇九〇丁）トアリテ予審第三回訊問ノ際ノ否認ニ付片言隻句タニ費サススノ如キハ陪審員ノ脳裡ニ恰モ被告人カ公判廷ニ於テ初メテ否認シタルカ如キ印象ヲ与フルモノニシテ被告人ノ供述ノ信憑力ニ影響スル所極メテ重大ナリ而カモ原審裁判長ハ前摘示ノ如ク公判廷ニ於ケル起訴事実ノ否認ノミニ付再三再四反復説示シタルモノナルヲ以テ其ノ間予審第三回訊問ニ於ケル否認ノ供述ニ付一回タモ言及スル所ナク陪審員ノ判断上衡平ヲ失ハシムルニ至リシ事ヲ推測スルニ足ルモノニシテ該説示ハ違法タルヲ免レス（）更ニ原審裁判長ノ自白ニ関スル説示中而カモ其ノ虚偽ヲ述ヘタト云フ

ノハ重イ罪ヲ犯シタト云フ虚偽ヲ述ヘテ來タコトニ為ルノテアル凡ソ例ヘ罪ヲ犯シタトテ
モ成ルヘク其ノ罪ヲ免レタイ罪ヲ輕クシタイト思フノハ人情テアル真実罪ヲ犯サナイノニ
之ヲ犯シタト述ヘルニハ其処ニ何事力深イ事情カアルノカ普通テアル而シテ本件ノ場合被
告人ニ左様ナ事情カアツタカ怎ウカニ付テハ被告人並弁護人ヨリ当公判廷ニ於テ詳細ニ述
ヘタ处テアルカラ私ハ茲ニ夫レヲ繰リ返スコトハシナイトノ部分アリ（一〇八九丁）該說
示中「凡ソ例ヘ罪ヲ犯シタトシテモ成ルヘク其ノ罪ヲ免レタイ罪ヲ輕クシタイト思フノハ
人情テアル」トアルハ其ノ前段説明ヨリノ関係上本件被告人カ犯シタルモ之ヲ免カレンカ
為ニ自白ヲ取消シタリトノ裁判長ノ予断ヲ暗示シ証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ陳述シタルモノ
ト云ハサルヘカラス加之該說示中末尾ノ「私ハ茲ニ夫レヲ繰リ返スコトハシナイ」トアル
カ如キハ陪審法第七十七条力公判廷ニ現レタル証拠並主張事実ヲ反覆説明セシメタル趣旨
ヲ没却セルモノニシテ是亦原判決力破毀ヲ免レサル一理由ナリト信スト云ヒ第三点原審裁
判長ハ物的証拠ノ說示ヲ遺脱セルモノナルヲ以テ原判決ハ此点ニ於テ到底破毀ヲ免レサル
モノト信ス今原審公判調書ヲ閱スルニ証第一号（たみノ首二巻イテヰタ腰紐）証第二号（た
みノ腰ニ巻イテヰタ腰紐）証第三号（たみノ着物）証第四号（たみノ寢巻）証第五号（た
みノ両足ヲ括ツテヰタ手拭）証第六号（被告人発M I 重吉宛葉書）証第七号（被告人発N
K 岩次郎宛葉書）証第八号（被告人発O M 兄弟社宛葉書）ヲ法廷ニ現出セシメ被告人ニ意
見弁解ヲ求メタルヲ以テ（九四三丁九四四丁九四七丁）叙上諸物件力原審ノ証拠タルハ疑
ナキ所ナリサレハ此等物的証拠ハ須ク陪審法第七十七条ニ依リ說示スル所ナカルヘカラサ
ルニ拘ラス原審公判調書中裁判長力ニ付說示シタル事跡ノ徵スヘキモノナシ按スルニ叙
上物的証拠中証第一号乃至証第五号ハ本件犯罪成否ニ關スル最重要資料ニシテ其ノ重要性
上物的証拠中証第一号乃至証第五号ハ本件犯罪成否ニ關スル最重要資料ニシテ其ノ重要性

ニ於テ原審裁判長ノ說示セル証言ノ遠ク及ハサル所ナリトス即チたみノ首ニ捲カレタル腰
紐ノ長短血痕ノ有無全人ノ寢巻ノ損傷ノ有無場所等ハ陪審員カ事實ノ認否ヲ決定スルニ付
重要ナル資料ニシテ原審裁判長の証拠說示ニ当リテハ他ノ何モノヲモ差シ置キテ説明セサ
ルヘカラサル所ナリ然ルニ原審裁判長ノ說示ニ於テ此点ニ関シ一言半句タニ費サヽリシハ
違法モ亦甚シキモノニシテ原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト信スト云フニ在リ仍テ按ス
ルニ我陪審法力弁論終結後裁判長ヲシテ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ法律上ノ論点及問題
トナルヘキ事實並証拠ノ要領ヲ說示セシムル所以ノモノハ法律知識ニ暗ク且事實認定ニ慣
レサル陪審員ノ脳裡ニ難然トシテ印象セラレタル事案及証拠關係ヲ表明整頓シ依テ事實及
証拠關係ノ正確ナル認識ニ資シ評決ニ過誤ナカラシメンコトヲ期シタルニ外ナラス故ニ裁
判長ノ說示ハ公平ニシテ無私証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ關スル意思ノ表明ヲ許サヽルハ勿
論苟モ陪審員ヲシテ裁判長若ハ裁判所ノ意図其ノ那辺ニ存スルカヲ暗々裏ニ示唆若ハ印象
附ケシムルカ如キ言辭姿態ハ嚴ニ之ヲ慎ミ殊ニ問題トナルヘキ事實並証拠關係ニ付テハ其
ノ有利ナルト不利ナルトヲ問ハス兩者挙ケテ之ヲ逸セサル様好ク其ノ要領ヲ解示シ以テ陪
審員ニ事實ノ真相ヲ把握セシメ自由率直ナル評決ヲ為サシメサルヘカラサルナリ証拠ノ要
領ヲ說示スルニ付テハ固ヨリ証拠調ヲ經タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ說示スルヲ以テ足リ
個々ノ証拠中或モノハ全然之ヲ說示セサルモノアリトスルモ為ニ說示ノ違法無効ヲ來スモ
ノニ非スト雖特ニ其ノ不利益ナルカ如キ部分ヲ重視シ他方ヲ閑却シタルノ觀ヲ呈スル說示
ハ法ノ要求スル說示ノ精神ニ馳背セルモノト謂ハサルヲ得ス而シテ記録ニ付之ヲ検討スル
ニ本件公訴事實ノ要旨ハ問書ニ於テモ明確ナルカ如ク被告人ハ昭和十一年七月二十七日滋
賀県蒲生郡□□町大字□□番地ノ□所在自宅離家ニ於テT J たみヲ殺ス意思ヲ以テ紐

ヲ以テ頸部ヲ絞メ殺害シタルモノナリト云フニ在リテ T J たみカ全日午前七時頃全所ニ於
所細紐ヲ頸ニ巻キ附ケ死亡シ居タル事実ハ被告人ハ勿論弁護人等ニ於テモ敢テ争ハサリシ
所ナリ從テ其ノ重要ナル争点即チ本件ノ骨子ハ一二懸ツテ右死亡カ被告人抗争ノ如ク T J
たみノ自為ニ出テタルモノナリヤ將又他為ニ出テタルモノナリヤ若他為ニ出テタルモノナ
リトスルモ検事主張ノ如ク果シテ被告人ノ殺意ニ基ク絞殺ナリシヤ否ノ点ニ在リ斯ノ如キ
事実關係ニ於テ弁護人所論ノ如キ証拠力重要な役割ヲ演シ從テ裁判長ノ証拠説示ニ際シ
適切ニ其ノ要領ヲ解示セラレサルヘカラサルヤ叙上ノ理由ニ照シ蓋シ当然ノ数ナリトス然
ルニ弁護人所論ノ諸点ニ関シ裁判長ノ説示論及スル所ナク却テ被告人ニ不利益ナル証拠関
係ニ付詳細ナリシハ記録就中第一〇六七丁以下ノ記載ニ徴シ洵ニ明瞭ナルヲ以テ右ハ法律
ノ要求スル説示ヲ為サリシモノニシテ陪審法第百四条第五号ニ所謂裁判長ノ説示法律ニ
違反シタルトキニ該当スルモノト謂ハサルヲ得ス論旨理由アリ
右ノ理由ナルヲ以テ他ノ上告趣旨ニ對スル判断ヲ省略シ陪審法第百五条第一項ニ則リ原判
決ヲ破毀シ主文ノ如ク判決ス

検事正木亮閑与

昭和十三年一月二十四日

大審院第一刑事部

裁判長判事 木村 尚達

判事 渡辺 久
判事 稲田 競
判事 宮城 実

右謄本也

昭和十三年一月二十六日

大審院第一刑事部

裁判所書記 渡邊秀雄 印

判事 上田 操

大審院第一刑事部

裁判所書記 渡邊秀雄 印

②京都地方裁判所殺人被告事件昭和一三年五月九日判決

昭和十三年五月九日宣告

裁判所書記大西正紀印

判決

本籍 滋賀県甲賀郡□□村大字□□□□五□□番地
住居 同県蒲生郡□□町大字□□二番地ノ□

無職

M I 庄藏

明治二十三年十月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人被告事件ニ付大津地方裁判所カ昭和十二年八月九日陪審ノ答申ヲ採択
シ事實ノ判断ヲ為シ言渡シタル有罪判決ニ対シ被告人並弁護人山下彬麿ヨリ上告ヲ為シ昭
和十三年一月二十四日大審院ニ於テ破毀移送ノ判決アリタルヲ以テ當裁判所ハ検事小野謙
三閑与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

被告人ヲ懲役七年ニ処ス

主文

上告前ノ第一審ニ於ケル未決勾留

日数中貳百五拾日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其ノ余ノ訴訟費用ハ

全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ昭和六年六月頃ヨリ遠縁ニ該ル老婆T Jたみヲ同居セシメ居リタルカ同年九月妻み代ヲ喪ヒタル後ハたみヲシテ子女ノ養育其ノ他家政一切ニ当ラシメ同女力昭和八年失明後モ引続キ家政ヲ執ラシメ居リタルモノナルトコロ偶々昭和十年十月頃T G婦じ□信子等ノ斡旋ニヨリ後妻トシテU Kワカラ迎ヘントスル縁談進捗シタルカ其ノ際U K側ヨリ仲人ヲ通シたみノ別居方ノ申入レアリ且他面たみニ於テハ該縁談ヲ喜ハス却テワカノ悪口ヲ言触ラセル事実ヲ聞知シタル為寧口右縁談成立ノ障礙ナル同女ヲ養老院ニ入レ別居セシメント思惟シ居タル折柄同年十二月末頃たみノ右言動等カ原因ト為リ一時該縁談中止ト為ルニ至リタルモ被告人トシテハ内心之カ成立ヲ希望シテ已マサリシヨリ昭和十一年一月知人ニ依頼シ□□養老院ニたみヲ収容スヘキ手続迄モ了ヘ同女ヲ別居セシムヘキ方策ヲ講シタルモ同女カ之ヲ肯セサリシ為実現ヲ見ルニ至ラサリシカ其ノ後昭和十一年三月初頃U K側ノ申入レニヨリ再ヒワカトノ縁談復活シタルヲ以テたみノ以前ノ言動ニ鑑ミ仲人等立会ノ上充分同女ノ諒解ヲ得タル上愈々同年七月二十九日結婚式ヲ挙クル運ヒニ至リタルニ拘ラス其ノ後ニ於テモ尚たみカ依然ワカニ対スル惡口ヲ止メサルヲ以テ如何ニモシテたみヲ別居セシメント焦慮画策シタル未被告人ノ郷里滋賀県甲賀郡□□村ニ居住セル実弟M I重吉ニたみヲ預リ呉レタキ旨依頼シ同年七月二十六日被告人方ニ来宅セル重吉ト翌二十七日同女

ヲ郷里ニ連レ行クヘキ話ヲ取纏ムルト共ニたみニ対シ其ノ旨説得シタルカ同女力敢テ之ニ反対セサリシヲ以テ其ノ承諾ヲ得タルモノト思料シ仲人□方ニモ右別居ノ確定セル旨ヲ通報シ置キタルトコロ翌二十七日午前六時過頃同県蒲生郡□□町大字□□番地ノ□ナル被告人居宅ノ離家ニ到リ同所ニ於テ就寝中ノたみニ対シ蚊帳ノ外ヨリ「今日ハ自動車ニテ□□村ニ行ツテ貰ハナケレハナラヌ」ト申向ケタル際たみカ昨日ト異ナリ之ヲ拒絶スルノ態度ニ出テタルヨリ憤慨ノ念一時ニ発シ茲ニ同女ヲ殺害センコトヲ決意シ即時右足ニテたみ（當時七十二歳）ノ耳ノ辺ヲ二回程強ク踏付ケタル上蚊帳ヲ排シテ中ニ入り既ニ抵抗ノ氣力ヲ失ヒタル同女ノ腰紐ヲ取外シ之ヲ其ノ頸部ニ七回巻付ケ更ニ其ノ両端ヲ強ク引絞メテ結ヒ因テ即時同所ニ於テ同女ヲ窒息死ニ至ラシメ以テ殺害ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ証拠ヲ按スルニ右事実中被告人カ判示T Jたみヲ同居セシメ妻死亡後家政ヲ執ラシメ居タル点被告人トU Kワカトノ縁談ノ経緯及之ニ関シたみヲ別居セシムヘク焦慮シ居タル点並判示ノ如クたみヲM I重吉ノ居村ニ連レ行クヘク同女ノ承諾ヲ得タルモノナリト思料シ且仲人方ニモ別居ノ旨ヲ通報シ置キタル点ハ全部被告人ノ当公廷ニ於ケル判示同趣旨ノ供述ニ依リ之ヲ認メ得ヘク被告人カ判示ノ如キたみノ態度ニ憤慨シタル結果同女ヲ殺害スヘク決意シ判示ノ如キ方法ニヨリ同女ノ頸部ヲ絞メ窒息死ニ至ラシメタリトノ点ハ被告人カ當公廷ニ於テ極力否認スルトコロナリト雖モ被告人ニ対スル予審判事ノ強制处分ニ依ル被疑者訊問調書中ニ於ケル私ハ本年七月二十七日午前六時過頃自宅離座敷ニテT Jたみヲ絞殺シタリ其ノ日私ハ午前五時半過頃起キ表三疊ノ間ニテ新聞ヲ読ミ居タルカ平素ナラハ其ノ頃たみモ起キ三疊ノ間ニ來ルニ拘ラス其ノ朝ハ起キテ来ス其ノ時雇婆サンカ表ノ掃除ニ來リ今日ハ才婆サン（たみ）ハユツクリサシテ貰フト申シ居タリト話シタル故私

ハたみ力昨日ノ事ヲ怒リ居ルモノト思ヒ離座敷ニ行キタリたみハ座敷ノ西側ノ所ニ仰向ケタルカ昨日話シタ様ニ今日ハ自動車ニテ□□村ニ行ツテ貰ハナケレハナラヌト申シタルトコロたみハ大キク首ヲ振リタレハ才婆サン何ニ云フテ居ル昨日約束シタノニト申シ余リ腹力立チタル故イツソウ殺シテ仕舞フト思ヒ蚊帳ノ外ヨリ何トイフ事ヲ云フノヤト右足ニテたみノ耳ノ辺ヲグツト二遍程踏付ケ更ニ蚊帳ノ中ニ這入りタルニたみハ声モ立テスグニヤリトシテ居タル故たみノ腰紐ヲ取り前ノ方ヨリ左手ニテたみノ肩先ヲ把ヘ右手ニテ其ノ紐ヲ頸ニ六、七回巻附ケ右膝ヲツキ紐ノ両端ヲ強ク引絞メタルニたみハ足ヲバタバタサセ居タルカ其ノ中ニグツタリトナリタレハ紐ヲ結ヒ解ケヌヤウニ致シタリ次テ私ハたみノ後口ニアル筆箋ノ古抽斗ヨリ紐ヲ取出シソレヲたみノ腰ニ締メテヤリ着物ノ前ヲ合セ更ニ枕ノ所ニアリタル手拭ニテ両足ヲ括リたみ自身力自殺シタル如ク装ヒ置キタル旨ノ供述記載及医師小南又一郎作成ノ検案書中T Jたみノ身体ニハ(1)前頭部皮下溢血(2)左右上下眼瞼同上(3)左内眞同上(4)頸囲全部ヲ廻転索溝(5)舌骨左大角直下筋間溢血(6)左耳根直上頭皮下皮下溢血(7)両顎顎筋肉筋肉間出血(8)外後頭結節頭皮下同上ノ損傷アリ(9)(10)(11)(12)及(13)ハ拳或ハ之ニ類似ノモノニテたみノ頭部ヲ強打シタルカ乃至ハ毛髪或ハ布片等ノ如キ緩衝物ヲ隔テテ稍々堅キ鈍器ニテ其ノ存在部位ニ加害シタル為メ生シタルモノニシテ是等ハ皮下或ハ筋間溢血トシテハ稍々強度ノモノナルモ損傷トシテハ左程大ナルモノナラスト雖之ニ依リテ脳震盪等ヲ起サハ或ハ人ヲ人事不省ニ陥ラシムル事アルヘシ次ニたみノ頸囲ニ在リシ索溝(14)ハ其ノ頸部ニ纏絡シアリタル細紐ノ如キモノニテ頸部ヲ強ク絞圧シタル為メニ生シタルモノニシテたみハ之ニヨリテ絞頸セラレタル為メ窒息死ニ至リタルモノナリ而シテ此絞頸

力甚シク強カリシコトハ索溝ノ上下ニ於テ皮膚ニ鬱血ノ差異甚シカリシコト及舌骨ノ大角下ニ筋間出血(15)アリシコト等ニヨリテ略々明確ニシテ此ノ如ク強ク頸部ヲ絞圧シタル後其ノ絞圧ニ用ヒタル細紐ヲ頸囲ニ七回モ纏絡シ結目ヲ作ルコトハ一般ニ頸部強圧後約一分以内ニ人事不省來ルヲ以テ自為ニテハ殆ント不可能ノコトナレハ恐ラクたみハ他為ニ絞頸セラレタルモノナラント推定スル旨ノ記載ヲ綜合シ被告人ノ否認ヲ排斥シ該事実ヲ認定ス依テ判示事実ハ全部犯罪ノ証明十分ナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百九十九条ニ該當スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処シ同法第二十一条ニ則リ上告前ノ第一審ニ於ケル未決勾留日数中二百五十日ヲ右本刑ニ算入シ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ被告人ヲシテ全部之ヲ負担セシムヘキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十三年五月九日

京都地方裁判所第一刑事部

裁判長判事	庄司	直治
判事	大西	和夫
判事	緒方	印
鐵次		

②大阪控訴院殺人控訴事件昭和一四年三月一八日判決

昭和十四年三月十八日宣告

裁判所書記東田正路

判決

本籍 滋賀県甲賀郡□□村大字□□□五□□番地

住居 同県蒲生郡□□町大字□□二番地ノ□

無職

M I 庄藏

明治二十三年十月□□日生

右者ニ対スル殺人被告事件ニ付昭和十三年五月九日京都地方裁判所カ言渡シタル有罪判決ニ対シ被告人及原審弁護人山下彬麿ヨリ各適法ナル控訴申立アリタルヲ以テ当院ハ検事幸節靜彦閑与審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役七年ニ処ス
未決勾留日数中上告前ノ第一審大津
地方裁判所ニ於ケル二百五十日
及当審ニ於ケル百日ヲ各右本刑ニ算入ス
訴訟費用中陪審裁判ニ関スル分ヲ除キ
其余ハ全部被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ妻み代トノ間ニ二男二女ヲ有シ昭和六年六月頃ヨリ遠縁ニ当ル T Jたみ（當時六十八年）カ孤独ノ身トナリタルヲ引取り爾來同居シ同年九月妻み代死亡後たみヲシテ家事並ニ子女ノ養育ニ当ラシメ昭和八年頃同女カ失明後モ引続キ家事ニ携ハラシメ居タルカた

みモ老齢加フルニ失明ノ為漸々用ヲ弁シ難キニ至リタルトコロ後妻ヲ媒介スルモノアリテ昭和十年十月頃ヨリU Kワカトノ縁談進捗シタルニたみハ之ヲ喜ハス却テワカノ悪口ヲ言ヒ触ラシ右縁談ヲ妨害セントスルノ舉ニ出テタルヨリ寧ロ同女ヲ養老院ニ入院別居セシメタル上婚姻センモノヲト同女ニ右入院方ヲ勧メタルニ同女カ極力之ヲ拒ミタルヨリ止ムナク居宅裏ニ離家ヲ設ケテ之ニ起居セシメタリ然ルニワカハ当初ヨリたみトノ同居ヲ嫌忌シ居リ右別居困難ナル為縁談ハ一時中絶トナリタルカ其後昭和十一年三月頃ニ至リ該縁談復活シ同年四月中ニハ縁談纏リテワカニ結納金ヲ贈リ結局同年七月二十九日結婚式ヲ挙クル運ヒトナリタルヲ以テ右結婚期日迄ニ如何ニカシテ右たみヲ別居セシムヘク実弟重吉トモ相談ノ上百方其預ケ先ヲ物色シタルモ意ノ如クナラス結婚式日ノ切迫ト共ニ焦慮シ居タルタリヨリ同年七月二十六日被告人ハ右重吉ト共ニたみニ対シ暫時□□村ニ同女ヲ引取ルニ付明日同行セラレ度旨申向ケタルニ同女ハ当初之ヲ拒ミタルモ再三説得ノ末漸ク之ヲ納得セシメ得タルモノト思料シ此旨ヲ仲介人ニ通シ置キタルニ翌二十七日同女ノ起床平素ヨリモ遅カリシヨリ或ハ又同女カ右□□村行キヲ嫌ヘルニ非スヤト思惟シ午前六時過頃肩書居宅ノ右離家ニ到リ就寝中ノたみニ対シ蚊帳ノ外ヨリ「昨日話シタ様ニ今日ハ自動車ニテ□□村ニ行ツテ貰ハネハナラヌ」ト申向ケタルニ果シテたみカ之ヲ拒絶シタルヨリ被告人ハ痛ク之ニ憤慨シ茲ニ同女ヲ殺害センコトヲ決意シ右足ニテ同女ノ耳ノ辺ヲ二回程強ク踏付けタル上蚊帳ノ中ニ入り同女ノ腰紐ヲ取外シテ其ノ頸部ニ七回巻付ケ両端ヲ強ク引絞メテ結ヒ因テ即時同女ヲ窒息死ニ至ラシメ其ノ目的ヲ遂ケタル上同室ノ簾笥内ヨリ細紐ヲ取出シ同女ノ腰ニ締メ服装ヲ整へ且枕許ニ在リタル手拭ヲ以テ其両足ヲ括リ以テ同女カ自縊ヲ

遂ケタルモノノ如ク装ヒ置キタルモノナリ

証拠ヲ按スルニ

右判示事実中被告人力判示日時場所ニ於テたみノ態度ニ憤激シ之ヲ殺害シタル上自縊ヲ装ヒタリトノ点ヲ除キ其ノ余ハ原審京都地方裁判所第一回公判調書ニ被告人ノ判示同旨ノ供述記載アルニ依リ判示日時場所ニ於テ被告人人力判示ノ如クたみヲ殺害シ且自縊ヲ装ヒ置キタル点ハ

一、被告人ニ対スル起訴前ノ強制処分ニ依ル予審判事ノ被疑者訊問調書中ニ自分ハ本年（昭和十一年ヲ指ス）七月二十七日午前五時半頃ニ起キ表三疊ノ間ニテ新聞ヲ読ミ居タル力平素ナラハ其頃たみモ起キテ三疊ノ間ニ来ルノテアルカ其朝ハ來ナイノテ表ノ掃除ヲシテ居タ婆サンニ今日ハオ婆サンハ遅イナアト云フト雇婆サンハ今朝四時半頃たみカ今日ハユツクリ寝サセテ貰フト云フテ居タト申シタルヨリサテハたみカ昨日ノ事ヲ怒ツテ居ルト思フタノテ離座敷ニ行ツテ見ヤウト思ヒ三疊ノ座敷カラ炊事場ニ出テ其横ノ便所テ小便ヲ為シ離座敷ニ行キタルニたみハ西側ノ所ニ仰向ニ寝テ居タノテ蚊帳ノ外ヨリオ婆サント声ヲ掛けタカ返事ヲセヌノテ怒ツテ居ルモノト思ヒタルカ昨日話シタ様ニ今日ハ自動車テ□□村ニ行ツテ貰ハネハナラヌト申ストたみハ大キク首ヲ振リタルヨリオ婆サン何ヲ云フテ居ル昨日約束シタノニト申シ余リ腹力立ツタノテイツソウ殺シテ仕舞ヘト思ヒ蚊帳ノ外カラ何ト云フコトヲ云フノヤト云ヒナカラ右足ニテたみノ耳ノ辺ヲ二回程強ク踏ミ付ケ更ニ蚊帳ノ中ニ這入ルトたみハ声ヲ立テスグニヤリトシテ居タノテたみノ腰紐ヲ取り前ノ方カラ左手ニテたみノ肩先ヲ抱ヘ右手ニテ其紐ヲ頭ニ六七回巻付ケ右膝ヲ突イテ紐ノ両端ヲ強ク引絞メルトたみハ足ヲバタバタサセテ居タルカ其併グツタリトナリタル故紐ヲ結ヒ解ケヌ

様ニ為シタリ夫レヨリ自分ハ後ロニアル筆筒ノ小抽斗ヨリ紐ヲ取出シ夫レヲたみノ腰ニ締メテ遣リ着物ノ前ヲ合セ更ニ枕ノ所ニ在リタル手拭ヲ取リテ両足ヲ括リたみ自身力自殺シタ如ク装ヒ置キタル旨ノ供述記載

一、被告人ニ対スル予審判事ノ第五回訊問調書中（昭和十二年三月五日附）是迄種々御手数ヲ掛ケタルカ実ハ自分カ昨年七月二十七日午前六時過頃自分宅離家ニテTJたみヲ殺シタコトハ警察署ニテ判事サンニ申述ヘタ通り相違ナク何卒御憐憫ニ願ヒマス其朝自分ハ五時半頃起床シ寝巻ノ併表三疊ノ間ニ行キ大阪朝日新聞ヲ読ンテ居ルト午前六時過頃女中ノKTフデカ筈ト塵取ヲ持チ表ノ掃除ニ來タノテオ婆サンハ遅イナアト申スト女中力オ婆サンハ今朝ハ少々遅ク起キルト云フテ居タト申シ居タリ當時子供ハ未タ寝テ居リ誰モ起キテ居ラス女中ノフデハ表ノ掃除ニカカリ自分ハ読ミサシノ新聞ヲ表三疊ノ間ノ机ノ上ニ置キ座敷ヲ通ツテ廊下ニ出テ其処ヨリ勝手ニ下リテ炊事場横ノ便所ニ行キ小便ヲシテ裏ノ離家ニ行キたみノ頸ヲ同人ノシテ居ル腰紐ニテ絞付ケ殺シタルナリ何卒憐憫ヲ願フ証第一号ノ細紐ハTJたみノ使用シ居タルモノニシテ其細紐ニテたみノ頸ヲ絞付ケ証第二号ノ細紐ハたみノモノニシテ平素離レノ筆筒ノ小抽斗ニ入レテ在リ自分ハ夫レヲ取出シたみノ死体ノ腰紐ニシテ置キタリ証第三号ノ手拭ハたみノ枕許ニ置キ在リタルモノニテ自分ハ其手拭ニテたみノ両足ヲ括リ置キタルモノナル旨ノ供述記載

一、原審京都地方裁判所第一回公判調書中証人天川政隆ノ供述トシテ自分ハ昭和十一年七月二十七日M-I庄藏ノ依頼ニ依リ同人方離座敷ニテTJたみノ死体ヲ診タコトアリ其日自分ハ午前八時過頃勤務先ナル□□□□□経営ノ□□療養院ニ出勤スル為自転車ニテM-I庄藏方前ヲ通リ少シ行キ過キタ処ニテM-I庄藏ニ会ヒタルニ同人ハ自分ニ一寸降リテ呉レト

申シタルヨリ自転車ヨリ降リ子供テモ悪イノカト聞クトM I 庄藏ハオ婆サンカ一寸ト申シタリ自分ハ病院ニ行ク途中ナレハ家ニ帰リ医者ノ道具ヲ取ツテ来ルト申シタルニ庄藏ハオ婆サンテアル道具ハ要ラヌト申シタル故同人ノ案内ニ依リ同家裏離家ニ行キタルニ其部屋ノ中央ヨリ稍西寄リニ蒲団カ敷キアリ其上ニ才婆サンカ北枕テ東ヲ向イテ寝テ居リ腰カラ下ヲ少シ曲ケテ腰カラ下ニ掛蒲団ヲ着ケ居リ枕ハ普通ニシテ居リタリ而シテ左手ハ曲ケテ上方ニ右手ハ腰ノ辺ニ横ニ垂レサセテ居タト思フ尚耳ヨリ血カ出テ居リ其ノ血ハ鼻ト口トノ中間ニ流レ居タルカ鼻モ出シテ居タト思フ夫レカラヨク死体ヲ見ルト頸ニ沢山紐カ巻キアリ変死ナルコトヲ知リタル故警察ニ届ケル様庄藏ニ申シタルニ程ナク明石医師カ來ラレ死体ヲ見テ変死ナレハ直ニ警察ニ届ケル旨ノ記載

一、証人明石嘉聞ニ対スル予審判事ノ訊問調書中自分ハ医師ナルカ昭和十一年七月二十七日午前八時頃自分宅受附ニ来テ年寄カ虫ノ息タカラ直ク來テ呉レト申ス者アリ声カM I 庄藏ラシイノテカーテン越シニ見ルト庄藏本人ナリキ庄藏ハ左様ニ申シ置キテ直ニ帰リタルカ其時自分宅ニハ一人ノ患者カ來テ居タル故夫レヲ診察ノ上約十分位経テ自動者ニテ庄藏方表口ニ行クト庄藏カ出テ参リ其案内ニテ離家ニ行キタルニ既ニ□□療養院ノ天川医師カ行キ居ラレ部屋ノ西側ニ敷キアル蒲団ノ上ニ北枕ニ寝テ居ル婆サンヲ診タルカ婆サンハ左ヲ下ニ横向キトナリ腰ト膝トヲ曲ケテくノ字形ニ寝テ居リ頸ニハ腰紐様ノモノヲグルく卷附ケテアリ右ノ耳カラ血液カ流レ居リ又鼻カラモ血液混リ粘液カ出テ居リ口カラハ唾液様ノ粘液カ出テ居リ枕ノ下ノ敷布ハ汚レ居リタリ自分ハ直ニ頸ニ卷イテアル紐ノ間ニ人差指ヲ入レテ見ヤウトシタルニ強ク卷付ケアリ指カ這入ラス脈ヲ取ツテ見タカ勿論止マツテ居リ更ニ胸ニ聴診器ヲ當テテ診タカ鼓動ハ全然無ク只胸ノ辺ニ手ヲ當テテ診ルト多少溫味

力アリタルヨリ死亡後左程時間ハ経過シ居ラサルモノト思ヒタリ而シテ老婆ノ左手ハ少シク曲ケテ蒲団ノ上ニ置イテ在リ右手ハ身体ニ沿ツテ足ノ辺ニ置キ在リ膝ノ少シ下ノ辺ニ寝巻ノ上カラ日本手拭ニテ緩ク縛リアリタリ尚右耳ヨリ血ノ出テ居ル様子等ヨリ見テ自縊シタルノモニハ非スト認メ天川氏ニ変死タカラ警察ニ届出ルカヨカラウト申シ庄藏カ届ケニ行キタリ其内ニ警察カラ來レルヨリ自分ハ耳ヨリ出血セル点頸ノ絞メ方ノ強キ点頸ニハ七回モ強ク卷付ケタル後夫レカ正シク結ハレテ居ル点足ノ括リ方カ緩ク且其結目カ緩イ点苦悶ノ状況見エサル点等ヨリシテ死因カ怪シク他殺テハ無キヤト意見ヲ述ヘ急診患者アリタル故一先ツ帰宅シ二三十分ヲ経テ再ヒ現場ニ行キ警部補ト共ニ頸ニ卷付ケアル紐ノ状態ヲ詳細ニ調ヘタルニ其紐ハ木綿ノ腰紐様ノモノニシテ七回卷付ケアリ其広サハ一寸五分乃至二寸位ニ至リ指カ這入ラヌ程度ニ強ク卷付ケテ其端ヲ正中線ヨリ稍右寄リノ所ニテ一回堅ク結ヒ更ニ左ニ輪ヲ作ツテ引解キ結ヒニ結ヒ両端カ約二寸位宛ニナリ居リ且右側ニ出タ紐ハ殆ント同シ長サニナリ居リ初メノ結ヒハ相当強カリシモ引解キ結ヒノ所ハ割合緩ク併シキチント結ヒアリタリ更ニ腹部ノ辺ヲ見ルト寝衣ノ上ヨリ帶締メ様ノ金茶色ノ絹ノ丸紐ニテ一回廻シ之モ同様正中線ヨリ稍右寄リノ個所ニテ頸ノ所テ結ンテアルノト同様ニ左側ニ輪ヲ作リ引解キ結ヒニ結ヒ寝巻ハキチント前ヲ合ハサレテ在リタリ 尚其ノ際庄藏ノ態度カ变ニ思ハレタ点ハ自分ヤ警察ノ者カ余リ問ヒモセヌニ進ンテ庄藏カオ婆サンハ平素カラ死ヌヽト云フテ居タ予テカラ注意シ居タルニ遂ニ斯様ナコトニナツタト申シ又警察官力何カ尋ネルト庄藏ハ何処トナク落着カヌサワヽシタ態度カ見受ケラレタリ又自分等ノ経験スルトコロニ依レハ年寄リノ死亡シタ時ハ家族ノ者ハ何トモ云ヘ又氣安サカ見受ケラルルモノナルニ今度ノ場合庄藏ニハ左様ナ風ハ見受ケラレス如何ニモ不可解ナ点カアリタル

旨ノ供述記載

一、証人 K T フデニ対スル予審判事ノ第一回訊問調書中自分ハ昭和十一年七月三日カラ同年十二月八日迄 M I 庄藏方ニ飯炊キニ雇ハレ居リタリ同家テハ自分ハたみ婆サント離レニ寝テ居リタルカ同年七月二十七日朝自分ハ四時半頃ニ起キたみ婆サンニ表ニ行キマスワト云フテ居リタリ自分ハ表ノ掃除ヲ済マシテカラ朝食ノ用意ヲ致シ学校行キノ子供ヤ旦那（庄藏ヲ指ス）ト幼稚園行キノ節子サンハ朝食ヲ食ヘテ居タカ其時旦那才婆チヤンハドウカネト申シタノテ自分ハ離レニたみヲ起シニ行キ西北ノ隅ノ蚊帳ノ吊手ヲ外シテ見ルトたみハ東向ニナリ左ヲ下ニシ鼻血ヲ出シ敷布力汚レテ居タノテ変タナト思ヒ顔ノ所ニ手ヲ当テテ見ルト冷メタクナツテ居タノテ死ンテ居ルモノト思ヒ吃驚シテ母家ニ引返シ旦那ニ才婆チヤンカ冷メタウナツテ死ンテ居ヤハリマスカナアト云フト旦那ハ死ンテ居ル何ツト云ヒナカラ警察ニ届ケネハナラヌ離レハ片付ケナクトモヨイ拋ソテ置ケ触ツテハイカヌト云フテ着物ヲ着換ヘ末ノ子ノ節子ニ着物ヲ着換ヘサセたみ力死ンテ居ルト云フニ離レニハ行ツテ見ヤウトモセス直ク出テ行キタリ其時旦那ハ警察ヘ届ケネハナラヌト申シタルモ医師ヲ迎ヘネハナラヌト申シマセんテシタ尚其前夜ナル七月二十六日たみ力寝タノハ午後十時半頃テ同日ハ昼旦那ノ弟サンカ来テたみニ何カ話サレタノテ夜床ニ入ツテカラ何ノ話テアツタカト聞クト弟サンノ話ハヨク判ツトルノヤ併シ□□村ヘ行ク氣ニナレヌト申シ居リタリ其晚たみノ様子ニハ少シモ変ツタトコロハ無ク翌二十七日モ朝四時半頃自分カ起キタ時ニハ別段変ツタ様子ハ見受ケスたみハ平素食事ヲ朝三杯昼ト夜ハ二杯宛食ヘルノテアルカ二十六日モ同様夕食ハ自分ト一緒ニ平素ノ如ク二杯食ヘタル旨ノ供述記載

一、第一審大津地方裁判所第一回公判調書中証人医師小南又一郎ノ供述トシテ自分ハ昭和十一年七月二十八日滋賀県蒲生郡□□町大字□□二番地ノ□被告人 M I 庄藏方ニ於テ八幡警察署警部補村原正則ノ嘱託ニ依リ T J たみノ死体ヲ解剖シタルカ自分作成ノ検案書記載ノ通リナリ解剖ノ結果ハ同死体ハ窒息急死ノ三ツノ条件カ備ハリ居リ頸囲ニ纏絡シアル細紐ノ下ニハ索溝カアリ深部ニ出血アリタルカ其内ニ表皮剥離乃至溢血ヲ見ス此ノ索溝ヲ境トシテ上方ノ皮膚ハ甚タシク紫赤色ニ富ミ只粟粒大乃至大豆大ノ暗赤色斑ヲ見以下ハ全ク蒼白トナリ居レリ又頸部ヲ開ケテ見ルニ前頸部ニ鶏卵大ノ皮下溢血一個左右上下眼瞼全部ハ特ニ濃色ニシテ各一個ノ皮下溢血アリ左耳根左上頭皮下ニ拇指大ノ皮下溢血アリ両顎顫筋肉ニ小指頭大ノ数個ノ筋間出血及外頭結節頭皮下ニ鶏卵大一個ノ筋間出血アリタルカ之等ノ皮下或ハ筋間溢血ハ拳或ハ之ニ類似スルモノニテたみノ頭部ヲ強打シタルカ乃至ハ毛髮或ハ布片等ノ如キ緩衝物ヲ隔テ鉛器ニテ加害シタル為ニ生シタルモノナリ次ニたみノ頸囲ニ在リタル索溝ハ頸部ニ纏絡シアリタル細紐ノ如キモノニテ頸部ヲ強ク絞圧シタルカ為生シタルモノナルカ他ニ短期間に内ニ死ニ至ラシムルカ如キ病変ハ認メサリキ而シテ同女ノ死カ自殺カ他殺カノ点ニ付テハ同女ノ窒息急死ノ原因カ絞頸ニシテ其頸囲ニ纏絡シタルシ索条物ハ一度解カレタリトノコトアルモ其ノ元ノ絞頸カ甚タ強カリシコトハ索溝ノ上ニ於テ皮膚ニ鬱血ノ差異甚タシカリシコト及舌骨ノ大角下ニ筋間出血アリタルコト顔面カ一般ニ暗紫色ヲ呈シ居リシコト等ニ依リ明確ニシ得ヘクスクノ如ク頸部ヲ絞圧シタル後其絞圧ニ用ヒタル細紐ヲ頸部ニ七回モ纏絡シ結目ヲ作ルコトハ一般ニ頸圧後一分間以内ニ人事不省來ルヲ以テ之ハ自殺ニテハ不能ナリト考ヘタリ殊ニ自殺ニ依ル絞頸トシテハ顔面及後頭部ノ皮下溢血カ説明出来ス顔面ノ傷ハ痙攣ヲ發スル為手ヲ容易ニ顔面迄持行ク事出来

ス以上ノ点ヨリシテたみノ死ハ他為ニ因ル絞殺ナル旨ノ記載

アルヲ綜合シテ之ヲ認ムルニ足リ判示事実ハ其証明アリタルモノトス

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百九十九条ニ該当スルヲ以テ所定有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処シ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中上告前ノ第一審大津地方裁判所ニ於ケル二百五十日及当審ニ於ケル百日ヲ各右本刑ニ算入シ

訴訟費用中陪審裁判ニ関スル部分ヲ除キ其余ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ全部之ヲ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス本件各控訴ハ孰レモ其理由無シ

昭和十四年三月十八日

大阪控訴院第二刑事部

裁判長判事 十川寛之助

判事 岡本 薫一

判事 窪田 武丕

右謄本也 昭和十四年三月二十九日

大阪控訴院第二刑事部 裁判所書記 三木 政市 印

②大審院殺人上告事件昭和一四年七月一〇日判決

昭和十四年七月十日宣告

裁判所書記鈴木喜一郎

昭和十四年(れ)第三七七号

判決書

本籍 滋賀県甲賀郡□□村大字□□□五□□番地
住居 同県蒲生郡□□町大字□□二番地ノ□

無職

M I 庄藏

明治二十三年十月□□日生

右殺人被告事件ニ付昭和十四年三月十八日大阪控訴院ニ於テ言渡シタル判決ニ對シ被告人並原審弁護人山下彬麿ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

原判決ヲ破毀ス

被告人ヲ懲役七年ニ処ス

未決勾留日数中上告前ノ第一審大津地方裁判所ニ於ケル二百五十日ヲ本刑ニ算入ス

訴訟費用中陪審裁判ニ関スル分ヲ除キ

其ノ余ハ全部被告人ノ負担トス

理由

弁護人瀧川幸辰上告趣意書第一点原判決ハ重大ナル事實ノ誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顕著ナル事由アルモノニシテ破毀ヲ免ルモノト信ス原判決ハ被告人カUKワカト結婚スルニ当リ結婚ノ障害トナルヘキ同居ノT Jタミヲ除ク為メ殺意ヲ決シタリト云フ動機ヲ認定シタル後（前略）就寝中ノタミニ対シ（中略）右足ニテ同女ノ耳ノ辺ヲ二回程強ク踏

付ケタル上蚊帳ノ中ニ入り同女ノ腰紐ヲ取外シテ其ノ頸部ニ七回巻付ケ両端ヲ強ク引絞メテ結ヒ因テ即時同女ヲ窒息死ニ至ラシメ其ノ目的ヲ遂ケタル上同室ノ簾筈内ヨリ細紐ヲ取出シ同女ノ腰ニ締メ服装ヲ整ヘ且枕許ニ在リタル手拭ヲ以テ其両足ヲ括リ以テ同女力自縊ヲ遂ケタルモノノ如ク装ヒ置キタルモノナリト云フ事實ヲ認定セリ然レトモスル事實ハ被告人ノ否認スルトコロ原判決ノ引用セル証拠證明ニ依リテモ之ヲ認ムルコト困難ニシテ畢竟被告人カタミヲ絞殺シタリトノ事實ハ架空論ニ過キサルモノト信ス原判決ノ証拠ハ大別シテ（一）被告人ノ自白（1）起訴前ノ強制処分ニ依ル予審判事ノ被疑者訊問調書中ノ供述（2）被告人ニ対スル予審判事ノ第五回訊問調書中ノ供述（3）証人天川政隆ノ京都地方裁判所第一回公判調書中ノ供述（4）証人明石嘉聞ニ対スル予審判事ノ訊問調書中ノ供述（5）証人KTフデニ対スル予審判事ノ第一回訊問調書中ノ供述（6）証人小南又一郎ニ対スル大津地方裁判所第一回公判調書中ノ供述）トナル是等ノ各証拠ハ何レモ被告人ノ殺人行為ヲ認定スル資料トシテハ不十分ニシテ原判決ニ重大ナル事實ノ誤認アルコト顯著ナリト謂ハサルヘカラス起訴前ノ強制処分ニ依ル被疑者訊問調書中ノ自白ハ原判決事實認定ノ基礎ヲ成スモノ否之ノミニ基キ事實認定力為サレタルモノト謂フモ過言ニアラス強制訊問調書（昭和一一・七・二九附）ニハ次ノ記載アリ問然ラハTJタミヲ殺害シタル顛末ヲ述ヘヨ答（前略）アマリ腹力立ツタノテイツソウ殺シテ仕舞フト思ヒ蚊帳ノ外カラナント云フ事ヲ云フタノヤト云ヒナカラ右足テタミノ耳ノ辺ヲグソトニ遍程強ク踏付ケ更ニ蚊帳ノ中ニハイリマストタミハ声モ立テスグニヤリトシテ居タノテタミノ腰紐ヲ取り前ノ方カラ左手テタミノ肩先ヲ抱へ右手テ其ノ紐ヲ頸ニ六、七回巻付ケ右膝ヲツイテ紐ノ両端ヲ強ク引絞メマストタミハ足ヲバタバタサセテ居マシタカ其ノ呂グツタリトナリマシタノテ紐ヲ結ヒ解ケヌトタミハ足ヲバタバタサセテ居マシタカ其ノ呂グツタリトナリマシタノテ紐ヲ結ヒ解ケヌ

様ニシマシタ夫レカラ私ハタミノ後口ニアル簾筈ノ小抽斗カラ紐ヲ取出シ夫レヲタミノ腰ニ締メテヤリ着物ノ前ヲ合セ更ニ枕ノ所ニアツタ手拭ヲ取ツテ両足ヲ括リタミ自身力自殺シタ様ニ装フテ置キマシタ此ノ供述ハ殆ント唯一ノ証拠ニシテ次ニ掲クル第五回予審訊問調書（昭和一二・三・五附）ノ供述ハ右強制訊問調書ノ供述ニ符合セシメル為ノ繰返ニ過キス一一問何故嫌疑力カカルト思ヒタリヤ答申訳アリマセヌ（中略）裏ノ離ニ行キタミノ頸ヲ同人ノシテ居タ腰紐テ絞付ケテ殺シタノテアリマス何卒御憐憫ヲ願ヒマス一二問之ヲ知ルヤ（此ノ時予審判事ハ証第一号ヲ示シタリ）答御示ノ細紐ハTJタミノ使用シテ居タモノテ私ハ其ノ細紐テタミノ頸ヲ絞付ケタノテアリマス一三問之ヲ知ルヤ（此ノ時予審判事ハ証第二号ヲ示シタリ）答御示ノ腰紐ハタミノモノテ平素離ノ簾筈ノ小抽斗ニ入レテアリマシタ私ハ其レヲ取出シタミノ死体ノ腰紐ニシテ置イタノテアリマス一四問之ヲ知ルヤ（此ノ時予審判事ハ証第三、四号ヲ示シタリ）答御示ノ着物ト腰巻トハ當時タミカ身ニ附ケテ居タモノテアリマス被告人ノ是等ノ供述ハ甚タシキ不合理ヲ含ム被告人ハ一人ノ人間トシテ実現不能ノ行為ヲ易々トシテ實現シタルモノニシテ到底真実トハ考ヘラレサルモノナリ第一ニ蚊帳ノ外側ヨリ中ニ寝テ居ル人ヲ踏ムコトハ不可能ナリ警察検証調書並附属図面ニ依レハリタル人ノ頭ヲ踏ムコトハ不可能ナリ想像ノ產物ニ外ナラス被告人ノ供述ハ自己ノ実驗ヲ述ヘタルモノニハアラスタミノ損傷箇所ヲ知ル係官ノ問ハルル併ニ想像ヲ描キテ述ヘタルモノナリ第二ニ左手ニテタミノ肩先ヲ抱へ右手ニテ頸ニ六、七回紐ヲ巻付ケ右膝ヲツキ紐

ノ両端ヲ強ク引絞メルコトモ亦不可能ニ属ス頸ニ六、七回細紐ヲ巻付ケルコトハ右手ノミニテ可能ナランモノ紐ノ両端ヲ引絞メルニハ殊ニ強ク引絞メルニハ必ス両手ヲ必要トス斯カル記載ハ講談武勇伝ノ記事トシテハ許サルヘシ真実中ノ真実ヲ必要トスル判決書ノ事実記載トシテハ当ラサルノ甚シキモノナリ第三ニ耳ノ邊ヲ二回踏ミタリトテ小南又一郎作成ノ検案書記載ノ如キ傷ノ生スヘキ理ナシ傷ハ頭顔部ノ四方ニ略亦対蹠的ニ発生ス傷ニハアラス実ハ溢血筋肉間ノ出血ニ因ル斑紋ナリ之ヲ傷ナリトセンカ如何ナル踏ミ方ヲスレハ斯様ナル状態ニ於テ斯様ナル傷ヲ生スヘキ力想像モ及ハサルトコロナリ第四ニ頸ヲ絞メテ人ヲ殺スト云フ危機一髪ノ間ニ被害者ノ八尺ニ垂々ントスル腰紐ヲ解キテ之ヲ絞殺ニ使用スル力如キコトハ常識上信スルヲ得サルナリ頸ヲ絞メルニハ枕許ノ手拭ヲ以テ為スコトカ近道ナリ而モ被害者ノ腰ニ巻キアル長キ紐ヲ解キテ絞殺ニ使用シ（結ヒ目ヲ整然ト揃ヘ）態々簞笥ノ抽斗ヨリ別ノ紐ヲ探出シテ腰ヲ括リ（前同様整然ト揃ヘ）更ニ枕許ノ手拭ヲ以テ足ヲ括ルト云フカ如キ丹念ニシテ且悠長ナルコトカ果シテ殺人罪ヲ犯ス者ノ処置トシテ考へ得ルカ何人モ其ノ奇抜ナルニ驚クヘシ第五ニ被告人力タミノ自殺ヲ偽装シテ斯様ナル処置ニ出テタリト云フハ想像論トシテモ極メテ不自然ノモノナリ横臥ノ併頸ヲ絞メルハ自殺トシテ稀ナル方法ニシテ斯カル姿勢ヲ作為スルコト自体他殺ノ疑ヲ招ク以外ノ何等ノ效果ナキモノナリ又頸ニ六、七回モ紐ヲ巻付ケルコトハ社会通念上自殺トシテヨリモ他殺トシテ判断セラルルコト多シ此ノ方法カ他殺ニ比シ自殺ニ多シトハ法医学ノ専門家ノミ知ル学問上ノ認識ナリ被告人力低脳ニアラサル限り他殺ノ嫌疑ヲ蒙ル虞アル偽装方法ヲ採ル謂レナシ第六ニ紐ノ結ヒ目力整然ト揃ヘラレ居リシ事實ハ死カタミノ自為ニ出テタルコトヲ推測セシムル材料ノ一ナリト信ス原審ノ証人□□ていノ供述ニ依レハタミハ生レツキ几帳面ナ

ル人ノ如シ而モタミハ盲人ナリ盲人力几帳面ナルコトハ心理学上ノ定説ト謂フヲ得ヘシ生來几帳面ノ人力盲人トナリタル上ハ其ノ几帳面性ニ輪ヲ加ヘルコト想像ニ難カラサルナリ紐ヲ整然ト揃ヘタル一事ハタミノ自殺論ニ支持点ヲ与ヘルモノト謂フヘシ小南又一郎作成ノ検案書ニ依レハ細紐ハ頸囲ヲ七回巻キ居リ其ノ幅ニ、五糰長サ約二四一、〇糰（約八尺）アリ此ノ紐ハ中央ニ於テ殆ント規則正シク広カリ居レトモ両端（合計）二〇、〇糰（六寸六分）ハ少シ引絞レル形トナリ居リトアリ斯様ニ約八尺ノ長キ紐ヲ両端ノ合計僅カニ六寸六分ニナルマテ規則正シク丹念ニ巻付ケ先ヲ揃ヘテ整然ト結フコトハ匆忙タル殺人者心理ト到底合致スルモノニハアラスマタミノ几帳面性ノ表現トシテ始メテ理解シ得ル事柄ナリ原審ノ証人□□愛子□□ていノ供述ニ依レハタミハ衣類位牌ヲ他家ニ預ケタル事實アリ又京都地方裁判所ニ於ケル第一審ノ証人N Kふじ□□みかノ供述ニ依レハ平素タミハ嫁ノ来ル日力命日タト云フ言葉ヲロニシ居リタル事實アリタミハ寄辺ナキ七十余歳ノ老人ニシテ其ノ上失明ノ不幸ニ陥レルモノナリ我子ト思ヒ我孫ト眺メ来リタルM I一家ニ赤ノ他人ノUKワカカ主婦トシテ入り居候扱ヲ受クヘキ状態ノ出現スルコトハタミノ忍フニ忍ハレサルコトナリ深キ厭世觀ニ襲ハレタル結果窃ニ心中期スルトコロアリタルモノト觀ルコトハ極メテ自然ノ觀察ナリタミノ自殺ヲ推測スル一資料タルヲ失ハス右ニ掲記シタル如ク被告人ノ自白ハ内容ニ於テ何等真実性ノ觀ルヘキモノナシ原判決ノ事實認定力重大ナル誤謬ヲ含ムコトノ証左ト謂ハサルヘカラス更ニ原判決引用ノ証人ノ供述ノ多クハ係官ノ問ニ対シ想像又ハ意見ヲ述ヘタルモノニシテ被告人ヲ殺人犯人トシテ認メシムルニ足ルヘキモノナシ殊ニ原判決カ小南又一郎ノ大津地方裁判所ニ於ケル証人トシテノ供述ヲ引用シ同人ノ作成シタル検案書ノ引用ヲ避ケタル一事ハ（事件発生當時ノ検案書ハ一年後ニ記憶ヲ辿リテ陳

述シタル証言ヨリモ信憑力強キ筈ナリ）原判決力事実ノ認定ニ付如何ニ確信ナキカノ一証左トナスニ足ル小南又一郎作成ノ検案書ハ其ノ後ニ現レタル諸鑑定書ト矛盾スルトコロ多ク原判決ハ之ヲ引用スル勇氣ヲ有セサリシモノナラント云フニ在レトモ原判示事実ハ原判決示ノ証拠ヲ総合スルニヨリテ之ヲ認ムルニ足リ記録ヲ精査スルモ所論予審判事ノ訊問ニ対スル被告人ノ供述ニハ不合理ノ点ナク尚同供述及証人ノ供述ハ單ナル想像又ハ意見ニアラスシテ其ノ関係セル事項ニ付実驗シタルトコロ又ハ実驗上考察シタルトコロヲ述ヘタルモノナルコトヲ認メ得ヘク其ノ他原判決ノ事実認定ニハ重大ナル誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由アルモノト認メ難シ所論ハ畢竟原審ノ引用セサル証拠ニ依拠シ独自ノ見解ニ基キ原審証拠ノ取捨判断ヲ批難シ延ヒテ事実ノ認定ヲ攻撃スルモノニシテ論旨理由ナシ

第二点原判決ハ採証法則ヲ無視シタル違法判決ニシテ破毀ヲ免レサルモノト信ス本件ハ予審大津地方裁判所及ヒ京都地方裁判所ノ第一審公判大阪控訴院ノ第二審公判ニ於ケル被告人訊問ノ外ニ予審ト公判ヲ通シテ四度ノ検証四通ノ専門家ノ意見書延人員五十名ニ及フ証用ノ被疑者ニ対スル起訴前ノ強制処分訊問調書中ノ自白及ヒ被告人ニ対スル第五回予審訊問調書中ノ自白ハ不合理ノ内容ヲ含ミ殺人罪ヲ認定スル証拠トシテハ採ルニ足ラサルモノナリ更ニ原判決引用ノ証人天川政隆明石嘉聞KTフデノ各証言ハ多分ニ想像ヲ加ヘタル供述ニシテ証拠力薄弱ナリ証人小南又一郎ノ証言ハ同証人カタミノ死体ヲ解剖シ検案書ヲ作成シタル當人ナル点ヨリ云ヒ重要視スヘキモノナルモ其ノ証言ノ基礎タル検案書其ノモノハ疎漏ノ誹リヲ免レサルモノナリ原判決力社会通念上証拠価値ノ高カルヘキ科学的証拠方

法トシテノ検案書ヲ遠サケ却テ其ノ検案書ヲ基礎トシテ供述シタル証言ニ頼リタル事実ハ採証法則ヲ無視シタルモノト謂ハサルヘカラス本件記録ニ現ハレタル専門家ノ意見トシテハ小南又一郎ノ検案書浅田□大村□□小宮□□ノ各鑑定書存ス其ノ結果ヲ略述スルニ原因ノ断定ハ他殺説二、自殺説二、ニシテ互ニ対立シ各部分（耳出血、鼻出血、左右上下眼瞼皮下溢血、前頭部皮下溢血、顎顫部筋肉間出血、後頭結節部筋肉間出血）ハ他殺説十二点自殺説二十点（眼瞼皮下溢血ニ付大村説ノ一部ヲ他殺説ト見ルモ他殺説十三点ニ対シ自殺説十九点）トナル更ニ原因断定ニ用ヒラレタル語氣ノ強弱ヲ比較スルニ小南、恐ラクハ他殺ナラント推定ス浅田、タミノ絞首ハ自為ト認ム大村、自他為何レモ可能ナレトモ寧口他為ト認ムルヲ適当トナスカ如シ小宮、自為他為何レナルカ確言シ得サルモ他為ナラサリシモノナル感アリトアリートシテ自己ノ信念ヲ的確ニ表現シタルモノナシ殊ニ小南医師ノ如キハ其ノ後証人トシテ大津地方裁判所第一審公判ニ於テハ「絶対的ナラサルモ自己ノ信念ツテハ他殺ニ相違ナシ」ト供述シ京都地方裁判所第一審公判ニ於テハ「私ハ解剖検査ニヨリマシテ頸部ニ巻付ケテアツタ索条其ノ他周囲ノ事情ニ対シ考慮ヲ払ハサリシコトハ同証人ノ供述ヨリ觀罪ノ証拠トセサリシ理由ハ証明力甚タ弱シト觀取シタルカ故ニ外ナラスト信ス極メテ妥当ノ態度ト謂ハサルヘカラス然ルニ原審ハ掌ヲ返スカ如ク自ラ排斥シタル検案書ノ作成者カ其ノ検案書ヲ基礎トシテ陳述シタル証言ヲ採ツテ断罪ノ証拠トナススクノ如キハ断シテ許

サレサルトコロナリ刑事訴訟法第三百三十七条ハ「証拠ノ證明力ハ判事ノ自由ナル判断ニ任ス」ト規定ス此ノ規定ハ糺問訴訟ニ於ケル法定証拠主義ノ排斥トシテ現ハレタル自由心証主義ノ宣言ニシテ現行刑事訴訟法ノ根本主義ヲ形成スルモノノ一ナリト云フコトヲ意味ス即チ証拠ノ評価シ判断シ得ルコトヲ意味ス証拠ノ評価判断ニ付判事ノモノハ法規ニ依テ段階ツケラルモノニハアラス証拠ノ種類形式如何ニ拘ラス判事ハ自由ニ法規ノ形式的拘束ヨリ自由ニ評価シ判断シ得ルコトヲ意味ス証拠ノ評価判断ニ付判事ノ恣意專断ヲ許スト云フ意味ニアラサルコトハ勿論ナリ根本的ニハ判事ハ法律ノ理念ニ依ル制約ヲ受け実体的真実ノ為ニハ所与ノ証拠方法ノ一々ニ付其ノ證明力ヲ考慮シ客観的ニ証拠ノ価値ヲ判断スルコトヲ要ス証拠ニ依ル事實ノ認定ハ自由裁量ノ問題ニハアラサルナリ夫レハ必スヤ一般経験上ノ法則及ヒ論理上ノ法則ニ従ツテ運用セラルヘキモノナリ原審ノ本件ニ於ケル専門家ノ意見書ハ何レモ絶対的信念ヲ欠キ採テ以テ証拠トナスニ足ラストナス以上其ノ意見書ニ基ク証言ヲ断罪ノ証拠トナシ得サルコトハ法律理念上当然ト謂ハサルヘカラス原判決ハ採証法則ニ関スル刑事訴訟法第三百三十七条ノ規定ヲ無視シタル違法ノ判決ナリト信ス原判決ハ起訴前ノ強制処分訊問調書予審第五回訊問調書ニ於ケル被告人ノ自白ヲ断罪ノ証拠トシテ引用セリ自白ハ其ノ存在自体カ重要ナルモノニハアラス其ノ成立過程及ヒ内容力合理的ナル場合ニ始メテ証拠方法トシテノ資格ヲ獲得ス被告人カ虚心坦懐自由任意何ノ顧慮ナク躊躇ナク思フカママニ意思ヲ表現シテコソ良心ノ告白人格ノ反映ト謂フコトヲ得ヘキナリ強制ノ下ニ已ムヲ得ス取調ノ係官ニ迎合シタルカ如キモノハ刑事訴訟法上ノ証拠トシテノ自白ト謂フヘキニアラサルナリ本件ノ自白ハ如何ニシテ成立シ如何ナル内容ヲ有スルカト云フニ不幸ニシテ刑事訴訟法ニ所謂自白ト甚タ縁遠キモノナルコト

ヲ認メサルヲ得サルナリ被告人ハ昭和十一年七月二十七日タミノ死シタル当日ノ朝八幡警察署ニ連行セラレ係官ノ取調ヲ受ケタリ其ノ日ハ朝ヨリ食物ヲ攝取セス夜ハ蚊ニ攻メラレテ苦シミ夜中ニハ被告人方ノ雇人KTフデ（予審及ヒ第一回公判ノ証人）カ悲鳴ヲアケナカラ取調ヲ受ケ居ル有様ヲ隣室ニテ聞知セリ翌日ハ再ヒ終日取調ヘラレ腕力ノ行使ヲサヘ受ケ疲労ノ極大便ヲ洩シタル事実アリ翌二十九日ニ移ル深夜遂ニ被告人ハ警察官ニ迎合シテ自己カ犯人ナルコトヲ認ムルノ已ムナキニ至リタリ引続キ同日同所ニ於テ検事及ヒ予審判事ノ取調アリ斯くて起訴前ノ強制処分訊問調書ノ作成ヲ見ルニ至リタルモノナリ被告人ハ同日同所ニ於ケル警察官検事予審判事ノ取調ヲ悉ク警察官ノ取調ト信シ供述力符合セサル限り愈苦痛ノ加ハルヘキコトヲ恐レテ同シ供述ヲ繰返シタルモノナリ此ノ自白ハ如何ニ好意的ニ見ルモ任意自由ノ供述ニアラサルコト疑ナシ況ヤ起訴前ノ強制処分訊問ハ被疑者ヲ勾留ニ附スヘキカ否カヲ目標トシ此ノ訊問ニ於ケル供述ヲ断罪ノ証拠トナスカ如キハ刑事訴訟法ノ精神ヲ蹂躪スルモノナリ予審第五回訊問調書ニ於ケル自白モ亦苦痛ノ呻キ声以外ノ何モノニモアラサルナリ拘禁後四ヶ月半ヲ経タル昭和十一年十二月十二日ヨリ十五日ニ亘リ被告人ニ対スル予審ノ第一第二第三回ノ訊問を行ハレタリ被告人ハ犯行ヲ否認セリ其ノ後約二ヶ月半ハ何等ノ取調ナク昭和十二年三月四日及ヒ五日ニ被告人ニ対スル第四第五回ノ訊問を行ハレタリ當時被告人ハ身心ノ疲労其ノ極ニ達シ自殺ノ虞アリタルコトハ第マテモナシ而モ原判決ノ引用ニ係ル二個ノ自白ハ内容ニ於テ支離滅裂一人ノ人間ノ到底実

現シ得サル行為ヲ被告人一人力易々ト实行シタルモノトシテ記載セラレタル奇怪極マルモノナリ自白ハ証拠方法ナリ之ハ其ノ内容力合理的ニシテ且任意自由ノ供述タルコトヲ根本条件トス單ニ形式上自白存在ストノ一事ヲ以テ満足シ成立過程並ニ内容ノ検討ヲ怠ルコトハ自白ノ評価判断上許サレサルモノナリ原判決ハ存在スル自白ノ引用ヲ以テ能事終レリトナシ其ノ証拠方法トシテノ実質ノ審査ヲ忽ニシタルモノニシテ採証法則ヲ無視シタル違法アリト謂ハサルヘカラス茲ニモ亦原判決ハ「証拠ノ證明力ハ判事ノ自由ナル判断ニ任ス」ト云フ刑事訴訟第三百三十七条ノ解釈ヲ誤解シタル違法ニ座スルモノナリ本弁護人ハ証拠ノ取捨選択ニ関スル判事ノ権限夫レ自体ヲ云々スルニアラス判事ノ権限行使ニ付遵守セラルヘキ法規ノ誤解乃至無視力刑事訴訟法第四百九条ノ「法令ノ違反ヲ理由トスルトキ」ニ該当スト為スモノナリ一言趣旨ノ存スルトコロヲ明カニスト云フニアレトモ記録ヲ精査スルニ所論被告人ノ自白力所論ノ如キ事情ノ下ニ為サレタル不合理ノモノナルコト及所論証人ノ証言力单ナル想像ニ過キサルモノナルコトヲ認ムルニ由ナシ論旨ハ畢竟原審ノ專權ニ属スル証拠ノ取捨並価値判断ヲ批難スルニ過キサルモノナルヲ以テ其ノ理由ナシ

弁護人堀江専一郎同大塚喜一郎上告趣意書第一点原判決ハTJたみノ死因ニ付重大ナル事実ノ誤認ヲ疑フニ足ル顯著ナル事由アルモノニシテ到底破毀ヲ免カレサルモノナリト信ス原判決ハ「翌二十七日（昭和十一年七月）たみノ起床平常ヨリモ遲カリシヨリ或ハ同女力右□□村行キヲ嫌ヘルニ非スヤト思惟シ午前六時過頃肩書居宅ノ右離家ニ到リ就寝中ノたみニ対シ『蚊帳ノ外ヨリ昨日話シタ様ニ今日ハ自動車ニテ□□村ニ行ツテ貰ハネハナラヌ』ト申向ケタルニ果シテたみカ之ヲ拒絶シタルニヨリ被告人ハ痛ク之ニ憤激シ茲ニ同女ヲ殺害ゼンコトヲ決意シ右足ニテ同女ノ耳ノ辺ヲ二回程強ク踏ミ付ケタル上蚊帳ノ中ニ入り同

女ノ腰紐ヲ取外シテ其ノ頸部ニ七回巻付ケ両端ヲ強ク引絞メテ結ヒ因テ即時同女ヲ窒息死ニ至ラシメ其ノ目的ヲ遂ケタル上同室ノ簾笥内ヨリ細紐ヲ取出シ同女ノ腰ニ締メ服装ヲ整へ且枕許ニ在リタル手拭ヲ以テ其ノ両足ヲ括リ以テ同女カ自縊ヲ遂ケタルモノノ如ク装ヒキ点ハ(=)TJたみノ絞死力他為ナリヤ否ヤ(=)仮リニ之ヲ他殺ナリトスルモ果シテ被告人ノ所為ナリヤ否ヤノ二途ニ岐ルルモノトス而シテ其ノ第一ノ問題タルたみノ死因力他殺ナリヤ否ヤノ解決ニ就テ最モ重要視スヘキモノハ法医学的考察ニシテ本件発生以来前後四回ニ亘リテ法医学者ノ検案又ハ鑑定ヲ經タルモ所説紛々トシテ帰一スル所ヲ知ラサル状態ナリ即チ八幡警察署ノ嘱託ニ依ル小南又一郎ノ検案書（記録二四四丁以下）並ニ京都地方裁判所鑑定人大村□□ノ鑑定書（記録一四四一丁以下）ニ依レハ本件絞死ハ大体ニ於テ他殺ナリト推定セラレ居ルモ浪川□□ノ委嘱ニ依ル浅田□ノ鑑定書（記録八四八丁以下）並ニ原審鑑定人小宮□□ノ鑑定書（記録一八六二丁以下）ニ依レハ本件絞死ハ自為ニ基クモノナリト断定又ハ推定セラレ居リ其ノ何レ因果シテ真ナリヤ遽ニ断定シ難キ所ナルカ仔細ニタル腰紐ニシテ該腰紐ノ纏絡ハ七周ナリシ事実ハ小南氏検案書ニ依リ明白ナル所ナルカ今此事実ニ対スル各専門家ノ意見ヲ比較センニ(+)小南氏検案書ニ依レハ「此ノ如ク頸部ヲ絞圧シタル後其ノ絞圧ニ用ヒタル細紐ヲ頸団ニ七回モ纏絡シ結目ヲ作ルコトハ一般ニ頸部強圧後約一分間以内ニ人事不省來ルヲ以テ自為ニテハ殆ント不可能ノ事ナレハ恐ラクたみハ他為ニ絞頸セラレタルモノナラント推定ス」トアリ（丙六）(+)浅田氏鑑定書ニ依レハ「絞

頸シマストギユツト絞メテカラ三十秒乃至一分位テヒトイ痙攣力起リ失神スルノテアリマ
ス然シ乍ラ紐ヲ結フコトハ僅々数秒テ出来ルコトニアリマスカラ之カ三十秒モ正氣テ居ル
間ニ出来ナイ筈カアリマゼン……コンナニグルグル巻クコトハ他為的ニハ抵抗不能者
失神者死者ヲ除イテハ不可能テアリマス自為ナラハ誰ニモ妨ケラレナイカラ幾重ニモ巻ク
コトカ出来マス云々」トアリ（理由一）（大村氏鑑定書ニ依レハ「然リ而シテ若シ最初ノ
一巻キ乃至下層程強ク緊リ居レル狀況ナレハ先ツ他殺ト見ルヘキヲ普通トストアリ（理由
二）（小宮氏鑑定書ニ依レハ「索絞ノ絞メアリタル狀態ハTJたみノ死因タル絞頸方法ト
異リ居リ自他為ノ別判明セサルモノナリサレト強イテ考察スルニ……TJたみノ死因
タル絞頸ハ他為ナラサリシモノナル感アリ……初メハ完全ニ窒息セサル程度ニ絞頸シタ
ル際ニハ七回巻キテ後ニ引キ解キニ結フコト可能ナリ殊ニ斯クシテモ尚死ニ至ラサル際頸
部ヲ後方ニ傾クルカ如キ狀態ナラシムレハ頸部ノ太サヲ増スカ故ニ斯クシテ自殺ノ目的ヲ
達スル場合アリ」トアリ（理由五）以上列記ノ中小南氏検案書ハ七回絞頸ノ事実ヨリ本件
絞死ヲ他為ナリト推断スル根拠トシテ「一般ニ頸部強圧後約一分間以内二人事不省来レル
ヲ以テ云々」ト為セルモ一分ノ余裕アレハ腰紐ヲ七周スルコト必スシモ不可能ナラサルモ
ノナルノミナラス（浅田氏鑑定書）当初窒息セサル程度ニ周シ絞死スル方法又ハ七周後頸
部ヲ後方ニ傾ケ其ノ太サヲ増ス方法ニ依リ自縊シ得ルモノナルヲ以テ（小宮氏鑑定書）前
述小南氏ノ論拠ハ頗ル薄弱ナルモノナリト謂ハサルヘカラス而シテ此事ハ差戻後第一審公
判調書中小南氏ノ証言ニ問証人作成ノTJたみニ対スル検案書ニハ……ナル旨記載シ
アルカ七巻シテ結目ヲ作りタル後最初巻キタル部分ヲ引張リ強ク絞メ得ル場合ヲ考慮シテ
判断シタカ答紐ノ結ンテアルノヲ見タ訳テハアリマセヌカラ其ノ点判然シタコトハ判リマ

セヌテシタ（記録一六〇七丁）トアルニ依リ裏書セラルル所ニシテ畢竟前記小南氏ノ主張
ハ確乎タル信念ニ基クモノニ非スト謂ハサルヘカラス次ニ大村氏鑑定書ハ本件絞死ヲ他為
ナリトル論拠トシテ「最初ノ一巻乃至下層程強ク緊リ居ル狀況ナレハ云々」ト為スモ差
戻前第一審公判調書中小南氏ノ証言トシテ問時間力経過スレハ絞メタモノカ緩クナルカ答
氣候ヤ場所ニヨリ異リマスケレトモ寧ロ堅クナルノテアリマストアル如ク（記録九九五丁）
絞紐ノ強度ハ死亡後変化スルモノナルヲ以テ其ノ強度如何ヲ以テ絞死ノ自他ヲ區別スルヲ
得サルモノノトス加之前述大村氏ノ論拠ハ差戻前第一審公判調書中ノ三木美壽夫ノ証言ニ基
クモノナルモ同人ノ差戻後第一審公判廷ニ於ケル供述ヲ觀ル三答（前略）紐ハキツク巻イ
テアリ上ニナル程段々緩クナツテ居ツタ様ニ思ヒマス問如何ニシテ夫レカ分ツタカ答頸ニ
巻イテアツタ紐ハ相当分厚イ紐テアリマシテ紐ト紐ハ重ナリ合フテ居リマシタカラ判リ
マシタ（註紐ノ分厚キコト並ニ重ナリ合ヘルコトハ上程緩キ根拠ト為ラス）問紐ト紐トノ
間ニ指ヲ入レテ見タカ答指ハ入レテ見マセヌテシタ（中略）問其ノ紐ヲ解イタ際天川醫師
テシタカラ判然シタコトハ知リマセヌトアリ（記録一五四九丁裏）其ノ下巻キ程強度ナ
リシ旨ノ証言ハ何等根拠ナキ空想ニ過キス更ニ此点ニ関スル差戻後第一審証人明石嘉聞ノ
供述ニ依レハ問其ノ紐ヲ解ク前ニ紐ノ巻キ方結ヒ方ヲ良ク調ヘタカ答良ク調ヘマシタ紐ハ
相当強ク巻イテアリマシタ問二巻目ハ如何ニ巻イテアツタカ答紐ハ重ナツテ巻カレテ居リ
マシタカラ二巻目ハ如何ニ巻イテアツタカ氣付キマセヌテシタ然シ大体ニ於テ七回共殆
ト同シ強サニ巻イテアツタト思フテオリマストアリ（記録一五六四丁）索条ノ巻キ方ノ強
度ノ程度ニ関スル真相ハ寧ロ不明ナリト謂フヘキヲ以テ前記大村氏ノ論断ハ其ノ根底ヨリ

崩壊セルモノト謂ハサルヘカラス果シテ然ラハ前摘記浅田氏鑑定書並ニ小宮氏鑑定書ニ依リ七周絞頸ノ事実ハ本件絞死ヲ自殺ナリト断セサルヲ得サラシムルモノニシテ此結論ハ頸部ニ纏絡セル索条力二回以上ナルトキハ自殺ト見ルヘシトナス法医学上ノ原則ニ照シ疑ヲ容レサル所ナリト謂ハサルヘカラス（シドニー・スミス氏著法医学一九四頁、ジョン・ゼー・リース氏著法医学及毒物学一六六頁浅田博士著最新法医学一九〇頁記録七五七丁以下）因ニ七周絞頸ハ一周ニテ絞殺シタル後自殺ヲ偽装セシメタルモノナラスヤト疑フ人ナキニシモ非サルモ（大村氏鑑定書小宮氏鑑定書）原判決ハ腰紐ヲ七回巻キ付ケ他殺シタルモノナリト認定セルモノナルヲ以テ前記自殺偽装論ハ本件ニ適用スル余地ナシ（）次ニたみノ耳孔及鼻孔ヨリ出血アリタル事ハ小南氏検案書ニ依リ明白ナル所ナルカ此点ニ関スル各法医学者ノ意見ヲ対比センニ（）小南氏検案書ニ依レハ「尚たみノ耳及鼻ヨリ出血シ居リタルハ彼女力（）口ハ（）ト及（）ナル鈍器損傷ヲ受クル際何カノハツミニ耳或ハ鼻ヲ前記ノ如キ鈍器ニテ強打セラレタル為外部ニハ損傷ノ跡ヲ残ササリント雖其ノ内部ヨリ此ノ出血ヲ来シタルモノナラン」ト在リ（丙七）（）浅田氏鑑定書ニ依レハ「然シ乍ラ脳動脈ニ硬変アルコトハ小南氏ノ認メシ所テアリマスカラ耳ノ出血モ之ニ原因シテ居ルノテハナイカト思ヒマスク窒息ノ痙攣ノ起ルト殆ント同時ニ血圧カ大変高マリマスカラ其ノ時破レタカモ知レマセンコノ血圧上昇ハホンノ十数秒間テヤカテ全然圧力カナクナリマスカラ出血モサウ長クハ続キマセン血圧ノ高マツタ瞬間血管力破レ鼓膜ヲ破リ溢レ出テ來タカモ知レマセン……若シ窒息セヌ間ニ耳ノ出血カアレハドシドシ流レ出マシテソノ間ニ顔ノ位置ヲ変ヘタリスレハ血痕ハ一条テスマスニ条ニナリマセウ殊ニ顔面ヲ血痕カ横断セルコトハ血力流レ出シテカラ顔ヲ動カサナカツタコトヲ証スルモノテアリマス……顔面ニ於ケル血ノ流

レタ跡カ多少耳カラ直下ノ方ヘツキサウナモノテアリマス」ト在リ（理由二）（）大村氏鑑定書ニ依レハ「ジョン・ゼ・リース法医学及毒物学ニハ『鼻及耳ヨリモ出血スルコトアルヘキ』ヲ注意シホフマンハベルダノ法医学書ニモ自殺例ニ於テ両耳ヨリ出血シ両鼓室粘膜ニ溢血点アリ右鼓室ニ液状血ヲ容レタルヲ記載シ我国ニ於テモ藤原教授ハ其ノ著新法医学ニ於テ此ノコトアルヘキヲ指摘シタリ又予等ノ教室ニ於テモ近時一自絞例ニ於テ左外聴道ヨリ出血シ居リシヲ経験シ其ノ他絞殺ノ場合等ニテモ目撃シタルコトアリ猶耳出血ハ比較的稀ニシテ鼻出血ハ耳出血ニ比シ常ニソノ頻度ニ於テ遙カニ勝レリ即チ絞死ニ際シ耳孔又ハ鼻孔等ヨリ出血スルコトハアルモノナリトス」トアリ（説明四）（）小宮氏鑑定書ニ依レハ「絞頸ニ依ル窒息死体ニ於テハ耳及鼻ヨリノ出血ヲ見ルコトアリ殊ニ鼻ヨリノ出血ハ屢々ナリ尚其ノ死体ニ血管硬化ヲ存シタル場合ニハ斯クノ如キ経験ヲ余ハ所有ス絞死ノ場合ニ耳及鼻ヨリ出血スルコトアルハ絞頸ニ依リ頸部ヨリ上部ノ血管充盈シ其ノ為ニ耳鼻ニ於ケル血管力破レテ出血スル為ノモノニシテ管力硬化シ居ル場合ニハ殊ニ破レ易ク從ツテ出血シ易キモノナリ而シテ其ノ際左右両側カ同様ニ血管充盈シタリトルモ血管ノ抵抗ハ左右同一ナラサルヲ以テ一側ニ於テノミ出血スルコトアリ得ルモノナリ」トアリ（理由六）以上列挙ノ中小南氏検案書ハ耳孔及鼻孔ヨリノ出血ヲ外側ヨリノ損傷ナリト断定セルモノノ論拠不明ニシテ今差戻後第一審公判廷ニ於ケル同氏ノ証言ニ於テモ問耳カラノ出血ハ如何答怒責シタラ両方ノ耳カラ出血スヘキテアリマスカたみハ一方カラノミ血ヲ出シテ居リマシタカラ外部カラ圧力ヲ加ヘラレタ為テアリマス然シ何故カカル出血ヲ來シタカ耳ノ中ハ深ク見マセヌテシタトアリテ（記録一六〇三丁裏）該証言ニ依レハ小南氏ノ断案ハ右耳孔ノミヨリ出血シアル事実一点ニ依拠セルモノナルモ左右耳孔ノ血管ノ抵抗ハ同一ナラサ

ルヲ以テ両耳孔ヨリ出血セサリシ事実ヲ以テ本件耳出血ヲ目シテ外傷ニ因ルモノト断スルヲ得サルモノトス（小宮氏鑑定書）果シテ然ラハ爾余ノ三鑑定人ノ意見ニ從ヒ本件耳鼻出血ハ絞死ニ伴フ自発的症状ト觀ルヘキモノナルカ右耳孔ヨリノ出血カ右頬ヨリ左顎上ニ筋ノ血痕ヲ止メタル状態（小南氏検案書添附図面）ト原判決認定事実ト対比考察スルトキハ本件耳鼻出血ハ自絞ニ伴フ自然的状況ナリト断スルヲ至当トス即チ原判決認定事実ニ依レハ右足ニテたみノ耳ノ辺ヲ二回程強ク踏ミ付ケ……たみノ腰紐ヲ取り前ノ方カラ左手ニテたみノ肩先ヲ抱ヘ右手ニテ其ノ紐ヲ頸ニ六七回巻付ケ云々トアルモ仮ニ被告人力耳ヲ踏ミ付ケタル後たみノ肩先ヲ抱エ起シタルモノトセハ耳孔ヨリノ血痕ハ右頬ヨリ下方ニ辿ルヘク又血痕乱ルルカ二三条ニ分ルヘキ筋合ナルヲ以テ本件耳出血後たみノ顔面ハ動力サレサリシモノト謂フヘク畢竟本件耳鼻出血ハ自絞ニ伴フ自発的状況ナリト断定セサルヘカラス（三）次ニ小南氏検案書ニハ本件死体ニ前頭部皮下溢血（口）左右上下眼瞼皮下溢血（口）左内眞皮下溢血（口）左耳根直上頭皮下溢血（口）兩顎顫筋肉間出血（口）及外後頭結節部筋間出血（口）アリトセラレ居ルヲ以テ此事実ニ対スル各法医学者ノ所見ヲ摘記セんニ（イ）小南氏検案書ニハ「前記（イ）（ロ）（ハ）（ト）及（カ）ハ拳或ハ之ニ類似ノモノニテたみノ頭部ヲ強打シタルカ乃至ハ毛髪或ハ布片等ノ如キ緩衝物ヲ隔テテ稍堅キ鈍器ニテ其存在部位ニ加害シタル為生シタル皮下或ハ筋間溢血ニシテ表皮ニ毫モ損傷ナキハ之ヲ証シ居ルモノト看做スヘク云々」トアリ（丙三）（ロ）浅田氏鑑定書ニ依レハ「ト云フノハ凡テノ窒息ニ於テ其ノ原因力始マツテ三十秒乃至一分間テ失神シマスカソレト殆ント同時ニ痙攣カオコリマス之ハ脳ニ痙攣中枢力アツテ之力呼吸中枢ト接近シテ居リ呼吸中枢カ興奮スルト之モ興奮スルラシク初メハ間代性痙攣ト云ツテ手足ヲ前後左右ニビクビクト烈シク伸縮シマスたみハ自絞ノ為両手ヲ頸ノ所ニ持ツテ

来テキツク絞メ更ニ輪ヲ結ボウトシタ時ニ間代性痙攣力來タモノテスカラ自分ノ手カ烈シク顔面ヲ打ツタコトト思ヒマスサウスレハ前頭部ヲ又ハ顔面ノ他ノ部分ヲ其ノ手カ打ツコトニナリマセウ之ハ手足タケテナク頸部ヤ胸腹部背部ナトノ筋間ニモ起ル筈テスカラ頭部自体ヲゴツンゴツン枕ニ打チツケルカモ知レマセン後頭部結節皮下出血ハコンナ風ニシテ出来タカモ知レス云々」トアリ（理由二）（ハ）大村氏鑑定書ニ依レハ「（ト）ナル両顎顫筋肉内ノ蠶豆大乃至小指頭大数個ノ溢血ハ屡々窒息死体ニ出現スルコトアル溢血ノ好発部位及性状ニ匹敵シタルヲ以テ特別外力作用ハナクトモ窒息ニ隨伴シテ發起シタルモノト認メラル其ノ他ノ（ロ）（ハ）（ト）及（カ）ハ各存在部位ニ鈍体的外力ノ打撲的ニ作用シタル結果ト認メラル處ナルモ特別用器的特徴ナキヲ以テ成傷用器ヲ具体的ニナスコトヲ得ス云々」トアリ（説明二）（ロ）小宮氏鑑定書ニ依レハ「後頭結節部筋肉間出血ハ痙攣ノ際枕ニ衝突シテ發生シ得ルモノトシ其ノ他ノ溢血乃至出血ニ付テハ絞頸ニ依ル窒息死体ニテハ頭皮内面顎顫筋肉及眼瞼皮膚ニ出血スルコトアルモノニシテ殊ニ高齢ニシテ血管硬化ヲ有セル者ニ於テハ出血容易ナルカ故ニ端的ニ推考スル前記ノ出血ハ絞頸ニ依ル窒息ノ為生ジタルモノト推察セラレT Jたみハ窒息ノ為ノ痙攣ノ際ニ於テ周囲ノ鈍体ニ当リタル以外ノ他為ニ依ル鈍体作用ヲ受ケサリシモノト推察セラル」ト論断セリ（理由三）以上列举ノ中 小南氏並ニ大村氏ハ左ノ理由ニ依リ小宮氏ノ所説ヲ以テ正当ナリト確信スル者ナリ即チ小南氏検案書ニ依レハ前記溢血乃至出血ヲ他為ニ因ル外傷ナリトシ（但大村氏ハ顎顫部筋間出血ノミ自発ナリトス）浅田氏ハ之ヲ痙攣ニ依ル自為ニ依ル外傷ナリトシ小宮氏ハ之ヲ窒息ニ伴フ自発的症狀ナリ（但後頭結節部筋肉間出血ハ枕ニ衝突シテ生シタルモノトス）ト為セトモ本弁護人等ハ前記溢血乃至出血ノ該當部表皮ニ損傷ナキコトハ明白ナル所ナルカ仮ニ之ヲ外傷ナリト

セハ其ノ全部又ハ一部ノ表皮ニ損傷ノ痕跡ヲ認ムヘキ筋合ナリ之ニ対シ小南氏ハ該損傷ナキハ緩傷物ヲ隔テテ外傷ヲ加ヘタルモノト認ムル論拠ト為シ原判決ハ之ト照應シテ「蚊帳ノ外カラ……右足ニテたみノ耳ノ辺ヲ二回程踏ミ付ケ云々」ト判示セルモ四隅ノ吊手ニテ緊張セル蚊帳ヨリ約一尺引込ミタル位置ニ在ルたみノ頭ヲ踏ミ付ケ前記ノ如キ外傷ヲ与フルコトハ条理上首肯シ難ク仮リニ此点ヲ論外トスルモ前記溢血乃至出血ノ前後左右相対応スル位置ヲ綜合考察スルトキハ外傷ノ原因カ仮リニ鈍体三依ル打撃ナリトセハ其ノ作用ハ前後左右ノ方向ヨリ加ヘラレタルモノト認メサルヲ得ス本件被告人一人ニテ殊ニ耳ノ辺ヲ二回程踏ミテ斯ノ如キ外傷ヲ与フルヲ得サルモノナルノミナラス絞死ノ場合顔面ニ斑紋「エキモーゼ」ト称スル皮下溢血又ハ筋肉間出血ヲ伴フモノトスル法医学上ノ学説（ジョン・ゼー・リース氏法医学及毒物学前掲小宮氏鑑定書）ヲ併セ考フレハ本件溢血乃至出血ハたみノ自絞ニ伴フ自發的症状ナリト謂ハサルヘカラス但外後頭結節皮下筋間出血（）ハ瘻攀ノ際枕ニ衝突シテ自発シタルモノト認ムルヲ正当トス（浅田鑑定理由二小宮鑑定理由三）（四）上来陳述シタル所ノ外本件絞死力自為ナリヤ否ヤヲ認定スヘキ標準ハ（）首ニ巻キ付ケアル結節ノ位置如何（）死者ノ手ノ位置如何（）死体並其ノ附近ノ情況如何ノ諸点ナルヲ以テ今一件記録ニ徵シ此等諸点ヲ検討センニ（）絞首力自為ナルトキハ自ラ索条ヲ結フ關係上其結節ハ前又ハ前ニ近キ横ニアルモ他為ニ依ルトキハ後又ハ後ニ近キ横ニアルコトハ法医学ノ教フル所ナルカ（浅田博士著最新法医学一九六頁高田博士著法医学一九六頁各参照）本件絞頸ノ細紐ノ結ヒ目ハ前ニアリタルコト警察検証調書添附図面差戻前第一審公判ニ於ケル三木美壽夫ノ供述（記録一〇二三丁）ニ依リ明白ナルヲ以テ本件絞死ハ此觀点ヨリスルモ自為ニ基クモノナリト謂ハサルヘカラス（）次ニ絞死者ノ手ノ位置如何ノ問題ナルカ仮

ニ手力顎ノ辺ニ在リタル時ハ顎ニ巻キタル索条ヲ手ヲ以テ更ニ緊扼シタル形跡トシテ一般ニ之ヲ自殺ナリト推断スヘキモノニシテ此点ニ付差戻前第一審公判ニ於ケル証人天川政隆ハ問たみハ紐ト首トノ間ニ指ヲ差入レテ居ナカツタカ答私ノ覓エテキル處テハ右手ハ腰ノ辺ニヤリ左手ハ顎ノ下ノ方ニヤツテ居リマシタトアルヲ以テ（記録九七一丁）本件絞頸ハ更ニ此見地ヨリスルモ自為ニ因ルモノナリト断セサルヘカラス（）次ニ死体其ノ他周囲ノ状況如何ノ問題ニ付一件記録ヲ精査スルニ小南氏検案書ニ依レハ「四此ノ四疊半ノ疊ノ上ニハ四囲ヲ約二尺乃至一尺程壁側ヨリ隔テテ六七ノ蚊帳ヲ吊リ之ニ毫モ裂目或ハ汚物ノ附着等ヲ見ス……七衣服ハ殆ント乱レス云々」トアリ（甲現場検査）本件発見後最初ノ目撃者タルK Tフデ天川政隆明石嘉聞ハ何レモ口ヲ揃ヘテ了カ枕ヲシタ併臥シ居レルコトヲ証言セリ（差戻前第一審公判調書九六三丁九七二丁九七八丁）果シテ然ラハ本件発見當時現場ニ抵抗シタル痕跡ノ認ムヘキモノナキヲ以テ本件絞死ハ自為ニ基クモノナリト断スヘキニ拘ラス原判決力輒ク之ヲ他殺ナリト認定シタルハ顯著ナル事実誤認アリト謂ハサルヘカラス（）更ニ原判決カ本件絞死ヲ被告人ノ所為ナリト断シタル理由ノ一ハ予テ被告人カシメント団リ居タル事実ニ在ルカ如キモたみハ右縁談ノ進行ト共ニ自殺ヲ決意シ衣類ヲ他人ニ与ヘ位牌入りノ行李ヲ其姪□□テイニ送リ愈々本件発生ノ前日被告人及其ノ弟ノ重吉ヨリ別居決行方ヲ言渡サルルヤ自殺ヲ決意シタルモノニシテ此經緯ハ却ツテ本件絞死ヲ自為ナリト断スル資料ナリト謂ハサルヘカラス即チ（）たみハ前記縁談成立スルトキハ自己力邪魔者ト為リ同居シ得サルヲ知リ之ニ反対シ愈々ワカカ嫁入リスルトキハ自殺セント決意シ居タル事実ニ付差戻後第一審公判調書中NZみかノ左記供述記載アリ問M I庄藏カ後妻

ヲ迎ヘルニ付テ了みカ反対シテ居タコトヲ知ツテキルカ答知ツテ居リマス日時ハ判然記憶カアリマセンカ昭和十一年三四月頃テアツタト思ヒマス……たみハK Iカ今度嫁ヲ貰来ルノテアツタラ自分ハ其ノ嫁ノ世話ニナラヌ自分ハ嫁カ來タラ何ウスルカ決心シテ居ルト申シマシタノテ私ハU Kサンハ貴女ノ死水ヲ取ルト云フテ居ルノタカラ死ヌ迄世話ニナツタラ良イト申シマシタ………（下畧）問たみノ言葉ヲ聞イテ証人ハ如何ニ思ツタカ答たみハ嫁カ來テモ嫁ノ世話ニハナラヌ嫁カ來タラ何ウスルカ決心シテキルト申シテ居リマシタカラ私ハたみハ死ヌト思フテ居ルノテハナイカト思フテ居リマシタ（中略）問□□モヨニ云フタ事ハナイカ答□□ニモ云フタ事ハアリマセヌ只今判然シタ日時ヲ記憶シテ居リマセヌカ昭和十一年五月初頃ノ土曜日テアリマシタカ八百屋ノ□□モヨカ私方ニ来マシテ□□ノ處ニ行ツタラオ婆サンカM Iカ嫁ヲ貰フ日カ定マツタラ知ラセテ貰ヒタイト□□へ行ツテ頼ンテ来テ呉レト云フテ頼ンタカラ伝言ニ来タト申シ尚嫁ノ来ル日カ命日テアルト思フテ呉レト云フテ居ツタト申シマシタ夫レテ私ハ夫レハ脅シテアラウト申シマシタ処□□モヨハオ婆サンハ血相変ヘテ云フテ居ツタカラ本当ニ遣ルカモ知レヌト申シマシタ………（下畧）（記録一五六九丁差戻前第一審公判調書ニ同人ノ右ト同趣旨供述記載アリ記録一〇一九丁）尚此ノ点ニ付テハ差戻前第一審公判並ニ差戻後第一審公判ニ於ケル証人N Kふじノ供述ニ前記事事実ヲ裏書スヘキモノアリ（記録一〇一三丁以下、一五七八丁裏）（口）たみカ自決ノ日ノ近キヲ知リ着物ヲ他人ニ与ヘ又ハ預ケ居タル事実ニ付原審公判調書中証人N K愛子ノ左記供述記載アリ問証人ハ婆サンニ頼マレテ同人ノ着物ヲ湯葉□ノオバアサン

ニ預ケタ事カアツタネ答アリマシタ問夫レハドレ程ノ物テアツタカ答私ハ婆サンカラ頼マ
レテ筆箋ノ中カラ着物ヲ出シ風呂敷ニ包ミマシタ婆サンカ湯葉□ニ預ケテ来テ呉レト云フ
ノテ其ノ通リニシテヤリマシタカ着物ノ枚数ハ分リマセヌ風呂敷包ヲニツ拵ラヘマシタカ
左程大キナ物テハナク一ツ宛左手テ持テル位ノ物テシタ（記録――――――）（中畧）弁
護人瀧川幸辰ハ裁判長ノ許可ヲ得テ同証人ニ対シ問婆サンカ証人ニ着物ヲ呉レタ事ハナイ
力答アリマス金カナイカラトテ着物二枚ヲ貰ヒマシタ茶色ノ大島テ着物ト羽織ノ揃ヘテア
リマシタ（記録一〇八四丁裏一八二二丁裏）ハたみカ姪□□ていニ位牌入リノ行李ヲ送リ
タル事實ニ付原審公判調書中ていノ下記供述記載アリ問証人ノ所へ着物等ヲ送ツテ來タト
カアル力答亡クナル前ニ行李ヲ一ツ送ツテ來タ事カアリマスカ紐モ解カスニ其ノ併送リ返
シタ事カアリマス其ノ時テシタカ行李ヲ一ツ送ツタカラ受取ツテ呉レト云フ葉書カ來マシ
タ尚位牌カ入ツテ居ルトカ何トカ書イテアツタカトモ思ヒマス（中畧）問行李ヲ送ツタト
云フ葉書ハ誰カ書イタカ答叔母ハ字ヲヨウ書カ又上ニ目カ見エマセヌノテ誰カニ書イテ貰
ツタモノト思ヒマスカ誰カ書イタカ判リマセヌ（記録一九〇五丁）元来自殺ニハ遺書ヲ伴
フモノナルヲ以テ遺書ノ有無ハ絞死ノ自他為判定ノ一規準タルヲ失ハサルモたみハ右証言
ノ前日被告人並被告人ノ弟重吉ヨリたみニ対シ□□行決行方ヲ申入レタル処たみハ渋々之
ヲ承諾シ当夜盲目ナル自己ノ前途ヲ悲観シ居リタル事實ニ付差戻後第一審公判調書中重吉
ノ左記供述記載アリ問たみニ対シ七月二十六日証人ト庄藏カ□□村ニ行ク事ノ承諾ヲ求メ
ノ前日被告人並被告人ノ弟重吉ヨリたみニ対シ□□行決行方ヲ申入レタル処たみハ渋々之

対シ私ハ「田舎ハ□□ヨリ涼シイカラ兎ニ角□□へ来テ吳レ」ト申シマシタラたみハ言葉
テハ判然承諾シタトハ申シマセヌテシタカラ色々々厄介ニナルト申シテ居リマシタカラ承諾シ
テ吳レタモノト思フテ居リマシタ（下畧）（中畧）問証人ハ庄藏方へ行ツタラたみニ金テモ
遣ツタカ答（前畧）七月二十六日モ□□行ノ話ヲスル前ニ五十錢銀貨二枚ヲ出シテたみニ
渡シマシタ處たみハ今迄ハ金モ要ツタカ今ハ何モ要ラヌ様ニナツタカラ其ノ金モ要ラヌト
云フテ受取リマセヌテシタソシテたみハ身体モ今テハ弱ツタシ一日モ早クアノ世へ行キタ
イカラ御飯モ食ヘヌ様ニシテ居ル夫レテコソンナニ瘦セタト云フテ肌ヲ見セテ居リマシタ（下
畧）（記録一五九六丁以下）尚同公判ニ援用セラレタル証人KTフデノ訊問調書ニ下記供述
記載アリ三六問其ノ前日即チ七月二十六日ノ晩ハ何時頃タカ答午後十時頃ニたみト私ハ
寝床ニ這入りマシタ夫レカラたみハ盲ニナツテカラ一年ニナル目力見エヌカラコンナ悲シ
イコトハ無イ目力見エタラ苦勞モ少ナイテアラウト云フテ失明シタコトヲ悲シンテ居リマ
シタノテ私ハ医者テ癒ラヌノテアツタラ何カ信心シタラ何ウカ少シハ見エル様ニナルノテ
ハナイカ氣ノ毒テアルト話ヲシテ居リマシタカ夫レ以外ニハ何モ話シマセヌテシタ（記録
一四三三丁裏）由是觀之たみハ「嫁ノ来ル日」ニ自殺セント決意シ居タルモ周囲ノ状勢上
愈々M I方ヲ立退カサルヲ得サルニ至リタルヲ以テ自己ノ前途ヲ極度ニ悲観シ自決シタル
モノニシテ法医学的考察亦此事実ヲ裏書セル所ナルニ拘ラス原判決ハ此ノ經緯ヲ誤認シ輒
ク本件絞死ヲ他為ニ因ルモノナリト為シタルモノニシテ当然破毀ヲ免カレサルモノト信ス
ト云ヒ第二点原判決ハ条理に違背して事実ヲ認定シタルモノナルヲ以テ此点ニ於テ顯著ナ
ル事実誤認アリト思料ス前段第一点論述ノ如ク本件絞死ハ自為ニ基クモノナルコト疑フ容
レサル所ナルカ仮リニ百歩ヲ譲リテ之ヲ他殺ナリトスルモ当日ニ於ケル被告人ノ動静周囲
レサル所ナルカ仮リニ百歩ヲ譲リテ之ヲ他殺ナリトスルモ当日ニ於ケル被告人ノ動静周囲

ノ事情ヲ綜合考覈スルトキハ被告人ニ於テたみヲ絞殺スルコトハ不可能ナリト謂ハサルヘ
カラス即チ（）本件ノ發生シタル昭和十一年七月二十七日朝ニ於ケル被告人宅居住者ハ被告
人死者たみ並女中KTフデノ三名ナルヲ以テ（被告人ノ子供ハ暫ク論外トス）女中フデノ
証言コソ全日朝ニ於ケル被告人ノ動静ヲ推断スル重要資料ナリト謂ハサルヘカラス仍テ一
件記録中フデノ証言ヲ查閱スルニ（）差戻前第一審公判調書中全人ノ左記供述記載アリ問証
人ハ起床後如何ニシテヰタカ答私ハ起キルナリ直ク離家カラ本家ニ続イテキル風呂場ノ東
側戸ヲ開ケテ中ニ這入り更ニ本家ノ便所脇ノ戸ヲ開ケテ本家ノ南側縁ノ所ニアル戸ヲ開ケ
テ本家ノ続キノ台所ニ下リテ炭火ヲ起シ御飯ノ用意ニ取掛リマシタソレカラオ汁物ヲ拵ヘ
タリ炭小屋ヘ炭ヲ取りニ行ツタリシマシタ間離家ノ北側前手ニ離物置小屋カアルカ答左様
テス其ノ小屋ニ炭ヤ漬物ナトカ容レテアリマスノテ其ノ日ノ朝モ一度炭ヲ取りニ行キマシ
タ尚M I方ハ炭火テ御飯ヲ焚クコトニナツテ居リマスノテ前三申上ケマシタ通り御飯ヲ焚
イテ置イテ又炭火ヲ起シオ汁物ヲ拵ヘタノテアリマス是等ノ支度カ一通リ済ンテカラ漬物
ヲ前ニ申上ケタ小屋ヘ取りニ行キマシタ間漬物ヲ出シニ行ツタノハ何時頃テアツタカ答ソ
レハ五時半頃テアリマシタ間前述ノ物置小屋ヘ行ツタノハ炭ヲ取りニ行ツタ時ト漬物ヲ出
タル全人ノ右ト同趣旨ノ供述記載アリ（記録九五三丁以下一四二四丁裏以下）（）前記KT
フデノ次ニ当日朝ニ於ケル被告人ノ動静ヲ知リ得ル者ハ隣家ノ□□満千惠ナルカ差戻後第
一審公判廷ニ援用セラレタル検証現場ニ於ケルフデノ訊問調書並ニ差戻後第一審公判ニ援用セラ
レタル全人ノ右ト同趣旨ノ供述記載アリ（記録九五三丁以下一四二四丁裏以下）（）前記KT
フデノ次ニ当日朝ニ於ケル被告人ノ動静ヲ知リ得ル者ハ隣家ノ□□満千恵ナルカ差戻後第
一審公判廷ニ援用セラレタル検証現場ニ於ケル全人ノ供述ヲ觀ルニ四問証人ハ全年七月二
十七日朝ハ何時頃起キタノカ答当日午前五時頃起キマシタ其ノ朝女中力起キタ後テ起キマ

スト全人ハ午前四時半頃起キタト申シテ居リマシタノテ私ハ午前五時頃起キテ居リマシタ
五問当日朝証人力起キテカラノコトヲ述ヘテ見ヨ答朝私ハ起キテ顔ヲ洗フ前ニ自宅裏木戸
M I 庄藏方ノ裏東隣私方ノ出口ノ戸カ開イテ居リマシタノテ右木戸ノ所ニ立ツテ自宅裏ノ
烟ヲ見マシタ六問其ノ際証人ハM I 庄藏方ノ離家ヲ見タカ答離家ヲ見マシタ何時モハ右M
I 庄藏方ノ離家ノ出入口ノ座敷先ニT Jたみカ団扇ヲ使ツテ居リマスカ当日朝ハたみカ何
日モノ様ニ起キ出テ居リマセヌテシタソシテ右離家ノ出入口ノ戸ハ何時モ朝開イテ居タル
テシタカ其ノ日ノ朝ハ開イテ居ラナカツタ様ニ思ヒマス（中畧）一二問当日朝當時ノ証人
方ノ東隣リ出入口ノ扉ハ何ウナツテ居タカ答一昨年七月二十七日朝東隣リノ出入口ノ扉ノ
鍵ハ掛ツテ居リマセヌテシタ（下畧）一三問当日朝女中力起キ被告人方離家ニ出タ際変ツ
タコトカアツタ様ナコトヲ証人ハ聞カナカツタカ答後テ女中ニ聞キマシタカ変ツタコトハ
ナカツタト申シテ居リマシタM I 庄藏カ裏ヲ通ツタ様ナコトハ云ツテ居リマセヌテシタト
在リ（記録一三八七丁乃至一三九一丁）前記証言ト対照スル為原審検証調書ニ援用セラレ
タル差戻後第一審検証調書添附図面ヲ観ルニフテカ朝食ノ支度ヲ為シタル台所ハ本家ト離
家トノ通路ニ在リ又全人力ニ回往復シタル物置小屋ノ出入口ト本件現場タル離家ノ夫レト
ハ向ヒ合ヒテ僅カニ二尺五寸ヲ距ツルニ過キス更ニ當時□□満千恵カ居住シ居リシ隣家ノ
井戸ヨリM I 方離家ノ出入口トノ距離ハ一間余ニ過キサル状態ナリ由是観之本件発生ノ朝
被告人力離家ニ赴キたみヲ他殺スル余地ナキコト明白ナルニ拘ラス原判決カ此間ノ経緯ヲ
看過シタルハ事実誤認ノ顯著ナルモノト謂ハサルヘカラス〔次ニ前段摘示□□満千恵ノ証
言中六問答ニ右隣家ノ出入口ノ戸ハ何時モ朝開イテ居タル様テシタカ其ノ日ノ朝ハ開イテ居
ナカツタ様ニ思ヒマストアルニ対シKTフデニ対スル予審第二回訊問調書第二問答ニハ（前

畧）私ハ蚊帳等ハ其ノ併ニシテ置キ上リ口ノ硝子障子ト出入口ノ硝子戸ハスツカリ開ケテ
母屋ニ行キマシタアリテ（差戻後第一審公判廷ニ於ケルフデ訊問調書一五問ニモ全趣旨
記載アリ）本件発生現場タル離家ノ出入口ノ硝子戸ノ開閉ニ付両証言ノ間ニ喰違ヒアルモ
ノナルカ一件記録ニ徵スルニフデハ当日午前四時半ニ起床シ母屋ニ行キタルモ満千恵ハ午
前五時頃起床シ直ニ裏ニ赴キM I 方離家ヲ見タルモノナルヲ以テ該離家ノ出入口ハ当日朝
午前四時半ヨリ午前五時過ノ間ニ何人力ニヨリ閉チラレタルモノト觀ルヘキモノトス然ル
ニ被告人ハ当日朝午前五時半頃ニ起床シタルモノナルヲ以テ（差戻後第一審公判準備調書
一三一八丁）前記硝子戸ヲ閉ツル余地ナカルヘク結局之ヲ閉チタル者ハたみ自身ナリト謂
ハサルヘカラス（外部ヨリノ侵入他殺ハ暫ク論外トス）果シテ然ラハたみハ当日朝フデ起
床ノ際全人ニ「今日ハユツクリ寝カセテ呉レ」ト云ヒ置キフデカ平常通り硝子戸ヲ閉キ置
キタルヲ（前摘示満千恵六問答ニ右硝子戸ハ毎朝開カレアル旨証言アリ）たみハ自殺遂行
ノ妨害ヲ恐レ之ヲ閉チタルモノナリト謂フヘク此推定ハ小南氏検案書ニ依リテモ亦裏書キ
セラル所ナリ即チ同検案書ニ依レハ本件発生ノ翌日タル七月二十八日午前十時十五分乃
至同十一時四十分ノ間ニ解剖ヲ為シタルモ（冒頭記載）其ノ結果たみノ死体ハ死亡後解剖
時迄約三十時間内外ヲ経過セルモノニシテ此ノ間ノ証拠資料ハたみノ絞死力自為ニ因ルモノ
ナルコトヲ雄弁ニ物語レルニ拘ラス原判決ハ輒ク之ヲ看過シ他殺説ヲ採用シタルモノナル
ヲ以テ条理ニ違背シテ事實ヲ認定シタル違法アリト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ原

判示事実ハ原判決挙示ノ証拠ヲ綜合スルニヨリ之ヲ認ムルニ足リ記録ヲ精査スルモ被害者TJたみノ絞死力所論ノ如ク自為ニヨルモノナルコトヲ肯認シ難ク原判決ノ事実認定ニハ重大ナル誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由アルコトナシ素ヨリ右事実ノ認定ニ条理ニ背反スルモノアルヲ見ス論旨ハ畢竟原審ノ專権ニ属スル証拠ノ取捨并価値判断ヲ批難シ原審ノ引用セサル証拠ヲ云為シ独自ノ見解ニ基キ結局原判決ノ事実認定ヲ攻撃スルニ帰スルモノナルヲ以テ孰レモ其ノ理由ナシ

第三点原判決ハ証拠力ナキ証拠ニ基キ事実ヲ認定シタル違法アルモノナルヲ以テ尚此点ニ於テ破毀ヲ免カレサルモノト信ス原判決ハ第一点冒頭摘示ノ事実ヲ認定シ其証拠トシテ被告人ニ対スル強制処分ニ依ル被疑者訊問調書及ヒ第五回訊問調書差戻後第一審証人天川政隆訊問調書証人明石嘉聞ニ対スル予審訊問調書証人K.T.フデニ対スル予審第一回訊問調書並ニ差戻前第一審証人小南又一郎訊問調書ノ各供述記載ヲ援用セルモ前記二調書ニ於ケル被告人ノ供述ハ虛偽自白ニシテ又天川明石嘉聞ノ証言ハ他殺認定ノ資料トスルニ足ラス更ニ小南ニ対スル証拠調ハ第四点指摘ノ如ク違法ナルヲ以テ原判決ハ証拠力ナキ証拠ニ依リ事實ヲ認定シタル違法アリト謂ハサルヘカラス詳言スレハ(+)原判決事実認定ノ重要ナル証拠ハ前記二調書ニ於ケル被告人ノ自白ナルカ凡ソ自白ヲ断罪ノ資料ニ供センカ為ニハ其成立經緯並ニ内容ノ合理性ニ於テ首肯シ得ルニ足ルモノナルヲ要スルヲ以テ今其第一ノ問題タル自白成立ノ過程ニ付一件記録ヲ查閱スルニ(+)昭和十一年七月二十九日滋賀県八幡警察署ニ於テ司法警察官及ヒ検事ノ聴取予審判事ノ被疑者訊問カ一瀉千里ニ行ハレタルコト明白ナリ斯ノ如ク一日ノ中ニ司法警察官檢事予審判事トリレー式ニ取調力行ハレタル事実並ニ警察署ニ於テ予審判事ノ訊問力行ハレタル事実ハ其取調方法カ果シテ適正ニ行ハレタル

モノナリヤ否ヤニ付疑ヲ容ルルノ余地アルヲ以テ此点ニ付差戻後第一審公判廷ニ於ケル被告人ノ供述ヲ見ルニ問夫レテハ何故右ノ如ク偽リノ供述ヲシタノカ答先日ノ公判準備ノ御取調ノ際詳シク申上ケテ居リマス通リテアリマシテ私ハ七月二十七日八幡警察署ニ引致セラレテ御取調ヲ受ケマシタソシテたみカ何ウシテ死ンタト思フカト問ハレマシタノテ私ハたみハ盲テアル為悲觀シテ自殺シタモノト思ヒマスト申シマシタ處刑事ハ私ノ頭ヲ殴リ「何自殺」ト云ヒたみノ死ンテ居ル処ヲ写シタ写真ヲ見セテ「之レヲ見テ自殺ト思フカ」ト云ヒツツ又私ノ頬ヲ數回酷ク殴リマシタ其ノ日ハ私ハ帰ラセテ貴ヘルモノト思フテ居リマシタ力留置場ニ入ラレ帰宅ヲ許サレマセテシタカ蚊カ多クテ少シモ眠ル事ハ出来ス二十八日ニ御取調ヲ受ケマシタ際ニモ私ハ「たみヲ殺シタ事ハナイ」ト申シマシタラ又酷イ事殴ラレマシタ夫レカ為私ハ食事ヲスル事モ出来ナクナリマシタ私ハ若シたみヲ殺シタト思ハレルノテアツタラ頸ニ巻イテ居タ紐ニハ指紋ノツイテ居ル筈テアルカラ指紋ヲ取ツテ貴ヒ度イソーシタラ誰カ犯人テアルカ直ク判ルト申シマシタラ夫レカラハ余リ酷イ事ハセラレマセヌテシタカ遂ニ指紋ヲ取ツテ貴フコトハ出来マセヌテシタ私ハ以上ノ如ク度々暴行ヲ加ヘラレマシタノテ此ノ状態テハ身体ヲ保ツコトハ出来ヌト思ヒマシタノテたみヲ殺シマシタノテ私ハ刑事カラ教ヘラレタ通り申上ケタノテアリマススルト其刑事ハ「之レカラ怖シイ方二人ニ調ヘラレルノテアルカラ此通リノ事ヲ述ヘネハナラヌ」又「其ノ朝買ツタ花モたみノ靈ニ供ヘル為ニ買ツタモノテアル」ト申立テヨト教ヘラレタノテアリマシテ其ノ日同警察署テ検事ト予審判事ニ御取リ調ヘヲ受ケタノテアリマスカ私ハ検事ヤ予審判事

ニ御取調ヲ受ケ居ルコトヲ知ラスニ只怖シイ方テアルトノミ思フテ居リマシタノテス暴行ヲ加ヘラレテハ困ルト思ヒマシタノテ刑事ニ教ヘラレタ通り偽リノ供述ヲシタノテアリマス夫レテ私ハ大津ニ送ラレテカラ検事局テ御取調ヲ受ケタ際八幡警察署テ申上ケタ事ハ全部偽リテアルト申上ケタノテアリマスカ遂ニ起訴サレタノテアリマストアリ（記録一五二丁以下尚原審公判調書ニ右ト同趣旨供述記載アリ一七四一丁）此供述ハ八幡警察署ニ於ケル被告人取調ノ經緯ヲ手ニ取ル如ク物語レルモノナルヲ以テ何故ニ七月二十九日司法警察官検事予審判事トリレー式取調力行ハレタルヤノ裏面事情ニ付疑ナキヲ得ス殊ニ被告人ハ当日予審判事ヨリ取調ヲ受ケ居ルコトヲ知ラスシテ供述シ居タル事実ハ刑事訴訟法ノ根本精神ニ照シ到底看過シ得サル所ニシテ斯ノ如キ經緯ノ下ニ作成セラレタル被疑者訊問調書ハ証拠力ナシト謂フモ敢テ過言ニ非サルヘシ（右取調後四ヶ月半ヲ経テ予審訊問開始セラレタルモ第一回（昭和十二年十二月十二日）第二回（同月二十四日）ハ傍証ニ関スル訊問ニ終止シ第三回（同月十五日）ニ於テ本件犯行ニ對スル訊問行ハレタルモ被告人ハ明白ルカ第四回訊問ニ於テハ本件犯行ニ關スル直接ノ取調行ハレス第五回訊問ニ於テ原判決摘要ノ自白ヲ觀ルニ至レリ斯ノ如キ經緯ニ於テ行ハレタル第五回訊問調書記載ノ被告人ノ供述ハ果シテ其真意ヨリ出テクルモノナリヤニ付テハ是亦大イニ疑ヲ挾ム余地アルヲ以テ此点ニ付一件記録ヲ查閱スルニ（1）差戻後第一審公判調書中被告人ノ下記供述記載アリ（前略）其ノ後予審判事ノ御取調ヲ受ケタノテアリマスカ私ハ早ク帰ラセテ貰ヘルト思フテ居リマシタノニ帰ラセテハ貰ヘス接見禁止ニナツテ居リマスノテ家族カ如何ニシテ居ルカト云フ

事モ判ラヌシ又私ハ發明品ヲ考ヘテ居リマシタノニ夫レモ期間ノ経過ト共ニ無効ニナリマスノテ日夜苦シンテ居リ子供力水ニハマツタリ弟カ鉄道自殺ヲシタ夢ヲ見タリシマシタノテ心配テ昭和十二年三月五日予審判事ノ御取調ヲ受ケル数日前カラ一睡モシマセヌテシタノテ右御取調ヲ受ケタ當時ハ神經衰弱ニナツテ居リマシタノテ何ヲ申上ケタカ判ラヌノテアリマス夫レテ其ノ後多少落付カ出来テカラ三月五日ニ如何ナルコトヲ申シタカ判ラヌト思ヒマシタノテ上申書ヲ書イテ係ノ方ニ裁判所ニ出シテ貰フ様頼ンタノテアリマスカ余り長過キルカラ要点ノミヲ書ク様ニ命セラレマシタノテ今度ハ要点ノミヲ書イテ出シタノテアリマスカ又係リノ方カラ今ニナツテカラ此ノ様ナ物ヲ出シテモ困ルカラト云フテ刑務所ニ備付ケテアルモノニ署名押印ヲシテ出セトノコトテアリマシタカラ其ノ用紙ヲ貰ツテ署名押印ヲシテ提出シマシタノテアリマスカ其ノ儘ニナツテ仕舞ツテ居ルノテアリマス（記録一五一八丁裏以下）（2）差戻後第一審公判準備調書並ニ原審公判調書ニ右ト同趣旨供述記載アリ（記録一三一〇丁、一七四三丁）（3）差戻後第一審公判調書中証人□豊藏（看守）ノ左記供述記載アリ問M-I庄藏ハ昭和十二年三月五日予審判事ニ訊問セラレテ居ルカ同日出廷スルニ際シ証人カM-Iヲ裁判所ニ連レテ行ツタカ答左様テアリマス（中略）問其頃ノ同人ノ健康状態如何答私ハ別ニ変ツタ事ハナイト思フテ居リマシタカ担当ノ中村□□□ト云フ看守カラM-Iハ三日程前カラ夜寝テ居ラヌカラ自殺ノ虞カアルカラ注意ヲセヨト云ハレタコトカアリマス（記録一五四一丁裏以下）由是觀之被告人ハ昭和十二年三月五日頃神経衰弱ノ結果自殺ノ虞アリト看做サルル程精神異状ヲ來タシ居レルモノナルヲ以テ其当時ノ供述タル予審第五回訊問調書ノ供述記載ハ自白本来ノ性質ヲ有セサルモノト謂ハサルヘカラス（2）次ニ自白論ノ第二ノ問題タル其内容ノ合理性如何ノ問題ニ付考フルニ被告人ハ差戻

後第一審公判廷ニ於テ問スルト被告人ハ予審判事ニ供述シタコトハ全部警察官ニ教ヘラレテ供述シタト云フノカ答左様テアリマスト供述セリ而シテ他面白白ノ内容ヲ熟読玩味スレハ甚タシキ不合理的ノモノニシテ到底事實ノ叙述ト信スルコトヲ得ス左ニ之ヲ詳述センニタコトハ……相違ナク云々」（原判決摘示ノ文言ニ依ル、以下同シ）トアレトモ前段第二点(イ)摘要ノ如ク小南氏検案書ニ記載セル死体腐敗現象進行程度ニ基キ逆算セル死亡時ハ午前四時十五分乃至同五時四十分ナルヲ以テ該自白ハ時間ノ点ニ於テ真実タリ得サルモノト謂ハサルヘカラス(ア)次ニ強制処分ニ於ケル被疑者訊問調書ニ依レハ「蚊帳ノ外カラ何ト云フコトヲ云フノヤト云ヒナカラ右足ニテたみノ耳ノ辺ヲ二回程強ク踏ミ付ケ更ニ蚊帳ノ中ニ這入ルトたみハ声ヲ立テスニグンニヤリトシテ居タノテ云々」トアレトモグンニヤリスル程強ク踏ミ付ケタリトセハ蚊帳ニ何等カノ痕跡存スヘキ筋合ナルニ拘ラス小南氏検案書ニハ「蚊帳ニ毫モ裂目或ハ汚物ノ附着ヲ見ス」トアリテ此間ニ矛盾アリ更ニ前述ノ如ク蚊帳ノ外ヨリ一尺内側ニ在ル頭ヲ踏ミ付ケ同検案書記載ノ如キ損傷ヲ生セシムルコトハ不可能ナルノミナラス右自白ハたみノ顔頭部ノ損傷ニ与ヘラレタリト称スル鈍体作用ノ方向ト一致セサルヲ以テ条理ニ照シ到底真実ヲ語レルモノト謂フヲ得サルモノトス(ア)次ニ右調書ニ「たみノ腰紐ヲ取り前ノ方カラ左手ニテたみノ肩先ヲ抱ヘ右手ニテ其ノ紐ヲ頸ニ六七回巻付ケ云々」トアルモ仮ニ然リトセハ蚊帳ノ外ヨリ踏ミ付ケタルたみノ耳ヨリ流ルル血力下方ニ流レ且血痕乱ルヘキ筋合ナルニ拘ラス小南氏検案書添付図面ニヨレハ血痕ハ右耳左頬ニ一筋流ルルニ過キサルヲ以テ右自白ハ此点ニ於テモ虚偽ヲ語レルモノナリト謂ハサルヘカラス況シヤ左手ニテたみノ肩先ヲ抱ヘ居リ乍ラ右手一本ニテ紐ヲ頭ニ巻付クルコトハ

物理上不可能ナルニ於テオヤ(イ)更ニ前段摘要供述記載ニ「紐ヲ頸ニ六七回巻付ケ云々」トアルモ仮ニ被告人カたみヲ絞殺シタリトセハ同女ノ腰紐ヲ解キ之ヲ用ヒンヨリハ枕ノ覆タル手拭ヲ用フルカ腕ニヨリ絞頸シタルヘシト思考スルヲ自然ト為スニ拘ラス前記自白ニ右ノ如キ不自然アルハ該自白カ事實ニ反スルモノトスル一証左ナリトス(ア)尚被告人ハ前記調書ニ於テ自然擬裝ノ供述ヲ為シ居レトモ横臥ノ併自殺スルコトハ異例ニ属スルヲ以テ(弁証第一号ニアル重後ノ自殺ハ本件発生ヨリ満一年後ノ出来事ニシテ被告人ハ之ヲ知ル筈ナシ)仮ニ被告人力自殺擬裝ヲ為シタリトセハ通常ノ吊下式ノ形ヲ採リタルヘシト觀ルヘキニ拘ラス該自白ノ内容カ此常識的推定ニ違背セルハ其合理性ナキ一論拠ト為シ得ヘシ由是觀之強制処分ニ於ケル被疑者訊問調書並ニ予審第五回訊問調書ニ於ケル被告人ノ供述ハ不当ナル取調ノ下ニ行ハレタル虛偽自白ニシテ之ニ基キ事實ヲ認定シタル原判決ハ到底破毀ヲ免レサルモノト謂ハサルヘカラス(ア)次ニ差戻後第一審公判証人天川政隆訊問調書証人明石嘉聞ニ対スル予審訊問調書並証人K Tフデニ対スル予審第一回訊問調書ノ各供述記載ノ問題ナルカ前述ノ如ク被告人ノ自白ノ虛偽ナルコト明白ト為リタル以上此等ノ傍証ハ他殺認定ノ資料タル価値ナキモノナルヲ以テ特ニ問題ト為ルヘキ一二ノ点ニ付論述スルニ止ムヘシ(イ)前記明石嘉聞ノ訊問調書ニ尚其ノ際庄藏ノ態度カ変ニ思ハレタ点ハ自分ヤ警察ノ者カ余リ問ヒモセヌニ進ンテ庄藏カ「オ婆サンハ平素カラ死ヌト云フテ居タ予テカラ注意シテ居タルニ遂ニ斯様ナコトニナツタ」ト申シ又警察官力何カ尋ネルト庄藏ハ何處トナク落着カスソワソワシタ態度力見受ケラレタリ……如何ニモ不可解ナ点カアリタル旨ノ供述記載アレトモ自己ノ居宅ニ変死者アリ而モ該変死者カ自己ノ結婚問題ヲ妨害シ平素ヨリ自殺スヘキ旨広言シ居タル關係上被告人トシテソワソワスルコトハ当然ニシテ右証言ハ

毫モ原判決認定事実ノ資料タリ得サルモノトス(口)証人K Tフデニ対スル前記訊問調書中（前略）母屋ニ引返シ旦那（被告人）ニ「才婆チヤンカ冷タウナツテ死ンテ居ヤハリマスカナア」ト云フト旦那ハ「死ンテ居ル何ツ」ト云ヒ乍ラ「警察ニ届ケネハナラヌ離レハ片付ケナクトモヨイ抛ツテ置ケ触ツテハイカヌ」ト云フテ……たみ力死ンテ居ルト云フノニ離レニハ行ツテ見様トモセス直ク出テ行キタリ云々トアリ被告人力フデノ報告ニ直チニ現場タル離家ニ赴カサリンハ蓋シ自己ノ結婚ニ対スル抗議タル自殺ヲ聞キ極度ニ狼狽シ又ハ氣味悪ク感シタル為ノ行動トシテ毫モ怪ムニ足ラサルモノト謂フヘク畢竟右証言ハ本件絞死ヲ被告人ノ所為ト為ス証拠ト謂フヲ得サルモノトス(圆)更ニ差戻前第一審公判調書中ノ証人小南又一郎ノ供述ハ後段第四点摘示ノ如ク違法ナル手続ニ依リタルモノナルヲ以テ之ヲ証拠ト為スヲ得サルモノナルノミナラス其内容ニ付テモ第一点ニ詳論セル如ク措信シ難キ所ナリ殊ニ其結論ヲ觀ルニ(口)検案書ニハ「恐ラク他殺ナラント推定ス」トアリ(口)差戻前第一審公判廷ニ於ケル証言ニハ「鑑定ハ絶対的ノモノテアリマセンカ私ノ信念トシテハ此事件ハ他殺テアルコトハ間違ナイト思ヒマス」トアリ（記録九九六丁裏）(口)差戻後第一審公判廷ニ於ケル証言ニハ「私ハ解剖検査ニ依ツテ判断シタノテアリマスカラ他為ニ絞頸セラタルモノト推定スト軟カク書イタノテアリマシテ頸部ニ巻付ケテアツタ索条其他周囲ノ事情ヲ加ヘ研究スレハ或ハ如何ナル結果ヲ得ルカ判ラヌト思ツテ居ルノテアリマス」トアリ（記録一六〇九丁）再三其態度ヲ豹変シ結局如何ナル結果ニ到達スルヤ不明ナリト供述セルモノナルヲ以テ前記証言ハ本件絞首ヲ他為ナリト断定スル資料ト為スヲ得サルモノト謂ハサルヘカラス由是觀之原判決力事実認定ノ資料トシテ援用シタル証拠ハ何レモ信憑力ナキコト明白ナルヲ以テ原判決ハ採証ノ法則ニ違背シテ事実ヲ認定シタル違法アルモノニシ

テ其破毀ヲ免カレサルヤ寔ニ当然ナリト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ記録ヲ精査スルモ原審引用ノ所論被告人ノ自白カ所論ノ如ク係官ノ不当ナル取調ノ下ニ為サレタル虚偽不合理ナルモノ其ノ他所論証人ノ証言力全然信ヲ措キ難ク或ハ違法ノ証拠調手続ニ基クモノト断スルニ由ナク原判決ノ事実認定ニ重大ナル誤認アルコトヲ疑フニ足ルヘキ顯著ナル事由アルヲ認メス原判決ニハ所論ノ如キ違法ノ点ナキヲ以テ論旨理由ナシ

第四点原判決ハ違法ナル証拠調ニ基ク証拠資料ニ依リ事実ヲ認定シタル違法アルモノナルヲ以テ尚此点ニ於テ破毀ヲ免カレサルモノト信ス今原判決援用ノ差戻前第一審公判廷ニ於ケル証人小南又一郎ノ供述ヲ觀ルニ問「窒息死ノ徵候如何」答「窒息急死ト言フノハ機械的ニ呼吸作用力障碍セラレ卒然死ニ至ルヲ言フノテアリマシテ……」(下略)問「縊死ト絞死トノ間ニ如何ナル区別カアルカ」答「縊死ハ索条件体ヲ頸団ニ纏ヒ其両端ヲ一定ノ場所ニ固定シ自己ノ体重テ前頸部ヲ緊縮シ即時ニ意識ヲ失ヒ窒息急死スルノテアリマス……」(下略)問「絞死ノ自為ト他為トヲ区別スル大体ノ標準如何」答「自分カ絞メタ時ハ完全ニ強ク絞メルコトカ出来ルモノテハナイノテアリマス……」(下略)問「頸団ニ纏絡シアルモノノ回数ニ依リテ自為他為ニ依リ絞死ノ区別カ出来ルカ」答「ソレニヨリテハ出来マゼン」……(中略)問「皮膚ニ損傷ヲ來サヌ程度ノ一二回ノ足蹴テ脳震盪ヲ起ス様ナ事ハ無イカ」答「起ス時モアリマスカ人ノ体质ニ依ルモノテ一概ニ言ヘマゼン」(九八一丁乃至九八六丁)トアルモ斯ノ如キハ特別ノ智識ニ基ク意見ノ陳述ニシテ刑事訴訟法上鑑定ニ属スルモノナリサレハ叙上ノ陳述ヲ為サシメンカ為ニハ須ク刑事訴訟法第二百十九条以下所定ノ鑑定ノ手続ニ依ラサルヘカラサルニ拘ラス原審裁判所ハ事此ニ出テス証人訊問ノ形式ニ出テタルハ違法ナリ然レトモ我力刑事訴訟法ハ第二百三十一条ニ於テ所謂鑑

定証人ノ訊問形式ニ付規定シ更ニ第二百六条ニ於テ理論上鑑定ニ属スル事項ヲ証人調手続ニ依リ訊問スルモ其效力ヲ妨ケストセルヲ以テ本論点ノ明確ヲ期スル為暫ク此点ニ関スル卑見ヲ披瀝セントス按スルニ刑事訴訟法学上鑑定人ト証人トヲ区別スル標準カ一ニ止マラサルモ特別ノ智識ニ基ク事実判断ヲ陳述スル者ヲ鑑定人トシ過去ノ実驗事実ヲ供述スル者ヲ証人トシ前者ハ他人ヲ以テ代ヘ得ルモ後者ハ然ラストスルハ異論ナキ所ナリ然レトモ特別智識ニ基ク事実判断ノ陳述中問題タル事実ニ付過去ニ於テ実驗シタル事アリテ之ニ基キヲ陳述スル者ハ所謂鑑定証人ニシテ刑事訴訟法第二百三十一条ノ適用ヲ受クヘク更ニ過去ノ実驗ニ基キ現在判断シタル事項ヲ供述スル者ハ其判断力特別ノ智識ニ基クモノナル限り其性質寧ロ鑑定ニ属スヘキモノナルモ特ニ刑事訴訟法第二百六条第二項ノ適用ヲ受クヘキモノトス然レトモ此等二場合ト異ナリ問題タル事実ニ付過去ニ於テ実驗シタル事無キモ裁判所ノ命ニ依リ之ニ関スル特別智識ニ依ル意見ヲ供述スル場合ハ他人ヲ以テ之ニ代フルモ何等差支ヘ無カルヘク純然タル鑑定ニ属スルモノニシテ証人調ノ手続ニ依ルヲ得サルモノトス之ヲ御院判例ニ徵スルニ「予審公判調書記載証人青木某ノ供述ヲ按スルニ右ハ同証人カ医師トシテ本件被害者高藤某ヲ診察シタル事実ニ關スル訊問事項ニ対シ為シタルモノニ係リ其医師タル職業上ノ特殊智識ニ基キ一定ノ事項ニ付単純ノ意見ヲ徵セラレタルニ対シテ陳述シタルモノニ非ス而モ所論供述ハ証人ノ過去ニ於テ実驗セル事実ニ因リ推測シタル事項ニ属スルヲ以テ右事項力鑑定ノ範囲ニ亘ルノ故ヲ以テ証言タルノ効力ヲ失フモノニ非ス刑事訴訟法第二百六条ノ趣旨寔ニ之ニ外ナラス」トアリ（昭和二年九月二十三日判決刑

事判例集六卷三六五頁）該判文中「特殊智識ニ基キ一定ノ事項ニ付単純ノ意見ヲ徵セラレタルモノニ非ス」トアルハ仮ニ特別智識ニ基ク單純ナル意見ヲ徵セラレタルナランニハ鑑定ノ手続ニ依ルヲ要スヘキモノトセル意味ナルコト明白ナリ仍テ叙上ノ見解ニ照シ差戻前第一審公判調書ヲ閱スルニ証人天川政隆同明石嘉聞ノ供述ノ大部分並証人小南又一郎ノ証言ノ後半ハ鑑定証人ノ供述ト謂フヘク更ニ証人天川政隆ノ供述中間「証人ハ予審ニ於テ死体ノ模様カラ見テ自殺シタモノトハ思ハレナカツタ様ニ述ヘテ居ルカ如何」答「其点ハ難カシイ問題テス」（九六九丁九七〇丁）トアルハ過去ノ実驗ヨリ推測シテ現在ノ判断ヲ述ヘタモノナルヲ以テ刑事訴訟法第二百六条第二項ノ適用ヲ受クルモノト謂ヒ得ヘケンモ前摘示小南又一郎ノ供述ハ純然タル鑑定ニ属スルモノナルヲ以テ斯ル供述ハ鑑定ノ手続ノ下ニ於テノミ許容セラルヘキモノトス然ルニ差戻前第一審裁判所ハ此事ニ出テス証人訊問ノ形式ニ依リ之ヲ供述セシメタルモノニシテ該供述ハ違法ナル証拠調ニ基キタルモノト謂フヘク之ニ依拠シテ事実ヲ認定シタル原判決ハ到底破毀ヲ免カレサルモノト信スト云フニ在リテ引用スルコトナク之カ引用ヲ為シタルハ凡ソ同人力嘗テ判断ヲ為シタルコトアル被害者T Jたみノ死因ニ関スル事項ニ付テノ供述部分ニ限ラレ居ルモノナルコトヲ認め得ヘク而シテ之カ証言ニ属スルコトハ疑ヲ容レサルトコロナリ然ラハ原判決ハ小南又一郎ヲ証人トシテ為シタル証拠調手続ニ基ク同人ノ証言ヲ証拠トシテ引用シタルニ帰スルヲ以テ原判決ニハ所論ノ如ク採証法則上違法ノ点ナク論旨理由ナシ第五点原判決ハ未決勾留日数ノ刑期通算ニ付刑事訴訟法第五百五十六条ニ違背スルモノナ

ルヲ以テ尚此点ニ於テ破毀ヲ免カレサルモノトス原判決ハ其末尾ニ於テ「(前略) 刑法第二十一条ニ依リ未決勾留日数中上告前ノ第一審大津地方裁判所ニ於ケル二百五十九日及当審ニ於ケル百日ヲ各本刑ニ算入シ云々」ト判示セリ然レトモ刑事訴訟法第五百五十六条第三項ニ依レハ「上告裁判所原判決ヲ破毀シタル後ノ未決勾留ハ上告中ノ未決勾留日数ニ準シ之ヲ通算ス」トアリ同条第一項第二号ニ依レハ「検事ニ非サル者ノ上訴ニシテ其ノ理由アルトキハ勾留日数ノ全部ヲ本刑ニ通算ス」トアルヲ以テ本件破棄差戻後ノ原審勾留日数ハ同法条ニ依リ法定通算セラルヘキモノナルニ拘ラス原判決ハ之三対シ刑法第二十一条ヲ適用シ裁定通算ヲ為シタルモノニシテ其違法ニシテ破毀ヲ免カレサルコト疑フ容レサル所ナリトスト云フニ在リ仍テ按スルニ刑事訴訟法第五百五十六条第三項ニ上告裁判所原判決ヲ破毀シタル後ノ未決勾留ハ上告中ノ未決勾留日数ニ準シテ之ヲ通算ストアルハ上告審ニ於テ原判決ニ対スル上告理由アリトナシ破毀差戻又ハ破棄移送ノ判決ヲ為シタルニヨリ事件カ第一審又ハ第二審ニ繫属スルニ至リタル時ニ於テ其ノ繫属スル間ノ未決勾留ハ本来之ヲ上告中ノ未決勾留ト云フヘキニアラサルモ之ヲ上告中ノ未決勾留日数ニ準シテ處断刑ニ通算スヘキコトヲ明カニシタルモノニ外ナラス今本件ニ付之ヲ觀ルニ本件ハ曩ニ当院カ大津地方裁判所ニ於テ言渡シタル陪審判決ニ対シ被告人及弁護人ヨリ為シタル上告ヲ理由アリトシ同判決ヲ破毀シ京都地方裁判所ニ差戻シタルモノニ係リ即チ刑事訴訟法第五百五十六条第一項第二号及同条第三項ノ規定ニヨリ同裁判所(陪審手続ヲ辞退ス)及第二審タル原審ニ於ケル未決勾留日数ハ其ノ全部カ当然本刑ニ算入セラルヘキ場合ナルヲ以テ原審ニ於ケル未決勾留ニ付更ニ刑法第二十二条ノ規定ヲ適用シ其ノ一部算入シ言渡フ為スヘカラサルモノト云フヘシ然ルニ原審カ所論ノ如ク同法ヲ適用シ更ニ原審ニ於ケル未決勾留日数中百日

ヲ本刑ニ通算スヘキ旨ノ言渡フ為シタルハ應々法律ヲ不当ニ適用シタル違法アルモノトスフヘク原判決ハ此ノ点ニ於テ破毀ヲ免カレサルモノトス

從テ爾余ノ量刑ニ関スル上告論旨(第六点)ハ判断ノ要ナキニ至リタルヲ以テ之力説明ヲ為サス而シテ右法令違背ハ事実ノ確定ニ影響ヲ及ホササルモノナルカ故ニ刑事訴訟法第四百四十七条同第四百四十八条ニ則リ当院ニ於テ直ニ判決ヲ為スヘキモノトス
仍テ原判決ノ確定シタル事実ヲ法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百九十九条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処シ同法第二十二条ニ依リ未決勾留日数中上告前ノ第一審大津地方裁判所ニ於ケル二百五十日ヲ本刑ニ算入シ(原判決ニ於テ原審ニ於ケル未決勾留日数中百日ヲ本刑ニ算入スヘキ旨ヲ言渡シタルモ右ハ本件ニ於テ法定通算セラルヘキ未決勾留日数以外ニ尚ホ百日ヲ通算スヘキ旨ヲ言渡シタルモノニアラスト認ム)訴訟費用中陪審裁判ニ關スル部分ヲ除キ其ノ余ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ全部負担セシムヘキモノトス
叙上ノ理由ナルニ依リ主文ノ如ク判決ス

検事柴碩文闕与

昭和十四年七月十日

大審院第二刑事部

裁判長判事

遠藤 誠

判事

尾佐竹 猛

判事

岸 達也

宮内聰太郎

判事大西道太郎ハ転補ニ付署名捺印スルコト能ハス

右謄本也

昭和十四年七月十日

大審院第二刑事部

裁判所書記

鈴木喜一郎印

裁判長判事

遠藤誠

4 和歌山

①和歌山地方裁判所殺人及尊属殺人未遂被告事件昭和四年二月一八日判決

昭和四年二月十八日宣告

裁判所書記野田茂印

判決

本籍及住居 和歌山県西牟婁郡

□□□村□□□□□□□□

湯屋

H I 辰吉

明治式拾六年□□月□□□日生

右之者ニ対スル殺人及殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事堀部淺閑与ノ上事実ノ判断ニ付陪審ノ評議ニ付シ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役六年ニ処ス

陪審費用ヲ除キ其ノ他ノ訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人辰吉ハ昭和參年九月下旬其ノ出稼先ナル大阪市ニテ脚氣病ニ罹リタル為メ帰郷シ肩書自宅ニ於テ療養シ居リタル處妻きくゑ力同年拾月拾四日夜些細ノコトヨリ被告人ノ実父安吉ト口論シ和歌山県西牟婁郡□□村大字□□ノ実家Y M鶴松方ニ立戻リタルヨリ痛ク煩悶セル折柄同年拾壹月參日和歌山市□□□HS福松ニ嫁シ居ル被告人ノ妹たけカ他ノ妹すぎゑニ宛タル書状中「きくゑハ被告人ヲ嫌忌シ居ル旨福松ニ話シタリ」トノ文言アリタルヨリ被告人ハ同日正午過頃前記鶴松方ニ到リきくゑニ対シ右事実ノ實否ヲ質シ且同道帰宅方ヲ促シタルニきくゑノ態度甚冷淡ナルヨリ憤怒シ大声ヲ發シテ其ノ不都合ヲ叱責シタル為鶴松ハ戸外ヨリ入り來リ之ヲ制セントシタルトコロ同人ニ於テモ被告人ノ処置ニ不満ヲ懷キ居リシヨリ茲ニ兩人間ニモ亦激論ヲ生セシカ被告人ハ昂奮ノ余其ノ場ニ在リタル小出刃庖丁ヲ逆手ニ握リ鶴松ニ突掛ラントシきくゑ力之ヲ庇ハントスルヤ被告人ハ突如左手ニテきくゑノ頭髪ヲ握リテ右手ノ出刃包丁ヲ以テ同人ノ左頬部毛生際直前ノ部位ヲ突刺シ長サ四センチメートル巾壺、五センチメートル深サヌ、五センチメートル頸動脈ヲ切断シテ頸椎ニ達スル重傷ヲ負ハシメ因テ大出血ニ基ク失血ニヨリ同人ヲ死ニ致シ尚右出刃庖丁ヲ以テ鶴松ノ前額部頸部等數個所ヲ突刺シ因テ同人ニ治療日數拾八日間ヲ要スル刺傷ヲ負ハシメタルモノナリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為中傷害致死ノ点ハ刑法第二百五条第一項ニ傷害ノ点ハ同法第二百四条ニ各該當スルトコロ右ハ連續犯ニ係ルヲ以テ同法第五十五条ニ依リ傷害致死

ノ一罪トシ其ノ刑期範囲内ニ於テ被告人ヲ懲役六年ニ処シ陪審費用以外ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シテ被告人ノ負担トシ陪審法第九十七条ニ則リ主文ノ如ク判決ス

昭和四年式月拾八日

和歌山地方裁判所刑罰部

裁判長判事 伊藤浩藏 印
判事 山本武雄 印
判事 小林種吉 印

六 新聞報道に見る陪審公判

京都は、『京都日出新聞』『京都日日新聞』『大阪朝日新聞・京都版』、奈良は、『奈良新聞』『大坂朝日新聞・大和版』、大津は、『大阪朝日新聞・滋賀版』、和歌山は『大阪朝日新聞・紀伊版』『大阪毎日新聞・和歌山版』『和歌山日日新聞』『和歌山新報』『紀南新聞』を中心として、陪審公判に関する報道を収録した。

それに加えて、陪審法施行に先立つて行われた司法省による陪審法の実施に関する宣伝活動、陪審法の解説、陪審法廷の構造、陪審模擬裁判、昭和三（一九二八）年一〇月一日の司法記念日に天皇が大審院、東京控訴院、東京地方裁判所に行幸した状況、司法大臣、大審院長、大阪地方裁判所長、同検事正などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事、ならびに陪審法施行後の陪審法実施状況に関する報道なども収録した。

（注）本稿では、朝刊・夕刊の区別は表示しなかった。夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配達された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

なお、新聞記事は、人名を除き旧漢字は常用漢字に置換えたが、仮名遣いは原文通りとし、句読点を附加して読み易くした。

1 京都

（二）陪審法の実施に関する報道

1 「大阪朝日京都滋賀版」昭和二年八月一日

陪審法廷模様替

弁護士席を判検事席と

同じ高さにする

京都地方裁判所の陪審法廷は、模様替のため工事を中止してゐたが、今回司法省において法廷内の席の高さは、被告席を平床とし、判事、陪審員、検事、弁護士の各席は一段高くして全部同じ高さとして、全国的に統一することに決し、一日この旨通知があつたので、従来弁護士席を一段低くしてゐた京都でも、これを判検事、陪審員席と同等の高さとすることになり、法廷内の模様替工事に着手した。

2 「大阪朝日京都版」昭和二年一二月一日
陪審法の芝居をみせる

加佐郡有路上村青年団では、明年から実施される陪審法を、村民に周知徹底せしめるため、陪審法劇を行ふこととなり、小浜検事局作の陪審法劇がよく出来てゐるといふので、舞鶴署を通じて同検事局に脚本貸与方を申請手続き中である。

3 「大阪朝日」昭和三年一月一日

十月から実施の陪審法の話

法定陪審と請求陪審

控訴は許されない

今年の十月から実施せらるゝ陪審法とはどんなものか、これが実施せらるゝに至つたのは要するに、立法、行政にそれゞゝ国民の代表者があづかつてゐるやうに、司法の方でも官吏以外に国民を参与させるといふことから來たので、今まで刑事事件は検事と被告との両方の主張を聞き、判事だけで判決を下したのだが、陪審法になると普通十二名の陪審員が法廷に出て、検事、被告、弁護人のいひ分を聞き、その結果事件が罪になると評議一決すれば、裁判長は相当の有罪判決を言渡し、無罪だときると裁判長は無罪の判決を下すのである。つまり、有罪か無罪かは、陪審員によつて決せられるのであるが、我国の陪審法では今のところ、陪審員の評決に対し裁判所が不当だと認めれば、この事件を他の陪審員によつて審理を求める事もできる。そこで、先づどんな事件が陪審裁判にかけられる

かといへば、法定陪審といつて、法律によつてきまつてゐるものと、請求陪審といつて、被告から請求しておこなはれるものとの二つがある。

法定陪審の方は、放火、殺人等の重罪で、法律上死刑または無期刑となるもので、昨年中、京都地方裁判所でおこなはれた廣川條太郎事件や、伏見の人妻殺し、宇治田原の豪農夫婦殺し、その他十数件の殺人事件は、もし今年の十月以後ならば、早速陪審裁判にかけられるものである。

請求陪審の方は、強盗、窃盜、詐欺などで、三年以上の有期の懲役または禁錮に当る犯罪事件で、裁判所では陪審法によらぬ性質のものでも、被告から陪審法によつてやつてくれと請求した場合に、行ふのである、

しかしながら、皇室に対する罪、内乱外患、選挙違反の如きものは、陪審法を適用せぬことになつてゐる。それから、被告人が陪審を辞退したり、請求を取下げたり、公判準備手続中や公判庭で犯罪事實を自白した場合は、陪審に附せない。

陪審は、普通十二人であるが、事件が複雑で一日で片附かぬやうな(注、場合)、一人か二人を予備に選ぶことがある。その選ぶ方法は、京都ならば市内上下両区、府下各町村で選ばれた陪審員候補者名簿によつて、予じめ定められてある町村順で、一人もしくは二人づゝとり三十六名で締切り、裁判所で抽籤を行ひ、検事と被告とが、事件に關係のある人とか、その他の事情で不適当な人は忌避して他の人と替へて貰ふ、かうして除斥忌避の方法をとつて、最後に残つた十二人が陪審員となる。

陪審員が法廷に入ると宣誓をなし、検事が事件の起訴事實を陳述し、裁判所が被告の審問や証人調べをする。これがすむと、裁判長は陪審員に対し事件の説明をして聞かせ、さ

てこの事件は犯罪を構成するや否やといふことを訊ねる、陪審員は評議室へ入って評議する。日本では過半数以上の賛成がなければ有罪も無罪も決しない。英國では全員一致でないといけないので、なか／＼まとまらず、以前は議決するまで食物も火も入れなかつたので、饑じさに靴を噛りながら論議したといふ話さへある。

そこで陪審員の評議が、犯罪を認めた場合は、検事が論告求刑し、弁護士の弁論あつて後、直に裁判長は判決を下す。犯罪を認めない場合は、無罪の判決がある。陪審裁判は、大抵一日で片附いてしまふ、この点も從来の裁判とはかなり変つてゐる。更に注意すべきことは、普通の裁判では控訴、上告によつて地方裁判所、控訴院、大審院と審理をうけるが、陪審法では控訴することができない、只陪審の構成不適法等の場合に、大審院へ上告することができるが、大体において一審限り、多くて二審制度に過ぎない。（写真は京都陪審法廷の外観）

4 「京都日出」昭和三年一月四日

陪審法の大要

京都区裁判所監督判事 立石 種一

一、我国の陪審法は、大正十二年の四月に出来て、昭和三年即ち本年の一月から愈実施するといふことになつてをつたけれども、色々と準備の都合があつて、本年の十月からでなければ其の実施は六ヶしい相である。

我陪審法は、裁判官でない普通の人民が、刑事裁判手続に参与する仕組になつて居る。

我国開闢以来二千五百有余年、未だ曾て人民が刑事裁判手続に参与したる例はない。即ち、我国民は、此の陪審法の実施に因つて、初めて刑事裁判に関する一種の自治権を得ることになる。陪審法は、實に我裁判制度上に一大変革を将来するものである。されば、此の制度の採否に付いては、学者といはず実際家といはず、當時言論に將た文章に、實に白熱的な論争を繰返したといふことは、誠に故ありと謂はねばならぬ。而して、其の論争の焦点となつた主なるものは、一 陪審制度の採用は、憲法違反とはならないのか、二 我国情に照して、之を採用するの必要があるか、三 斯の如き内容を以てして、果して其の必要を充たし得るか、以上の三点に向つて、世論は一時沸騰したのである。斯くて、慎重審議の結果は、憲法にも抵触せず、克く時勢に順応し、又克く我国情に適當する、誠に立派なる形態を備へて、我陪審法は現はれたのである。即ち、範を外国に取りながら、全く外国の夫と趣を異にしたる、特色ある法制として現はれたのである。

此の特殊の陪審法を、世界に比類なき我帝国に実施して、克く其の成果を收めんが為には、實に之を運用する国民の一大覺悟を要する。元來此の陪審といふ制度は、今より八百年前既に英國に發生し、今日に於ては凡そ人類の案出し得る最大且最善の裁判制度であると迄、彼の國民は此の制度を謳歌し尊重してゐる相である。之に反して、仏國は大革命後此の制度を英國から移入しながら、今日では全く持て余し氣味であり、米国迄同様であるとのことである。ドイツの如きは、一旦之を採用しながら、其の運用宜しきを得ず、今日では參審制度といふ似て非なるものと取替へてゐる。其の他、オランダ、スペイン等は、一時此の制度を採用はして見たものの、其の弊に堪へかねて、今日では共に全く之れを廢止してゐる相である。由來、法は死物で人を得て初めて活けるものである。されば、我國

開闢以来初めて得たる此の刑事自治権を、愈光輝あらしめ、英國の如く立派な花を咲かせ立派な実を結ばせ様とする事に、國民が克く此の制度を理解して、克く之れを善用しなければならぬことは、元より論を俟たない處である。

以下略述する処、多少にても大方の参考となることを得ば、誠に光榮の至りである。一寸冒頭に一言した様に、我国の陪審法は、裁判官でない普通の人民が刑事裁判手続に参与する仕組になつてゐて、其の参与する各個人を陪審員といひ、陪審員の一団を陪審と名づけてゐる。

元来我國民は、憲法に於て、法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの権を奪はるゝことなしと保護せられて居る。而して、其の裁判官は、法律に定めたる資格を備ふる者を以て之に任ずとは、亦憲法の規定する處である。即ち、我國民は、法定の資格を具備する裁判官の裁判を受くる権利を保障せられてゐるのであるから、裁判官でない者の為したる裁判又は裁判官でない者が加はつて為したる裁判は、我國にはあり得ない筈である。我陪審法の右の仕組は、此等憲法の条章に照して、果して如何であるか。即ち、裁判官でない普通の人民が、裁判手続に参与することは、憲法に抵触する処がないか、是前に一言した様に当時論争の焦点となつた一つである。然るに、我陪審法は、歐米諸国のもと其の趣を異にし、陪審は單に犯罪事実の有無丈を判断することゝし、罪責及刑の量定には及ばないことをなつてゐる、然加之其の事実の判断も亦、必ずしも裁判官を拘束することなく、若裁判官が陪審の判断を不審と認めた時は更に他の陪審の評議に付してよろしいと規定して居り（是前述論争第三点の一）、唯裁判官は陪審の判断と異りたる事実の認定を為し得ない丈のことゝなつてゐるから、謂はゞ陪審の判断は裁判官の意思決定の特殊の（右の判断があ

るから）資料であるに止まり、決して裁判其のものではない。即ち、裁判は何處迄も憲法所定の裁判官の裁判であつて、陪審は唯其の裁判に至るの手続に参与するに過ぎないものである。従つて、我陪審法を以て、憲法に抵触するものと論ずるものがあるならば、夫は全く当らないのである。

5 「大阪朝日」昭和三年一月五日

心掛け一つ

陪審裁判に就て

京都地方裁判所長

遠藤武治氏談

陪審法は、この昭和三年度には、いよいよ実施されるわけであるから、裁判所の方もまた一般民衆の方も、ともにその実行の心掛けをしてをらなくてはならぬ。この制度は、外國では永い間試みられてゐるものであるが、日本では始めての試みであるから、その効果を挙げると否とは、一に裁判所並に民衆の心掛け如何にかかるといつてもよい。だから、今の中から、その制度内容の如何を、お互ひに研究して置く必要があると思ふ。それがためには、裁判所はいろいろな方法をとつて、これが手続やその内容などを、一般民衆にお知らせしておかうと考へてゐる。それで、弁護士や大学の教授、府市の吏員に、陪審法施行準備に関する事務を嘱託して、種々の講演や準備して貰ふと共に、京都市役所の方へも頼んで助力を得ることになつてゐるが、その方法としては、市社会教育課の主催する教育活動写真会には、裁判所の判検事や陪審法準備委員等を煩はして、その知識普及を試み、

又成人講座にも陪審に関する一講座を設けて貰つて、講演をおこなふつもりである。陪審員候補者に選定された方々は、今年中には陪審員として裁判所へ来て貰ふことになると思ふが、陪審員諸氏に是非心掛けておいてほしいことは、左の諸項である。

一、陪審員となることは、名譽である、そして重大なる任務を負ふことである。

二、陪審員として裁判所から呼出を受けた時は、必ずそれに応ずる義務がある、病気その他止むを得ぬ場合は、診断書又は理由書を裁判所へ出して辞退する、理なくして応じないわけにはゆかぬ。

三、陪審員として法廷に列席した者は、裁判長の諭告をうけた後「良心に従ひ公平誠実にその職務を行ふべきを誓ふ」と宣誓せねばならぬ。

四、陪審員として呼出をうけた者は、裁判所へ出る前でも訴訟関係人に面会したり、その公平を疑はれる様なことは避け、また法廷に列席した以上は、その事件の評議を終るまでは、裁判長の許可を受けずに勝手に法廷や評議室を出たり、或は他人と交通することはできぬ。陪審員の任務は、大抵一日で終了する、一日ですまぬ場合には、陪審員宿舎に滞在することになる。

五、事件の評議をするについては、裁判長から事件の説明があるが、陪審員の特に心がけねばならぬことは、事件の真相をつかむといふことで、犯罪事実の有無は、法廷で取調べられた証人の証言やその他の証拠に本づいて、公平冷静にこれを断定せねばならぬ。従つて、法廷における被告人や証人の供述、弁論などについては、感情に囚はれず、十分注意することが必要である。

六、陪審員として関与したものは、裁判の後でも自分らの評議の模様や、銘々の意見を他

に漏してはならぬ。

何しろ、陪審といふものは、余ほど注意をしてかゝらぬと、正宗の名刀を子供に持たすやうなもので、刑事裁判上非常な害悪をかもすことがある。

何故かといふと、陪審員が感情にかられて、同情すべからざるものに同情し、裁判長の問ひに対して無罪を答へて、有罪の判決を免れさせたりするおそれがある。右の諸項をよく読んで、軽はずみをせぬやうにせぬと、折角の制度もめちやめちやになる。この点最も肝腎である、外国でもその弊害があるためドイツの如きは、參審制度を設けてゐる。勿論國民がよくこの制度を運用して、うまく効果をあげることが出来たならば、單に刑事ばかりでなく民事の方にも、これを用ひることになるであらうと思ふ。

6 「京都日出」昭和三年一月五日

陪審法の大要

京都地方裁判所監督判事 立石 種一

二、右の趣旨に基いて、我陪審法は生れて参ったのであるが、そんな困難な問題があつたにも拘はらず、何故に今に此の制度を施く必要があつたか、是前述論争の第二点である。論者、或は我国の裁判官を以て、社会の実相に伴はない判断をする虞が多いから、どうしても罪の有無を定めるには、普通の人民の意見を必要とするといふけれども、私は今日我が國の裁判官の裁判に欠点のあることは絶対に考へてゐない。國民亦我裁判の公正には、皆信頼してゐるのである。だから、我裁判官の裁判が不十分だから、陪審制度が必要になつ

たなどいふことは、取るに足らぬ暴論である。實に、我が國が新に陪審制度を採用するに至つた眞の理由は、此に非ずして他に存するのである。言ふ迄もなく、今日我が國は立憲国として列強の間に雄飛してゐるのである。即ち、國務の一切を國民の協力翼賛に依りて遂行する制度となつてゐる、既に立法には議會の制を設け、行政には自治の制を認めてゐるのだから、立法行政と相鼎立する司法に関しても亦、國民の参与を認むるといふことは、國家が立憲制を採る當然の帰結と云はねばならぬ。況んや、近時國民思想の向ふ處を考へると、立法行政の二者既に國民の参与を認めながら、獨司法のみ多く今日の制度を墨守し國民をして全く其の運用に關与せしめざるが如きは、司法に関する國民の理解と信用とを高め其の悦服を得る所以でないのみならず、其の運用に付却て國民の疑惑反感を生ずるの因とならむことを恐る、之が此の制度を採用するに至つた、眞の理由である。

三、さて、我が國に採用された陪審の制度は、刑事について用ゐるだけで、民事には及ばない（又其の手続を第一審のみに止め、上訴審に於いては行はないことになつて居る）、加之刑事々件でも法律上当然陪審に附することになつてゐる（法定陪審）ものは其の犯したる罪が重大であつて死刑又は無期の懲役若くは禁錮に迄処してよろしいと法律が定めて居るもの（例へば、放火、殺人の如きもの）又はそう重大ではないが法律に定めた刑が長期三年を超ゆる有期の懲役又は禁錮に當る事件（例へば窃盜、詐欺等の如し）は被告人から進んで陪審にかけて欲しいと請求した時に限り陪審を用ゐるが（請求陪審）、其他のものは普通の手續で裁判することになつてゐる。以上は原則であるが、之には例外があつて、是等の刑に當る犯罪事件でも、特殊のものは陪審にはかけない、例へば皇室に対する罪とか選挙に関する罪であるとかいふ様なものは如何に重くとも陪審にはかけないのである。是或

は、國民に著しき衝動を与へ又は政争の渦中に陪審員を捲込むとかいふことになつて、陪審員の評議が穩健冷静に行はれぬ虞があるからである。又陪審は、是非とも附せねばならぬとはなつて居らない、被告人が或時期迄に辭退するか又は其の請求を取下げれば、決して陪審对付してはならぬとなつて居る、（是前述論争第三点の二）是我陪審法は、裁判に対する被告人の悦服を其の目的の一として居るから、被告人の意向に反して迄も其の手続を行ふといふ様なことはないのである。

四、次に陪審員にはどんな人がなるのかといふと、第一が日本の臣民で、三十歳以上の男子であることが必要である、即ち陪審員となるといふことは、日本國民の特權である、第二は、二年以上引き同じ市町村内に住居して居ることである、是其の地方の事情に通じ且必要に応じて裁判所に出頭ができるからである、第三には、二年以上引き直接国税三円以上を納めてゐるもので、所謂恒産なきものは恒心なきを常とするからである、第四は、読み書が出来ることである、即ち日常の用をも弁じ得ない者は、到底裁判手続に参与する訳にはゆかぬとしたのであるが、その程度は大体義務教育を了へた位の力でよいのである。以上四つの条件を備へたものを、毎年九月一日の現在で、市町村長が取調べるのであって、即ち気が狂つてゐるといふて裁判所で禁治産の宣告を受けたものとか、金使ひが荒いからといふて裁判所で準禁治産の宣告を受けた者、破産して復権せぬ者、懲役に処せられた前科者とかいふ者は、陪審員となる資格があるのでそれを原則とするが、是にも例外があつて、即ち気が狂つてゐるといふて裁判所で禁治産の宣告を受けたものとか、金使ひが荒い医師、小学校教員といふ様な者（陪審法には一号から十八号迄多数を列举して居る）は、其の本務を抛つて更に陪審の職に就かしむるのはよくないといふ理由からして、陪審の職

務を行はしめぬことになつて居る。尚、陪審は其の職務を行ふ事に公平無私であらねばならぬから、此の点に就て多少でも疑ひを受ける様な事情の下に在る者は亦陪審員たる職務に就くことは出来ぬ様になつて居る、之を陪審員の除斥といふ、例へば陪審員が被害者であるとか、被告人又は被害者と親族であるとかいふやうな者である（陪審法は一號より十号迄多數を列挙してゐる）、又陪審員として刑事裁判に参与することは、国民の権利であると同時に義務である。従つて、正当の理由がなければ、其職務を辞退することは出来ぬ。陪審法は、六十歳以上の者、在職の官吏公吏及貴族院衆議院其の他法令に依り組織せられたる議会の議員、（会期中に限る）は、此の辞退が出来るものとして居る。

7 「大阪朝日」昭和三年一月六日

出来上つた京都の陪審法廷

弁護士席が高くなり

陪審員の寝室もある

今年の十月から陪審法が実施せらるゝについて、全国の各地方裁判所で陪審法廷を建造中である。東京、大阪等の陪審法廷は大法廷と称して最も大きく、各地方のは一般法廷と称して小法廷の方であるが、京都のやうに事件の多い裁判所では中法廷として東京、大阪に次ぐ大きさのものができる。

その京都の陪審法廷は、この程各地にさきがけて竣工した。現地方裁判所に接続して、百二十坪の敷地に堂々三階建の鉄筋コンクリート造りである。その規模を記すと、延建坪

は二百二十坪、そのうち法廷は五十坪で二階まで突抜けた高いもの、法廷内の模様は図^(注)省略)に示したやうに從来の法廷とはすこぶる趣を異にしてゐる。その最も著るしい特徴は、

今まで判事や検事の席よりもずっと下にゐて、仰ぎ見ながら弁論してゐた弁護士席が、今度は判検事席と同じ高さになつた点である。さうして、陪審員席があつて、これまた判検事席と同じ高さにある、即ち、向つて正面が裁判長席、両脇に陪席判事席、右に書記席、左に検事席、法廷の右側に十二の席があるのが陪審員席、それと向ひ合つた十二の席は弁護士席、弁護士席の前に低く囲まれたのが被告席である。中央にかなり広い空間がある、こゝは証人席や新聞記者席になるわけで、これだけに殆ど法廷の三分の二位とられてゐるので、一般傍聴席はあまり広くない、定員百人位のものである。広くて高い鉄筋コンクリート造りだから、普通だと音響が濁つてガーンくといふのだが、こゝに留意して周囲の壁は全部布張りにしてあるから、うまく調節されてゐる。入口は富小路通りから通ずる。

一階はこのほかに陪審員控室、事務室が三つ、検事室、合議室などがある。二階は食堂、事務室、小使室、それに湯殿の設備までしてある、こゝから法廷の屋上へ出ることになつてゐるが、屋上は立派なもので、東山を一眸に眺め得られる、夏は日中天幕を張つて休憩所にし、夜はよい涼み場になることであらう。三階は陪審員の寝室と裁判所員の宿直室である、寝室は三十、十三の寝台が用意される。陪審員は一つの事件が解決を見るまでは、幾日でも禁足されるから、こゝに寝泊りするのだが、夜分など退屈でもあり、平素も広い室々が空いてゐることだから、これを利用して二階の食堂あたりに、撞球台を設備して陪審員や判検事の慰安に供しようとの議がある。敷地は元々あつたからだが、総工費は八万円くらゐである。（図は陪審法廷）

8 「京都日出」昭和三年一月六日

陪審法の大要

京都区裁判所監督判事 立石 種一

五、以上陪審員たる資格を備へてゐる者の中から、如何にして陪審員が選定せらるゝかといふと、先づ市町村長は、毎年九月一日現在で、陪審員の資格ある者を調べ上げて、之を陪審員資格者名簿に登録し、其の副本を管轄区裁判所判事に送付する。又此の名簿は、毎年十月一日から七日間、何人も閲覧が出来る。而して、異議ある者は、右の閲覧期間及びその後七日内に、市町村長に異議の申立が出来る。次に、地方裁判所長は、毎年九月一日迄に、翌年一月より十二月迄の陪審事件の総数を概算して、其の所要の陪審員の員数を定め、之を管内の市町村長に割当て其の旨を通知すると、市町村長は此の通知により、陪審員資格者名簿中から、右の割当てられた丈の陪審員候補者を抽籤で選定し、陪審員候補者名簿を作成する。此の抽籤は、五日以前に告示して置いた日時場所で、有資格者三名以上の立会の下に執行するのである。而して、此の候補者名簿は、毎年十一月三十日迄に、各市町村長から其の原本を管轄地方裁判所長に送付し、其の副本は矢張管轄区裁判所判事に送付することになつて居る。

六、斯の如くにして、愈確定した陪審員候補者は、どういふ風にして裁判手続に参与する事になるかといふと、茲に陪審に附すべき刑事件件が地方裁判所に繫属し、裁判長が其の公判期日を定めた時は、地方裁判所長は、前以て定めて置いた市町村の順序によつて、各

陪審員候補者名簿から、裁判所書記立会の下に市町村の大小に応じて一人又は数人の陪審員を抽籤し、三十六人を選定すると、裁判長は、是等三十六人を公判期日に呼出すのである。併し、此の三十六人が三十六人残らず、同一事件の公判に参与する者ではない、一の事件について十二人の陪審員で陪審を構成することになつて居るから、右の呼出しに応じて出頭した陪審員が二十四名以上揃つた場合に、其の内から十二人を選定する、所謂陪審構成の手続に入るのである。尤も、事件が二日以上引続いて開廷せらるゝ様に思はるゝ時は（陪審事件は成るべく一日の公判で完結する様に公判準備手続等の定めはあるが）、裁判長は十二人の外に尚一人又は数人の補充陪審員を右の出頭者の中から極めて置き、そして正陪審員の疾病その他の事由に因る差支の場合に補充とするため、正陪審員と同じく陪審席に着座せしめて、始めから公判に立合はせて置くこともある。

陪審員の任期は、一ヶ年であつて、一度陪審員として呼出しに応じたものは、其の市町村の陪審員候補者が四分の三呼出しに応じた後でなければ、一度と再び其の年内には陪審員に選定せらるゝことはない。

9 「大阪朝日京都版」昭和三年一月一〇日

陪審法の実施に直面して

京都弁護士会長 浅田 暢一（寄）

（二）一陽來復、本年は畏くも今上陛下御即位の大礼を、行はせらるゝ誠にこの上もなき御目出度き新年で、吾人赤子の喜びや、手の舞ひ足の踏むところを知らざる次第である。

このいとも、慶賀に堪へざる年に当りて、いよ／＼我陪審法が実施され得る準備が整ふたことは、国家民人のために重ね／＼祝賀すべきことゝいはねばならぬ。抑も、我陪審法が制定になつたのは、ご承知の如く、大正十二年であつたが、之に関する諸種の手続法やら、その準備やらのため、漸やく本年に入つて実施さるゝの実況に進んで来つたのである。

(二) 我陪審法制定の際、朝野の学徒大官中、我国法上陪審制度は、これを採用するを得ず、もしもこれを採用するとなれば、憲法違反となり事重大となり面倒であるとの論議が紛々として出で、容易に賛成されなかつたが、一方これを採用せよとの与論もまた中々八ヶ間敷かつたゝめ、種々研究された結果、これならば憲法上毫も差支なしとあって、こゝに我陪審法が制定されたのである。従つて、我陪審法は、欧米のそれとは、その趣きを異なる点が多くあるのは勿論といはなければならぬ。

その中にて、我々國民が、陪審員となり、その裁判に参与するに当り、必要なる点と思想さるゝものに就き、一言したいのである。

歐米の陪審法と、我陪審法とを比較して見るに、一つの最も重要な相違点を発見するところが出来やう。それは、彼に在りては、多くは陪審裁判における陪審員は、その裁判所を構成する判事等と同じく、その構成部分であつて、判事はその事件の法律問題を、陪審員はその事実問題を決する様な、組織を成してゐるのであるが、我に在りては、之に反して、陪審員は裁判所の構成部分にあらず、裁判所外の独立の一機關として、陪審裁判の陪審員として裁判に参与するのである。

それゆゑに、彼にありては、陪審員が犯罪の事実ありとするときは、裁判所は之に拘束されて、必ず有罪の裁判またはその事実を認めたる旨の裁判を下すの結果を見るのである

が、我にあつては、たとひ陪審員が評議の末犯罪の事実ありと答申するも、もしも裁判所の意見判断がこれに反するときは、陪審員の答申を用ひることなく、更に他の陪審員の陪審に附し、新らたなる答申をなさしめることが出来る。

かくて、裁判所の見解と一致したる時、こゝに始めて、裁判所はその意見判断に本づきて相当の裁判を下すのである。かくの如く申すと、陪審法による裁判も、普通の刑事裁判も、何等変つた処なく、陪審法を施行した利益は、何れに在るやを疑はしむる様であるが、陪審に掛けた事件においては、裁判所は陪審員の答申に反して、事実を認定し裁判を下すことが出来ない、即ち裁判を下すには必ず陪審員の答申に本づき裁判せなければならんといふ、いはゆる消極的の拘束をば、裁判所は受ける事となるのである。

元來陪審法を採用するならば、陪審員を以て裁判所の構成部分となし、事実上の判断は陪審員之を決し、法律上の判断は裁判所之を決することと為すのが、陪審制度の理想とする處であるが、その理想通り行つてゐる欧米においてさへ、陪審制度のその弊害に腐心して、漸く陪審制度に飽きんとして居る事実と、我憲法に違反する？如き制度を此時代に強ひて採用するのも考へものなれば、先づ吾人は我現行陪審法の下に堅実なる國民として、此法を活用すべく勉めなければならぬ。

(三) 我国には古来誤まられたる一つの美風があつた。それは、他人の秘事は之を知るも決して人に知らさない、他人の悪事を人にもらしいふことは之れまた一つの罪悪である、かういふ誤った考へがなつて、仮令自分が証人として呼び出されたときでも、正直に他人の事実を述べるといふは、その人のため情において忍び難きは勿論、之を述ぶるこそそれ自体が自分の悪事なりと考へるのである。苟くも証人として法廷に喚問せられ、宣

誓の上嘘はつかぬと、また裁判長より嘘をついてはなりませぬと言渡されながら、なほ前に申した、誤れる思想から嘘を言ふ証人が往々見らるゝのである。その他に、他人の請託により嘘を述ぶるが如きことの、曲事なること論を待たざるところなるが、かゝることが假りに陪審員の頭にも在るといふ事であつたならば實に大変である。それ故に、陪審員たる人々は、他人の請託、感情等に支配されざる様心掛くるは勿論、前述の如く誤れる考へを斥け、公平無私、一つに裁判の審理その他を傾聴考慮し、自己の周囲の人々に不羈独立して、自己独りの頭より絞り出したる判断に本づきて、陪審の評議に列せなければならぬ。(つづく)

10 「大阪朝日」昭和三年一月一一日

陪審法の実施に直面して

京都弁護士会長 浅田 暉一（寄）

(四) 我陪審法においては、右に述べたるが如く、裁判所はその判断と、陪審員の答申と、一致せざるときは、何度も陪審員を更新する手続を執ることになり、誠にその間に時間と費用とを空費せしむるのみならず、延いては国民をして、陪審制度の効果を疑はしむる結果を招くやも計られず、当の被告人また徒らに事件の終結が遅延することにより、遂に陪審を喜ばざるに至るかも知れない。かくては、多年国民の要望により、僅かにその実施を見るに至りしこの陪審制度も、吾人の期待に叛くこととなるのである。是においてか、我々国民は一大決心を以て我陪審制度発展に貢献すべく、この際深重なる考慮を以て、最大の努力を致したいものである。

(五) 吾人を以て言はしむれば、我国に陪審制度を採用するなれば、もっと理想的な陪審法を採用したかった。現行の陪審法なら、寧ろ有るは無いに優るくらゐのものである、併し顧みれば、我が國が法治國の仲間入をしてから四十年、大分年数も経て居るのであるから、一般国民も法律知識において、法治国民として相当する程度において進歩して居るかといふに、我々は御互ひにお恥かしい話であるが、まだまだ研究の余地があると信ずるから、吾人は益法的智識を養ることを先にして、陪審法については、暫く現行法に満足して、之をして出来得る限り善き意味に活用する研究が必要である。たゞ、乳児が何んでもかも口へさへ持ち行けば喰べるものと考ふるも、如何せん歯なくては、嚥下することが出来ないと同じ様な仕末とならない様注意しなければならぬ。而して、先づこの法律を能くし尽して、然る後ち徐々に、その改正進歩を計りたきものである。

(六) 我陪審法につき、吾人の研究を要するもの、なほ多々あることゝ信ずるが、幸ひ当地方裁判所管内においては、今春早々より当市役所の応援の下に、先づ市内各学区にわたり、司法省陪審法準団請託者諸君が、講演質疑応答その他熱心に宣伝せられることとなつてゐるから、市民は吾も人も共々に、各自この機会を利用して陪審法を研究せらるゝならば、いよいよ陪審法愈実施の暁に大に益することとなり、同法をして円滑に活用することゝなるは、火を見るより明かなりと信ずるのである。(完)

遠藤所長、古賀検事正ら乗り出して通俗的の講演

市内の各小学校で

十月から全国一斉に刑事裁判の陪審制度が実施されるについて、京都地方裁判所では遠藤裁判所長、古賀検事正、南部首席検事、立石監督判事が講師となり、「陪審制度とはどんなものか」を通俗的に一般のために解りやすく普及宣伝の目的で、来る二十日から二十四日迄毎夜、左記の日割によつて巡回講演を行ひ、市内八十三ヶ所の小学校に於ける、右の講演会を終る予定で、これと共に市役所側の援助に基いて、教育方面にも新しい知識を涵養するために、教育活動写真の映写をも試みることになつてゐる。

二十日（中立校）遠藤所長△二十一日（第二朱雀校）古賀検事正△二十二日（柳池校）立石監督判事△二十三日（安井校）南部首席検事△二十四日（春日校）淺田弁護士。

尚、裁判所側では、陪審員候補者を訓練するために、来月初旬から六月に亘り、市内二十ヶ所の小学校を会場とし、遠藤所長等がその衝に当ることに決つた。

12 「京都日日」昭和三年一月一七日

陪審法の講演宣伝

第一班は市内八十三学区で

第二班は座談的に行ふ

陪審制度の実施が近づくので、京都地方裁判所では、同法を汎く一般に理解させるため、

まづ第一、第二の二班に分ち、第一班では一般民衆に普及宣伝のため、一月二十日から六月末にいたるまでの間に、市内八十三学区の小学校に於て講演会を開くことゝし、期日の詮議中であつたが、別項の如くに一部分決定した。

尚ほ、第二班は、陪審員候補者に対する同法施行に関する訓練が目的で、これが方法は講演とせず市内では上、下両区に各十ヶ所を選び、座談的宣伝普及に努めることに決し、これが期日に就ては近日中に決定する筈である。

京都府郡に於ては、既に昨年十月頃から、立石監督判事が担任して、城南宇治、乙訓、宇治に於ける陪審員候補に対する座談宣伝を終り、十七日は紀伊郡に於て座談訓練することなつてゐる。

◇第一班日割 二十日中立校遠藤所長▲二十一日朱雀第二校古賀検事正▲二十二日柳池校立石判事▲二十三日安井校南部検事

13 「京都日出」昭和三年一月二七日

陪審員の講習、上下両区の四百廿名に

京都市社会教育課が主催で

予備知識の普及を図る

本年から実施せらるゝ陪審法に対し、京都市でも上下両区に四百二十名の陪審員を抽籤にて決定、刑事裁判に十二名宛参加せしむる事は、屢報の如くであるが、何分陪審制度は其の運用がむづかしいので、市社会教育課では、遠藤京都地方裁判所長と協議の上、同課

主催の下に二月上旬から、市内知名の弁護士二十名を指導員に嘱託し、各小学校に陪審員を召集し、陪審法の本質、陪審員の心得等刑事々件裁判に参加に就ての各員からの質問応答をなし、予備知識の普及に努むる由。

14 「京都日出」昭和三年二月一九日

成人講座をかね陪審法の大宣伝

総選挙直後の二十一日から

毎夜六時から開く

陪審法の宣伝並に普及のため、京都地方裁判所では、検事局及び京都弁護士会側と協議中の処、愈市内小学校を開場として、陪審員候補者等の集合を求めてする、陪審法の宣伝普及機関として、成人講座を開き、尚一面には活動写真会に依る宣伝講演会を催して、市民一般に対するこれが智識の宣伝を大々的に行ふことになり、総選挙直後の二十一日から三月二十六日まで、毎夜六時から左記日割及び会場で開き、裁判所側から淺沼予審判事、橘川刑事部長、藤田民事第一部長、白井調停判事、中西民事第二部長、立石監督判事、安倍、山根、仲小路、玉井、大江の各判事、検事局側松井、宮井、片寄の三検事、京都弁護士会側村山、今井、赤塚、川上、新免、三浦、池田、小島、梅影、林、守屋、尾崎の十二弁護士、調停委員側藤音、金松の両氏が、出講して獅子吼することに決定した。(○印成人講座をも開く)

二十一日教業、二十二日富有(室町)○衣笠、二十三日成逸(室町)○衣笠、二十四日翔鸞

○本能(六原、二十五日)○本能(六原、二十六日)○初音、二十七日初音、京極、二十八日正親、三月一日立誠、二日弼榮、三日嘉樂、五日永松、六日日彰、七日西陣、八日修徳、九日硯泉、十日格致、十二日尚徳、十三日皆山、十四日梅逕、十五日大内、十六日第二大内、十七日乾、十九日新洞、二十日有済、二十二日豊園、二十三日開智、二十四日菊浜、二十六日京都市公会堂

15 「京都日出」昭和三年三月一三日

裁判長勅任案、結局画餅か

議会の解散が祟つて

陪審法の悩み

【東京発】司法省の画時代大事業としてゐる陪審法の実施が、漸次近づいて来た、此の陪審法を実施するに当つて、全国五十一地方裁判所中、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸等の六大都市にある各地方裁判所だけは、最も模範的に陪審法の精神を發揚せしめようとしてゐる。

ところが、この陪審法も、過般の議会解散の祟りで、予算が実行予算となつたため、大いに事業上に障碍を來した訳で、当初の陪審法の裁判長は勅任級の判事をもつてて、検事は検事正か尠くとも次席検事をもつてしたいと言ふ司法省の希望は、今や全く望み薄の状態となつて來た。

そこで、前記の六大都市各地方裁判所は勿論、控訴院所在地の宮城、札幌、長崎、広島

等の裁判所なども、必然的に從来画策され來つた裁判長を勅任とすると言ふ計画も画餅に帰した訳である。

かたゞ東京を初めとして、全國枢要の地にある裁判所が勅任級の判事を、この裁判長に任命すると言ふ事は大変な事で、予算のないため実現不能となり、やれくと安心してゐるところもある。ある地方で地方裁判所長自身がこの裁判長となるべく準備中であったのが、奏任官でいゝ事になつて負担が軽くなつたのを喜んでゐるところもある。

尚ほ、東京地方裁判所では、最初の計画であつた控訴院の遠藤裁判長（勅任）を転任せしめる事及び控訴院第三部長として令名のある沼裁判長を東京地方裁判所の陪審部第一部裁判長とすべく内定してゐたのが、暫らく沙汰やみとならう。

16 「大阪朝日京都版」昭和三年三月二〇日

出来上つた陪審法廷

全国にさきがけして

法相の意見で一部改造

今回竣工した京都地方裁判所の陪審法廷は、中法廷として全国最初のもので、今後建造する陪審中法廷は、予じめこれにならつて建造されることとなるため、原法相は小原次官、谷田大阪控訴院長、太田黒検事長、荒井大阪地方裁判所長、金山検事正などとともに、十九日午後二時四十四分京都着列車で入洛、京都地方裁判所に入り遠藤所長、古賀検事正、山下司法技師らの案内で、一時間にわたり詳しく述べて陪審法廷を検分した、その間検事席や被

告席の位置、傍聴席の広さなどについて種々の疑問が出て、結局一部改造することとなつた模様で、これについて原法相は語る。

図面の上で見てゐたのと実際を見たのとは大分勝手が違ふ、まづ判事席は問題はないが、検事席の位置は検事を判事の右に置くか左に置くかといふことが問題となつた、現在は判事の右（傍聴席から見れば左）に席があつて、これと同じ側に被告席がある。それで、検事が被告を目の下に見おろして論告をやることは、何となく被告人を威圧するやうな気味があつてよくない。それで、判事の左（傍聴席から見ると判事の右）におくとよいのだが、今度はそれと同じ側に陪審員席があつて、検事が陪審員に面と向ふことになるからどうかといふ議論が出た。また、被告席柵が、あまりに太い木材で頑丈に作つてあつて、見るからに被告人を重々しい氣分で威圧し恐怖させるやに思はれるので、これはもう少し用材をこまかくして、感じを軟らかくすることにならう。それから、傍聴席と裁判席との間が、これまで如何にも警戒厳重にできてゐるので、これももう少しうるやかにし、外部から傍聴席への入口が二重になつてゐるところは物々しいからこれを一重にして、それだけでも傍聴席を広くしたらよいと思ふ。なほ、陪審員のためには、碁盤や将棋盤位は備へて娯楽の機関を与へたいと思ふ。結局、近くこの趣意によつて改造されるらしく、原法相は同日午後九時二十一分京都駅発列車で帰東した。（写真は問題になつた被告席をのぞいてゐる原法相……×印）

17 「京都日出」昭和三年三月二十五日
陪審の必要を語る

「屍は語らず」公開

二十六日市公会堂に於て

京都地方裁判所では、陪審法の宣伝上、専有映画の必要につき遠藤裁判所長、立石監督判事、其他数氏の間に考究中、今回淺田弁護士会長、村山副会長等の協力で、各方面から有志者を得、二十四日日活の製作にかかる陪審映画「屍は語らず」七巻を購求して、裁判所へ寄贈したので、これが第一回映写を兼ね、来る二十六日夜岡崎市公会堂に於て、立石監督判事出演の下に、陪審宣伝の講演会を開くことになった。

18 「法律新報」昭和三年六月五日

司法省陪審宣伝並各地法況

大阪控訴院管内 第三班 安東特派員

△神戸（注、省略）
△京都

京都の講演会は、十五日午后七時から、岡崎公園公会堂に於て開催された。これより先き、裁判所では附近の陪審員候補者に案内状を発し、市中に立看板を出し、殊に又電車内広告までして宣伝に努められたが、何分当日は京都で有名な葵祭や其他二つばかりのお祭に打突つたのと、折悪しく府会議員の選舉開票日に当つたのと、大阪毎日新聞社主宰の済南事件の活動写真会が直ぐ近くの場所に催されたのと、それに又同夜の講演会に使用する

「屍は語らず」のフィルムが、京都を舞台として京都日活支社専属の俳優の演じたものである関係上、曾て其封切が京極あたりの常設館で行はれ、且裁判所でもこれ迄該フィルムを数回宣伝用に使用したことがあるといふ理由から、当夜の入場者が果してどれ程の数に達するかに付き、裁判所側でも非常に心配せられたにも拘らず、定刻には聴衆の集まる者既に二千有余名を算し、間もなく満場鮓詰の盛況を呈したのは、遺に裁判所側の宣伝が如何によく行届きたるかを思はしめた。纏て、京都弁護士会長淺田暢一氏の開会の辞に次で、当夜の講師京都地方裁判所検事松山一忠氏は、「陪審法に就て」なる題下に、「陪審法は、実体法ではなく一の手続法に過ぎない、手続法は非常に面倒なものであるから、其手続の總てを陪審員諸君の頭に詰込むことは六ヶ敷い。諸君が法廷に出らるれば、裁判長からそれ等の手続上の事に就ては、いろいろ示すところがあるに相違ないから、私は今茲で管々しくそれを述べようとするのではない。要するに、陪審員諸君は、法廷に於て裁判長の説示によく耳を傾け、而して後評議室に退いて感情に走らず、冷静白紙の頭を以て、其評決を齎らるべき事を心掛けねばならぬ」とて、先づ冒頭に陪審員の心得を叙し、次に「陪審制度は第十二世紀に於て英國に始まり、それから歐米各国に拡がつて行つたものである」とて、陪審制度の沿革を述べ、「我が國では、今度初めて陪審制度を実施するのであるから、司法省に於ては数年前から判検事を海外に派遣し、該地に於ける陪審法実施の現況を視察せしめて居るが、しかし裁判官や検事ばかりが陪審制度を了解しても、それに関与する陪審員が知らなければ、到底其完全な運用を期する事は出来ない。それ故に、講演会や活動写真に依て、陪審員の頭や眼に陪審なるものゝ強い印象を与へる必要がある」旨を述べ、次に「陪審裁判は、裁判官の外に素人が裁判に参与する制度であるが、外国では裁判官が

往々勝手の裁判をするから、それを庄へる為めに自然恁うした制度が生れて来たのに反し、我国では裁判官の裁判は今日でも公平に行はれては居るが、しかし時には神にあらざる裁判官にも、間違ひがないとも限らぬから、一つには此間違を予防する為と、又二つには立憲政体の経験を可成に積んだ我国にも裁判上に民衆の声を聞くの必要があるといふ理由から、此陪審制度を採用するに至つたのである」とて、陪審法制定の理由を説明し、陪審員の資格に関しては、「地方特別の事情に通曉するを必要条件として、二年以上同一市町村に住居を占むる者を選む事、判断の正鵠を期する為め常識、経験を必要条件として、年齢三十歳以上の男子を選む事、陪審員は時として一日或は数日間裁判所に居て貰はねばならぬので多少生計上の余裕あるを必要条件として、直接国税参円以上を納むる者を選む事、日常の用が足せるだけの読み書きが出来るのを必要条件として、読み書きの出来る者を選む事」等の諸条件を挙げ、それより毎年九月一日現在を標準として、各市町村長に於て陪審員候補者名簿を作り、之を裁判所に提出すること等の手続を述べ、次に目下我国には全然独立したもので、従つて又検事の職責も亦判事のそれと全く類を異にして居る」とて判事の仕事と検事の仕事との区別を明かにし、「検事は恰も医者の如きものである。医者は肉体上の病気を癒ほし検事は心の病気を癒ほすものであつて、世人の考ふる如く検事は決して鬼の様なものではない」とて、検事が起訴猶予、不起訴、微罪不検挙等の処分に依て如何に多くの人々を救済しつゝあるかの状態を述べ、最後に陪審法廷に於ける陪審員の態度に付き、「陪審員は、私的感情を交へず、個人的関係を離れて、真直なる冷静なる判断に付けて、陪審宣伝に付ては弁護士会に感謝したい

依り事案の評決を為すべき事を重々心掛けねばなぬ」と結んだ。

次に、國分大阪控訴院検事は、「国民的裁判」なる題下に神戸に於けると略ぼ同一趣旨の講演を為し、最後に活動写真「屍は語らず」の映写に移り、聴衆に多大の感動を与へて一時散会した。

陪審宣伝に付ては弁護士会に感謝したい

京都地方裁判所長 遠藤武治氏 談

当府管轄内の陪審法宣伝は、従来も余程努力した積りで、此点に就ては敢て他地方に比し遜色を見ないと思つて居る。それには、京都弁護士会長を始め、弁護士十五人が陪審法宣伝の嘱託として骨身を惜まず殆ど献身的に努力せられて居ると、又京都市役所の社会教育課が成人講座なるものを設け、大学教授や中等学校教員を講師として本年二月頃から講演を始めたのを利用し、裁判所及弁護士側からも殆ど毎日の様にそれに講師を出して陪審法宣伝を行つて居る様な訳で、恁うした宣伝が非常に効目のあつたことは云ふ迄も無い。

陪審員候補者は、附近の郡部を通じて約七百名、其中市に属するもの四百四十名位で、郡部では昨年十二月から一郡の候補者を一ヶ所に集めて講演を催し、市内では本年正月から学区八十余に散在する学校四十ヶ所で、それゞゝ講演を催して居る。尚、今後も引き宣伝を続ける積りである。

私は昨年十月に赴任して來たのであるから、まだ管内事情にもよくは通じないが、京都といふ處には、突發的に可成り殺伐性の犯罪が起ることがある。現に最近にも東京、九

州、京都の法医学者の頭を悩ました問題などもあった。小作争議は、私の赴任前可成り深刻なものがあつたやうだが、近頃は小作調停委員と判事の尽力によつて、追々下火になつて來た。思ふに、例の共産党事件もあつた關係上、組合などに這入つてゐては世間の思惑もどうかといふ考が小作人側にも起つた為め、自然小作争議などに關係するのを控へるやうになつた結果でもあらう。兎に角、近頃は組合と小作人と地主との間に協調的精神が行はれ、争議は今後益々減少する一方に傾くと思つて居る。それには、司法当局、農務当局の努力が与つて力あつたことゝ思ふが、いづれにしても喜ばしい現象である。民事は、都合地であるだけに種々雑多の事件があるけれども、昨今は商事調停委員の方で大概は安々と片付いて行く様である。裁判所と弁護士側との協議会も、昨年十一月十二日と本年五月一日との二回に開いたが、いずれの側から出る協議事項も座談的にスラ〳〵と協議が進むといふ有様で、両者の関係は他に類を見ないほど極めて円満であるのを非常に嬉しいと思つて居る。

土地に似合はず殺伐の犯罪が多い

京都地方裁判所検事正 古賀行倫氏

談

◎京都地方は一見して人情温和のやうであるが、それでゐて存外殺伐の犯罪が度々行はれる處である。それは、どういふ訳かと云ふに、此地方には昔から侠客の根を張つて居る者が多く、その縄張内の乾児、郎党が賭博や其他の事で跋扈する為め、常に傷害殺人事件が多いからである。その為めに、一時は暴力団なるものが至る處に威を揮ひ、他人の取引紛い現象と思つて居る。

◎小作争議は、南山城、丹波亀岡地方には殊に多く、何れも皆外部から來た煽動者の為めに後押しされたものである。小作争議の刑事事件として最も大きなのは、一昨年の六月頃、地主からの立入禁止の仮処分に基き小作人に對し立入禁止をしたところ、千四五百人の農民が早鐘を鳴らして地主を襲ひ、頭を割り、肋骨を折るといふやうな大騒動を引起して結局二十四名の有罪者を出した事もあつた。又或時などは、約千人の小作人が裁判所に押薦けて演説をしたり、示威運動をしたりして大騒ぎをやつたが、結局警察署と府庁の方でそれをなだめて帰したことなどもあつた。しかし、雨降つて地固まるの例に淹れず、此事件も其後円満に調停が出来、小作人側地主側の双方から感謝状を寄越したといふ破格の実例もある。

一体に小作争議は現に下火になつて居るが、これといふのも、結局は小作人側が煽動家の口車に乗つたことを、今では非常に憲りて居る為めであらうと思はれる。いづれにしても、これは非常に喜ばしい現象と云はねばならぬ。

◎京都には学校が沢山ある。従つて、新しい研究は一般に他の地方よりも先んじて居り、或はマルクスの研究とか或は社会主義の研究とかいふ所謂学生事件が時々裁判所の手を煩はすことがある。いづれにしても京都といふ處は可成りにうるさい處である云々。

協調円満な京都の法曹界

京都弁護士会長 浅田暢一氏 談

陪審法宣伝に付ては、京都弁護士会から弁護士十五人が、裁判所の嘱託員として殆ど毎日交替に、各所の講演会に出席して講演をやつて居るため、裁判所側の努力と相俟つて、弁護士会側でも及ばずながら、多少は効果を挙げて居ることを密かに喜んで居る。それに、宣伝用のフィルムなども、裁判所に具はつて居るので非常に便利である。京都の弁護士会には、其初め陪審制度に反対意見を持して居る人が多数を占めて居り、一時は弁護士会で反対決議などをやつた事もあるが、しかし國家の法律として愈々陪審法を施行することゝなつた以上、徒らに之に反対するのは無意味の事であり、且つ陪審法の効果を成るべく多く収めんが為めには、此際是非民衆に陪審法の精神を知らしめる必要があるのを悟つて、反対者側の牛耳を執つてゐられた前川上会長を始め其他の人々も、目下熱心に其宣伝につき腐心せられて居る事は、裁判所側でも非常に之を多とせられて居る様である。

京都には諸国の人々が集まつて來るので、平年ならば民事々件なども可成にあるのであるが、何分此一両年は不景気続きで、事件は非常に閑である。殊に、昨年よりも今年が一層ひどく、法廷なども大概は正午頃に済むといふ有様である。裁判所と弁護士会側との間柄は至極円満で、司法協議会など其名前だけは如何にも鹿爪らしいが、殆ど座談的にスラ／＼と協議が纏つてゆくのは非常に嬉しい。

19 「京都日出」昭和三年七月一七日

陪審法施行と思想検事配属

十七日の定例閣議に決定

【東京電話】政府は、十七日の定例閣議に於いて、

一、陪審法施行期日勅令案（十月一日）

一、裁判所職員定員令中改正の勅令案（陪審法施行に伴ひ判事百四名検事三十四名思想専属検事二十六名増員）

一、陪審法を樺太にも施行する勅令案

一、陪審員日当旅費給与勅令案

の四勅令案を決定する筈で、法制局に審議を要求したが、万一本日中に審議終了せざれば、次回の閣議で提出する筈である。

20 「京都日出」昭和三年九月四日

来月から実施の陪審制度の協議

全國から判検事会同

三日から司法省で打合

【東京電話】陪審裁判が愈十月一日より実施されるので、全国地方裁判所陪審裁判官検事等百二十六名は、三日司法省に招集され、刑務協会樓上で午前九時から会議を開き、当日原法相は一同に対して一場の挨拶を試み、泉二刑事局長は出席判検事に指示事項の説明を

試み、法律制定と其解釈並に実際に對して種々差障りのある点を研究する所があつた、当の席上には特に牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、林大審院次席検事等出席し、係官と共に研究事項を協議した。

21 「京都日出」昭和三年九月五日

陪審協議

第二日の議事

【東京電話】全国各地方裁判所の陪審主任裁判官検事等の陪審実務家会同第二日は、前に引続き四日も、司法省構内刑務協会楼上に於て、午前九時から開会、当日は小原司法次官が係長となり、陪審裁判長の職務の範囲、主任判事が果して被告を訊問するのが当然であるや否や、其他手続上の打合せ乃至陪審員の取扱ひに關し、裁判所と陪審員との折衝事項、陪審員を宿舎に宿泊せしめて外部との連絡を断つの件、陪審員が事件の陪審をする際宿舎に泊る際は新聞紙の購読を厳禁すべきや、陪審員の心証を動かすに足る記事は切抜く事が可なるや否や等、興味ある問題に就て協議し、午後も続行した。

22 「京都日出」昭和三年九月一一日

陪審法実施の日に裁判所へ初の行幸

きのふ宮内官が実地検分

司法部は当日を記念日に

【東京電話】聖上陛下には、来る十月一日午前九時東京地方裁判所、東京控訴院、大審院並に東京区裁判所等へ最初の行幸仰せ出された。当日は、我国司法裁判制度の画時代的な陪審法実施の当日であつて、恰も陛下の行幸を以て陪審裁判が開かれる様な訳である。右につき、十日午前十時宮内省から木下事務官、土岐書記官等を派遣下検分をなした。司法部では、十月一日をもつて全国地方裁判所で記念会を開く事になつて居り、当日天覧に供すべき参考文書は、大審院会議室に陳列し、牧野大審院長、小山検事総長等が種々御説明申上げる筈である。

23 「京都日出」昭和三年九月一二日

法廷の公開や講演で徹底を期す

近づく陪審法実施の日と

京都裁判所の計画

司法裁判制度の画時代的とも云ふべき、陪審法も二旬の後に迫り、愈十月一日から実施さるゝので、全国各地方裁判所では記念会を開く事になつて居るが、京都地方裁判所では目的的確な計画は進められて居らぬが、実施記念日に陪審法廷を公開する外、裁判所、検事局、弁護士、其他陪審法宣伝委員をして講演を行はしめ、其徹底を期する一方、従来屡々試みられた如き、稍もすれば真剣味を欠ぐ模擬陪審裁判を行はず、実施前数回陪審員有資格者をして実際の公判を傍聴せしめ、恰も裁判長以下各員が陪審裁判に臨みたる如き態

度にて、夫々審理を進むる等の諸方法を執らんと考慮して居る、と遠藤同所長は語つた。

24 「京都日日」昭和三年九月一二日

目前に迫つた陪審制実施

十月一日を記念に

京都裁判所で協議中

陪審制度の実施もいよ／＼目撃に迫つた昨今、全国各裁判所では、最初の十月一日を永久に記念するため各種の計画をたてゝゐる。京都地方裁判所でも、これが計画につき遠藤所長は陪審委員と諮り協議中であるが、当日は陪審員の参考を求める、大々的に陪審法の根本精神を普及し、同時に一般民衆に対しても同法を宣伝すべく、これが方法につき考慮中である。

25 「京都日日」昭和三年九月一三日

陪審裁判の皮切り

京都裁判所が予審（注、陪審？）知識普及のため

十七日陪審員の前で殺人犯取調べ

陪審制度の実施を目撃に控へ、司法の普及宣伝に大童の活動を続けてゐる京都地方裁判所では、陪審員に対する予審（注、陪審？）知識の普及を目的として、十七日同裁判所が審理す

通りであり、今後も陪審法廷を使用して裁判し、陪審員に見学せしめることになった。

26 「大阪朝日京都版」昭和三年九月一八日

京都裁判所で陪審のお稽古

娼妓殺しを教材に

検事は懲役十年を求む

京都地方裁判所では、十月一日から陪審法実施に先だち、陪審員を訓練する必要から、陪審員を傍聴せしめ、十七日午後一時半から陪審法廷において、大阪府下吹田町D N Hビル会社職工SM秀吉（二十四）にかかる殺人事件を、堀裁判長、向山検事係で公判開廷された。山崎、清水両弁護士出廷し、陪審員は京都電灯社長田中博氏ら百名出席した。開廷前音響器が鳴り響き、満廷起立の中に、裁判長、陪審判事がドアを排して入廷。正面の菊花御紋章が金色燐然として厳肅の氣法廷に満つ。

事件は、去る五月十七日午前一時半ごろ、秀吉はHM遊廓三M樓事MD寅吉方抱娼妓女子事民子（二十四）を絞殺したといふのである。秀吉は、裁判長の訊問に対して、明快なる答弁で、「夫婦約束をし、実際連れ添ふ考へであつたこと、政子の態度が冷淡なので、きらはれたものと信じて憤慨して、帶で絞殺したこと」を素直に是認し、「女に好かれぬ男に生ま

れて来たことを悲観しました」と恨みごとをいひ、更に「政子並にその親たちに申訳ありません、御裁きに不服なく服従し、もし社会へ出られるやうでしたら、永久に政子の供養をして冥福を祈る考へです、これが罪亡ぼしだと思ひます」と申立た。次に、三M楼の引手女T Nゆきの証人調あり、「秀吉は兎行後、可愛さあまつて殺したと申立たこと、主人を起し、警察へ通告して貰ひたいと私に告げました」と証言した。終つて、弁護士から鑑定を申請したが却下となり、検事は懲役十年を求刑した。弁護士の減刑論があつて閉廷。堀裁判長は、傍聴の陪審員に対し、前記公判を教材に、普通裁判と陪審裁判の相異の点、その他詳細に説明するところがあつた。(写真は陪審法廷開きの裁判、×印がHM廊の女郎殺しSM秀吉)

27 「京都日出」昭和三年九月一八日 娼妓絞殺事犯の審理を陪審法廷で開く 堀裁判長と質疑応答した陪審員候補

大正十五年の十一月頃から、毎月両三回洛南HM遊廓三M楼に登樓し、抱娼妓福岡県八幡市□□町□福太郎二女HT正子事民子(三四)と馴染を重ね、末は夫婦にならんと約束を結んだが、本年の五月に至り女が頗る冷淡になつたので之れを憤慨した結果、同月十七日午前二時頃、兵児帯で女を絞殺した、大阪市外□□町N H麦酒会社職工SM秀吉(三四)の殺人事件公判は、十七日午後一時四十分京都地方裁判所陪審法廷で、堀裁判長、向山検事立会で、大阪山崎、清水両弁護士出廷で開廷された。当日は、軒て実施るべき陪審法の徹底

を期するため、陪審員候補者約百名を招集して該公判を傍聴せしめたが、同候補者は会社員、織物業、料理業、糸商、米商等あらゆる階級が網羅されて居り、郡場京大教授、田中京電社長等の顔も見えた。かくて、裁判長の審問に入るや、被告は民子の冷淡な取扱振りに腹を立てた結果、遂に絞殺し楼主夫妻や曳子TNゆきを起して警官の来るのを待つて居たと素直に答へ、絞殺を決心した前後の模様につき、予審の供述を読み聞かされて全部を肯定し、次で挽子TNゆきの証人調べに移り、弁護士から、絞殺後医師の来着した際には稍々曖昧があり、最善の方法を執れば或は蘇生したかも知れぬと鑑定の申請があつたが、必要なこと却下され、立会検事より、被告は短慮であり、民子が冷淡になつたゝめ殺意を生じたもので、刑法第百九十九条に該当するも、年齒尚若く其後改悛の情見るべきものありとて懲役十年を求刑し、判決言渡しは廿六日と決り、午後三時三十分閉廷したが、特に招集した陪審員候補者に説示する要ありとて、一旦休憩の上堀部長から、普通裁判と陪審裁判との異なる諸点を説明し、各候補者から続出する質問に答へ、陪審法実施の前提とも見るべき第一回の公判を終つた。(写真は陪審法廷における殺人公判)

28 「京都日日」昭和三年九月一八日 新法廷で陪審裁判

けふ八十名を召集して
殺人犯の事実調べ

陪審員に陪審裁判の趣旨を普及するため、十七日午後一時から新装をこらした京都地方

裁判所陪審法廷で、普通裁判の手続きにより殺人事件の被告S M秀吉（二四）に対する事実調べが行はれた。被告人秀吉は、大阪市外□□町ビール会社に勤務中H M遊廓三M楼の抱姫正子事H T民子（二四）を買馴染み、互ひに将来を契つてゐるうち女の変心を恨み、五月十七日夜、兵児帯で同女を絞殺したといふのである。

この日、裁判所は、陪審員八十名を召集して傍聴せしめ、審理終了後堀裁判長は、前記の殺人事件を中心に陪審裁判の裁きかたから、陪審員の職責などにつき説示するところあり、午後四時解散した。

29 「京都日出」昭和三年九月二六日

陪審裁判（二）

陪審員たる資格と条件

女子は認められぬ

先づ、国民の中より如何なる者が、陪審員に選び出されるか？と言ふことであるが、陪審員として選び出されるには、原則として次の四つの資格を要する。

- 第一、日本帝国の臣民であつて、満三十歳以上の男子であること
- 第二、二年以上引続き同一町村内に居住してゐる者であること
- 第三、二年以上引き続き直接国税を三円以上納付してゐる者であること
- 第四、読み書きが出来る者であること

何故、以上四つの条件を設けて、資格を制限したかといふと、

第一は、日本は治外法権国でないから、裁判干与権は国民の特権として、外国人には与へないのである。また、三十歳以上の男子と定めたのは、陪審員は犯罪責任の有無を評議する重大な任務に当るのであるから、社会の常識に富んだ者であらねばならない、特に男子に限り資格を認められたのは、女子は男子に比較して常識が劣つてゐるといふ訳では決してないが、普選権すら与へられてゐない今日、陪審権を認めるのは尚早であると言ふ見地から、保留されることになったのである、

第二は、陪審員に選ばれた者は、隨時必要に応じて裁判所に呼び出されるのであるから、一定の住居を有する者でなければならないことは当然のことである、

それと、一定の期間、同一の土地に居住して、土地の様子に通じた者でなければ、犯罪責任の有無判定の常識に欠くる。

第三は、古より恒産なんくんば恒心なしと言ふ、恒産なき者は重大な陪審の任務には適しないのと、相当な産ある者に非ざれば、隨時呼出された時の時間と費用の負担に耐へないといふので、斯く規定せられたのである、

第四は、読み書きが出来ない者に陪審評議の任務が勤まらないのは当然なことである。以上の理由に依り、資格制限を設けられたのである。以上四つの条件を備へた者は、原則として陪審員に選定せられる資格を有するのであるが、

但し、資格を有する者の中でも、特別の職業に従事してゐる者（例へば、在職の国務大臣とか判検事、陸海軍法務官、行政裁判所長官及び評定官、宮内官吏、服役の陸海軍々人、府県長官、島司庁長、警察官吏、刑務所官吏、税関吏、書記官吏、通信鉄道船舶現業從業員、市区町村長、弁護士、弁理士、公証人、執達吏、代書人、小学校教員、神官、僧侶、

医師、薬剤師、学生等）とかは、除外せられることになつてゐる。之等の者は、職業柄、陪審員たるに差支るからである。

また、禁治産者及び準禁治産者、破産をして未だ復権せざる者、懲役の刑に処せられたることある者、六年以上の禁固刑に処せられたことある者には、資格を認めないことになつてゐる。

前記の欠格者以外の有資格者にして、陪審員の選に入りたる者は、満六十歳以上の老人、在職の官公吏、学校教員若しくは開期中の議員以外は、病氣其他の重大な事由あらざる限り、任務を辞退回避することは出来ない。

30 「京都日出」昭和三年九月二七日

H M遊郭の娼妓殺し、懲役十年を求刑

判決言渡は二十六日

洛南H M遊廓三M樓抱娼妓、福岡県八幡市□□町福太郎一女正子事H T民子（二四）の冷遇を憤慨した余り、本年五月十七日午前二時頃、兵児帯で同人を絞殺した、大阪市外□□町N H麦酒会社職工S M秀吉（二四）に係る殺人事件は、曩に京都地方裁判所で、向山検事から懲役十年を求刑されたが、二十六日午後二時、堀裁判長から求刑同様懲役十年の判決言渡しがあつた。

陪審員候補連見学の自殺帮助の公判

芸者と情死生残つた男
検事は懲役一年求刑

大正十四年八月頃から遊里に通ひ始め、十五年五月頃から□□町F Uに登樓する様になつてから、同町Hたねの抱芸妓菊太郎事T Hげん（二八）と馴染を重ね、同人の色香に耽溺して妻子をも打忘れ、遂に五月一日カルモチン情死を企て生き残つた処から再度服毒自殺を図つた、市内下□□御前通り西入るB B彌一郎（二八）に係る自殺帮助事件控訴公判は、廿六日午後二時半京都地方裁判所陪審法廷で開廷され、前回同様陪審員候補者百数十名を招集して公判を傍聴せしめた。かくて、堀裁判長の事実審理後、F U仲居S Mきみを証人として取調べ、立会松山検事から懲役一年の求刑があつた。

31 「京都日日」昭和三年九月二七日

心中の片割れ男、陪審法廷で裁る
陪審員候補者百人を前に
裁判所が巧みな宣伝

陪審法実施を目撃に控へて京都地方裁判所は、これが宣伝に大童の活動を続けてゐる。

今二十六日午後一時から陪審新法廷で、自殺帮助の控訴事件を普通裁判により審理し、前回と同様この日も陪審員候補者百余名を召集して傍聴せしめ、閉廷後堀陪審部長より陪審法と普通裁判との異なつた点を説示するところあつた。

審理された事件の内容は、京都市下□□□千本西入るB B彌一郎(三八)に対する自殺幇助罪である。同人は、本年三月頃から□□町芸妓菊太郎と馴染み夫婦約束をなし、爾来逢瀬を重ねてゐるうち約束履行の不可能であるを悲観し、五月一日同郷F Uで、両名は情死を決意しカルモチンを飲んだが、芸妓は絶命し男は生き残つて、法の裁きを受け第一審有罪判決を言渡されたが、服せず控訴したものである。

32 「京都日出」昭和三年九月二八日

陪審実施の記念日に盛大なる祝賀会

各町有力者を招待縦覧を許す

夜間は祝賀晚餐宴

我邦に於ける司法制度の画時代的ともいはるゝ陪審制度実施も、最早両三日後に迫つて居り、全国各地方裁判所では、実施日の十月一日を記念すべく夫々計画を廻らしてゐるが、京都地方裁判所では、過般委員を挙げ協議を重ねた結果、陪審員候補者及将来候補者たるべき人、候補者養成の任務にある学校教育者、市内各町公同組合長及有力者、諸官庁各司法関係者、新聞雑誌等の各関係者等約千五百名を招待し、当日午前より午後四時迄、陪審法廷を実地に見学せしむる外、娯楽室、宿舎等を観覧せしめ、陪審法を実地に説明して其徹底を期し、別室に於て茶菓を饗し、記念絵葉書を贈呈する事に決定したが、当日は特に普通事務を休み、府員挙つて案内の労を執ると。尚、夜は円山左阿彌に於て、判検事弁護士合同の祝賀晚餐会を催すと。

33 「京都日出」昭和三年九月二八日

陪審裁判(四)

陪審にかける犯罪の種類

裁判に関する要綱

以上で、陪審員選定の順序は大略尽した心算であるが、次にこの陪審裁判は、如何なる種類の犯罪にも凡て応用されるかと言ふと決してさうではない。陪審裁判にかけられる犯罪の種類を極總括的に説明すると、刑法犯罪のうちでも比較的重い犯罪にして、然も被告人が犯罪事實を自白しない場合にのみ、陪審の評議にかけられるのである。従つて、凡ての民事々件とか、又は刑法犯罪の中でも区裁判所に於て処理する如き軽い犯罪、或は重い犯罪にしても被告人が犯罪事實を自認した場合には、陪審裁判にはかけぬのである。

又これを分類すると、法定陪審と請求陪審の一につに分れ、法定陪審とは、被告人より陪審裁判にかけてほしいと言ふ望みがなく共、法律の規定によつて陪審に付する謂であつて、死刑とか無期の懲役或いは禁錮刑に相当する罪を犯した者の裁判は、被告人の自白がない限り、凡てこの法定陪審に拠る事になつてゐる。

又請求陪審とは、被告人より陪審にかけてほしいといふ望みがあつた時に、初めて陪審にかけるのであつて、三年以上の有期刑、又は禁錮に該当する事件は、凡てこの請求陪審に属してゐる。換言すれば、殺人強盗であるとか、殺人放火であるとか言ふ種類の犯罪は法定陪審に属し、横領であるとか窃盜であるとか言ふ種類の輕罪は請求陪審にかかる。

然しながら、前記の如き長期刑に該当する犯罪であつても、皇室に対する犯罪であるとか、内乱罪であるとか、軍機保護法、陸海軍刑法其他軍機に關して犯したる罪、選舉に関する罪等特種に属する犯罪は、たとえ陪審にかかる事件と雖も陪審にはかけない規定となつてゐる。又法定陪審にかかる事件と雖も、被告人より陪審にかける事を辞退する旨の申出があつた時は、通常手続きにより裁判を行ふ事になつてゐる。

尚、陪審法の第一条には、「陪審の評議に付して事實の判断をなす事を得」と規定してあつて、本法は絶対法ではないのである。次に、愈「陪審裁判」の事に移るのであるが、その大要是、先づ地方裁判所長は、陪審の評議に附すべき犯罪事件が発生して、その事件の予審が終結し陪審にかける事にきまつて、公判の期日が定まるとき、陪審員候補者名簿に基き予め定めてある市町村の順序に従つて或市町村よりは何人或市町村よりは何人といふ比例に、抽籤に依つて三十六名の陪審員候補者を選出する。而して、その選に入った三十六人の候補者に対して「来る何月何日陪審員として何々地方裁判所に出頭せよ」と言ふ呼出状を発する。

斯くて、軽て公判の期日が到来すると、呼出状を受取つた陪審員候補者は、病氣とか其他重大な事故のない限り、茲に初めて陪審員として、指定時刻を違はずに地方裁判所に出頭する。此の場合の出席者が、三十六人の中廿四人以上揃へば良いのであるが、若しも事故欠席者が多くして廿四人に充たない場合には、地方裁判所長は更に補充呼出しの手続きをとらねばならないから、従つて公判の期日は延期となり、出頭した陪審員及び裁判所当局其他の関係者に対して迷惑をかける事になるから、呼出状を受取つた候補者は注意すべきである。（京都地方裁判所の陪審員控室の写真）

34 「京都日日」昭和三年九月二八日

司法権民衆化され、陪審法布かるゝ日

十月一日、京都区裁判所では

知名の士と祝賀宴

わが国の司法制度に一新紀元を画する陪審法は、いよいよ十月一日から実施されることになつた。この一大変革を記念するため、京都に於ける判検事、弁護士の朝野の法曹は共同して、当日は各階級を網羅した千五百名を招待し、午前から午後に亘つて陪審員の宿舎及び新築の陪審法廷を公開し、観覽に供することになつてゐる。更に、この日は、畏くも聖上陛下には、我が司法部を代表して東京地方裁判所に行幸遊ばれることゝて、この佳き日を将来記念するため、当日裁判所は普通事務を休止し、全庁員登庁して奉祝することになつた。招待される人々は、陪審候補者に選定された人、将来選定されるべき人、同候補者を養成する学校教員、市内各町有力者、京都府市行政諸官衙、新聞通信社員。

なほ、実施後に於ても朝野法曹は協力し、陪審法の根本義を一般民衆に理解せしめるため、普通裁判を特に陪審法廷で審理し、陪審員をして実地見学せしめ、その異つた点を説示する方針である。右につき、京都地方裁判所係官は語る、

従来は検察、捜査、裁判は、すべて司法官に一任されてゐたのであるが、時代の新運により国民をして司法権に参与せしめることになつた。従つて、司法に参与する人々は、一般民衆の善導者として、一大使命を負担されたのである。

陪審裁判（五）

裁判の主要点「説示」と「問書」

答申で責任解除

幸ひにして二十四人以上の陪審員が揃ふと、事件担当の裁判長は、更にその中から実際公判審理に立会ふ十二名の陪審員を選出する手続きをとる。その方法は、裁判長が出頭した二十四名以上の陪審員の氏名票を全部抽籤函に投入して、裁判官、検事、陪審員、被告人、弁護人等が凡て揃つた法廷に於き、順次抽出して当籤した者の氏名を読みあげる。すると、検事は、その時その氏名を聞いてゐて、若しも当籤した者の中に当該事件の被害者であるとか、被告の縁故者であるとか、特別の関係人がある事を見出した場合は、法律の定むる処に基いて直に「忌避」と叫ぶ。若しも、何等の関係なき者が当籤した場合は「承認」と叫ぶ。被告も、検事と同様に裁判長の読み上げる名を聞いてゐて、気に入らない者があつた場合は「忌避」と呼ぶ。陪審員として立会つて貰つて差支ない人であつた場合は「承認」と言ふ。斯して、順位に従つて結局承認された者十二名だけが審理に立会ふ事になると、愈々公判の手続きに入るのですが、その順序は大体に於て是迄の地方裁判所に於ける公判と変りはない。只十二名の陪審員が、公判廷の向つて右前方に居並ぶのであって、関係者一同が着席を終ると、先づ最初に裁判長は陪審員の宣誓を求める。陪審員が「こ

れより公平に職務を行ひます」と云ふ宣誓を済ませると、検事から公訴事実の陳述があり、次に裁判長より被告の身分調べ、事實調べ、証拠調べがあつて、最後に再び検事より論告あり、弁護人の弁論に入る迄の順序は、全然是迄の公判形式と同一である。

以上の手続きが済むと、陪審裁判に於ては、裁判長の「説示」に入るのであるが、此の説示といふ事は、陪審裁判に於て極めて重要な事であつて、裁判長より陪審員一同に対し「この事件の証拠関係はどうなつて於るか」、「實際どの点が法律上問題になつて来るか」等といふことを説述するのである。此の説明を聴取すると、法律に暗い陪審員も略裁判の山が判つて来る。陪審員一同に事件関係が諒解出来て來ると、次に裁判長は「被告は果して如何なる事實を行つたか、否か」と云ふ事を聞く「問書」と云ふものを認めて、陪審員全部に渡す。問書を受取つた陪審員は、それを持って評議室に退く。評議室に入った陪審員は、一同の中から「陪審長」といふものを選び出し、この陪審長は即ち議長の職責となり評議整理の任務に當つて、裁判長より出された問ひを肯定するか否か評議をし合ふ。評議を終ると裁決をするのであるが、その方法は、陪審員中の過半数——即ち七人以上の同意がなくば不可ない。若し七人以上、裁判長が出した問ひを肯定すれば、陪審長は問書の端に「然り」と記入して法廷に持ち帰り、裁判長に提出する。反対に七人以上裁判長の問ひを否定する者があれば、「然らず」と記入して提出するのである。その答へる事を、法律の上では「答申」と名づけてゐる。陪審長より答申があると、裁判長は一応それを精読した上で、書記をして問書と答申の文言を朗読せしめる。此の答申の朗読が済むと、陪審員の任務は凡て終了を告げるのであって、一同は茲に解任されて退席するのである。

天覧に供する珍しい裁判記録

あすの行幸を控へて

原法相その他の下検分

【東京電話】明一日、聖上陛下が東京地方裁判所に行幸遊ばされるに就き、当日大審院図書室を参考書陳列室にあて、往事の珍らしい判決記録とか断刑書とかを室内に陳列して、天覧に供する事となり、其下検分として廿九日正午、原法相、濱田、小原両次官、牧野大審院長、小山検事総長等は珍らしい記録を見て廻つたが、其珍籍は左の如きものであると。

一、明治十六年九月の刑事裁判書に、専任判事小村壽太郎（後の侯爵外務大臣）の署名あるもの

- 一、明治三年九月の兵庫県の記録で、伊藤俊介（博文）の署名ある裁判記録
- 一、明治元年四月の警保事務局書類なる近藤勇断刑届
- 一、明治四十年十月の断刑調書なる井上馨、伊藤博文、洪澤榮一に対する言渡し
- 一、明治七年の岩倉右大臣邀撃記と現場見取図
- 一、明治十六年の河野廣中の福島事件記録
- 一、明治九年の熊本神風連事件の記録
- 一、明治十一年の大久保利通謀殺事件の記録
- 一、明治十五年の板垣退助遭難事件記録
- 一、明治二十四年の津田三藏事件一件記録

一、明治二十六年の相馬事件記録二冊、後藤新平の拘引状と保釈願並に履歴書

37 「京都日出」昭和三年一〇月一日

けふから愈よ陪審法実施

我が立憲政治史上に一大時期を画するもの

只に刑制史上の大革新に止らぬ

国民への声明に代へて 原法相語る

【東京電話】国民の久しく望んでゐた陪審法は、愈けふから実施されるのであるが、原司法大臣は如何にも感慨に堪えぬ面持のもとに、普く国民に声明する意味に於て、左の如く語つた。

陪審法が愈々本日を以つて実施せらるゝこととなつたことは、我々国民として大に祝福賀せねばならぬ一大盛事である。言ふ迄もなく、陪審裁判なるものは、従来裁判を専門とする官吏即ち判事が単独に行ひ來つた刑事の裁判に、一般民衆の意思即ち民意を加味せしむることを基調とし精神とする、所謂国民裁判を指すのである。本来、立憲治下にありては、其の立法たると司法たると行政たるを問はず、苟も国務の遂行運用に当つては、之れに民意を加味せしめ、国民をして国民の政治は国民自ら之を行ふのであるとの觀念を抱かしめねばならぬのである。然るに、我国に於ては、今日まで立法、行政の両方面に於ては、選挙の方法により代表されたる人民の意思が国政遂行の上に表現されて居つたけれども、独り司法裁判の上には国民意志の反映と認むべき何物も加味されて居らず、裁判事

務を常職とする官吏のみが刑事の裁判、即ち国民の犯罪有無の判断を為し來つたのであるから、立憲政治の本筋から云ふても、従来の制度は未だ其の完きを得ない感を免かれなかつたのである。

尤も、外国に於ては、為政者の暴虐に対し、国民の生命財産の安全を保護する趣旨に於て、陪審制度を採用した処もあつたが、我国に於ては、古来より全国的に（一地方の藩主等には多少あつた）暴虐擅恣の為政者があつて、勝手次第に人民を逮捕監禁審問处罚したり或は苛斂誅求を事とした実例はないのであるから、彼の外国に於ける如く、官吏裁判では国民の生命は望まないと云ふ国民感情があつたことはないのであるが、多数の国民中には官吏たる警察官や検事が取扱つて来た事件を、更に官吏が判断するのであるから、司法権は独立とは云ふものゝ、絶対公平を望むことは出来ないと考へる者があつて、従来の裁判制度に不満を感じることを免れ難いのであつた。而して、国民が裁判制度に不満と云ふことは、現在の法律生活に不満といふことであつて、国民の治安に非常に悪い影響を及ぼすことになるのであるから、国民をして真に法律生活に満足せしむるには、いやが上にも裁判制度に対する信頼の念を深からしめなければならぬ。

従つて、国民をして裁判所を飽迄人権擁護の機関、正義發揚の機関であると信ぜしむるには、如何にしても従来の官吏のみに依る裁判制度に変更を加へ、国民をして罪の有無は自分等の同輩同僚たる人民に依り決せられるとの安心を得せしむることが必要となつて來るのである。之れが、即ち我国に於て陪審法を設くるに至つた根本の主旨である。斯くの如く、我が陪審制度採用は、諸外国のそれとは稍其の事情を異にして居るのである。之れを再言すれば、外国に於けるが如く暴虐政治の反動として、此の制度が生れて來たので

はなく、大多数国民は従来の裁判制度に信頼して居る事は疑ひないのであるが、仮令極めて少數の者でも従来の裁判制度に不満足なものがあるならば、新制度により陪審員たる専門裁判官にあらざる普通国民、則ち何等捉はれざる同胞の判断に依り罪の有無を定めしむることが、一層人権擁護の精神を明にし、裁判に対する国民の信頼を深からしむる所以であると云ふことが、此の新制度採用の本旨である。従て、其の内容に於ても、外国の陪審法とは大いに其の趣を異にし、現行裁判制度に不満なもののみが、陪審員の判断を受くると云ふ、所謂任意陪審制度となつて居るのである。斯くの如く、陪審制度即ち国民裁判制度の実施により、我が立憲政治も始めて立法、行政、司法共に民意を加味するに至り、茲に完璧に達したと云つても誤りなしと信ずる。之れを要するに、陪審法の実施は、啻に我が刑制史上曾て見ざる一大革新たるものでなく、實に我が立憲政治史上に一大時期を画したものと云はねばならぬ。然しながら、法は死物である、其の運用の如何によりては善法も悪法と化するのであるから、不幸にして一度その運用を誤るが如きことあるに於ては、折角の善法良則を死文徒法に終らしむるのみに止らず、却つて害悪を國家社会に流し悔を千載に遺すこととなるのであるから、選ばれて陪審の任に當る陪審員諸君は勿論、一般国民就中証人、鑑定人等として事件に干与する人々は、充分に陪審制度の精神を了得し、陪審裁判は国民が親ら同胞の罪の有無を定むる眞の国民裁判であつて、曾てなき人権擁護の良制度である趣旨を充分に理解し、自己の同胞に対する照魔鏡、則ち「正義を与ふる機関である」との誇りと識見とを以て、此の制度の運用に當り、万遺算なきを期せられたい。

東洋の刑制史上曾て見ざる人権擁護の制度たる陪審法実施の劈頭に立ち、私は同法の運用に一般国民の協力を希望すると同時に、之れが有終済美を希ふて止まぬものである。

陪審員へ望む

牧野大審院長 談

【東京電話】陪審法実施に際して牧野大審院長は語る。

いよいよ陪審制度が、今日から実施されるのであるが、私が何よりも心強く感じてゐることは、この問題に陪審員が非常の熱心さを以て臨んでゐることで、これは是非とも如何なる際にも失はぬやうに心懸けて欲しい。從来全国各地で催された模擬裁判等を見ても、陪審員は、法廷に現はれた前後の事情をよく聴き取つて、緊張し誠心誠意を以て、この重要任務を果さうとしてゐる様がよく現はれてゐるが、あれは物珍しいといふ好奇心も手伝つてゐるであらうが、實物の陪審裁判となつても、あの態度を失はぬやうに願ひたいものである。これは、法廷へ現はれた各般の証拠に依つて、冷静に判断するといふことに、不即不離の関係があることで、狭い事象に捉はれて予断し、飛んでもない間違ひを生ずるから、飽くまで法廷に現はれた証拠等を中心として、検事のいふ事や弁護人の弁論などをよく聞いた上で、静かに考へて判断して貰ひたいのである。

陪審員は任務に冷静なれ 小山検事総長 談

【東京電話】小山検事総長は、けふから実施の陪審法に就て、左の如く語つた。

先日、明治大学で催された陪審模擬裁判の際、試験的に三組の陪審員を置いて、法廷に現はれた事実について、各別に答申をせしめたが、その際私は陪審員の判断が軽率である

と思つた。之等、陪審裁判といふものは、証拠の如何を判断するのであるが、事件の性質は被告が自白を左右にして、明瞭に犯罪を認めぬといふ点から出発してゐるのであるから、これを法廷にあらはれた各般の情状によつて、罪の異なる点を考察せねばならぬのである。それを兎も角、陪審員は直覺して、予断する傾きがある。元來、予断を措かずに判断するといふのが、陪審員の任務であるが、或る陪審員は証拠調が終つた刹那に、もう罪の有無の判断がついて了つて、検事の論告も弁論も一寸も耳を籍さぬといふ傾がある。また、ある陪審員は、譬へば天井裏の足跡を判断して、天井裏は足跡が前にあつたといふのであつたが、足跡は前ばかりでないから、この足跡の点で、さうでないと直覺して了つたから、もうその後は検事のいふ事も弁護士も聞く必要なしと思つたといふ。それではいけないので、予断する前に、さうらしいとか、あゝらしいといふ心持に余裕を残して、検事の論告も弁護士の弁護もよく聞いた上で、判断して欲しいのであると、云々。

38 「京都日出」昭和三年一〇月一日

陪審裁判（六）

私心を挟むは一大禁物也

陪審員としての心得

抑以上で、陪審員の任務は終了するのであるが、裁判所は最後に陪審員の答申を相当と認めた時には、次の手続をとる。即ち、

(一) 陪審員の答申が、被告の犯罪を肯定する答へであった場合には、検事及び弁護人か

ら今一応情状に就いて論じた上で、裁判所は諸般の事情を総合し、被告人に対して「有罪」の判決を宣告するを原則とす。

(二)陪審員の答申が、被告人の犯罪を否定する答へであった時には、裁判所は「無罪」判決を宣告して、被疑者は放免さるゝ事となるを原則とす。

故に、陪審員の任務は、裁判所に対し、判決の大綱骨子を指示するものであつて、その

責任たるや実に重い。加ふるに、この陪審裁判は二審にして終審となり、上告のみ許され控訴を許されないのであるから、その責務は益々重い。

陪審員の評決が基礎となつて人の一生を左右する事になるのであるから、その職務遂行の上に於て、私心を挟む様な事があつては決してならない。裁判は唯一の正義擁護であり、國は正義に依つて立つてゐる事は前にも述べた通りである。歐米諸国にありては、余程以前より此陪審制度が採用されて居り、陪審にかけては相当の経験を積んでゐるが、今尚往往々にして陪審員が感情に走る結果、疑獄を産む実例を時々見つゝある。此の感情に激する事も、陪審員にとつては一大禁物である。

最後に、此の陪審裁判の利害得失と云ふ点になると、我国に於ては未だ未知の問題に属し、愈実施された暁でなければ、眞実の成績は判らぬのであるが、従来の専門家に国民の常識判断を加へた裁判であるから、一步進んだ裁判である事に間違ひはない。且、陪審員の答申が、仮令誤つた答申であつたとしても、裁判所はその答申を全部鵜呑みに取入れるとはきまつてゐないのである、裁判所はその専門家の立場から、陪審員の答申が明白に誤りであると認定した場合には、更にその陪審の評議に附して、公平な判決を下す事にするのである。それ故、陪審裁判に於ける事実審理は、先づ以て唯一に過ぎず、控訴が出来ない

いで、唯極めて限定せられたる理由を以て上告が成立つといふ事だけが、物足りない点であるが、従来の裁判よりは確かに理想に近い裁判である。従つて、万一被告に問はれた者の立場よりいへば、進んで此の陪審裁判に附議せられん事を要望すべきである。而して、更に公廷にたゞされた被告人は、堂々と有の儘の事実を陳述し、若し事件に関連して証人に呼出された者は、証人義務の重大なる事を思ふて眞実を守り、裁判所当局並に陪審員に誤判の疑ひなからしめ、以て裁判の公正を維持する事が肝要である。尚、一般国民は、我が司法史上に画時代的な此の陪審制度を施行せられるを機として、愈司法威信の宣揚と正義の伸長に力を協せ、依つて以て國運の隆昌を扶翼したいものである。(完)

39 「京都日出」昭和三年一〇月二一日

聖上、記念すべきけふ、東京陪審法廷へ

諸設備を具さに御視察

法相から陪審法施行顛末を奏上

約四十種の参考記録を御覧

【東京電話】一日を以て、我国司法の上に画期的なる陪審法は実施せられ、民意は今日より神聖なる裁判に採用する司法界の一大転機の日、聖上陛下には、予て仰出されたる如く、此記念すべき日、東京裁判所に行幸あらせられた。此朝、裁判所表玄関には、原法相、濱田、小原両次官、牧野大審院長、小山検事総長以下、和仁、三木、田中、鹽野の四長官等、

何れもフロツクコートにて威儀を正して、奉迎申上げた。かかる中を、陸軍様式通常礼装に大勲位略章を佩ばせられた、御凜々しき聖上陛下には、珍田侍従長御陪乗、一木宮相、奈良侍従武官長、土岐行幸主務官等供奉、自動車略式歎簿にて、午前十時宮城御出門、諸員奉迎中を十時五分着御、原法相の御先導にて、直に三階大審院長室の便殿に入御、前記の高官一同に拝謁仰付けられた。

斯くて、原法相は、我国司法制度の沿革より、明治大帝御在位当時司法上に於ける聖旨、更に今日陪審制度を施行するに至った顛末を、審さに言上御説明申上げ、次で陛下には、此處に陳列の司法参考書類たる、約四十種の記録「天皇ノ名ニ於テ」と印刷した菊花御紋章入の判決原本や、明治初年の近藤勇処刑届、明治二十四年の大津事件津田三藏の一件記録、同廿八年の日比谷焼打事件記録等を御覽、當時を偲ばせられ、終つて同十時三十分、原法相の御先導にて、玉歩を大審院の民刑両法廷に運ばれ、牧野院長の御説明を御聴取、次で控訴院の同様法廷を和仁院長の御説明にて御巡覧、更に田中所長の御案内にて地方裁判所の陪審法廷に成らせられ、新設備を施された判官、検事、弁護士、陪審員、被告の各席を詳細に御覧、御専門的な御下問さへあり、田中所長之に奉答申上げ、次で玄関大広間に安置された我国法学界の大恩人仏人ボアソナード氏の胸像を御感概深く御覧、同十一時四十分、御機嫌麗はしく、諸員奉送中を宮城に還幸あそばされた。

勅語

天皇陛下には一日裁判所に行幸の際、司法部に対し左の如く優渥なる勅語を賜つた。

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権義ヲ保全シ
国家ノ休戚之ニ繫ル今ヤ陪審法施行ノ期二会ス
一層恪勤奮励セヨ

40 「京都日出」昭和三年一〇月二日

京都の陪審法実施記念日

市内知名の士を招待

法廷の縦覧其他で賑ふ

国民の均しく期待して居た陪審法制度も、愈十月一日から実施されるので、司法裁判上画時代的とも云ふべき此日を記念すべく、全国各地方裁判所では、一斉に陪審制度の宣伝や祝賀等を催して居るが、京都地方裁判所では、既報の如く当日午前中には、市内に於ける各知名の士を招待し、陪審法廷の外各室を観覧せしめ、陪審法廷に於て遠藤所長自ら説明の任に膺つて居たが、来賓は松井第十六師団長、土岐京都市長、京阪各新聞社長、支局長等廿二名であった。午後は、陪審員候補者、学校教育者、各司法関係者等に実地見学せしむる处があつたが、二日は午前九時から、三日は午前八時から午後四時迄、一般に公開して、前日同様観覧せしむると。

41 「京都日出」昭和三年一〇月二日

勅語を拝して

原法相の謹話

【東京電話】本日は、畏くも聖上陛下の行幸を仰ぎました上、優渥なる勅語を下し賜り、一同感激に堪へません。吾々職員は、この優渥なる勅語を挙し、身命を賭しても大御心に副ひ奉らん事を期するのであります。尚、この勅語によりまして、國民一般は、司法裁判は社会の秩序を維持し國民の権利を保全して國家の休戚之にかかる事を知つて、これまで司法裁判の大切な事が稍微底せざる憾みがありましたが、今後は警醒せられ、証人として裁判所に出頭する場合の如きも、従前より一層誠心誠意これに臨む様になる事と考へられます、又さうなければならない事であります。而して、今日は實に陪審法実現の第一日でありまして、我が司法制度上一の画期的記念日でありますのみならず、司法裁判に対する思想を國民に徹底せしめ、将来國民は非常なる熱心をもつて裁判に協力するに至ると言ふ点に於て、亦一新紀元をなすと信ずるのであります。これひとへに、陛下の御聖徳の致すところであります、吾々は國民と共に大なる覺悟をもつて、聖旨に副ひ奉らねばならぬのであります。

42 「京都日日」昭和三年一〇月二日

画期的陪審法実施の日

聖上、裁判所へ行幸、親しく古記録御覽

陪審法廷に玉歩を運ばせられ

いと御丹念に御視察遊ばさる

十月一日——今日は、記念すべき陪審法実施の日である。この日、かねてより司法行政の上に御心を注がせたまふ天皇陛下には、畏くも陪審法廷の諸般の設備を親く御巡覧あらせらるゝため、略式自動車鹵簿に召され陸軍通常服装により、珍田侍従長の陪乗、一木宮相、土岐行幸主務官以下供奉の上、午前十時宮城御出門、全国裁判所の代表たる大審院、東京控訴院、同地方裁判所に行幸あそばされた。

これより先、司法省並に裁判所前には、東京区裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の各判任官以下公証人、弁護士等堵列奉迎申上げ、御召車は十時十分裁判所正門御車寄に御着車、法相以下、牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判所長、鹽野検事正等御出迎へ申上げ、陛下には直に法相の御案内で大審院長室にまうけられた御座所に入御、御少憩の上、法相以下、六長官、富谷、横田両前大審院長、本省局長、控訴院長及び検事長に拝謁を賜り、大審院長及び検事総長より司法事務に関する現況を聞し召され、終つて再び法相の御先導によつて、刑事参考品、刑務所製作品陳列室に入らせられ、法相御説明の下に種々の品に御目を留めさせられ、わけても故伊藤博文公、故小村壽太郎侯が判事時代の板垣退助、江藤新平など維新の志士の調書、日比谷焼打ち事件などの古記録を最も御興深げに一々御手にとらせられて御覽あそばされ、階上の大審院大法廷、控訴院大法廷を経て、鶯色のカーテンの装ひも重々しく盛装成つた陪審法廷に玉歩を運ばせられたが、陛下には畏くも個々の御説明について一一御下問あらせられつゝいと御丹念に御視察あそばされたのには、扈從の一同行恐懼した。それより、予審調室階段の横側にある法律制定の功労者ボアズナードの肖像を御覽あらせられ、検事総長室に設けられた御座所に御少憩の上、十一時四十分同所御発、龍顔麗はしく諸員奉送裡に還幸あそば

された。

司法省では、この栄ある日を永久に司法部の記念日と定めて、益々司法権の宣揚に努力する事になつてゐる。

司法部に対し優渥な勅語
裁判所行幸の際

天皇陛下には、本日裁判所に行幸の際、司法部に対し、左の如く優渥なる勅語を賜つた。

勅 語
司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権義
ヲ保全シ国家ノ休戚之ニ繼ル今ヤ陪審法施
行ノ期ニ会ス一層恪勤奮励セヨ

関係者を招待、陪審法廷を参観

京都地方裁判所で

この日京都地方裁判所では、午前中土岐京都市長、松井第十六師団長、その他府市関係の有力者二十四名を招待し、陪審法廷、陪審員宿舎などを案内して、その内容を説明し午後一時から、陪審員候補者その他各町有力者千二百名を招待し、前者と同様の箇所を観覧させた。同夜は、判検事、弁護士合同で、円山公園左阿彌で懇親会が開かれる筈。

中学の教科書に
陪審教材を挿入することに決定

我国司法史上時代を画する陪審制度は、愈よ十月一日を以て実施され、国民は司法裁判にも参与することとなつて、完全に憲法の大義を行ふことが出来たが、司法省はこの制度の善良なる発達を希望し、国民全体に対し陪審知識を普遍的に注入するため、文部当局と交渉し中学用教科書中に陪審に関する教材を挿入して貰ふこととなつた。特に、中学用教科書を選んだのは、陪審に関する話が難かしくて、小学校生徒に理解仕難く、且つ陪審資格者が直接国税三円以上を納めるものと規定されてゐるからである。

43 「京都日出」昭和三年一〇月三日

東京地方裁判所へ

けふは五殿下お揃ひでお成遊され

公判をも御傍聴

【東京電話】聖上陛下の親臨し給へる翌日、二日午前十時から、伏見大将宮、梨本大将宮、李王少佐宮、東伏見宮大妃、朝香宮妃の五殿下御揃ひで、東京地方裁判所に御成り遊ばされたが、之より先裁判所玄関先には、牧野大審院長以下御出迎へ申上げ、御小憩の後、大審院三階参考図書陳列室にて、貴重なる参考図書公判記録等を、原法相詳細に御説明申上

げた処、各宮殿下には此珍しい書類をあかず御覧せられ、中にも後藤新平子が壯齡時代に罪あつて拘引状を発せられた書類等を、特に御感興深く見つめられ、終つて原法相の御先導にて大審院大法廷、控訴院第三刑事部大法廷等を御巡覧相成つたが、特に控訴院法廷では宮城裁判長、佐々波検事係りで、甲府の殺人未遂事件のM.K.義雄に關する公判開廷中とて、各宮殿下には原法相、小原次官、關屋宮内次官、其他司法大臣の御案内にて、法廷特別傍聴席にて暫時、宮城裁判長の訊問する事件に耳をかたむけさせ給ふた、終つて階下の陪審法廷を御視察遊ばされ、最後に我国の司法の恩人ボアソナード氏の胸像に就いて、法相から我が國へ渡來したボ氏の努力に依て、法典の一部の編成されたる点を御説明申上げ、十一時四十五分御帰還遊ばされた。

44 「京都日出」昭和三年一〇月三日
陪審法廷公開第一日

縦観者殺到す

司法界に於ける一大転機の日である陪審法実施日の一日は、既報の如く、京都地方裁判所では、当日午前中は各知名の士を招待し、午後は陪審員候補者其他をして陪審法廷を観覧せしめたが、二、三両日は、一般に公開観覧せしむると云ふので、公開第一日である二日は、午前九時の開場時間を待ち兼ねて観覧に来る者、引きも切らず陸續と踵を接して入場し、新装美々しく威容厳然たる法廷に驚異の眼を瞠つたが、三日は午前八時より午後四時迄同様に公開するど。

45 「京都日日」昭和三年一〇月三日

各宮お揃ひで裁判所お成

司法当局光榮に感激

聖上陛下には、陪審法実施の日に當つて司法部へ行幸遊ばされ、親く諸般の施設を御巡覧の上、優渥なる勅語を賜つたが、今一日午前十時二十分、伏見宮博恭王、梨本宮守正王、東伏見宮妃、李王各殿下には、各事務官御附、武官御用取扱を従へ、御揃ひで大審院、東京控訴院、東京地方裁判所へ台臨、御出迎への原法相、濱田、小原両次官、本省局課長、牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判所長、鹽野検事正などに、大審院長室において謁を賜つた後、原法相の御先導御説明により、大審院会議室に陳列の刑事参考記録、刑務所製作品、大審院控訴院大法廷、陪審法廷、ボアソナード氏胸像、陪審員宿舎などを御巡覧、御少憩の後、正午それぐ御帰還あらせられた。

司法部では、各皇族方が司法裁判の上に御心を注がせられ、この重ね々々の光榮に深く感激してゐる。

午後二時よりは、招待された田中首相以下、各閣僚、倉富、平沼枢府正副議長、枢密顧問官、宮内官、司法関係の貴衆両院議員、陪審法制定に尽力した旧臨時法制審議会委員、弁護士会長など、刑事参考品、陪審法廷、陪審員宿舎などを視察し、午後六時からは東京会館において、之人々及び宮内高等官を主賓として、法相主催の大祝賀会が開かれるはずである。

裁判所公判部両部増設

民刑一部づゝ

従来、京都地方裁判所の公判部は、民事は第一第二両部、刑事は第一部に限られてゐたが、今度、民、刑両部とも一部づゝ増設されることになり、民事は三部、刑事は二部となつた訳であるが、当分の内増設された民事第一部及刑事第二部は、ともに裁判長には遠藤所長自ら審判に当たり、その陪席には中西、遠藤（剛）両判事、又東京地方裁判所に栄転した破産主任判事安部恕氏の後任には、区裁判所判事大江保直氏が何れも任命された。前記異動に伴ひ、地方裁判所民、刑公判部の担任は、左の如く決定し、十月一日から実施することになった。

民事部 第一部	裁判長藤田判事、陪席松村、加藤両判事（開廷日 火木土）
第二部	裁判長橘川判事、陪席前田、岩瀬両判事（開廷日 月水金）
刑事部 第一部	裁判長堀判事 陪席丁野、川本両判事（開廷日 月水金）

46 「京都日日」昭和三年十月四日

陪審裁判担任
判検事決定

京都地方裁判所の陪審裁判担任の判検事は、当分裁判長には遠藤所長、陪席の上席には

堀部長判事、立会検事は山口龍作氏、立会書記は永井氏に各決定し、陪席の判事一名に就ては目下詮議中である。

勅語伝達式

陪審法の実施第一日、聖上陛下が東京地方裁判所に御臨幸の際、賜つた勅語の伝達式は、三日午前十時三十分から、京都地方裁判所三階大広間で挙行された。

参列者は、判検事、公証人、執達吏、裁判所書記等約百名であつた。式後、遠藤所長、古賀検事正の訓示があつた。

47 「京都日出」昭和三年一〇月一三日

優秀判事を転補

陪審制の完璧を期す

けふ異動発表

【東京電話】司法省にては、予て全国地方裁判所に、陪審法実施に伴ひ六大都市の裁判長を除く各地方裁判所は、原則として所長が陪審裁判の裁判長となる規定を設けたるため、所長が若し裁判長をなし得ざる場合には、首席部長をもつて裁判長となさしむべく、之がため全国控訴院長、所長等から判事異動転任に就て内申を求めつゝあつたが、遂に十二日早朝、司法省辞令をもつて、左の如く判事の更迭を断行し、もつて陪審制の完璧を期すべ

く、優秀判事を夫々任命した。

京都地方裁判所判事兼京都区裁判所判事 中西 謹一

補横浜区裁判所判事兼横浜地方裁判所判事

中西 謹一

司法部臨時職員

【東京電話】十二日の定例閣議に於て、決定した事項左の如し。

一、司法部内臨時職員設置制中改正の件

一、人事

判事 我孫子 勝

判事 満田 寛一

昇叙高等官一等（各通）

48 「京都日日」昭和三年一〇月二八日

陪審員候補、明年は九九七名

採用は整理名簿に基いて

十二月中旬決定さる

本年の陪審員候補者の任期は、アト二ヶ月で満期となるので、京都地方裁判所では、管下京都府下の市町村役場に命じて、昭和四年度の新しい陪審員資格者名簿を作成し、十一月末までに裁判所に提出することになつてゐる。昭和三年度は、有資格者四万九千余名中都地方裁判所で抽籤により採用を決定する。

49 「京都日日」昭和三年一二月九日

比較的公訴事実を破る「陪審裁判」の成績

重大犯を余り軽視しないやう

希望する司法当局

陪審法実施以来、全国各地方裁判所では、規定に従つて続々陪審裁判を開廷判決しつゝあり、其公文書は判決の都度司法省に報告されてゐるが、割合に検事の公訴事実が破られてゐるのは注目に値する。最近、司法省に全国裁判所から報告されて來てゐる、陪審裁判の成績は、左表の如くである。

検事認定 陪審員答申

及び判決

浦 和	岡 山	権 太	殺 人	殺 人	殺 人
-----	-----	-----	-----	-----	-----

福岡	殺人	殺人
	殺人未遂	傷害

(但し、一人の女が姦夫姦婦を殺害したもの)

宮崎	殺人	傷害致死
旭川	殺人未遂	傷害
大分	殺人未遂	傷害
山形	殺人	無罪
名古屋	殺人	殺人未遂
新潟	放火	放火
戸	放火	放火
水戸	放火	放火

と言ふ事になつてゐる。公判廷に現れる犯罪状況が、素人の常識判断に斯く現れる以上、余儀なきものゝ、兎に角余り重大犯を軽視しないやう、司法省は希望してゐる。

(二)陪審公判に関する報道

①殺人被告事件昭和四年四月一六日判決

1 「京都日出」昭和三年一二月二七日

鋭い短刀で一えぐり、肺部を刺され慘死

賭博から口論の揚句、大立廻りの末加害

犯人の目星付く

あはたゞしい歳末の夜、又も血腥さい殺人事件が勃発した——廿六日夜八時頃、京都市下京区□□条□町Y○治三郎方で、「人が殺された」との急報に接し、所轄七条署よりは瀬署長をはじめ、司法主任今大路警部、司法係長上野警部補、佐渡刑事、上出治安両部長以下、刑事班、治安係等現場に急行、朱に染まつて苦悶中の男を直に福島病院に昇つぎ込み応急手当を加へたが、その効なく同八時四十分遂に死亡した。此の男は、前記Y○方Y M金三郎甥土方業Y M甚三郎(二九)と云ひ、同夜同家で賭博の最中、加害者と口論をはじめ果ては大立廻りとなり、加害者は隠し持つた鋭利な短刀でY Mの肺部を刺し貫き、悲鳴をあげて同人が倒れたを見て、何処ともなく逃走したこと判明したが、加害者は附近でも有名な不良児で目星もついて居り、同署では府刑事課の応援を得て、犯人の行衛厳探中である。

2 「京都日出」昭和三年一二月二八日

ゆふべ七條の人殺、犯人難なく逮捕

和歌山県生れの放蕩無賴の男

原因は賭博に敗けた怨恨から

目下嚴重取調中

【朝刊所報】二十六日午後八時頃、京都市□□条□□町Y○治三郎方Y M金三郎甥土方業Y M甚三郎(二九)を、同家の表口で刃渡り五寸の短刀で同人の肺部を刺し貫き逃走したる犯人につき、所轄七条署刑事班で取調べた結果、右犯人は原籍和歌山県日高郡□□町字□五

百□□番地目下京都市□□条□□町□□番地横領前科一犯OK芳太郎（三三）の所為なる事判明したので、直に各署に指名手配を行ふと共に部内の要所々々に厳重なる非常線を張り犯人逮捕に努めた結果、二十七日午前一時頃、七条大橋西詰で今大路警部佐渡部長が難なく取押えた。

同人は、本年八月窃盜罪で五年の刑を終へて奈良刑務所を出所後、常にスリを働きその金で賭博に耽つてゐた無頼漢で、同夜兇行後兇器である短刀を加茂川一の橋下の河原附近の塵芥箱の中に隠匿し、東京方面に高飛びすべく金策のため朋輩間をかけづり廻つてゐるところを逮捕されたもので、兇行原因は賭博にまけた怨みからであるが、検事局から小山検事は、棚橋書記を帶同して二十七日早朝同署に出張、厳重な取調べを行ふた。（犯人OK芳太郎の写真）

3 「大阪朝日京都版」昭和三年一二月二八日

高飛び前に網にかかる

賭博のうらみから

遂に人を殺した犯人

昨朝刊所報—賭博の恨みから、二十六日夜八時ごろ殺害された、京都市下京□□条□□町土方稼Y.M甚三郎（二十九）の加害者については、所轄七條署で□□条□□町OK芳太郎（三十二）と目星をつけ非常線を張つて捜査の結果、二十七日午前一時ごろ、七条大橋附近で同署の手に逮捕、犯行を自白した。同人は、一定の生業なく常に掏摸や賭博ばかりをしてゐ

たが、兇行前日も被害者甚三郎等と賭博をして口論をしたことあり、それを恨みに思つて兇行当夜被害者宅に赴き同人を誘き出して、短刀で胸部を二ヶ所突刺し逃走、一応自宅に帰つて東京へ高飛せんとしたところを取押へられたものだが、同人は取調べに際しても極めて落着き払つてゐた。（写真は犯人OK芳太郎）

4 「大阪朝日京都版（A）+（C）」昭和四年四月一三日

匕首で防いだが殺意はなかつた

公訴事実を否認す

京都最初の陪審公判

京都における最初の陪審裁判が、十二日、新しい装ひの京都地方裁判所の陪審法廷で開かれた。裁判長は、堀部長、陪席は遠藤、永田両判事、立会は山口上席検事で、弁護士は新免、若林両氏。

事件は、京都市□□条□□町古川義一郎（二十一）—仮名—の殺人事件で、義一郎は昨年十二月二十六日午後七時ごろ、西の町の路上で前日賭博のことで口論した通称精一事Y.M甚三郎（二十九）を短刀で右肺部を刺し殺害したといふ公訴事実に対し、被告義一郎は公判準備期日において、「殺意なし」と頑強に否認したので、法定陪審に附されたのである。

陪審員三十六名（内七名届出不參）は、早朝から裁判所へ出頭し、午前八時から陪審員構成の結果、市内竹屋町新町西入無職澤井信三（三十四）、衣棚竹屋町下る染色加工業岡本定吉（四十）、小川通寺の内東入機械器具製造三宅忠治郎（五十六）、四条小橋西入菓子販

堺玉水新三郎（四十九）、聚樂通東町穀類販売岸田恒治郎（三十七）、京都市外上賀茂村農作中島末次郎（五十八）、嵯峨町天龍寺生命保険業宇治田福次郎（四十三）、山科町大字西野山酒類販売業奥田末吉（四十九）の八氏が当選し（注、農業北川喜一郎、公吏滋井正敏、織物類販売業中後義男、菓子販売業尾關仙次郎の四名が欠落）、および乙訓郡日向町大字寺戸農作中村國吉（四十七）、深草町大字福稻金属板印刷業松浦平太郎（四十七）両氏は補欠になった。

かくて、十時いよいよ裁判が始まった。流石に民衆裁判だけに、法廷内にはなごやかな気分が漲る。陪審員諸氏は、謹厳な面持で入廷し、被告義一郎は被告席にかしこまる。次いでベルの音が響き渡り、堀裁判長ら裁判官が入廷、傍聴席は満員の盛況、その大半は判検事や警察官であった。堀裁判長は、陪審員に対し各地の陪審裁判と陪審員の職務執行の模様を挙げ、陪審員は国法に定められた国民の重大な義務であることを懇切丁寧に訓示し、陪審員の宣誓署名捺印があつたのち、山口上席検事は、直に公訴事実を述べ、事実調べに入る。

（裁）「検事は、そちらが殺意をもつて相手を殺したといはれるが、どうか」

（被）「殺意はありません、相手が匕首をもつてやつて來たので、防いだのです」と答えて殺意を否認する、

（裁）「甚三郎と仲直りをしたが、心から打ちとけてゐなかつたといはれるがどうか」

（被）「違ひます、仲直りをして心から打ちとけてゐました」と弁明し、

結局、前記二点が検事の主張と相違することとなり、事件が起るまでの経路について、詳細に訊問があり、重要点たる殺意の点になり、

裁判長が、「前に二度も喧嘩をしてあるし、二度目には賭場を荒され仲直りをしたものゝ、

義理ではあるがそちらの父が甚三郎のために殴打されたので、殺す積りで甚三郎を襲ふたと予審ではいつてゐるが」とたづねると、「殺す気はなく、顔を割るか足を折る積りでした。警察で検事さんの調をうけ、二つほど嘘をいうてゐたので恐ろしいのと年の若い故で、検事さんが殺したのであらうといはれゝばハイと答へ、なんでもハイ／＼と答へました」と申立てる、

公訴事実によると、「Y.O利三郎方表街路に至り甚三郎を呼出し、同所で匕首を手にして立向ひ来りたる甚三郎に対し、被告は木刀及び匕首をもつて格闘し、匕首にて強く同人の前胸部を突刺し深く胸腔内心嚢及び右肺を貫き」とあるが、被告は、「木刀で胸のヒをイワしたのち、精一が短刀で斬りかゝつて来るから匕首で防いだ、別に突く気はなかつたが、向から進んで來たので私の匕首が向の体に刺さつたのです」と申立た。

裁判長は、検事並に予審判事の聴取書を朗読し、陪審員は謹直な態度で熱心に耳を傾け、正午休憩となつた。

証人しらべ

午後一時三十分再開、直に証人調べに入り、喧嘩の仲裁をしたI.D政吉をはじめ、被告の義父I.H吉松、被害者の義父Y.M金三郎ら八名の審問あり、五時三十分休憩、同六時半開廷、証拠調べのち検事の論告に入った。

疲労の色もなく、天晴れ陪審振り

検事は殺意ありと断ず

山口検事は、「陪審員各位はお疲労のことゝ思ひますが、検事の真剣な意見を述べ御参考に供する考へですから、暫くご辛抱くだされるやう」と希望を述べたのち、事實上、法律上その他諸点につき詳述し、「殺意ありしもの」と断じた。

終日を不馴れた法廷の中で暮らし、民衆裁判官振りを發揮してゐる陪審員は、疲労の色をも見せず、検事の論告を一語も聞漏らさじと傾聴する、やがて一時間近くにわたる論告が終つて、若林弁護士は証拠採用の点について意見を述べ、裁判長は裁判進行上に関し俄に合議することゝなつて小憩した。引続き弁論に入り、若林、新免両弁護士は「殺意なかりしもの」と断じた。

ついで、裁判長は、陪審員に対し本事件について親切に説示し、これが済むと同時に裁判長は「犯罪構成事実の有無を評議の上答申すべきやう」と命じたので、一同は評議室に退いて評議を遂げ、再び出廷して答申の附記された問書を裁判長に提出したので、裁判長は裁判書記に問書およびこれに対する答申を朗読させた。

裁判長の問書

裁判長が陪審員に手交した問書は、

主問 第一被告人は昭和三年十二月二十六日午後七時ごろ、□□条□町Y○利三郎方の表で殺意をもつてYM甚三郎の胸を匕首で突刺し殺害したものなりや

補問 第一被告人は同日同所においてYM甚三郎を匕首をもつて殺意をもつて（注、「殺意なくして」が正しい）刺し、よつて同人を死に至らしめたるものなりや
第二被告人は同日同所において誤つて匕首をもつて斬つけ死に至らしめたるものなりや

5 「大阪毎日」昭和四年四月一三日

京都の初陪審
博徒の殺人事件

京都地方裁判所の最初の陪審裁判が、十二日午前十時から開かれた。事件は、京都市□□条□町HK義一郎（二二）—仮名—が、昨年十二月廿六日夜、賭博のことから口論の末、YM甚三郎（二九）を短刀で刺殺したが、義一郎は飽くまで正当防衛を主張して、殺意を否認したので、遂に陪審裁判に附せられることになつたもので、堀裁判長、山口検事係、新免、若林両弁護士立会の上、谷田大阪控訴院長、久保田奈良地方裁判所長など多数列席、先づ陪審員十二名を選任し、陪審員の宣誓、検事の公訴事実陳述の後審理に入り、被告の実母よし江ほか七名の証人調べを行つて、正午すぎ休憩した。

6 「京都日出」昭和四年四月一三日

京都ではまだ初めての陪審裁判開かる
予審廷の供述を翻し殺意なしといふ

□□条博徒殺しの被告

午前中は事実しらべ

博徒同志の争ひから匕首を閃かして殺害した事件で、被告は徹頭徹尾殺意がないと主張し、茲に京都に於ける最初の陪審裁判に処せられた、京都市□□条通□□町無職前科一犯北村由藏（二九）仮名——の被告裁判が、十一日午前十時から、堀裁判長係、山口次席検事立会、若林（駒）、新免弁護士列席で、陪審法廷で開廷された。この日、裁判所側では、何分にも初裁判のため、早朝から地方民刑事部並に会計課の書記連を総動員して、諸般の準備に大忙となつてテンテコ舞ひ、蕭々とそぼ降る折柄の雨を衝いて、三十六名の陪審員のうち届出による不参加を除いた二十九名が出揃ふや、九時前、堀裁判長、山口次席検事等立会の上、非公開のもとに法廷で、抽籤により補欠を合せ左記十四名を陪審関与者に選定した、即ち、

無職澤井信三、染物加工業岡本定吉、機械器具製造三宅忠治郎、菓子販売玉水新三郎、穀類販売岸田恒治郎、農業中島末次郎、生命保険業宇治田福次郎、酒類販売奥田末吉、農業北川喜一郎、公吏滋井正敏、織物類販売中後義男、菓子販売尾關仙次郎。補欠、農業中村國吉、金属版印刷業松浦平太郎の諸氏

先づ、開廷に先立ち、堀裁判長は、陪審員一同に対して、陪審の評議及答申に際しては飽までも公平無私であるべき数件の要項を訓示して、宣誓を行つた。一方、傍聴席には、裁判所関係者で早くも満員になつたが、谷田大阪控訴院長、久保田奈良、伊藤和歌山、東神戸、大久保大津の各地方裁判所長の顔も見へ、なごやかな春氣分を外にして、パット輝

く四個のシャンデリヤの下に、被告に対する事実調べに入つた。

検事廷の申立も悉く眞相でない

被告は飽くまで殺意否認

弁護士から異議申立

被告は生來不良で、常に賭場出入してゐたところ、

昭和三年十二月二十五日、被告が開帳した京都市□□条□□町I D政吉方の賭場で、通称精一事Y M甚三郎が、呼子の笛を鳴らして賭場を騒がしたことから、同人と口論の末互に争闘し、其場はI D政吉等の仲裁で納つたが、その二ヶ月計り前にも甚三郎と喧嘩をしたことがあつて、被告は甚三郎が故意にその賭場を妨害したものと思ひ、内心解けず同人の鬭争を予期し、之に備ふるに匕首一口を懷中し尚木刀を用意した折柄、その翌二十六日午後七時頃、右甚三郎が被告の義父I H吉松を殴打したことを聞き、甚三郎に対する憤怒の情その極に達し、寧ろ同人を殺害して鬱憤を癒さんと決意し、直ちに甚三郎の住居してゐる京都市□□条□□町Y O利三郎方表街路に到り甚三郎を呼出した處、同所に於て匕首を手にして立ち向つて来た甚三郎に対し、木刀及び匕首を以て格闘し匕首で強く同人の胸部を突き刺し、胸腔中心囊及び右肺を貫いて、同人をして其損傷に基く大出血のため間もなく死亡するに至らしめて、殺害の目的を遂げたものである。

けれど、被告は、検事廷、予審廷に於ては殺意を認めてゐたが、準備期日があたつて突然殺意がなかつたと弁解したにある。被告は、堀裁判長の審問に対して、記憶を辿つて左

の如く述べた。

昭和三年十二月二十六日午後七時頃、YM甚三郎が匕首で突かれたゝめに死んだことは知つてゐるが、殺す考へは私には少しもなかつた。要するに、予審決定書と相違の点は、最初相手のYMが匕首を以て立ち向つて來たから、それに応じたゞけである。元来、私は賭場へは時々出入しYMとは賭場のことから兎行の前日即ち十二月二十五日とその二ヶ月程前にも喧嘩したが、仲裁が出て心から打ち解けてゐた点と、前申した通り殺意のなかつた二点である。十二月二十五日にも、自分は小使錢に窮したゝめ、その寺錢を貰ふべくID政吉方で賭場を開いた処が、YM甚三郎が呼子笛を鳴して騒いだので、二、三口論の末喧嘩となつたが、政吉の仲裁でその場は手打ちの盃を交して納つた。又、匕首を絶えず所持してゐた理由は、後日賭場を開いて他の者のためにあらざれるやうなことがあつてはと思ひ、万一の備へにと持ち歩いてゐた。今度の賭場をYMがあらしたことは、二ヶ月程前、年下の私から兎や角言はれた恨みから、左様なことをしたものと思ふ。同月廿六日頃自宅にあるもたいくつで外出した際、義父のIH吉松が甚三郎のために瞞し討ちにされたことをも耳にしてゐたので、甚三郎の頭なり足一本を挫いてやるために、同夜七時頃YM甚三郎をYO利三郎方から呼び出した時、甚三郎は父のかたきを打ちに來たものと考へ、突然襦袢に腰巻といふ身装で現はれ、右手に短刀を持つてゐたが、矢庭にその刃を下に向け乍ら私に対して同家表縁の上からの的を定めて突きかゝつて來たので、私は同人を殺す気も傷つゝける気もなかつたが、木刀を左手に持ち右手に懷中から匕首を抜き放つて身構へて防いだ、所が同人は何のヒルム氣配もなく立向つて來たので、私は奮闘して甚三郎を二、三回無茶苦茶についたが、その個所は覚へて居らぬ、けれどそのために同人が死んだといふ

ことは後で聞いて知つた。

かく、予審供述を真つ向から否認し、検事廷でも心にない虚構な申立てをしたので、何も彼も皆真相でないと申立てた。此時（午後零時半）若林弁護人から公判準備等に於ける被告の供述の変更点を、公判廷に於いてこの証拠とされたことにつき異議の申立をなし、一先づ休憩した。

7 「京都日出」昭和四年四月一三日

陪審裁判は続行され、証人調べに入る
始めての試練に逢ふた法廷は
緊張のうちに公判は夜に及ぶ
微から細に亘る訊問

（夕刊続報）博徒殺し京都市□□条□□町無職山村由藏（一九）——仮名——の法定陪審裁判は、京都地方裁判所陪審法廷に於て、午後一時五十分再開、直に証人訊問に入る。
ID政吉（四六）一、昨年十一月二十五日、私方で被告とYM甚三郎が喧嘩した原因は、賭博の際に呼子の笛を吹いたゝめに被告が怒り、直に立ち上つて喧嘩となつて殴り合ひとなつたのを、私が仲裁に這入り、酒一升で手打をさした。その夜は、ことなく済んだ、その賭博は被告のために開いたので、被害者の呼子の笛一件から、寺錢が集らなかつた模様である。両人の間には、何の遺恨もないやうに、私の眼から見られるが、二ヶ月前にも喧嘩したやうだが、他所へ行つてゐたので知らぬ。二十五日の手打ちで、全く仲直りが出来た

ものと思つてゐた、翌二十六日夕方、私の近所で被告の義父 I H 吉松なるものが、YMに殴られたことを知つた、後で、被告が私の父をドズイたのは誰ぢやと言つて、裏口から私方へ這入つて來たが、間なく何處となしに出て行つたと思ふ間に、かれこれ十五分も経つた頃「金や戻つて來てくれ！」といふ声がした。

I H 吉松（四六）——被告の実母よしゑの夫、通称油徳——耳が遠いため、絶えず片手を耳にあて乍らの証言に、兇行の二十五日は、I D 方で私は寝てゐたので知らなかつたが、覚めてから I D 政吉の肝入りで、仲直りの酒盃を交したが（この時裁判所長の温情で補声器をあてがはれる）、その時私は被告をして精一を殴らし殺させたことなんてない。二十六日午後六時半か七時頃、用便から出て来た所へ、精一が此方へ来いと言ふなり、下駄で私の頭を殴つてゐる所へ、精一の叔父が来て謝罪し、一方 I D 政吉が仲裁してゐる時へ、被告が馳せつけて、お父さんやられたのかと聞いたが、私は何んでもない、お金の出る所はないと思ひかへした。その後、被告が精一の持つてゐた匕首で斬つたことを、本人から聞いたので、K D 鶴松が刑事巡查と共に匕首の置き場所へ行つた、被告がその所持の兇器で斬りつけたことは聞かぬと申立て、予審廷の証言と相違したので、裁判長は「被告の身の上を思ふて言ふのではないか」と一喝を食つた後、私が YM に何のために殴られたか、その原因は知らない、又金がいろいろと謝罪したので、頭を殴ぐられて少しも腹が立たなかつた。

Y M 金三郎（三〇）——被害者の叔父通称ゴロ金、——昨年十月頃被告と甚三郎が喧嘩を聞いたが、それは賭博のことからであった。所が、同年十二月二十五日夜仕事先から帰宅後、私宅で精一が酒を呑んだ時の話には、賭博の事から被告と喧嘩の末被告は多くの者に抱き止められて、誰とも解らぬが殴ぐられたので、残念でたまらなかつたと言つてゐた。

又二十六日、I D 政吉方近くで、YMがI H 吉松と口論してゐたので、私はその謝罪をして相方引き下つたが、間もなくして女の声で「金や早く帰つておくれ、喧嘩や！」と自分を呼んでゐたが、少したつて被告が大分腹を立てゝゐる気配で、私の親父を殴つたのは誰だと言つてゐた。裁判所で予審廷と公判廷との証言相違をされ、証人は痛み入つて予審の証言が真実であると恐縮。

O K よしゑ（四四）——、被告の実母——、二十五日のことは知らなんだが、坊主が喧嘩のことで政やんにいろ／＼世話になつたことを聞いたけれど、その時坊主は別に怒つてゐる様子もなく、たゞ手を取つたさかへにお母ア「礼に行つといでやア」と言つてゐた。二十六日の晩、夫吉松が精一に頭を割られたことは後から聞いた所へ坊主がやつて來て、父に向ひ喧嘩をしたのかえと聞いてゐたが、同人は怒つてゐず、出て行く時には唄をうたつてゐた。

Y O 花子（一五）——、昨年十二月二十六日夜、ボタンを買ひに行かうとする所へ、私の家へピカ／＼光つたものを持つた被告が、精一はゐるかと訊ねて來たので、精一が表戸から外へ出掛けやうとしてゐた際、被告は刃物を前方へ向けてゐたため、恐くなつて買物に行かず振りかへつてみると、精一はよしゑに横抱になつてゐた旨を述べて、

再び休憩となつた、時に三時五十分、四時十六分三開。現場に居合せた人、通称カンチ徳事 N T 徳次郎証人調べに始まる。

N T 徳次郎（三〇）——、昨年十二月二十六日夜、Y O 利三郎方へ行つてゐる際、被告が同居人の精一ゐるかと訊ね来て、精一が雨戸から外へ出たとき、「あれツ！」といふ女の声がしたので何事と思ひ、私は Y O さんと外へ出て見ると、縁の処で精一が死人同様になつてゐ

たゝめ一先づ家中へかつき込み、最寄の医師に診せた上、福島病院で応急手当をうけたが、遂に死んでしまった。

Y O 利三郎（五三）一、被害者の実叔母の夫、一十一月二十六日夜、被告が精一ゐるかと言つたので、私の家内があると言ふや、被告は「精一此処迄出る」、私の遮ぎるのも振り切つて、精一が出た矢庭にドシット音がした瞬間、精一が被告の母親に抱へられてゐたけれど、精一が匕首を持してゐた事は後から聞いた。

Y O たみ（四〇）一被害者の叔母、一十二月二十六日夜、私方へ被告が来て精一ゐるかと言ひ、私が外へ金三郎を呼びに出た時、被告の母親が往来で「やつてしまへ、やつてしまへ」と怒鳴つてゐた。私の帰つた頃には、医者がはせつけてゐた、若林弁護人から証人に精一がシャツに腰巻の身なりで、よし来たかと飛び出たのではないかと問はれ、よしの意味の取違ひで、この珍應答に花をさかせ、結局よしの意味はよく来たといふことではなく、被告の名前をさした意味であることに落ち付き、一寸愛嬌を見せて証人調を終り、五時四十分休憩。（以下夕刊）

8 「京都日日」昭和四年四月一三日

陪審員の答申は、被告の殺意を認む

裁判長は答申を採用した

京都最初の陪審裁判公判

京都で最初の陪審裁判として注目されてゐる、被告京都市□□条□□町古川義一郎（二二）

——〔仮名〕に対する殺人被告事件の公判は、堀裁判長、山口検事係、新免、若林弁護士立会の上、谷田大阪控訴院長、久保田奈良地方裁判所長など多数列席、十二日午前十時開廷、前後七回に亘る休憩を重ね、その間事実調べ、証人調べ、検事の論告、弁護士の弁論と型の如く終り、陪審裁判の異彩たる裁判長の説示あり、被告が殺意を以て殺害したものか否かの事件の主要点なる旨を説き、特に陪審員の注意を促し、最後に陪審員の評議に入り、その結果、被告に殺意ありと答申したが、裁判長はこれを採用し、前後十四時間の長時間をぶつ通して、慎重に審議を進め、十三日午前零時漸く閉廷した。

「事件全体を支配する博徒同士の斬合ひ、命の争奪」

との検事の舌鋒鋭き論告に対し

「單なる脅し合ひ」と弁護士の弁論

【夕刊既報】殺人事件の被告古川義一郎（二二）〔仮名〕に対する陪審裁判は、午前に続いて十一日午後一時卅分から開廷。証人調に入り、

まづ、被害者Y Mと被告との喧嘩の仲裁に入った□□条□□町I D政吉から調べが始まつた。裁判長の問に対し、「昨年十二月二十五日、私宅で賭博開帳の折、Y Mが呼子笛を鳴らしたことから、Y Mと古川は立ちあがり喧嘩を始めたので仲裁に入り、酒一升を買ふて仲直りをさせました」と、被害者対被告との当時のいきさつにつき陳述し、

続いて、被告の義父に当るI H吉松、被害者Y Mの叔父であるY M金三郎、被告の実母H Kよしあ、被害者の叔母の娘Y O花子の各証人調べを終り、同四時休憩、同四時十五分

から続行して、兇行の現場に居合はせ、その状況を目撃してゐたN T徳次郎及び被害者の叔父Y O利三郎、伯母Y Oたみの証人に就ては、兇行前後の被害者並に被告の態度につき、特に微より細をうがつた審問をなし、証人八名の調を終り、同五時三十分夕食のため三度の休憩に入った。

更に、同六時五十分より開廷。山口立会検事は、犯罪事実上の構成要素に関する問題即ち本件犯罪の成立に関し事実上、法律上の意見の陳述に先だち、陪審員に対する希望述べて諒解を求め、本論に移り、「本件は被告も被害者もまた事件に関する重要な証言者も博徒で、従つて事件全体を支配する背景である、要するに、本件は博徒同士の闘争である、本件発生の原因は、昨年中における被告対被害者の賭博の争ひに端を発し、更に同年十二月二十五日の争ひ、即ち呼子笛を鳴らして同志を驚かした、警察風よりの争闘が重なつて、大喧嘩となつたものゝ、I D政吉の仲裁により、表面双方諒解した態であつたが、内心決して解けてゐなかつた。被告は、義父の殴打に一層憤怒の度を増し、翌二十六日より匕首を携へ万一を用意し恰かも戦時状態となり、被害者方を襲ふて表に呼び出し、かく兇行を演じたものである。被告の検事、予審における供述では、殺意を認めながら、突如準備手続において殺意を否認し、公判廷においても依然として否認を続けてゐるが、決して信用できぬ。要するに、本件は博徒同士の斬合ひ、命の争奪である、被害者、被告ともに殺意のあつたことは疑ひなく、その争ひに幸ひに被告は勝利を得たといふ事件である」と検事の舌鋒は鋭く、被告の肺腑を抉つて論結し、

次で、若林弁護士の弁論に入る。同弁護士もまた本論に先だち、裁判長から陪審員に対する諭告中の一節を指摘して、検事の諭告も弁護士の弁論もまた裁判所の取調べもみな同

等である、従つて何れ劣らず傾聴して、陪審員諸氏の参考に供したいと一矢を放つて、本論に入り、公判における証拠書類の信認力如何の通論半ばごろ、裁判長は弁論進行上合議の必要ありとなし、休憩を宣し、約十五分間の後、引続き開廷、本件相互の争闘は検事所論の如き殺し合ひ、果し合ひでなく、脅かし合ひであると、過去幾多の賭博争闘事件の例をあげて論及し、本件被告の行為は傷害致死罪であると結んで、

新免弁護士と代り、公平なる審判を希望してやまず、と簡単にかたづけて弁論を打ちきり、同九時十五分、説示に先だち休憩。

殺意の有無

本件の主要な疑点

裁判長諭々と説示

午後十時十分五度開廷、陪審員に対する説示に入り、裁判長は長時間に亘り熱心に立会つてくれた各位に対しその労を謝すると述べ、各位は既に本件の真相に就てはお判りのこゝ思ふから、今より本件犯罪の事実関係に就き評議されたい、本件は既に検事、弁護士により各方面から解剖されてゐるが、本職よりも必ず一応事件の事実に就き申上げたい、小南博士の鑑定によれば、被害者Y Mは胸部に大きい傷あり、その傷が致命傷で死んだものであるといひ、検事は被告に殺意ありしものと主張し、被告は殺意なく突き込んで来るY Mの行為を防ぐため過つて刺したもので、殺人でもなく傷害の罪を犯したものでもないと主張してゐる、そこで各位に評議を求めた譯であると説いて、問書の写しを各陪審員に

交附した。その写しには、

主問　被告人は昨年十二月二十六日殺意をもつて YM の胸部を匕首で殺害したものなりや
補問　第一、被告人は被害者 YM を匕首で傷害し以て死を致したものなりや

第二、被告人は YM を過つて死に致したるものなりや

と第三項問を挙げ、更に裁判長は、主問、補問の法律上の関係につき説明するところあり、終つて評議の方法、順序につき注意を促し、同十一時休憩を宣し、陪審員は評議室に入り、陪審長の互選を行ひ、各自意見を述べ、犯罪構成事実につき評議するところがあつた。

殺意を認む

陪審員の答申

午後十一時五十分評議を終り、陪審員は法廷に出席、評議の結果、主問 ||『被告が殺意を以て殺害したるものなりや』に対し『然り』と、殺意を以て殺害したるものと認めて、答申の手続きをとり、裁判長はこれを採用し、十三日午前零時漸く閉廷。検事の論告は、来る十六日午前九時から続行の筈。

9 「大阪朝日京都版」昭和四年四月一四日

殺意ありしものと

陪審員は評決す

審理時間實に十五時間

昨報つゞき || 古川義一郎 (二十一仮名) の殺人事件に対する陪審公判は、山口検事の論告のうち、裁判長は別項の如き問書を提示し、十二日十一時二十分から約三十分にわたり、陪審員は評議室において評議を遂げ再び出廷、堀裁判長が交付した問書に対する答申書を、陪審員長澤井信三氏から裁判長へ手交したが、答申は問書の主問第一の被告人は昭和三年十二月二十六日午後七時ごろ、□□条□□町 YM 利三郎方の表で殺意をもつて精一事 YM 甚三郎の胸部を匕首で突き刺し殺害したるものなりやに対して「然り」と答へ、殺人罪なりと評決したのである。裁判書記が、答申書の朗読を終るや、裁判長はこの答申を採択することに決し、陪審員に対して「本日は早朝から、長時間御立会下され御苦労様でした、さぞ御疲れのことでせう」と感謝と慰撫の辞を呈した。

検事の論告求刑と弁護士の弁論は、十六日午前九時から開かれることに決して、十三日午前零時閉廷したが、十五時間ぶつ通しで審理公判を行はれたことは、京都地方裁判所はじまつて以来のことである。

なほ、昨報記事中陪審員八名当選とあるは十二名の誤りで、昨紙所載の外綴喜郡田迫町農業北川喜一郎 (四十二)、相楽郡木津町公吏滋井正敏 (四十五)、天田郡福知山町大字中野織物販売業中後義男 (四十五)、与謝郡宮津町菓子商尾關仙次郎 (五十)、「補欠」乙訓郡向日町農作中村國吉 (四十六)、京都市外深草町福稻金属版印刷業松浦平太郎 (四十六) 諸氏が当選したのである。

また、陪審員に支給する旅費日当、賄料は全部国費支弁で、一回の公判に数百円を要するのであるが、前記公判に要した費用は、総計三百七円十四銭であつたそうである。

裁判長の問書

裁判長が陪審員に手交した問書は、

主問 第一被告人は昭和三年十二月二十六日午後七時ごろ、□□条□□町Y○利三郎方の表で殺意をもつてY.M.甚三郎の胸を匕首で突刺し殺害したものなりや

補問 第一被告人は同日同所においてY.M.甚三郎を匕首をもつて殺意をもつて（注、「殺意なくして」が正しい）刺し、よつて同人を死に至らしめたるものなりや

△第二被告人は同日同所において誤つて匕首をもつて斬つけ死に至らしめたるものなりや

10 「京都日出」 昭和四年四月一四日

被告の

殺意を認む

【既報】十二日、京都地方裁判所陪審法廷で開廷の博徒殺し、京都市□□条□□町無職北村由藏（二九）—仮名—の被告事件につき、午後六時四十分四度び開廷、山口検事は事実並に法律上に亘つて論告、弁護人の意見陳述等の後、堀裁判所長から陪審員に対し被告のなしたる犯行は、（主問）殺意ありしものか、又（補問一）傷害致死か、それとも（同上二）過失致死か、その何れに相当すべきか、問書を交付して、茲に陪審員一同は評議に先立ち

陪審長を選定の上、愈主問に対し、然り（即ち殺意を認む）との答申あつて閉廷、時に十三日午前零時五分。

来る十六日の次回に於て、論告求刑などある筈。

11 「大阪朝日」 昭和四年四月一四日

審理十五時間

京都の陪審公判

十二日午前九時から、京都地方裁判所で、堀裁判長係、山口検事立会で開かれた、京都における最初の陪審裁判、京都市□□条H.K.義一郎（三十一—仮名）の殺人罪は、殺意の有無が争点となつたが、陪審員は同夜十一時二十分から評議を遂げた結果、殺意を以て相手を殺害したものと評決答申した。検事の論告求刑、弁護士の弁論は十六日午前九時から開廷に決し、十三日午前零時閉廷した。實に十五時間ぶつ通しの審理を行つたことは、京都裁判所始まつて以来、始めてのことである。

12 「大阪朝日京都版」 昭和四年四月一七日

検事求刑通り、懲役十年の判決

京都の初陪審公判

京都最初の陪審公判——□□条□□町古川義一郎（二十一—仮名）の殺人事件の続行公判は、十

六日午前九時半から、京都地方裁判所陪審法廷で開廷（堀裁判長係山口検事立会）、検事は峻烈な論告の後懲役十年を求刑し、若林、新見両弁護士の減刑論をなし、正午休憩、一時四十分堀裁判長は、検事求刑通り懲役十年の判決を言渡した。

13 「京都日出」昭和四年四月一七日

博徒殺しに懲役十年の言渡

検事は傷害致死として論告（注、「検事は殺人として論告」が正しい）

陪審公判続行

博徒殺し京都市□□条□□町無職北村由藏（二九）—仮名—にかかる最初の法定陪審裁判は、十六日午前十時から、京都地方裁判所陪審法廷に於いて、堀裁判長係、小山検事、新免、若林（駒）の両弁護士の立会で続行公判を開廷。

劈頭、直に論告に入り、小山検事は、本件は既に殺人罪として評議があつたので簡単に論ずることとする、本件は暗打したものでなく被告は男らしく匕首を以て雌雄を決したものである、被告の未青年時代に於ける悪性を微細に亘つて列挙して、懲役十年を求刑、新免弁護人、本件の最初の因をなしたものは、被害者Y.M甚三郎であり又被告が前回に於て弁解してゐる如く、本件に於ては殺害の実行でなく、傷害致死に属すべきものである、若し殺意あつたとすればあの時、もつとしつこく突かねばならぬ、これを春秋の筆法をもつてすれば、被害者甚三郎を殺したものは彼自身であると述べて、情状酌量論を終り、次いで、若林弁護人は、被告の殺人中止説、被害者の誘導行為、予審決定書に現れた事

実の相違の三点を主張の後、本件の禍を起したのは全く被害者側にあるとして、其後被告との間に和解が出来て、美しい人情味がくり上げられ、今回自分が弁護を引受けたやうになつた動機は、全く被害者側からの依頼によるもので、幾分なりとも被告の刑量が軽減されるとすれば、死んだ仏も嘸や喜ぶであらうとの話しであつたと述べ、傍聴者の涙をそゝつた。

かくて、午後一時半、堀裁判長から、検事求刑通り懲役十年の判決言渡しがあつた。

14 「大阪朝日」昭和四年四月二一日

説示が失当だ

と京都最初の陪審上告

去る十六日、京都地方裁判所において、懲役十年の判決を言渡された、京都最初の陪審裁判殺人事件の被告古川義一郎（二十一—仮名）は、堀裁判長が法律的に証拠とすべからざるものを証拠に引用して説示したのは失当であるとして、若林弁護士を代理人とし二十日上告の手続をした。

15 「法律新聞」昭和四年四月二三日

京都最初の陪審裁判

博徒同志の争ひから匕首を閃かして殺害した事件で、被告は徹頭徹尾殺意がないと主張

し、茲に京都に於ける最初の陪審裁判に処せられた、京都市□□条通□□町無職前科一犯北村由藏（一九）仮名の被告裁判が、十二日午前十時から、堀裁判長係、山口次席検事立会、若林（駒）、新免弁護士列席で、陪審法廷で開廷された。この日、裁判所側では何分にも初裁判のため、早朝から地方民刑事部並に会計課の書記連を総動員して、諸般の準備に大童となつてテンテコ舞ひ。蕭々とそぼ降る折柄の雨を衝いて、三十六名の陪審員のうち届出による不参者を除いた、二十九名が出揃ふや、九時前堀裁判長、山口次席検事等立会の上非公開のもとに法廷で、抽籤により補欠を合せ、左記十四名を陪審閲与者に選定した。即ち、無職澤井信三、染色加工業岡本定吉、機械器具製造三宅忠治郎、菓子販売玉水新三郎、穀類販売岸田恒治郎、農業中島末治郎、生命保険業宇治田福次郎、酒類販売奥田末吉、農業北川喜一郎、公吏滋井正敏、織物類販売中後義男、菓子販売尾關仙次郎、補欠農業中村國吉、金属版印刷業松浦平太郎の諸氏。

先づ、開廷に先立ち、堀裁判長は、陪審員一同に対して陪審の評議及答申に際しては飽までも公平無私であるべき数件の要領を訓示して、宣誓を行つた。一方、傍聴席には、裁判所関係者で早くも満員になつたが、谷田大阪控訴院長、久保田奈良、伊藤和歌山、東神戸、大久保大津の各地方裁判所長の顔も見へ、なごやかな春氣分を外にして、パツト輝く四個のシャンデリヤの下に、被告に対する事實調べに入つた。

被告は、生来不良で常に賭場に出入してゐたところ、昭和三年十二月二十五日、被告が開帳した京都市□□条□□町I D政吉方の賭場で、通称精一事YM甚三郎が呼子の笛を鳴らして賭場を騒がしたことから、同人と口論の末互に争闘し、其場はI D政吉等の仲裁で納つたが、その二ヶ月許り前にも甚三郎と喧嘩をしたことがあつて、被告は甚三郎が故意

にその賭場を妨害したものと思ひ内心解けず、同人との鬭争を予期し之に備ふるに匕首一口を懷中し、尚木刀を用意した折柄、その翌二十六日午後七時頃、右甚三郎が被告の義父I H吉松を殴打したことを聞き、甚三郎に対する憤怨の情その極に達し、寧ろ同人を殺害して鬱憤を霽さんと決意し、直ちに甚三郎の住居してゐる京都市□□条□□町YO利三郎方表街路に到り甚三郎を呼出した所、同所に於て匕首を手にして立ち向つて來た甚三郎に対し、木刀及び匕首を以て格闘し、匕首で強く同人の胸部を突き刺し、胸腔中心囊及び右肺を貫いて、同人をして其損傷に基く大出血のため間もなく死亡するに至らしめて、殺害の目的を遂げたものである。けれど、被告は検事廷、予審廷に於ては殺意を認めてゐたが、準備期日にあたつて突然殺意がなかつたと弁解したにある。

被告は、堀裁判長の審問に対し、記憶を辿つて左の如く述べた。昭和三年十二月二十六日午後七時頃、YM甚三郎が匕首で突かれたゝめに死んだことは知つてゐるが、殺す考へは私には少しもなかつた。要するに、予審決定書と相違の点は、最初相手のYMが匕首を以て立ち向つて來たからそれに応じただけである。元来私は賭場へは時々出入し、YMとは賭場のことから兎行の前日、即ち十二月二十五日とその二ヶ月程前にも喧嘩したが、仲裁が出て心から打ち解けてゐた点と前申し通り殺意のなかつた二点である。十二月二十五日にも、自分は小使錢に窮したゝめその寺錢を貰ふべく、I D政吉方で賭場を開いたが、YM甚三郎が呼子笛を鳴して騒いだので、二、三口論の末喧嘩となつたが、政吉の仲裁でその場は手打ちの盃を交して納つた。又匕首を絶えず所持してゐた理由は、後日賭場を開いて他の者のためにあらざれるやうなことがあつてはと思ひ、万一の備へにと持ち歩いてゐた。今度の賭場をYMがあらしたことは、二ヶ月程前年下の私から兎や角言はれ

た恨みから、左様なことをしたものと思ふ。同月廿六日頃、自宅にあるもたいくつで外出した際、義父のI H吉松が甚三郎のために瞞し討ちにされたことをも耳にしてゐたので、甚三郎の頭なり足一本を挫いてやるために、同夜七時頃Y M甚三郎をY O利三郎方から呼び出した時、甚三郎は父のかたきを打ちに来たものと考へ、突然襦袢に腰巻といふ身装で現はれ、右手に短刀を持つてゐたが、矢庭にその刃を下に向け乍ら、私に対して同家表縁の上からの意を定めて突きかゝって來たので、私は同人を殺す氣も傷づゝける気もなかつたが、木刀を左手に持ち右手に懷中から匕首を抜き放つて身構へて防いだ所が、同人は何のヒルム気配もなく立向つて來たので、私は奮闘して甚三郎を二、三回無茶苦茶についたが、その個所は覚へて居らぬ。けれど、そのために同人が死んだといふことは、後で聞いて知つた。かく、予審供述を真に向から否認し、検事廷でも心にない虚構な申立てをしたので、何も彼も皆眞相でないと申立てた。

此時（午後零時半）、若林弁護人から、公判準備等に於ける被告の供述の変更点を公判廷において、この証拠とされたことにつき異議の申立をなした。

②強盗殺人未遂被告事件昭和四年六月一日判決

1 「大阪朝日京都版」昭和四年五月三一日

鞄の金を見て俄かに殺意

集金女殺害未遂事件

三十一日陪審裁判に

京都市□□内□□西に入る糸物商KM政治（二十三）の強盗殺人未遂事件——政治は糸物商を営み、営業を拡張せんとするも資金の調達が出来ず苦慮してゐる折柄、四月六日午後一時三十分ごろ、OS貯蓄銀行N J支店集金人T I いち（三十九）が、被告人政治が加入してゐる右銀行積立貯金（三百円）の月掛金を集金に來たとき、いちが所持する集金鞄の中に多額の現金を所持してゐることを知り、俄かに殺害してその所持金を奪取せんことを決意し、表の間上り口に腰をかけてをつたいの隙を伺ひ、同人の背後から竹のステッキでいちの咽喉部にあて両手で強く引き殺害せんとしたが、ステッキがいちのアゴへ当り、いちが極力抵抗し「人殺し！」と大声を發して救を求める、その口に覆ふた被告人政治の手指にいちが咬みついたので、被告人政治が手を緩めたので、同人のアゴに治療一週間の傷を負はしたのみで、強盗殺人の目的を遂げなかつたものである。

右は、陪審裁判に附せられることになり、三十一日午前八時から、京都地方裁判所において、堀裁判長係、山口検事立会の下に開廷のはずで、裁判所は傍聴券を発行して制限することになつた。

2 「京都日日」昭和四年五月三一日

集金人扼殺、強盗未遂陪審

けさ八時から開廷

陪審法が実施されてから、京都では 第二回目の陪審裁判、被告は京都市□□□通□□西入る糸物商KM政治（二十三）が犯した強盗殺人未遂事件は、三十一日午前八時から京都地方裁

判所陪審法廷で、堀裁判長、山口検事係りに、既定の陪審員列席し開廷される。

事件の内容は、営業の資金に窮迫した被告は、四月六日午後一時頃、OS貯蓄銀行N J支店集金人T I いち（三九）が集金に来りたるを奇貨に、竹製のステッキで背後から咽喉部を絞め殺害して、同集金人所持の現金を奪取せんとして未遂に終つたものである。

3 「大阪朝日京都版」昭和四年六月一日

あくまでも殺意を否む

集金人扼殺未遂事件 きのふ陪審公判

京都市□□内□□西入糸物商K M政治（三十三）が、四月六日午後零時三十分ごろ、OS貯蓄銀行N J支店集金人T I いち（三十九）の所持する集金鞄を奪ふため、扼殺せんとして未遂に終つたといふ事件は、被告政治が公判準備手続きにおいて「金を集金人に渡した際、いちが自分の左手を突然握み薬指を咬みついたので、竹のステッキで防いだに過ぎない」と極力犯意を否認したので、昨報の如く、陪審裁判に附せられ、三十一日午前九時から京都地方裁判所陪審法廷で、堀裁判長係、山口検事立会で開かれた。

陪審員は抽籤の結果、於市長治、佐藤辰之助、大村芳次郎、中川常次郎、藤田吉松、津野庄次郎、対島文作、辻末三郎、大西龜吉、丹羽竹治、奥初之助、野口千太郎（外に二名予備）十二氏当選、

尾崎、小田両弁護士出廷、裁判長の陪審員に対する諭告があつたのち、山口検事は被告

の生ひ立ちを述べたのち、「殺して死体を金閣寺の裏山へかくす考へで、朝から妻を外出せしめてをつたのである」と、陪審員へ咬んで含めるやうに公訴事実を述べ、

被告人の訊問に入つたが、被告人は、裁判長の問に対し、徹頭徹尾犯意を否認し、予審調書を朗読されるや、「西陣署で刑事から殴られたり蹴られたりされて、向ふがいふ通りをハイ／＼と答へ、送られて来るときも鐵尾警部がこゝでいつたと同じことをいへば罪が軽くなるやうに頼んでやるといはれたので、予審でもその通り申しました」と答へた。陪審員の中には、被告に訊問し、薬指の創痕をあらためるなど、天晴れ民衆裁判官振りを發揮する。

次いで、証人調べに入り、被害者T I いちは当時の恐ろしかつた事実に身慄しながら、手真似や声色をつかつて詳さに申立て、「K Mさんのいふことは全然嘘であります」と結び、零時半休憩、午後一時五十分再開。引き続き証人調べがあり、被告人の近隣の人や、被害者のつとめるOS貯蓄銀行N J支店のG T支店長、或は被告人を逮捕取調べを行ふた西陣署の鐵尾警部、門脇司法係長、市川、野々村、神田三巡査らに対し訊問があり、被告が主張する警察官の暴行拷問の点に対しては、西陣署の各証人らは口を揃へて否認した。

これより、検事の論告に移り、山口検事は同事件を各方面から解剖して、「殺害して金を奪はんと決心してやつた強盗殺人未遂事件である」と断じ、弁護士の弁論に入り、小田弁護士は、被告人はT I いちの背後から集金の金を差出した際に、T I いちがある錯覚から突然被告の指を咬んだもので、被害者いちにおいても最初は警察へ訴へる意思もなかつたが、被告から気狂ひ扱ひにされたのを憤慨して、誇張的に訴へ出たのが、たま／＼警察官の乱暴な取調べにより作られた事件と見るのが至当であると論じ、尾崎弁護士は「疑問多き

ことである本件を、薄弱な証拠をもつて有罪無罪と確定するといふことは危険である」と論じ、六時五十分休憩。

陪審員は、有罪の答申

八時再開、堀裁判長は、陪審員に約一時間に渡つて説示したのち、左の如く問書を発した。

問書 被告人は、昭和四年四月六日京都市□□内□□西へ入る自宅に於て、T I いちを殺害してその所持金を奪取せんと決意し、竹のステッキを以て咽喉部を絞め殺害せんとしたが、同人が抵抗しその場より逃げ出せるため、目的を遂げざりしものなるや

それより、陪審員は評議室に入り、陪審長を選挙の上協議の結果、問書に対し「然り」と答申、有罪と表決したので、裁判長はこれを採用し、かくて十三時間の長き審理を終り十時過ぎ閉廷。検事の論告、弁護士の弁論は、一日午前八時よりと決定。

4 「京都日出」昭和四年六月一日

二度目の陪審公判

指を咬まれたから

被告は予審の供述を否認

女集金員扼殺未遂

月掛貯金の集金に来た女の所持金を奪取せんとして、その咽喉部にステッキをあて、両手で強く引いて扼殺しようとしたが果さなかつた、京都市□□内通□□西入る糸物商K M 政治(二三)の強盗殺人未遂事件は、第一の陪審裁判として京都地方裁判所の同法廷で、三十日午前十時から、堀裁判長、山口検事、尾崎、小田両弁護士の立会で開廷。

陪審員側は、京都市大宮通御池下る捺染加工業於市長治、麸屋町通姉小路下る飲食料品販売業佐藤辰之助、東洞院通松原下る被服販売大村芳次郎、河原町通三条下る化学器械販売業中川常次郎、新し町通仏光寺下る燃料販売藤田吉松、本町四丁目麵類商淺野庄次郎、愛宕郡修学院村大字修学院精華女学校体操教師對馬文作、乙訓郡乙訓村大字井内農作辻末三郎、綴喜郡多賀村字茶臼塚農作大河龜吉、伏見市字上板橋物品販売丹羽竹治、南桑田郡稗田野村大字太田農作奥初之助、船井郡東本梅村字南大谷農作野々口千太郎の十二氏並に予備員二名列席した。

被告は、裁判長の審問に対し供述する、「昨年三月早々、約二千円を資本金に糸物のブローカーを始め、月七八十円から百円の純収入があり、資本金に不足を告げるやうなことはなく、O S 貯蓄銀行N J 支店と三ヶ年契約三百円受取の積立貯金をし、去月六日午後零時半頃、同支店の集金人T I いち(三九)が立ち越したので、私は最初通帳を渡し財布から十円札を出して支払ひをしやうとして渡した処、私の左手を突然掴み薬指を咬まれたまゝに足袋跣で土間へ飛降りた際、竹製のステッキがあつたのでこれを手にしたとき、集金人の何處かにぶつかつたらしく咬んでゐた私の指を離した、一步右のステッキをその胸部にて両手に持ち強く引いてへさへ付けやうとしたが、同人が人殺し！人殺しと連呼し、ステッキは咽喉部の処へかゝつてゐた。その時、自分は全く夢中であつたが、集金人は気でも

狂つたものらしいので、又咬まればはと思ひ斯様に抵抗したものである。それから、約三十分経つた頃、私は集金人の下駄を持ち銀行に支店長を訪ね、本件の原因は何れにあるかをたしかめに行つたが、先方が私の指を咬みついてゐながら、全く反対の事を言ひ、支店長も同じ意味のことを申され、私としても身に何の覚えがないので謝することもなく、出る処へ出れば判ることですからと云つて別れた」と供述し、

糸物の営業を拡張したいと思ふが、資金を調達することが出来ない折柄、女集金人が月掛積立貯金の集金に来たのを奇貨として、同人所持の鞄内の現金を奪取しやうと決意し、表の間上り口に腰を掛けた右集金人の隙を窺ひ、同人の背後からステッキでその咽喉部を扼殺しがたが目的を達せず、同人の頸部等に治療一週間を要する創傷を加へた迄及び絞殺後の死体処置其他に対する予審での自供を真向から否認し、警察では拷問に堪へかねて身に覚えない事を申立て、予審調べまでその旨を終始して來たと述べ、
証人訊問に入り、被害者の銀行集金人T I いち(三九)は、被告が私の咽喉部にステッキをあて殺さうとしたので、驚きの余り人殺しと大声で救ひを求めたとき、同人は私の口元へ左手を押しあてたのでその指に咬みついたと証言し、一先づ休憩、時に午後零時三十分。一時二十分再開、引続きN O はる、H T 與一郎の両隣人、O S 貯蓄銀行N J 支店長G T 信一、被告人を逮捕した人巡查神田昇、被告人を引致した人中川正夫、同野々村安次郎、逮捕の指揮をした警部補門脇定夫、被告人を訊問した警部鐵尾安之丞等の証人喚問の後、証拠品、証拠書類を取調べた。

5 「京都日日」昭和四年六月一日

予審廷の陳述を頭から否認す

女集金人襲撃の商人陪審公判

被害者真向から反駁

京都で第二回目の陪審裁判に附された、京都市□□内□□西入る上の糸物商K M 政治(二三)に対する強盗殺人未遂被告事件は、三十一年午前十時から京都地方裁判所陪審法廷で、堀裁判長、山口検事係に尾崎、小田両弁護士、陪審員十二名列席して開かれた。

これより先き、午前九時三十分、当日選定された三十六名の陪審候補者中、三高教授林久男氏外二名の欠席者を除いた、三十三名の候補者入廷して抽籤を行ひ、二名の補欠員を合して左記十四名が陪審員として當選した。

かくて、定刻十分前特別傍聴を許された警官講習所警官二十名と一般傍聴人七十名の入廷に、次ぐに弁護士、陪審員着席ありて、定刻、裁判官、検事着席し、堀裁判長は陪審員に対し一場の諭告をなし、続いて各陪審員に宣誓を命じ、終つて堀裁判長は型の如く被告の身分調べをなし、

山口検事は、公訴事実につき、「被告人は、市内の某系商に奉公し、数年間に貯へた四百五十円の積立金と郷里から借入れた五百円合計約千円の資本金を調達し、それを資本に主家に奉公してゐた女中S T しづ子(二二)と内縁關係を結び夫婦となり、昨年三月三日前記住所に一戸を構へ営業をなし、最初は千二、三百円の売上げにより、六十円乃至百円の利益を得て生活中、本年一月夫婦の仲に一子を挙げた。尚ほ、被告には郷里に老母あり、その母に安心させるため、業務の拡張を目論んだが、資本の調達に苦慮してゐた折から、四月

六日被告の妻は子供と共に朝から花見に外出し、被告人独り留守居中、午後零時三十分ごろ、かねてから加入してゐるOS貯蓄銀行N J支店集金人T I いち（三九）が、四月分積立金の集金に來りたる際、被告人は右の集金人を殺し所持してゐる金を奪取せんと決心し、集金人の隙を窺ひ背後から竹のステッキで咽喉部を絞めやうとしたが果たさず、救ひを求めるとしてする集金人の口に左手を覆はんとし、却つて集金人のため手指を噛まれ最後の目的を達することが出来なかつたものである」、と一般に判りやすく平易に事件の内容を述べて審判を求め、

いよ／＼堀裁判長の詳細な訊問に移り、幼少時代から開店するまでの経過につき前記と同様に陳述し、犯行当時の模様につき「銀行から集金に来られましたので、奥座敷から通帳に掛金を添へて差し出しました。その時、集金人は何を思ふたか突然私の左手指先に噛みつきましたので、それを防ぐため傍らにあつた竹のステッキを前に突き出しましたのみで、決して集金人を殺して金を盗もうとする考へは毛頭ありません。検事、予審で、如何にも私が犯した罪のごとく申立てましたのは、警察で強要された申立てを変更せないため不実の陳述をいたしましたが、最後の公判になりましたので事実のことを申上げましたのです」と検事主張の公訴事実を頭から否認し、陪審員よりも一、三番問あり、被告に対する訊問を打ちきり、

証人として召喚されてゐる被害者の銀行集配人T I いち（三九）の喚問あり。同証人は、「被告の陳述と正反対に、通帳に領収の記入をせんとする刹那、背後から棒やうのもので、ウンといふ掛け声とともに強く首のあたりを絞めましたが、抵抗しましたので危いところを免がれましたが、妾としては物とりのためであつたと考へます。別に損害を欲しいとは思ひ

ませんが、法律の制裁だけは望みます」と述べて退廷、午後零時三十分休憩。午後一時三十分再開した。

陪審員の氏名

右の事件の審判に干与した陪審員は、左の通りである。

於市長治（捺染加工業）、佐藤辰之助（飲食料品販売業）、大村芳次郎（被服販売）、中川常次郎（化學器械業）、藤田吉松（燃料販売）、淺野庄次郎（麵類商）、對馬文作（学校職員）、辻末三郎（農作）、大西龜吉（農作）、丹羽竹治（物品販売）、奥初之助（農作）、野口千太郎（農作）

6 「京都日日」昭和四年六月一日

陪審員の答申は殺意を認める

女集金人要撃の糸商陪審公判

けふ検事求刑と再弁論

OS貯蓄銀行の女集金人を自宅に要撃し、背後からステッキで咽喉部を扼殺、集金全部を強奪せんとした、京都市上京区□□内□□西に入る上の糸商K M政治（二三）に係る強盗殺人未遂事件は、京都では第二回の陪審裁判に附され、夕刊所報の如く、三十一日午前十時、京都地方裁判所陪審法廷で堀裁判長、山口検事係に、尾崎、小田両弁護士、陪審員十二名

列席して開廷、夜十時に至る前後十一時間に亘る公判に於いて、陪審員は、裁判長よりの被告が女集金人を要撃し殺害してその所持金を奪取せんとした犯意を問へるに対し、『然り』と殺害を認める答申をなし、被告が犯意を全然否認せるを打消したが、いよいよ今一日午前八時から引続き開廷、検事の求刑に弁護士の再弁論がある。

証拠不十分、証人の供述区々

警官は暴力を否認

【夕刊続】銀行集金人の咽喉部を絞め所持金を奪取せんとして果さなかつた、京都市□口内□□西入る上のKM政治(二三)が、強盗殺人未遂の罪に問はれた被告事件の陪審公判は、三十日午前の審判に引続き、午後一時五十分から再開し、

証人供述

被告が指を咬まれた点は一致す

被告居宅南隣の女髪結NOはる(四三)、同町HT與一郎(四四)、貯蓄銀行N J支店長GT信一(四六)及び被告を逮捕した西陣署巡查神田昇(二六)、取調べに従事した同署刑事市川正夫(三三)、野々村安次郎(三三)、園部署警部補(當時西陣署司法係長)、門脇定夫(二六)、西陣署警部鐵尾安之丞(四二)など八名の証人調べが行はれた。各証人の供述は、
NOはる、「水汲みのため表道路に出ると、KMさんの宅に夫婦喧嘩らしい女の声が聞え

ましたので同家表戸を開くと、家の中から見知らぬ女が飛び出し逃げて行きました。家の中にはKMさん独り十円札一枚を片手に携へ、何か知らぬがあの女に指を咬まれましたと申し内庭に立つてゐましたが、その理由は深く聞きませんでした、とに角不審なことと考へてゐました」。

HT與一郎、「KMさんの宅の中に硝子障子をたく大きい音がしましたので表へ飛び出しますと、婦人が飛び出し、こわい／＼と口走りながら一目散に走つて行きました。KMさんは表口に出て手を咬まれましたといつてゐましたきり、何事も聞きません」。

GT信一、「集金人がKMに陵辱されんとして暴行を加へたものではないかと考へ、かやうな問題は警察で黑白を明かにして貰ふより外ないと申告した次第であります」。

神田昇、「本署よりの電話命令により、自宅からKMを逮捕し本署に押送いたしましたが、取調べには関係致しません」。

市川正夫、「最初は否認してゐましたが、懇々と諭した結果、強盗殺人未遂の顛末を自白致しましたから、事件は幹部に引渡しました。取調べは致しません。被告任意の供述であります」。

野々村安次郎、「最初は犯行を否認してゐましたが、押収して来た竹製のステッキを突きつけると、包みきれず罪状の一切を自白致しました。その間、被告に乱暴したことはありません」。

この時裁判長は、被告に対し右証人両名の証言に不服はないかとたゞし、被告は「確かに刑事さんの顔は見覚えてゐます、誰であつたか交るべく殴る、蹴るの暴行を加へられました、それがためたへきれず、警官の言ふがまゝに供述致しました」と頑張る。

門脇定夫、「最初被告は集金人をステッキで首を絞め昏睡せしめ金を奪取する目的で殺意はなかつたと申立てゝゐましたが、その翌七日になつて殺意を認めましたので、逮捕書類を作成致しました。」

鐵尾安之丞、「被告は非常に温和で、最初から強盗殺人が未遂に終つた顛末を自白致しましたので、聴取書を作成いたしましたので、決して取調べに無理はありません」、と各証人は思ひくの陳述を終り、二、三証拠調べあり、四時十分二度目の休憩に入り、同四時五十分再度開廷し、

山口立会検事の意見陳述に移り、同検事は各方面における事例を引用して、「被告の否認は如何なる方面より観察するも信することは出来ぬ。即ち、本件の犯行は予審決定書記載の通り被告の行為であることは論を俟たず」と痛論した。

被害集金人の錯覚に起因

警官の暴力自白強要

弁護人の無罪論主張

次で、小田弁護士は、被告が主張してゐる強盗殺人未遂の否認は事実の真相に近く、被害者T I いちが当時何事か危険が迫つてゐるものゝ如く錯覚に陥つた結果、被告の指先に咬みついたと觀るが正当で、本件は被害者T I いちの誇大な申告、それを信用した警官の暴力による自白強要が結びついた結果、かくも大事件となされたものと思ふが妥當であると論じ、結局罪となるべき証拠なしと主張、

続いて、尾崎弁護士は、被告が家庭に於ける生活状態その他周囲の事情及び実家との親き間柄などを説き、如何に考ふるも本件の如き大罪を犯す理由を発見せず、また事件に関するこれといふ証拠もなしと強く主張して、罪なきことを力説し、

両弁護士の意見陳述を終り、夕食のため同七時三度の休憩に入る。

殺害して所持金強奪、犯意を認む

陪審員の犯行答申

同八時三度開廷、説示に入り、裁判長は問題となつてゐる事実につき検事、被告、弁護士の各主張を説明し、公正な評議をされたいと注意し、問書を各陪審員、被告、弁護士に配布した。その問書の記載は、

「被告人は、昭和四年四月六日、京都市□□内□□西入る上る自宅に於て、T I いちを殺害してその所持金を奪取せんと決意し、竹のステッキを以て咽喉部を絞め殺害せんとしたが、同人が抵抗しその場より遁れたるため目的を遂げざりしものなりや」

裁判長は、更に本件法律上の論点、証拠の点につき説明するところあり、同九時答申評議のため、四度目の休憩に入り、陪審員は評議室に入り陪審長を互選して評議を終り、同九時四十分、五度開廷して、前記問書に対し『然り』と答申し、採択されて陪審公判を終り、同十時閉廷した。

第二次弁論は、一日午前八時から開廷、検事の求刑、弁護士の最終弁論がある。

7 「大阪朝日京都版」昭和四年六月二日

懲役七年の判決

集金人扼殺未遂の公判

京都市□□内□□西入上る糸物商KM政治(二十三)の女集金人扼殺強盗未遂事件は、一昨日は、陪審員から「有罪」の答申があつて閉廷。昨一日は、午前十時から続行公判が開かれ、山口立会検事は、「公訴事実の証憑十分なり」とて、懲役七年を求刑し、小田弁護士は執行猶予を主張し、尾崎弁護士は社会政策、刑事政策を論じて「寛大な処置」を望んだが、小憩ののち、午後零時十五分、堀裁判長は「重き刑に処すべきであるが、情状を斟酌し刑を軽くした次第である」とて、検事求刑通りの懲役七年の判決を言渡した。

被告は、上告するはずである。

8 「京都日出」昭和四年六月二日

扼殺未遂犯に懲役七年の判決

被告は更らに上告の模様

けふ陪審公判続行

京都市□□内通□□西入る糸物商KM政治(二十三)が、去月六日午後零時半頃、自宅に立ち寄ったOS貯蓄銀行N J支店集金人TIいち(三九)所持の現金を奪取すべく、竹製のステッキでその咽喉部を扼して殺害せんとして果さなかつた陪審事件は、前日に引続き一日午前模様である。

因に、本事件のため陪審員及び予備員十四名を始め、証人九名に対して要した費用は、日当旅費等合せ一百六十六円十銭であつた。

十時二十分から、京都地方裁判所同法廷で続行公判が開廷。

直に、山口検事の論告に続いて懲役七年を求刑、小田、尾崎両弁護士は何れも被告の家庭及び環境から見て涙ある判決を求め、裁判所側では一先づ休憩を宣して合議の後、堀裁判長から求刑通り懲役七年の判決言渡しがあつたので、被告は大審院に上告の手続をとる模様である。

因に、本事件のため陪審員及び予備員十四名を始め、証人九名に対して要した費用は、日当旅費等合せ一百六十六円十銭であつた。

9 「京都日日」昭和四年六月二日

犯罪は明瞭だと懲役七年を言渡す

女集金人襲撃の商人陪審公判

上告の手続きをとる

OS貯蓄銀行N J支店の集金人TIいちを扼殺し所持金を奪取せんとして果さなかつた、京都市□□内□□西入る上のKM政治(二十三)にかかる強盗殺人未遂事件の陪審裁判は、前日事実調べを終り、陪審員評決の結果有罪の答申をなし、採択されたことは、朝刊既報の通りであるが、

一日午前十時三十分から引続き公判を開廷し、堀裁判長は更に被告の経歴につき詳細に訊問し、終つて弁護士の申請により、被告の実兄KM藤吉を在廷証人として被告の性行につき審問するところあり、

山口検事の論告に入り、「被告は、営業拡張の資金調達のため罪を犯したことは、如何に巧妙にその事実を否認すると雖も、陪審員の評決によつても犯罪の事実は明瞭であるが、周囲の状況を斟酌し懲役七年が相当なり」と求刑し、

次で、小田、尾崎両弁護士は、社会政策、刑事政策上の見地から、寛大な処分ありたいと希望し執行猶予論をなし、正午一先づ休憩、

午後零時二十分再開して、堀裁判長から、検事求刑通り懲役七年の判決を言渡したが、被告は直に上告の手続をとつた。

10 「法律新聞」昭和四年六月一〇日

陪審事件

京都の陪審

月掛貯金の集金に来た女の所持金を奪取せんとして、その咽喉部にステッキをあて、両手で強く引いて扼殺しやうとしたが果さなかつた、京都市□□内通□□西入る糸物商KM政治(三)の強盗殺人未遂事件は、第二の陪審裁判として、京都地方裁判所の同法廷で、去月三十一日午前十時から、堀裁判長、山口検事、尾崎、小田両弁護士の立会で開廷。

陪審員側は、京都市大宮通御池下る捺染加工業於市長治、麸屋町通姉小路下る飲食料品販売業佐藤辰之助、東洞院通松原下る被服販売大村芳次郎、河原町通三條下る化学器械販売業中川常次郎、新し町通仏光寺下る燃料販売藤田吉松、本町四丁目麵類商淺野庄次郎、愛宕郡修学院村大字修学院精華女学校体操教師對馬文作、乙訓郡乙訓村大字井内農作辻末

三郎、綴喜郡多賀村字茶臼塚農作大西龜吉、伏見市字上板橋物品販売丹羽竹治、南桑田郡稗田野村大字太田農作奥初之助、船井郡東本梅村字南大谷農作野々口千太郎の十二氏並に予備員二名列席した。

被告は、裁判長の審問に対し供述する。昨年三月早々、約二千円を資本金に糸物のブローカーを始め、月七八十から百円の純収入があり、資本金に不足を告げるやうなことはなく、OS貯蓄銀行N J支店と三ヶ月契約三百円受取の積立貯金をし、去月六日午後零時半頃、同支店の集金人T I いち(三九)が立ち越したので、私は最初通帳を渡し財布から十円札を出して支払ひをしやうとして渡した処、私の左手を突然掴み薬指を咬まれたまゝに足袋跣で土間へ飛降りた際、竹製のステッキがあつたのでこれを手にしたとき、集金人の何処かにぶつつかつたらしく咬んでいた私の指を離した、一步右のステッキをその胸部にて両手に持ち強く引いておさへ付け様としたが、同人が人殺し！人殺しと連呼しステッキは咽喉部の処へかゝつてゐた。その時、自分は全く夢中であつたが、集金人は氣でも狂つたものらしいので又咬まれてはと思ひ、斯様に抵抗したものである。それから約三十分経つた頃、私は集金人の下駄を持ち銀行に支店長を訪ね、事件の原因は何れにあるかをたしかめに行つたが、先方が私の指を咬みついてゐながら全く反対の事を言ひ、支店長も同じ意味のことを申され、私としても身に何の覚えがないので謝ることもなく、出る処へ出れば判ることですからと言つて別れたと供述し、

糸物の営業を拡張したいと思ふが資金を調達することが出来ない折柄、女集金人が月掛積立貯金の集金に來たのを奇貨として同人所持の鞆内の現金を奪取しやうと決意し、表の間上り口に腰を掛けてゐた右集金人の隙を窺ひ同人の背後からステッキでその咽喉部を扼

殺しかけたが目的を達せず、同人の頭部等に治療一週間を要する創傷を加へた迄、及び絞殺後の死体処置其他に対する予審廷での自供を真向から否認し、警察では拷問に堪へかねて身に覚えのない事を申立て予審調べまでその旨を終始して來たと述べ、

証人訊問に入り、被害者の銀行集金人T I いち（三九）は、被告が私の咽喉部にステッキをあて殺さうとしたので、驚きの余り人殺しと大声で救ひを求めたとき、同人は私の口元へ左手を押しあてたのでその指に咬みついたと証言し、

一先づ休憩、時に午後零時三十分。一時二十分再開、引続きN O はる、H T 興一郎の両隣人、O S 貯蓄銀行N J 支店長G T 信一、被告人を逮捕した人巡查神田昇、被告人を引致した人市川正夫、同野々村安次郎、逮捕の指揮をした警部補門脇定夫、被告人を訊問した警部鐵尾安之丞等の証人喚問の後、証拠品、証拠書類を取調べた。

③放火被告事件昭和四年七月八日判決

1 「大阪朝日京都版」昭和四年七月六日

「老祖母が気にかゝり警察で嘘をついた」

中郡□□村縮緬製造業者の

「保険金詐取放火」陪審公判

京都地方裁判所における第三回の陪審裁判は、五日午前十時から陪審法廷において、堀裁判長係、山口検事立会、野間弁護士出廷の下に開廷された。当日の陪審事件は、中郡□□村字□町縮緬製造業Y M 金治（三十二）に対する放火被告事件である。同人は、自宅において

て織機三台を据付て職工数名を使役して縮緬の貯機をしてゐたが、営業上に一千余円の負債があつたばかりでなく、現在使用する織機は旧式にして優良品を製出し得ないので、負債の償却と新式な織機の購入とにする金員の調達に苦慮してゐたところ、たまゝ昨年二月二十日、その住家などを目的とし一年を期間として、O S 海上火災保険株式会社と金三千円の火災保険契約を締結してゐたのを奇貨とし、こゝにおいて同住家を焼いて保険金を詐取せんと企て、本年一月八日午前六時ごろ、居宅内の俗に「本高」と称する二階に置いてあつた焚付用の枯葉に巻煙草の火をもつて放火し、その附近に堆積してあつた枯柴または屋根裏などに延焼せしめて、妻みよ、祖母こう外職工四名の現存する住家一棟を焼いたのであるといふのであるが、被告人は「警察における不法な取調べによる嘘の自白である」とて犯罪事實を否認し、予審決定の事實を覆へしたので、陪審公判に附されたのである。

当日呼出された陪審員の中、一名の欠席者のみで殆ど全員出席の好成績であった、堀裁判長の陪審員に対する諭告があつた後ち、事実審理に入り、「放火した覚えはありません」と言葉強く否認し、国練検査の不合格になつた場合の損害や家計の状態、保険加入の事実の審問があり、いよいよ事件の真髓たる「放火事実」の訊問に入り、

被告人は、裁判長に促されて、「朝四時ごろ妻が、起きて茶をわかした。それから三十分位して、職工が帰つて来て御飯を食べた。私は、四時五十分に起き、発動機の手入れなどををして、燃糸車の方へ行き、凍るのを防ぐため火鉢で火を焚いたが、炭が足らぬので中二階から炭一俵を取り出して来て再び炭を竈にくべ、職工のY D 利一と煙草をのみつゝ話をしてみると、電灯が消えた（六時）ので入口に出て見ると、空が燃えてゐたので近所の人

を「来てくれ」と大声で呼んだ。家内が茶をわかした火の子が飛んで、天井に点き燃え上がったものと思つてをります。警察では漏電で焼けるといふやうなことはない、お前がつけ火したのであらう、お前の思うてゐることをいへば、罪があつても頼んで帰して貰つてやるからといはれたので、家には八十三になる育ての親の祖母があり、心配かけて病気にもなりはせぬかと気にかゝり、お上へ嘘をつくのは不忠であると思ふたが、一時も早く帰らして貰ひたいので、私がしたと申立たのであります。後になり、とり返しのつかないとをいふたと思ひ、いつそ死んでしまつたらと思ふたが、祖母や妻のことが気にかゝり、裁きがあるとき「実はかうです」と一言いへばよいと思ひ、その後の調べにもさうですくと認めて來たのであります」と申立た。更に、裁判長から、「放火の罪が重いことは知つてゐたか」と訊ねられたが、「一つも知りませんでした」と答へた。かくて事実審理を終り、零時半休憩となつた。

午後は一時二十分再開、証人として出火当時の模様につき、被告人の妻Y Mみよ、被告人方女工O Tはるゑ、同男工Y D利一、近所の人Y M長治、消防組副小頭M M庄兵衛を、また電灯装置のことにつき鑑定人保安課技師伊地知光明氏、電気工手H I友七、電気会社員S Z徳太郎、同村の人N M森藏、同Y M芳太郎らを、また被告人の旧主人M M久兵衛、被告人の営業状態につきN M治作、U D富藏、Y O善重郎を、そして警察における取調べの状況につき峰山警察署の古田警部補、平林巡査部長を召喚取調べた。

2 「京都日出」昭和四年七月六日

縮緬商の放火陪審公判

「放火した覚えは絶対にありませぬ」と

被告は真向から否認

保険金欲しさから放火の罪を犯した事件——京都府中郡□□村字□町の自宅で織機三台を据え付け、職治(三三)は、第三度目の陪審裁判として、五日午前九時五十分から、京都地方裁判所堀裁判長係、山口検事、野間弁護士並に陪審員補欠とも十四氏の立会で公判開廷、特別傍聴席には京都の所長であつた大阪地方裁判所長荒井操氏の顔も見えた。

被告は、縮緬の製造を営み、京都府中郡□□村字□町の自宅で織機三台を据え付け、職工数名を使って縮緬の貿易をしてゐた處、昨年五月以来営業上に千余円の負債が出来、現在使用の織機は旧式で優良品を製出し得ないため、之が負債の償却と新式の織機の購入に要する金員の調達に苦慮の末、昭和三年二月二十日、その住宅二十九坪等を目的とし、一箇年を期間としてOS海上火災保険株式会社と金三千円の火災保険の契約を結んでゐたのを奇貨とし、茲に同住宅を焼却して該保険金を騙取せんと企て、本年一月八日午前六時頃、前記居宅内の俗に本高と称する二階に置いてあつた焚き付用の枯葉に巻煙草の火を以て放火の上、その附近に堆積の枯柴又は屋根裏等に延焼せしめて、妻みよ及び祖母こう外職工四名が現在の右住家一棟を焼いた予審決定事実に対して、放火した覚えは絶対にないと真向から否認して、好況時に於ける月収は二百円から二百五十円見当であるが、織機の附属品買入れのため大部分費消し、昨年度は月百五十円ほどの収入の中から、職工等の手当賄料として百円をあて残金で私達親子三人が生活してゐる有様で、別に不足を告げることもなくまア手一杯であったが、機業には未熟のため現在使用の旧式の織機を新式に購入替を

したい考へもなかつた。火事の当日午前四時五十分頃、職工達が朝飯をたべてゐる間に、自分は発動機の手入れをなし仕事にかかる準備の上、五時半頃発動機を運転して仕事についたが、六時になつて電灯が消へ同時に入口の方の空が真っ赤になつてゐるので見ると燃えてゐて、七時半頃鎮火したが、自分にはハツきり解らぬが、妻が於茶を沸かしてゐた際その火の子が飛んで本高の天井の煤についたからではあるまいかと思ふ。本件について、初め峰山署へ呼ばれた時、何が原因で火事になつたのかと問はれたゝめ、私はよくはわからぬが漏電ではないかと答へた処、そんな事はあるまい、潔よく白状して早く帰らして貰つた方がよいとすゝめられ、本年八十三になる祖母のことを考へ、覚えもない事を申立てたが、一向に帰してくれ相もなく、それとなしに聞くと、まだ調べが済まぬから帰せぬと言はれたとき、一層の思ひ死んでしまをうと心を決したが、家族等を思ふ情にひかされ予審廷で弁解しやうとこゝまで来たが、予審廷でも前の通り陳述した理由は、若し間違つたことを言へば早く帰れるものでも永びくだらうし、又於上の手をわざらはしては済まぬ心から出た、私は三十二歳になるが放火の罪の重いことは一向に知らぬ。時に午後零時半休憩。

3 「京都日日」昭和四年七月六日

二階の発火は何処から出た
予審の供述を覆へす
放火事件の陪審裁判

京都で第三回目の陪審裁判は、五日午前九時五十五分から、京都地方裁判所で開かれた。被告は、京都府中郡□□村字□町□□□縮緬製造業Y.M金治(三二)に対する放火事件である。この日午前九時までに三十六名呼出された陪審員中、一名の欠席を除いて外全部出廷し、更に十二名を選定。かくして、陪審員着席、続いて堀裁判長、山口立会検事、野間弁護士ら入廷。

まづ最初、堀裁判長より、陪審員に対し型の如く諭告をなし、次で山口検事は公訴事実として、「被告は、尋常小学を卒業してよりM.M久兵衛方に織物の見習として雇はれ、主人に見込まれて二十八歳の時から独立し、縮緬の製造を営業とし、自宅に織機三台を据付け職工数名を使役して貯機を働いてゐるうち、営業上に千余円の負債があつたのみならず、現在使用する織機が旧式で優良品を製出し得ざりしより、これが負債の償却と新式なる織機の購入とに要する金の調達に苦しんでゐた折柄、昭和三年二月二十日、その住宅を目的とし一ヶ年を期限とするOS海上火災保険会社と金三千円の契約をしたのを奇貨とし、同住宅を焼き右の保険金騙取を企て、昭和四年一月八日午前六時ごろ自宅二階に置いてあつた焚付用の枯葉に巻煙草の火を以て放火し、被告の妻みよ及び祖母こう外職工四名が現住してゐる前記住宅を焼いたものである」と述べて審理を求め、裁判長の訊問に入る。

放火したとの供述を否認
裁判長に突込まる

「判」被告は、自家に附火をしたといふが如何。

「被」事実した覚えはありません。

「裁」被告の財産は、何程あるか。

「被」全部で三、四千円位あると考へます。

「判」負債は何程あるか。

「被」約千円位であります。

「裁」月々の収入は何程か。

「被」景気がよければ毎月二百五十円位でありますが、昨年は殊に景気が悪かったので百五、六十円の収入、そのうち百円は職工の賃に支払ひ、残る六十円位で祖母と夫婦の三人が生活してゐました。

と警察、検事、予審における供述を否認して、住宅の間取り、天井の位置、電線の引込みなどの状況から、更に出火前後の模様につき、当日は午前五時前に起き朝食をすませ男職工YD利一と煙草を吸ひながら工場に送電する六時を待つてゐますと、丁度同時刻二階が燃えてゐるのを発見、驚いて附近の救ひを求めたのでありますと陳述すると、すかさず裁判長はその火は何処から出たものと考へたか？……と突っ込まれ、妻が茶を沸かしてゐたのでその火の子でも飛んで燃えたものではないか……、または漏電したのではなからうかとも考へましたが、何れとも判りませんと答へ、最後に裁判長から、警察でなんと申立てたか覚えてゐるかと押され、峰山署で、悪いやうには取り計らはぬから、言ふてしまへばすぐ帰してやると迫られ、家にある八十余歳の祖母に心配をかけさせまいと、つい心にもない放火の罪を認めましたが、其後幾日経つても帰してくれませず、悔いながらも公正な今日の裁判を待つてゐましたと弁解し、事実調べを終り、

午後零時四十分休憩に入り、午後は一時三十分から続行し、被告の妻みよ、被告方の男女職工、同村消防小頭などにつき、出火当日の模様、府保安課伊地知技師には漏電出火の場合などにつき、各証人調べを行ふ筈である。

4 「京都日日」昭和四年七月六日

妻女の後姿を涙で見守る被告
けふ続行の放火事件陪審公判
十八名の証人しらべ

(夕刊所報) 保険金に目がくれて自宅に放火した、京都府中郡□□村字□町縮緬製造業YM金治(三三)の陪審公判は、五日午後一時三十五分から続行。堀裁判長は、被告が公判廷に於ける申立てと全く相反する予審の供述を朗読して、証人調べに入り、

被告の妻YMみよ(二九)、朝六時頃電灯が消えたと思ふと間もなく、二階が燃えてゐました、火は何から出たか判りませんと証言する。一言一句を聞きもらさじと、妻女の後姿を見張つてゐる被告の眼には涙を浮ばせてゐた。

次いで、被告方の職工として当時勤めてゐたOTはるゑ(二三)、同YD利一(二四)及び近隣のYM長治(四八)、同村消防組頭MM庄兵衛(三七)は、何れも火災当時の模様につき、別にこれといふ根拠もない不得要領な証言をなし、

終つて、京都府保安課伊地知技師は、鑑定人として出廷し、漏電の場合に於ける事情につき専門的に鑑定し、午後四時卅分再び休憩に入り、同五十分より続行、□□村地方の電

氣工手H-I友七には、被告人方の電気装置、電気会社員S-Z徳太郎、□□村N-M森藏、Y-M芳太郎の三名には、被告宅引込線の状態、被告人の旧主人で保険代理店主である同村M久兵衛に就ては、被告の素行、最近に於ける営業状況、また賃織させてゐる峰山町府會議員中村治作、同店員U-D富藏、同Y-O善重郎の三名には、被告の営業状態につき各証言し、

最後に出火後、被告を検挙した峰山署の平林巡查部長、古田警部補の両名に就き、取調べの顛末から自首自白するまでの経路につき、別に乱暴な取調べを行つたことなく、従つて被告の自白も任意の供述であつたことを陳述し、午後八時までに、十六名の証人調べをなし閉廷。陪審員は、既定の宿舎に入つたが、更に六日は午前十時から続行する。

5 「大阪朝日京都版(△)+(B)」昭和四年七月七日

「手荒なことはした覚えなし」

平林巡查部長の申立

「保険金詐取放火」陪審公判

京都府中郡□□村字□町縮緬製造業Y-M金治(三十二)の保険金詐取放火事件の陪審公判は、五日夜七時ごろ、被告金治が法廷において脳貧血を起したので審理不能となり、証人調べを続行することとなつて閉廷したが、何分金治は注射の上担架で運んだほどの状態であつたので、六日朝も三十七度あまりの発熱あり、午前九時の開廷が被告静養の都合上延び

くとなつて、午後一時三十五分開廷。

被告は、二人の看守に護られて、しごれ脚気の重たい足を引ずりながら出廷。陪審員も、前日長時間にわたり法廷に列し、その夜は裁判所構内に缶詰となつたが、疲れの色も見せず民衆裁判官の義務を遂行するために出廷した。堀裁判長は、被告に対し「証人調べから陪審員の答申まで三、四時間はかかると思ふが差支ないか、容態はどうか」と懇にたづねるや、被告は「大分楽になりました、大丈夫であります」と答へ、裁判長へ感謝の眼を注ぐ。

かくて証人調べに入り、平林巡查部長は、「最初漏電だといつてゐたが、追々に煙草を吸ひながら中二階へ上り遂に放火するに至つた事実を自白したのである、手荒なことはせぬ」と申立て、野間弁護士から「自白すれば早く帰してやるといったことはありませんか、妻みよに手紙を持たせて宮津の予審判事に会つて来いといつて行かしたことはありませんか」と平林証人に質問したが、証人は極力否認した。

次で、古田警部補の訊問に移り、平林証人になしたと同様、「取調べから自白まで」の経路につき詳細訊問があつた後、証拠品や証拠書類調があり、検事の論告に入った。(明日に続く)

被告卒倒、余儀なく閉廷

保険金詐取放火陪審公判昨報の続き

被告の妻みよを劈頭に各証人や参考人を訊問し、十五番目の証人平林巡查部長につき、

被告を放火犯人として引致した顛末について取調べの最中、午後七時、突然被告金治は脳貧血を起して卒倒したので、看守や廷丁、弁護士らは、一斉に被告席に駆けつけ介抱し、傍聴席にある被告人の妻みよ子が、おろく声で右往左往するなど、法廷内に俄にざわめき出した。堀裁判長は、懷中薬を取り出し「仁丹だから差支へない、おのみなさい」とやさしくいったが、たうてい審理を続ける訳にゆかず、被告の調べは六日午前九時から続行することとなり、同七時十分閉廷を宣した。京都裁判所では、最初の出来ことである。

(注)「大阪朝日・京都版B」昭和四年七月七日には、「被告卒倒、余儀なく閉廷保険金詐取放火陪審公判昨報の続き」の項目はなく、それに替わって、次の「検事と弁護士論戦す、『有罪なり』と検事の論告」の項目がある。

検事と弁護士論戦す

『有罪なり』と検事の論告

山口検事は、事実上並に法律上の意見を述べて、「営業上の改革と增收を図るために、たまく三千円の火災保険契約があつたので、家を焼けば保険金が入り目的を達することが出来るといふので、一月八日午前六時ごろ放火したものである」と事件前後の模様、その他につき詳述し、「有罪なり」と断じ、

これに対し、野間弁護士は検事の所論を反駁したのち、峰山警察署における取調べの状況を詳細に解剖して論述し、「本件は架空的事実をもつて作られたる事件である」と弁論して無罪を力説するや、

山口検事は憤然起つて、野間弁護士の弁論に反駁を加へ、「決して警察で作られたものではないから、かかる所論に陪審員諸君は惑はされぬやう」と論じた。

一時間半休憩のうち再開、堀裁判長は、陪審員に対して長時間にわたり説示をなし、果して本件が有罪なりや否やの評決答申を求めるため、陪審員に対し「被告が放火したものなりや」の問書を発し、陪審員の評議に入つた、時に十時四十分。

6 「大阪朝日」昭和四年七月七日

陪審員は犯意を認む

京都の放火陪審公判

京都府中郡□□村字□町縮緬製造業Y M金治(三十二)が、保険金詐取の目的を以て自宅へ放火した事件の陪審公判、第二日目は、六日午後一時半から、堀裁判長係、山口検事立会のもとに開廷、裁判長の問書に対し、陪審員は長時間にわたり協議の結果、放火の犯意を認め評決答申したので、裁判長はこれを採択することになり、七日午前零時閉廷した。判決は、八日午前九時。

7 「京都日日」昭和四年七月七日

陪審員の答申は放火相違なし

脳貧血で被告悩む

縮緬屋の放火公判

京都地方裁判所で審理中である京都府中郡□□村字□町縮緬製造業Y.M金治（三三）に対する放火の陪審公判は、前日に引き続き、六日午前九時から開廷の筈であったが、被告は前夜脳貧血を起し、これが回復を待つため定刻を遅れ、同日午後一時四十分から開廷された。

これより先、宿舎に缶詰めとなつた予備員二名を合して十四名の陪審員は、馴れぬ寝台に一夜を明し、六日午前中は宿舎の露台をぶらつきながら開廷を待つ、かくて午後一時四十分に至り陪審員着席、間もなく、いかめしい音響器を合図に堀裁判長、山口立会検事等が入廷する。傍聴席は、文字通りに寿司詰で、その片隅には夫の病身と事件のなり行きを案じる妻女が痛ましい顔付で控へてゐる。

かくして、前日召喚した証人中、調べ残りの峰山署平林巡查部長、同司法主任古田警部補の二名につき、被告を検挙し自白するまでの模様及び出火現場の検証の状況につき更に詳細に訊問し、

平林部長、「出火と同時に現場に駆けつけたときは、漏電であるとの噂がたつてゐたが、発火した場所にあやしい点があるので、被告を本署に同行して調べると、始めは頑強に否認してゐましたが、懇々と諭した結果放火を自白致しました」と証言し、次で古田警部補も、前者と同様、自白した当時の模様を証言し、約二十分間休憩して、同三時から続行。

疑ふ余地なく放火である

陪審員の注意を喚起

山口検事峻烈な論告

山口立会検事の論告に入り、劈頭同検事は、陪審員に対し、「民事事件の如き、後日両者の間に紛争の起きぬやう公正証書若しくはその他確実な方法による貸借でさへ、後日に至つて紛争となり裁判所に現はれるもの毎年全国を通じて数十万件に上つてゐる。それに反し、刑事事件は、初めから罪を犯すものは証拠を残さぬことに努める、殊に放火の如き事件は、その真相を握るは非常に困難であることは、陪審員諸氏は既にご承知のことであらう」と冒頭し、「本件の被告は、営業上の改革を計り、よりよくせんといふ考へから、うかく放火の罪を犯したものであるに拘らず、公判に於て警察、検事、予審に於ける供述を翻し、放火を致しませんといふことは信すべきものでない、それは予審に於ける自白と警察官吏の証言を对照考察しても、被告が放火したことは明瞭である」と論じ、当然責任を負ふべきなりと結び、三度休憩に入り、五時更に開廷。

無罪有罪で反駁弁解

弁護士と検事が応酬

次で野間弁護士は、被告の自白により作成された予審決定は、公判に於て被告はこれを否認したゝめ、現在では予審に於ける自白、公判廷の否認何れを真相とすべきかゞ問題の焦点となつてゐるに拘らず、山口検事はその問題となつてゐる判断の目的物それ自体の予審決定書を朗読し、それを証拠に供することは、問題を以て問題に答へるの矛盾ありと前提し、被告人が放火するの境遇にあらざりしことを力説し、警察の取調べを解剖し、現代

我国法曹界でも生神様とあがめられてゐる前大審院長横田秀雄氏の実験談を引用して、冤罪のため刑務所に服役中無罪の証拠が現れた例をあげて、検事の論告を鋭く反駁して無罪を主張した。

この時、山口検事は憤然立つて、只今弁護士より露骨に述べられたことによつてお迷ひになつてはならぬ、警察官に不穏なことがあつた場合は、一々これを処断してゐる、過去警察官に失当のことなしとは断言せぬが、本件の如き証拠の揃つた場合、警察官の取調べは妥当であると信ずる、と声たかく弁護士の弁論に一矢を酬い、同七時三度休憩に入り、同八時四十分再開。

堀裁判長の説示となり、問題となつてゐる事実の要領、検事が主張する有罪、被告の公訴事実否認、弁護士の無罪主張を説明し来つたが、被告の苦しい求めにより、同十時四度休憩、同十時十五分続行、陪審員に対し、「被告人は本年一月八日妻みよ、祖母こう等の現に居住する中郡□□村字□町の居宅に、煙草の吸殻を以て焼燐したるものなりや」との主問を発した、七時（注、「大阪朝日」では、十時四十分）陪審員は評議のため退廷し、評議室に入り評決の結果『然り』と答申して、十二時閉廷。判決は、八日言渡すことになった。

8 「大阪朝日京都版」昭和四年七月八日

陪審員から有罪を答申す

判決は今八日朝九時

「保険金詐取放火」公判続き

山口検事は、事実上並に法律上の意見を述べて「営業上の改革と增收を図るために、たまく三千円の火災保険契約があつたので、家を焼けば保険金が入り目的を達することが出来るといふので、一月八日午前六時頃、放火したものである」と事件前後の模様、その他につき詳述し、「有罪なり」と断じ、

これに対し、野間弁護士は検事の所論を反駁したのち、峰山警察署における取調の状況を詳細に解剖して論述し、「本件は架空的事実をもつて作られたる事件である」と弁論して無罪を力説するや、

山口検事は憤然起つて、野間弁護士の弁論に反駁を加へ、「決して警察で作られたものではないから、かかる所論に陪審員諸君は惑はされぬやう」と論じた。

一時間半休憩のゝち再開、堀裁判長は、陪審員に対して、長時間にわたり説示をなし、果して本件が有罪なりや否やの評決答申を求むるため、陪審員に対し「被告が放火したものがなりや」の問書を発し、陪審員の評議に入つた、時に十時四十分。陪審員は、評議室へ入り、扉に錠を下ろして外部との連絡を絶ち、各窓にはカーテンを下ろして、陪審長を選挙の上、評議に移つたが、容易にまとまる模様なく、十一時五十分に至り漸く評決したのもゝ如く、裁判長にその旨通知があつたので再び開廷。

裁判長は、陪審長から提出した答申を書記に朗読せしめた、陪審員の答申は「然り」で、被告人を「有罪」と決定したのである。裁判長は、これを採択することゝなり、七日午前零時閉廷した。判決は、八日午前九時。

否認し続けた被告が、「放火した」と言ひ泣崩れた

裁判長は懲役五年を言渡

保険金詐欺放火陪審公判

保険金詐欺の放火事件被告中郡□□村字□町YM金治（三十二）の続行公判、第三日目は、八日前十時四十分から開廷、堀裁判長は最終訊問として、被告に対し「どうしてそんな悪い心を起すやうになつたのか、ものには原因や動機があるものだ」といつたが、金治は「決して、私は放火は致しません」と頑強に否認した、裁判長は更に「最早、こちらでは陪審員の答申もあつたし、そちらが火つけをしたことに決まつてゐる、悪い心を起すに至つた原因はなにか」と重ねて追窮するや、被告は泣きじやくりながら、「祖母が一しょにいると織機が鳴つたりしてやかましく、それではあん気に暮させることが出来ぬので、隠居所の一つも建てゝやりたいために火つけをしたのです」と聞きとれぬほどの低い声で陳述した。公判当初から犯意を頑強に否認して来た被告が、しかもその一瞬前まで「私は決して放火しません」と申立てた、その被告が舌の根の乾かぬうちに、實に意外な陳述をしたので、裁判長も検事もびっくりした。一層驚いたのが弁護士であった。堀裁判長は、弁護士に対し「被告はあんなことをいつてゐますがどうでせう！」と質問したが、野間弁護士は驚きのあまりこれに答へやうともしない。裁判長は、再び被告に対し「祖母の隠居所を建てゝやりたいために放火したと聞いて置いてよろしいか」と駄目を押すと、被告は「ハイ」と答へて泣き崩れた。

検事の論告となり、山口検事は、「住居に放火した罪は重く懲役五年以上死刑まである、

本件はそれ以外に保険金詐欺といふ他の犯罪を目的としたものである。しかし、被告は十三年間MM久兵衛方に奉公した辛棒強い男で、独立営業しても誰一人から指弾をうけたことのない実直な男であり、しかも今度の犯罪は祖母に慰安を与へたいとの一念からやつたもので、一面情状酌量の点がある」とて、刑法第百八条の放火罪の最輕期たる懲役五年を求刑した。

弁護士の弁論に入つたが、野間弁護士は「私は十年間の弁護士生活のうちで、今度の事件ばかりは被告がやつたものでないとの信念の下に立会つたのですが、若し只今被告人が申立たことが真実ならば、私は被告人に裏切られたもので、非常に遺憾です。只今、検事から公明な論告がありましたから、これ以上申上ることはありません。この上は、公正な裁判所の御判断に待つばかりです」とあつさり論じ、同十一時十分休憩となる。

野間弁護士は、直に上京支所にYM金治を訪ひ、「お前はやつたことを、最後のドタン場において自供し、今までの否認を翻へしたことはよいが、しかしお前が火つけをしたのか否かは神様とお前の外は知るものがないのであるけれど、家族や親戚をはじめ郷党の誰一人としてお前が放火したと信ずるものが多く、嘆願書まで提出したほどである」とて、条理をたてゝ諭したところ、金治は「私は決して放火したのではありません、全く身に覚えのないこと、天地神明に誓ひます、いつそ死んでしまふ積りです」と涙ながらに告白したので、同弁護士は弁論再開を申請したが、堀裁判長は「訴訟手続にも判決にも関係がないから」とて却下となつた。

かくて、午後二時三十分再開し、堀裁判長は「一千余円の借金と新式織機購入のためと大恩ある祖母に慰安を与へたいために、煙草の火で放火したのである」とて懲役五年（未

決勾留日数の一部百日を通算す」の判決を言渡した後ち、「弁護士に聞けば先程この法廷でいったことは違ふさうだがさうか」と駄目を押すと、被告は「ハイ……」とかすかに答へた、堀裁判長は「しかし陪審員の評決を経て証憑十分であるから、さきのやうな判決をしたのである」と申渡して閉廷した。

10 「京都日出」昭和四年七月九日

縮緬商放火陪審公判 第三日

手の掌を返す様に放火の点を認む

弁護士も傍聴人も唯呆然とする

求刑通り懲役五年の言渡

保険金欲しさの余り居宅に放火した京都府中郡□□村字□町縮緬製造業YM金治（三三）にかかる陪審公判、第三日目の八日は、午前十時四十五分から、京都地方裁判所陪審法廷堀裁判長係で開廷。劈頭、被告に対して最終訊問をした処、前回に於て極力否認してゐた犯意をアツサリ認めたので、野間弁護人初め傍聴人はたゞ呆然となり、立会の山口検事は、峻烈な論告の末懲役五年を求刑したが、

弁護人は、被告のために前回までの供述から見て、飽迄も無罪論をもつてあたらうと決心してゐたが、今被告の申立を聞き、弁護人は全く裏切られたことを遺憾とすると一言以て弁護にかへて、一先づ閉廷、午後再開、求刑通り五年言渡さる。

11 「京都日日」昭和四年七月九日

裁判長、巧みに追窮し、果然放火の事実を申立つ

けふ異常に緊張した陪審法廷

□□村放火に懲役五年の判決

警察、検事、予審における取調べでは放火の事実を自白した、京都府中郡□□村字□町縮緬製造業YM金治（三三）は、公判準備手続きに至つてこれまでの自白を翻し頑強に犯行を否認した結果、陪審公判となり、既報の如く、六、七両日に亘り、被告の事実調べから証人十六名を召喚し、綿密な審理が行はれ、陪審員は、「被告が放火したものなり」との答申をなし、引続き八日は、午前十時四十分から最終公判を開廷、検事の求刑に先だち、堀裁判長は被告に対し、「何うして放火するといふ悪い心を起すやうになつたのか」と質せば、被告は依然として頑強に犯罪を否認した、裁判長はすかさず厳かな面持ちで、「こちらでは、陪審員の答申も、そちらが放火したことになつてゐるが何うか」と鋭く追求すると、俄に態度をあらためた被告は「誠に恐れ入りました」と口をきつて、「実は、祖母が私等と一緒にゐると織機の音がやかましく安気に暮せぬ、と申しますので、火付けして保険金を貰ひ、祖母を隠居させたいと考へまして放火しました」とすらぐと犯行を自白し、終つて声をたてゝ泣伏した。此時判、検事、弁護士は一様に色をかへて驚いた。

かくて、山口立会検事は、「被告の犯行は放火の罪に於ても殊に重く、放火以外に保険金騙取の目的のあつたことは同情の余地がない。さりながら、被告は十三年間主家に仕へ、独立営業後も後指をさゝれたといふ悪評もなく、唯祖母を思ふ一念からの放火で一面同情

すべき点がある」と論じ、懲役五年が相当であると求刑し、

次で、野間弁護士は「過去十年間の弁護士生活に幾多の事件を弁護した、本件被告事件も勿論無罪といふ信念のもとに最善の努力を払って来たのである、然るに今被告が自白したことを見実とすれば、全く被告に裏切られたものである、而し止むを得ぬ、裁判所の公平な判定を望む」と論じ、同十一時三十分休憩に入り、午後一時すぎ再開、堀裁判長は懲役五年の判決を言渡し、直に閉廷した。

④放火被告事件昭和五年二月一二日判決

1 「京都日日」昭和五年二月一日

陪審裁判二つ

NO飯場放火事件とAB恵水師斬り被告

予審供述を否認

警察：検事：予審の供述を翻へし、公判の準備手続きに於て放火の事実を根底から否認する京都府乙訓郡□□村字□□土木請負業YG駒吉（三八）は、いよ／＼陪審裁判に附されることに決定し、七日午前十時から本年最初の公判が開かれるこゝなり、その準備は整ふた。

事件は、昨年NOグラウンド内に鮮人KM京吉外六十名が居住する飯場の所有者である被告は、しば／＼KMに立退きを迫つたが聞き入れないため、同年九月二十三日午後五時三十分、被告はKM方に赴き、折から飯炊き中の焚火を屋外に持ち出し、飯場南側の軒下

三ヶ所に放火したものであるといふにあるが、被告は最近に至つてその犯行を否認するに至つたものである。

更に、東本願寺の限定相続問題に反対し、その恨みを露らすためAB恵水師を斬つたKB観空に対する殺人未遂事件も、被告が殺意を否認するため、これまた陪審に附され、三月初旬公判開廷の筈である。

2 「大阪朝日京都版」昭和五年二月八日

証人調べの結果、被告に不利

本年最初の陪審公判

掘立小屋放火事件

京都府乙訓郡□□村字□□土木請負業YG駒吉（三八）の放火被告事件にかかる、本年最初の陪審公判は、七日午前十時から、京都地方裁判所で堀裁判長、木村主席検事係、藤野、安部両弁護士出廷の下に開廷。

木村検事は、公訴事実として、「被告駒吉は、NO競馬場建設工事の一部である地均し工事をII與三郎と共同して請負ひ、朝鮮人土工を数多使役して工事に従事中、右競馬場敷地内寄宿舎の東北方約八間のヶ所に、被告人の建築材料で麦稈葺掘立小屋を設け、土工夫を居住せしめてゐたが、敷地も請負工事の中に属してゐたので、工事竣工上小屋を取毀つたため、飯場頭KM京吉ことK學洙らに屢々立退き方を要求したが応ぜぬので、昨年九月十二日午後五時ごろ、燃焼中の薪で軒端三ヶ所へ火を放ち小屋を焼いたのである」と述べ

たが、これに対して被告は、「S相休、H道星両名の喧嘩を止めやうとしたが聞き入れないので、火のついてゐる薪を振り上げたに過ぎず、火をつけた覚えはない」と弁解し、公訴事実を極力否認した。

当日は、証人として飯場の朝鮮人らを多数訊問するので、堀裁判長は、膝付増吉氏に対し通訳を任命し、証拠調べに移り、まづK學洙（三十二）を訊問し、Kは被告に不利な証言をなし、正午過ぎ休憩、午後一時四十分再開、K學洙の妻R又順（三十）は膝付氏の通訳で朝鮮語で答へ、「たしか八月と思ふが、一人のものが喧嘩をしてゐたのをYG駒吉が止めて外へ押し出した後、燃えさしの薪を竈から引っぱり出して、軒三ヶ所へ火をつけました、全く偽りは申しません」と被告に不利な証言をし、更に安部弁護士から「火をつけた時、制止したり悲鳴をあげなかつたか、薪は燃えてゐたのか、たゞ火がついてゐたのか」と質問し、「日本語が判らないので止めなかつた、薪は燃えてゐました」と申述べた。次で、K基順（四十二）は「YGは、度度飯場を出て行けといつてゐたが、出ないので怒つて、YGが火をつけたのです。その日までに、YGの連れの男がマツチで火をつけかけたことが二度あり、今度で三回目である」と頗る不利な証言を供述し、次に前記K基順の夫S基八（四十三）が「YGから飯場を開けてくれといはれ、勘定さへ貰へば出て行くから待つてくれと頼んだが、出て行かねば小屋を潰すとか火をつけるとかいつてゐた。それまでに、IIといふ男が屋根の上に火を抛げ上げたことがあり、当日は現場は見ないが、大勢見てゐたものからYGが火をつけて逃げたことを聞いた」と陳述した。

次いで、当時競馬場附近へ洋食の店を出してゐた、伏見市□□町O N延次郎（三十二）、と朝鮮人K同根（三十五）の訊問あり、最後に被告を逮捕した向日町署新神足利村駐在所の砂野

茂光巡査が、逮捕した当時の模様につき訊問をうけ、証人調べを終り、四時休憩。

陪審員の答申で放火と決定

判決はけふ言渡

同四時二十五分開廷。木村検事は、原因と動機、火災発生後の被告の行動などを詳述して、被告が放火したものであると認定し、最後に掘立小屋でも大審院の判例によると立派な建造物であると論じた。

次いで、弁護士の弁論に移り、藤野弁護士は、「証人の証言に信憑力なし」とて無罪論をなし、安部弁護士は、「本件には肝腎の証拠物件がなく、証人の証言も頗る曖昧で、検事は既に被告を放火犯人と予断してゐるやうだが、自分は被告は断じて犯人でないと信ずる、喧嘩を仲裁しやめねばお灸をすゑてやると振り上げた薪の火が屋根に飛んだのであらう、放火でなく失火である」と失火罪を主張し、

小憩の後、裁判長は、陪審員に対し約一時間半にわたり説示をなし、

主問「被告は燃えをりたる薪で放火して建造物を焼燬したものか」

補問「燃えをりたる薪を振上げ誤つて火を失して建造物を焼燬したものか」との問書を発し、陪審員は評議室で評議の結果、主問に対し「然り」と答申し、被告は放火罪と決定した。判決は、八日言渡すことになり、夜八時半閉廷。

□□村の放火事件で本年最初の陪審開く

証言は大体に於て被告に不利

午後も引き続き裁判続行

鮮人同志の喧嘩を止めやうとしたが聞き入れぬので、同人等を懲すべく火のついてゐる薪を振上げた——と述べて、放火事実を否認してゐた京都府乙訓郡□□村字□□土木請負業Y G駒吉(三八)にかかる被告事件が、本年最初の陪審裁判とあって、既報の如く、七日午前十時十五分から、京都地方裁判所陪審法廷に於いて、堀裁判長係、木村検事立会、藤野、安部両弁護士並に石田房次郎氏等十三名の陪審員の列席で開廷審理に入った。

被告駒吉は、裁判官の審問に対し、同人が京都府乙訓郡□□□村字□□なるN O競馬場建設工事の一部である地均し工事を、I I與三郎と共同請負ひ、朝鮮人土工を数多使役して該工事に従事中、右競馬場敷地内寄宿舎の東北方約八間の箇所に被告人の建築材料を以て麦藁葺掘立小屋を設け、右鮮人土工夫を居住せしめてゐたが、その敷地も請負工事の範囲内に属して、既に競馬会開催の期日も切迫し、工事竣工上右小屋を取毀す要があるため、その居住飯場頭K M京吉事K學洙等に対し、しばく立退き方を要求したが容易に応ぜぬため、寧ろ該小屋を焼燬して立退かしめるに如かずと思ひ、昨年九月二十二日午後五時頃、右小屋の西南方約五尺の地上に設けてあつた竈で恰も湯を沸かすため前記K學洙の妻R又順が焚火してゐた、燃焼中の薪一本を取出して、該小屋の麦稈屋根の軒端三ヶ所に火を放ち、右鮮人土工夫が居住しかつS相休外二、三十名現住の該小屋を焼燬したとの公訴理由に基いて、昨年九月二十二日午後五時頃、S相休、H道星といふ両人の鮮人が、仕

事を休んで互ひに喧嘩をしてゐるので、どうして仕事をせぬかどうしても喧嘩を止めねばこれで炎をすへてやるといひつゝ竈の燃え木を手にして、右両人の所へ振り上げたので、その際飯場の麦稈葺屋根に燃え木がうちあたつて、当日風も吹いてゐたので引火したのはなからうか、と後で気がついた、尤も燃え木は長さ一尺五寸程のもので、先端三寸位よく燃えてゐた又前日の雨のため屋根は濡れてゐたが軒下の部分は乾いてゐたが……決して放火した覚えはない、と徹頭徹尾否認し通して訊問を終り、証人の尋問に入るや、本件の証人七名のうち五名までが鮮人であるため、裁判所側では職権で岡山市広瀬町膝築増吉氏を通訳に任命——茲に土工飯場の責任者であるK M京吉事K學洙から始まつて、同人妻R又順及びK基禮、M O福一こと土工K基八、食堂の店員O N延治郎、K M一郎事土工K同根は、何れも火災の現場に居合せ又向日町署巡查砂野茂光は、火災当時被告駒吉を逮捕引致した者として、各その模様を証言し、大体に於いて被告に不利な証言をした。

4 「京都日日」昭和五年二月八日

放火せぬと云ふ被告へ、証人は不利な陳述

傍聴者満員の中に開かれた陪審公判

請負師の放火事件

本年最初の陪審公判……公判の準備手続きに際し、放火の事実を根底から否認した京都府乙訓郡□□村字□□土木請負業Y G駒吉(三八)にかかる放火事件は、七日午前十時から、京都地方裁判所の陪審法廷で、堀裁判長、木村検事係りに安部、藤野両弁護士、陪審員十

二名立会のもとに、傍聴席はすし詰めの満員裡に審判が開始され、まづ堀裁判長は、約一時間に亘り陪審員に諭告するところあり、続いて木村立会検事は、「被告駒吉は府下乙訓郡□□□村字□□なるN○競馬場建設工事の一部なる地均工事を、I I 興三郎と共同して請負ひ、鮮人土工を数多使役して該工事に従事中、右競馬場敷地内寄宿舎の東北方約八間の箇所に被告の建築材料を以て掘立小屋を設け、右鮮人土工夫を居住せしめてゐたところ、その敷地も工事請負の範囲にあり、既に競馬会開催期日も切迫し、工事竣工上その小屋の取毀ちの必要迫りたるため、その居住飯場頭K M宗吉事K學洙に対し屢々立退方を要求したが応じないため、寧ろ該小屋を焼燬して立退かすに如かずと決意し、昭和四年九月二十二日午後五時ごろ、小屋の西南方約五尺の地上にある竈で湯を沸かしてゐた焚火を持ち出し、麦稈屋根の軒端三ヶ所に火を放ち、該小屋を焼いたものである」と公訴事実を陳述して審理を求め、事実調に入る。

「裁」被告は放火したのではないいか。

「被」私は放火した覚えはありません。

「裁」掘立小屋を建てゝ工夫を住はせてゐたことがあるか。

「被」人員は判らぬが、多人数鮮人工夫が住んでゐました。

「裁」その鮮人工夫に立退きを求めたことはあるか。

「被」あります。

「裁」周囲の事情から見ると、火を放けたやうにも見えるが、どうしても被告は放火したことではないといふのか。

「被」その日、S相休、H道星両名の喧嘩を止めやうとしたが、聞き入れないので、同人

等を懲らすため火の付いた薪を振り上げたことはあるが、軒に火を放けたことは断じてありません。

その間、堀裁判長は、現場の見取図を示して綿密な訊問を終り、証拠調べに入るに先ち、朝鮮語通訳として岡山市広瀬町膝築増吉氏を任命、宣誓して証人調べに入り、

飯場頭K M京吉事K學洙（三二）は、「飯場に居住中Y Gから立退を求められたが、思ふ家がないため居据つてみると、一日のこと今日中に明けねば家を毀つと迫つて來たこともあつた。その後、火事のあつた日、鮮人の同士から今Y Gが飯場に火を放けたので燃え上つてゐると聞き、帰つて見ると燃えてゐました」と被告に不利な証言をなし、午後零時三十分休憩、同一時三十分再開して、K Mの妻R又順外五名の証人調べをなし、証拠物、証拠書類の取調べで事実調べを終り、検事の意見陳述から、弁護人の意見、裁判長の説示、発問、答申の順序で審理進行の筈である。（以下朝刊）

5 「京都日日」昭和五年二月八日

放火事件陪審公判

燃える薪木で軒先に放火

被告に不利な証言

（夕刊続き） 京都府乙訓郡□□村字□□土木請負業Y G駒吉（三八）に対する放火事件の陪審公判は、七日午前に引続き、午後一時四十五分再開して、証人調べに入り、火災当時現場に居合はせた、飯場責任者K M事K學洙の妻R又順（三〇）は、「火災のあつた九月廿二

日夕ごろ、飯を焚いてゐると、被告は燃えてゐる薪を一本取り出しましたので、煙草に火をつけるものと思ふてゐますと左様でなく、その薪で軒先三ヶ所に火をつけてゐましたので、一時に燃え上りましたので杓で水をかけましたが及びませんでした、決して嘘は申しません」、また、当時同現場に居たK基禮（四三）の証言、「その日飯場の中で喧嘩してゐるものがいました、そこへ被告がやつて参りまして出て行けと怒鳴りつけた揚句、軒先に火をつけましたので、早速ばけつで水をかけましたが消えませんでした」、火災現場の目撃者であるS基八（四三）の証言、「被告が火を放けた現場は見ないが、居合はせた多人数のものが、被告がつけて逃げたといふことを聞きました」、と三名の鮮人証人は、異口同音に被告に不利な証言をなし、

続いて、当時同競馬場内の食堂を営んでゐたO N延次郎（三三）は、火事と聞いて飛び出して見ると盛んに燃えてゐました、誰が火をつけたのか目撃はしませんが、現場に居合はせた鮮人等の口から被告が放火したと聞きました」、

鮮人土工K N一郎事K同根（三五）の証言、「火災の起つたときは外出中で、帰つて初めて焼けたことを知りました、被告が放火したことはKMの妻に聞きました」、

最終証人として、被告人を逮捕した向日町署詰巡回砂野茂光（三〇）は、長岡停留所で被告を逮捕するまでの顛末を詳述して、七名の証人尋問を終り、引続き予審に於ける証拠書類及び証拠物の調べをなし、同四時休憩に入る。

峻烈極まる検事論告

弁護人の無罪論

同四時二十五分続行して、木村立会検事の論告に移り、公訴事実となつてゐる事件の内容を述べ、犯罪の原因動機に論及して、「被告人の弁解は到底信すべきものにあらず、証人として供述した鮮人三名の証言によつて犯罪の証明は充分である」と有罪を主張し、

これに対し、先づ藤野弁護士は、鮮人証言を一々指摘して、罪を断ずるに何等の信憑力はない、至極曖昧な証言である、従つて本件被告の嫌疑は晴れて当然無罪となるべきであると力説、終つて安部弁護士は、検事の論告に不満の点ありと痛撃して、前弁護士と同様証人の証言を不得要領、結局認むべき価値なしとこきおろし、曾て同弁護士が朝鮮の某署で司法主任当時旅館に投宿中の知事が穿いてゐた靴を窃取した一鮮人の自白を引用し、更に往年の女四人殺し事件の無罪などの例を挙げて、飽くまで被告の無罪を叫び、同五時五十分二度目の休憩に入る。

「放火なりや」

「然り」陪審員の答申

同六時二十分続開、堀裁判長は、更に検事の主張する有罪、弁護士の力説する無罪の各論点を説示して、放火、失火の両法条の説明するところありて発問。陪審員は評議のため退廷し、約一時間に亘つて審議の結果、陪審員は主問の「被告が放火して焼毀したるものなりや」に対し「然り」と答申して、本件一切の審理を終り、八時十五分閉廷した。判決は、今八日言渡しの筈である。

6 「京都日出」昭和五年二月九日

然りと陪審員答へ、被告の放火を認む

□□□村放火事件有罪

求刑は八日午前九時

(夕刊既報) N〇競馬場の飯場放火事件——京都府乙訓郡□□村字□□土木請負業YG駒吉(三八)にかかる陪審裁判は、七日午後一時四十五分から、京都地方裁判所陪審法廷で再開。堀裁判長から、証拠書類等に亘つて取調後、直ちに木村立会検事は、被告駒吉が罪を犯したりといふ事實を、各証人の証言を引用して意見を陳述し、次いで藤野、安部弁護人は、交々R又順、K基禮等の曖昧なる証言を駁して、本件は放火でなく失火であると弁論つて、堀裁判長の説示、発問後、陪審員の評議の結果「然り」と答申した、即ち被告は放火したもので有罪になった訳である。第二論告求刑並に弁論が、八日午前九時から。

7 「大阪朝日京都版」昭和五年二月一三日

求刑通りに三年の判決

朝鮮人飯場放火事件

N〇競馬場の朝鮮人飯場の掘立小屋を焼き払つた、府下乙訓郡□□村YG駒吉(三八)の放火事件陪審公判は、十二日午後零時から京都地方裁判所陪審法廷で続行(堀裁判長、

木村主席検事係)、
安部弁護士は、被告に対し「実際に放火したのかどうかはつきり申立て貰ひたい」とたゞすところがあつたが、被告は、相変らず否認してゐた。

かくて、木村検事は、酌量減刑を述べて、懲役三年を求刑した。

藤野、安部両弁護士は、執行猶予論を述べたが、同四時十分、堀裁判長は、検事求刑通り懲役三年の判決を言渡した。

8 「京都日出」昭和五年二月一三日

□□の放火犯、三年を求刑

陪審続行公判の結果

京都府乙訓郡□□村字□□土木請負業YG駒吉(三八)が、昨年九月二十二日午後五時頃、飯場の立除き争ひから同所に放火した陪審続行公判は、十二日午後零時半から、京都地方裁判所の同法廷で、堀裁判長係で開廷、森(注、木村?)立会検事から、懲役三年の求刑があつて、引続き藤野、安部両弁護人の酌量論に入つた。

9 「京都日出」昭和五年二月一三日

内鮮融和に重大影響あり、同情の点も亦多い

検事が酌量減刑で懲役三年求刑

請負師放火判決言渡

京都府乙訓郡□□村字□□土木請負業Y G駒吉（三八）にかかる放火事件の陪審公判は、二日午後二時から続行し、木村立会検事は、思想動搖の折から本件被告の犯行は内鮮融和の上に重大な影響がある、しかし同情の点も多々あると論じ、最低の酌量減刑で懲役三年が相当であると求刑し、続いて藤野、安部両弁護士の減刑論から執行猶予を希望して結審し、合議の上同四時、堀裁判長は懲役三年の判決を言渡した。被告は、直に上告の手続きをとる模様である。

10 「京都日出」昭和五年二月一四日

放火犯人上告

懲役三年は不服で

夕刊既報||土木請負業Y G駒吉（三八）に係る放火陪審事件は、京都地方裁判所で審理中のところ、十二日午後四時、堀裁判長から検事求刑通り懲役三年の判決言渡しがあり、被告は直ちに上告した。

（注）「陪審公判仕未簿」には、昭和五年二月一二日上訴権放棄とある。

⑤殺人未遂被告事件 昭和五年三月一〇日判決 1 「大阪朝日」昭和五年三月五日

「懲らすつもりでA B師を刺した」

大石良雄を氣どるK B觀空

陪審公判で殺意を否認

新潟県長岡市□町□丁目K B觀空（六十四）が、東本願寺大谷家の限定相続問題に反対し、昨年十月十三日、東本願寺寺務総長A B恵水僧正を京都の自邸に襲ひ、短刀をもつて咽喉その他を滅多斬りにした事件は、殺人未遂として京都地方裁判所の予審終結決定を見たが、被告觀空は、公判準備手続において「殺意はありませんでした」と極力否認したので、裁判所では陪審に附し審理することとなり、四日前十時十分から、堀裁判長、村上主席検事係、酒見、塚崎両弁護士出廷の下に公判開廷した。この日は、被害者A B恵水師はじめ東本願寺教學部長S M空教、同布教師K K、J K両師ら本願寺の重鎮や、その他の関係者十三名の証人訊問もあるはずであり、殊に同事件は大谷句佛師を僧籍を褫奪して俗界へ追放せしめ、わが宗教界に大波紋を起させるに至った原因をなした、大谷家の限定相続問題が胚胎してをり、世間の耳目を聳動させた事件だけに、朝来傍聴人多数押かけた。まづ、觀空に対する公訴事実を裁判長から陪審員に諭告、検事の事件陳述あり、被告人の訊問に入る。

觀空は、生ける屍の如く憔悴し切つた、やせた身体に羽二重紋付袴で威儀を正し、裁判長の前に直立不動の姿勢をとり、「殺す気はありませんでした、たゞA Bさんをこらすためにやつたのであります」と言葉を強めて否認したのち、刺すに至った動機や殺意を否認した点につき、裁判長に対し「親の借金を子供が知らぬのは随分不法な話であると思ふた」

と限定相続反対の根本理由を述べ、「句佛上人は二十三代目の住職であるが、住職の年代表から同人を削除し、その上僧籍まで剥奪された、句佛上人の痛ましい事実を見せつけられた。かうした問題は、限定相続問題の巨頭であるABの仕業であると信じ、妹を京都へ呼びよせ、万一自分が死んだ場合の後事を頼み、葬儀や遺族の当分の生活費に当てるために山口某へ二千円の借金を申込んだ」旨を供述し、

事実の中心に入り、「たゞちよつと斬るつもりであったが、最初から殺す気であつたといふことを申立てれば、吉良邸へ押入り本懐を遂げた大石良雄の如く天下に宣伝されて反響が大きく、句佛派の連中が奮起するだらうと思って、警察以来検事廷まで殺意を認めたが、塙崎弁護士から裁判長を詐つてはならぬと教へられたので、本当のことを申上げるので」と殺意を否認する理由を力説して、午後零時過休憩。

2 「大阪朝日」昭和五年三月五日

夜に入つて証人調べ

KB観空の公判

四日朝来、京都地方裁判所で開廷された、KB観空がAB惠水師を斬った殺人未遂事件の公判は、同日午後二時再開、夜に入るまで十四名の証人調べをなし、午後八時閉廷したが、同夜陪審員は裁判所構内へ缶詰となつた。五日は、午前十時から続行、陪審員の評議答申があるはず。

3 「大阪朝日京都版」昭和五年三月五日

AB師を始め数名の証人調べ終る

初めて缶詰にされた陪審員

殺人未遂事件の公判

夕刊既報||KB観空の殺人未遂事件の公判は、四日午後二時より京都地方裁判所において再開、証人訊問に入る。

まづ、被害者AB惠水僧正は、「私情において忍びぬが、法城を擁護するためには涙をもつて句佛上人をいさめたこともある。ただたゞ宗門のためにやつたことであるから、他人から恨を受けるやうなことは神明に誓つてない。観空ら句佛会の人達は、上人を取巻く二、三の香具師に煽てられ反感を抱いてをつたのであります」とて、惨劇当時の模様につき、塙崎弁護士と法廷の真っ只中でとつ組合ひの実演をやり、裁判官や陪審員、傍聴人らを笑はせた。

ついで、AB師の妻女やさか並に井上医師を調べた後、観空の妹HSGせきの訊問に入る。同人は、「兄観空が私を京都へ呼寄せた時、常に相手方から命を付け狙はれてゐるやうなことを話し、三人の娘のことを頼んで、遺言めいたことを話しました」と証言し、

KS昨非、KS一雄兄弟については、光暢法主を相手取つた限定相続無効確認訴訟事件や限定反対運動に対する観空との関係を調べ、KS一雄は「否認団体は盛んな時は越後だけで数千人あり、反対運動の言論戦をやりました。訴訟事件は必ず勝つゝもりで、勝訴になればAB師らの内幕も暴露し、東本願寺内に獄事件が起るものと、観空も自分も信

じてゐましたし、私は只今でもさう信じてゐます」と申述べた。

また、大谷派本願寺西福寺住職K N B 惠正師の訊問の際、塙崎弁護士は検事の公訴事実にあつた「昨年の十月五日、觀空が訴訟事件で京都裁判所の法廷で証人として立ち、その帰途K N B 証人の家に立寄り、大谷家の整理債権表を見せられたので憤慨し、九分九厘までA B を殺害する決意をしたのである」といふところを捉へ、証人と検事との質問戦があつた。

ついで、S M 東本願寺教学部長が法廷に立ち、「觀空は、K S 一雄が原告大谷光暢が被告の訴訟は勝つ見込みであるが、しかし莫大な債務を大谷家に背負はすのは本意でないから、五十七万円あらば自分が解決して見せるといつてゐる、と申込んで來たが、それを断りました。この時、K B は身体を斜に剣道のお突の姿勢を取つたので、殺氣を帶びた男であると思ひました」と答へ、また、東本願寺の布教師K K 常觀師は、限定相続反対の理由につきくどくしく述べ立てた。

西陣署佐渡刑事部長は、「觀空は取調べに対し、A B を殺せば解決するのに、死なぬとは残念だとくやしがつてゐました」と証言し、更に同部長が検事局へ護送の途中、自動車内で觀空に対し「殺す氣でやつたといつても大丈夫だ、お前は歳が多いから執行猶予になれる」と口走つた点につき、塙崎弁護士から厳しく突込まれたが否認した。

酒見弁護士から申請の在廷証人N M 某の訊問があり、証拠調のゝち、同夜八時閉廷した。五日は、午前十時から開廷のはずで、同夜は陪審員らはいづれも裁判所構内へ宿泊したが、京都における二日がかりの陪審公判で、陪審員が缶詰となつたのは、今回がはじめてである（注：京都地方裁判所③放火被告事件昭和四年七月八日判決は、陪審員が缶詰となつた）。

4 「京都日出」昭和五年三月五日

句佛党奮起の為、唯一突きした

殺意を飽まで否認すK B 觀空

殺人未遂公判開かる

法城の一角に流血の慘を見せた、新潟県長岡市□町□丁目□□□□□無職K B 觀空（六三）は、大谷派東本願寺の限定相続問題に対する限定否認団幹部として、全国的にその反対運動の急先鋒となつて、本山廓清につとめてゐる折柄、東本願寺々務総長A B 惠水師を兎刃の下に斃さんとして果さず、殺人未遂事件となつて、四日午前十時五分から、京都陪審法廷堀裁判長係、村上検事立会、塙崎、酒見両弁護士列席で、その審理公判が開かれ、被告觀空は見果てぬ夢の姿、生ける屍の如くなつて、堀裁判長の訊問に徐ろに口を切つた――

被告は高等小学を卒業程度の教育を受けて後、親族の小間物商に小僧となり三ヶ年ばかり奉公してゐた。元来、子供時代から読書三昧に耽るのがすきで、二十歳頃から専ら仏書をむさぼる如く闇讀した関係で、大正元年頃から各地に於いて主として仏教の講演に廻り、阿弥陀、仏の有難さを宣べ伝へて今日に至つた。昨年九月廿一日、京都地方裁判所で原告市□小路□□町上のY M 旅館に投宿してゐたが、二十一日の口頭弁論日は雨天のため傍聴に行かず、その翌日原告訴訟代理人平田弁護士方に赴いた処、自分を証人に申請して十月

五日がその期日になつてゐたので、奈良、大阪へ一夜帰りの見物に出掛け、証人調べの期日を待つてゐた。而して、同月七日京都市□小路のEG三条詰所に宿を変へて滞在してゐた。私の先祖から東本願寺の門徒であつた点から、大正八年頃から東本願寺の会計評議員に任命された。その評議員といふのは、最高の名誉職で、つまり国会で言へば貴族院に相当し、年に一二回その会議を本山で開かれる事になつてゐる。昨年十月十三日午前九時半頃、京都市□□通□□町上のTK寺住職AB惠水方で、同人を短刀で殺害しかけたことはない、全く門徒の犠牲となつて、同師に懲罰を加へる目的で、同人の頸部を突いた迄である、惠水は私が東本願寺の会計評議員となつて京都に来る都度、有らん限りの優遇をうけるので、東本願寺の御連枝達が長岡市へ来られゝば、私方に滞在されるやうになつてゐた。そのやうな事で、個人としては親密の間柄であるが、惠水は東本願寺の寺務総長で所謂總理大臣の如きものだ、句佛上人と同じ運命に置くものと思ひ、大正十五年九月頃から、私は惠水と妥協が出来ねば、一寸突いて制裁を加へるの外はないと思つた。これは、私が大正十四年秋頃から翌年九月頃迄に調査した結果によるものである。又証第十四号の白鞘小刀は、京都の夜店で五十銭のところ四十五銭にさせて買ったものだが、自分は国許で古新聞を整理するため求めた。自分には少しも殺意はない、殺すつもりなら惠水の心臓を一突きにしたかも知れぬ、若し殺せば精神的に私は破壊される、頸部に傷害を加へたら句佛党が奮起するかも知れぬと思ったのである。ところで、兇行の日——先づ惠水へ電話をかけた処、法要があるので会はれぬと申したので、惠水の宅でなければどうしても都合が悪いため、日曜日を待つことにした。その日は、日曜なので自宅にゐると思ひ、右の小刀を左脇の帯の間に、午前八時半頃惠水方を訪ねた、取次の女中にもなはれて奥の八寺の内部の廓清を期すためであつた。

5 「京都日日」昭和五年三月五日

殺意を全然否認

妹呼寄せの電報を突つけての

峻烈を極めた裁判長の訊問

A B 惠水師斬陪審公判

豈の座敷へ通され、そこへ惠水が出て來た、惠水は椽の方に座り、私は入口の方に座つてゐた、私は便所から帰つた際、突然惠水の右横手からその咽喉を突いた、すると惠水はその場に仰向けに倒れたが、その後私は昂奮してゐたために、何處を幾箇所どうして突いたか判然と解らぬ、後で二三人の人が来て小刀をもぎ取られてしまつた。なほ、又大正十五年秋頃、限定否認團を組織した理由は、光暢法主が光演師の相続をした際、限定承認をせられたので、かくの如きは人倫に背き、日本の国民道徳を破壊するものであり、しかも光暢法主は何も知らぬ惠水のために出たものであるから、第一に限定承認を取り消させて東本願寺の内部の廓清を期すためであつた。

東本願寺の限定相続に極力反対し、その結果発憤して同寺参務AB惠水師を殺害せんと決意し白鞘の短刀を揮つた、前法主大谷光演師擁護派の新潟県長岡市□町□丁目□□無職KB観空(六四)にかかる殺人未遂事件は、被告が犯行後警察、検事、予審の各取調べに際しては殺意を認めながら、公判の準備手続きにあたつて、突然殺意を否認したゝめ陪審に移され、四日午前十時から、京都地方裁判所陪審法廷で、堀裁判長、村上検事係りに十二

名の陪審員立会のもとに、塚崎（東京）、酒見（京都）両弁護士列席、被告は黒羽二重の紋付羽織に袴をつけて威儀正しく被告席に落ちつき、かくて公判は開かれた。

先づ、堀裁判長は、型の如く陪審員に対する諭告をなして宣誓を命じ、続いて村上検事起ち「御多忙中御苦労に存じます」と陪審員に敬意を表したる後、公訴事実に就き、「被告は、大谷派東本願寺門徒にして、大正九年頃より其会計評議員となつた、大正十四年同寺に限定相続問題起るやこれに反対し、大正十五年秋ごろ限定否認団を組織してその幹部となり、同寺の内紛問題に関する一切の禍根は、当時の寺務総長AB恵水師にあり、同人を除くにあらざれば到底本山の廃滅は免かれないと思惟してゐたをりから、昨年十月五日京都地方裁判所に於ける原告KS一雄被告大谷光暢間の限定相続無効確認並に手形金請求事件につき証人として訊問されたことあり、当時その訴訟の経過を顧慮してより、ABに対する鬱憤はいよ／＼深くなり、ABを殺して東本願寺のためにその患を去らんと決意し、白鞘の短刀を買求め、昨年十月十三日午前九時三十分、ABの自邸である京都市□□通□町上るTK寺を訪ひ、同寺庫裡八畳の間で対話中、隙を窺つて所携の短刀でABの咽喉部、顔面、指先などに斬りつけ、殺害せんとしたが目的を果たさず、未遂に終つたのであるが、被告は一月二十四日の公判準備に於て、殺意を否認し始めた、何れが真相であるか右に就て審理を求む」と意見を陳述し、

次で、被告の事実調べに入る。「被告は、四五十歳のころより父の後をつぎ、東本願寺の熱心な信徒であった、其後東本願寺に於けるABの横暴を見て黙視するに忍びなかつた、それは昨年九月ごろのことである、そのころABを殺すといふ決心が五、六分位まで出来て居つた、ABを殺せば自分も死ぬので、当時子供の縁談があつたので、それも断つて貰

ひ、尚もしAB殺しを決行した場合、後事を頼むつもりでHSG範治の妻になつてゐる妹HSGきせを電報で呼び寄せ万事を託した後、いよ／＼決行したのであります」と検事、予審の陳述を根底から翻へした。

懲らしめのための一寸刺すつもり

被告殺意を全然否認

陪審公判廷では、

裁 被告は、ABを殺すつもりであつたか。

被 自分は、決して殺す気はありません、たゞ懲らしめのために一寸斬りましたのです。

裁 被告は、警察から予審に至るまで殺意を認めたのは如何なる理由か。

被 ツイロを滑らして、警察やその他で殺すつもりであつたといふたのであるが、自分としてもなぜ左様なことをいふたかと不思議です。

裁 実際殺す気はなかつたのか。

被 実際です、殺す位なら最初から心臓部をさすのであつた、勿論殺す考へはなく、また殺してしまつては困るのであります。

被告は、堀裁判長の訊問に飽くまで殺害の意思を否認し、東本願寺の限定相続問題の反対理由から句佛会を組織して、句佛上人を極力擁護すべく運動を起した、詳細な同寺内紛の事情を述べ更に。

裁 何故限定相続は反対であつたか。

被 一体親の借金を子が知らぬとは奇怪千万、そんなベラボウなことはないから限定なんか根本的に反対です。

裁 この電報は何故打つたか（押収の電報を示して）。

被 それは、A Bに面会した際、交渉に失敗して若しA Bに殺されるやうなことがあつては大変ですからと心配して、万一一に備へるため、妹きせを呼寄せて、子供のことを頼むべく呼んだのであります。

裁 被告は、兇行の数日前十月六日、S M空教方を訪問したことはあるか……何の用事で行つたか。

被 句佛上人の借金に就て、円満解決する意思があるかないかを、確かめるために行つたのであります。

裁 Y Gといふ者に、二千五百円を借りに行つたことはないか、また何をする金であったか。

被 それは、A Bを訪問して万一路された場合の葬式の費用や子供のためにと考へて、用意するために借りに参りました。

裁 A Bを殺して、直ぐ逃げるといふ考へは、何時何処で起したか。

被 それは、句佛上人の借金の問題も思はしく行かないところから、A B方を訪問して対談中、便所に往つて座敷に帰る途中一寸刺してやらうと決心しました。

訊問を終つて、証拠調べに移り、堀裁判長は、先づ被告が予審に於て申述べた生々しい犯行の跡及びA Bを殺害する決心のかたかたた当時の自供を読み聞けた。

裁 被告の申立ては、予審と現在とは非常に差があるではないか。

被 予審の訊問までは、句佛上人を支持する同志を奮起せしめ氣勢をあげさせる目的で、殺すつもりであったと自供してゐたのでありますが、弁護士に諭されたので殺すつもりでなく傷をつけるために犯したのでありますから、只今はその真相を申述べてゐるのであります。

塙崎弁護士より、被告に二、三質問し、午後は証人調べをする旨を宣し、昼食のため午後零時三十分休憩に入る。（以下朝刊）

6 「大阪毎日」昭和五年三月五日

供述を翻して殺意を否認

A B 惠水師を傷つけた

K B 觀空の陪審公判

つひに血を見た東本願寺の内紛——昨年十月十三日朝、句佛派のK B觀空が、本山重役A B 惠水師を刺した殺人未遂事件の陪審公判は、四日午前十時から、京都地方裁判所で開廷。

堀裁判長、村上検事、陪審員、塙崎、酒見両弁護士立会、被告新潟県長岡市□町□丁目K B 觀空（六四）は、羽二重の五つ紋、仙台平の袴にかたちを正して出廷、立会検事の公訴事実の陳述型の如くあつてのち、堀裁判長被告を訊問、

被告は「私は予審法廷では、終始殺す目的だったと陳述しました。それは、さういはねば、句佛派の人々を奮起せしめることができないと思つたからで、実は最初から殺意はある

りませんでした、傷つけることによつて氣勢をあげるつもりだつたのです。その後塚崎弁護士から諭され。潔く予審廷の供述を取消することにします」と述べ、塚崎弁護士から二、三質問あり、午後零時半休憩、午後一時半からA B 恵水、T K 常観、S M 空教三師外十数名の証人訊問に入った。

7 「大阪朝日京都版」昭和五年三月六日

「仏法も赦さぬ」と懲役七年を求刑

陪審員は殺意あるものと評決

K B 觀空の陪審公判

K B 觀空のA B 恵水師斬殺人未遂陪審公判第一日目は、五日午前十時半から、京都地方裁判所陪審法廷で開廷。前日に劣らず傍聴人多数である。

劈頭、検事の意見陳述あり、村上検事は、各方面から同事件を解剖し、最後に「被告人は『大正の仙台萩』といふ限定問題反対のパンフレットにも書いてゐる通り、A B に瞬間の苦痛ではすまざず長く鉛を呑む苦痛を与へる意味から、その長生を祈り疑獄をあばき法律上、社会上の制裁を受けしめんと考へたのであるが、句佛党員が唯一の復讐手段であり彼らのいのちの綱としてゐる、光暢相手の民事訴訟が不利となつたので、A B を証人に出しては駄目、と徒らに長生を祈つてゐる場合でない、山鹿流の陣太鼓を打つのは今である、とA B 殺害のことを決意したのはこのときである」と被告の公判廷における弁解を排除し、各方面からコキ下ろして、峻烈なる論告をなし、

これに対して、塚崎弁護士は、真向から検事の所論を反駁して、「本件は単なる傷害なり」と断じ、酒見弁護士もまた、同様弁論をなし、午後二時休憩、三時十分再開、

堀裁判長は、一時間余にわたり陪審員に説示をなしたのち、いよいよ本件最後の審判を求むべく、陪審員の答申を求めた。陪審員は別室に入り、約一時間にわたり評議した結果、裁判長はその答申書を採択に決し、直に公判書記に朗読せしめた。

それによると「(前略) 殺害の意思をもつて突き刺したるも、家人らに阻止され目的を達せざりしものなりや」の主問に対し、陪審員は「然り」と答申したので、即ち觀空に殺意ありしものと評決したのである。この時、裁判長は觀空に対し「只今被害者たるA B に対してどんな気持ちで見るか」と問を発すると、觀空は「法律を犯したといふことは知つてゐますが、A B に対しても別段悪いことをしたとは思つてをりません」と國士気取りで申立てた。

再び検事の論告に入り、村上検事は、「本件は清淨無垢、六根清淨の宗教界に流血の惨事を起し、社会的に大きな衝動を与へ、世間を騒がせた事件である」と冒頭し、「限定問題、句佛上人の僧籍剥奪などの是非曲直はしらぬ、東本願寺の内紛問題にA B が果して関係ありや否やも知らぬ、誤解にせよ被告が一身を投出してやつた事件である。しかし、決して私憤に出たものでなく、公憤からやつたものであることと、年を取つてゐる点は同情に堪へないが、かかる計画的狂暴は我国の立法も仏法も赦さぬところである、今日我国の風潮にかんがみ、本件の如きは嚴重に警戒すべきである」と峻厳なる論告をなし、懲役七年を求刑した。

ついで、酒見弁護士は、被告觀空は東本願寺の腐敗を憂ひ、限定相続問題が我が国法と

宗教の根本精神に反するものとして、ABを刺したもので、ABは本願寺問題の中心人物である、真宗の教義に反し国民道徳に反するといふので、被告らは振起したのである。A B、S Mらは、宗制寺法において冒すことの出来ぬ光演法主を窮地に陥れて、自分らは宗教についてゐる、これらが被告らの反感を買つたのである。被告は負を捨て身を捨てゝ宗教界肅清のためにやつたものであり、かつ病身であり老齢である彼に重刑を科するは、屍に鞭つものである」と論じ、酌量減刑を求めた。塙崎弁護士は、遂に病氣を発したので弁論を中止し、夜七時閉廷したが、判決は十日前九時。

8 「京都日出」昭和五年三月六日

K B 觀空陪審法廷続開

「否認」の供述中に殺意は歴然たり

検事の論告は峻烈を極め

殺人未遂と断定す

限定相続問題に絡んで元本願寺々務總長AB恵水師斬り、新潟県長岡市□町□丁目無職K B觀空(六十三)の殺人未遂事件は、前日に引き続き五日午前十時半から、京都陪審法廷堀裁判長係で公判開廷。直ちに論告に入る。

村上検事、「先づ本件に於て、被告のK B觀空が、昨年十月十三日午前九時過ぎ、當時東本願寺々務總長AB恵水師を短刀で刺したことは争はれぬ事実である。問題は、言ふ迄もなく、被告が恵水に短刀でつきさした時、果して殺意があつたかどうか争点である。被

害者の証言に依れば、自己を殺す目的で短刀をつきつけたと申立てゝある。然るに、一月廿四日、被告は陪審公判の準備手続において突如として殺意を否認し、又昨日來のこの公判でも終始殺意を翻したのである。抑も、法律上殺意といふ言葉は、極めて広く始めから真に其人間の生命を奪つてやらう、然し、してやらうといふ目的希望がなくても、予想的にこうすれば死に至るといふが如く、二つの場合を意味する。被告は、兇行の当日殺意があつた点には、種々な動機理由を認めるものである。即ち、被告は限定相続問題について熱烈な反対者であり、被害者AB恵水こそ同問題の擁護主謀者と言はれる、被告の口を藉りて言へば、ABに真向から攻撃の矢を放つてゐる事情を見ても、その影に陰惨なもののがひそむを知り得るものである。かつて、被告がKS昨非の茶室で談笑の際、ABが死ぬ方がよいか俺が死ぬ方がよいかと語ったについても、殺意を知るに難くない、又NM証人は被告の心情として、同人が訴訟の進行に伴つて、法律的に社会的にABが制裁をうける日を待つ旨を証言した、限定相続無効確認訴訟は、被告が望みの凡てを託する所から、入洛後直ちに電報で妹HSGきせを呼び寄せ、それとなく将来を依頼したのである、併し今にして思へば訴訟事件のためにつけ狙はれてゐた被告は、遂につけ狙ふ本人に外ならなかつた有力な動機である。物に激し又は思ひ込めば必ずやり通さねばならぬ被告の性質として、被告はKNB恵正方で、句佛人の債権表を見せられて、債権の整理すべきABがかつて句佛上人のため借金の周旋をしてゐることを知り、憤激一方ならず殺意を決めるに至り明かに殺意があつたことが解る、更に進んで被告の弁解において考へてみると、若しABを殺すことが出来れば全国の句佛党員を奮起させる宣伝に過ぎぬとの供述は、率直に被

告の心持ちを現はしたものと言はねばならぬ、又万一の場合被害者を短刀でひと突き刺して逃げる積りであったと申してゐるが、昨日の証人によつてこの点も覆されたのである、以上を総合して本件は傷害でなく殺さんとして果さなかつた未遂事件である」と峻烈を極め、弁論に移る。

議論の根拠は、犯行当時の気持の臆測

塚崎弁護士の論陣

塚崎弁護人、「本件の争点は申す迄もなく、被告K BがA Bを殺す考へで刺したか又単に傷をつけるがために刺したか、この一点にある。これは、犯行当時被告の心持ちを言ふものである、若し被告が如何やうの目的の下に本件を起したかを他人に語つたことがないとすれば、被告從來の供述に重点を置いて考へねばならぬ所で、本件について見ると昨日の公判廷における被告の供述によつて、被告K BはA Bを殺す考へはなかつた、この供述が真か又警察以來予審廷迄の供述に真を置くべきか一考を煩はさねばならぬ。私は、一月二十三日、本件準備手続の前日京都刑務所上京支所で、殺すつもりでA Bを刺したと言つた被告と二、三談話を交換の末、不用意からか被告は殺す積りであれば心臓を一と突きにすると申立てたので、更に追究した処、いや実は殺す考へはなかつた、予審廷で殺す積りでしたと供述したのは、全国の句佛党員を奮起させるために斯く供述したと答へたのである。併し、公判に於て君が虚偽を述べやうが、それは勝手だが、裁判長は天皇の名によつて裁判されるのだから、虚偽の事実を言ふことは出来ぬ、と懇々諭した処、被告は頭をかき

く考へた後、それでは眞の事を申し上げますといひ、今日に臨んだのである。被告は、眞摯な宗教家で、東本願寺その他國家社会のために私財を投じて尽す所あつた精神家として、天皇の名による裁判長に虚偽を言ひ得るものでない、本件の動機として検事は、十五日、被告が限定相続訴訟事件の証人に出頭後、K N B 惠正方でS K、E D等と証言の可否を語り、その際K N Bから見せられた債権書で、A Bが句佛上人に五口の金子の周旋を知つたにあると言はれたが、昨日K N B 証人の証言によつて、被告に見せたことは絶対にないことが明かになつた、検事の議論は全く予想に外ならぬ」堂々論陣を張つて弁駁した。

9 「京都日日」昭和五年三月六日 立会検事痛烈に殺意の点を主張 けふ続行された陪審公判廷で 観空の刃傷事件

東本願寺参務A B 惠水師を刺殺せんとして未遂に終つた、新潟県長岡市□町□丁目K B 觀空（六四）にかかる陪審続行公判は、五日午前十時十五分から、京都地方裁判所で、堀裁判長、村上検事係に、陪審員十二名、塚崎、酒見両弁護士列席して開廷。

堀裁判長は、前日すでに事実、証拠の調べを終つた旨を宣し、村上立会検事の意見陳述があつた、即ち、

「被告が、昨年十月十三日午前九時ごろ、當時東本願寺々務總長A B 惠水を短刀で突いたことは争ひない。また、被害者が咽喉部外七箇所に傷を受けたことも争ひなき事実であ

る。たゞ被告が、ABを斬りつける際、殺意の有無が本件の争点である。被告は、警察、検事、予審の各取調べに当り、殊に予審の一、二、三回の訊問に対し殺意を明白に認めてくれる。然るに、被告は、一月二十四日の準備手続きに於て突如否認し、昨日の公判廷に於ても殺意のなかつたことを極力主張してゐる。さりながら、本職は警察、検事、予審に於ける被告の供述は真相である、とかたく確信してゐる。殺意を認定するに二様ある、一つは初めから生命を奪ふといふ意思がないとしても、日本刀の如きものを他人の頭上に一撃を加へた場合、その人が死に至らなくとも法律上殺意があつたものと認めるは当然で、それは刑法学者の主張前に大審院の判例が証明してゐる。要は、犯行の原因、動機である。本件は、被告にして殺害の意思がありしや否やに就て、その真相を極めて見る、被告は光暢法主の限定相続に就ては反対派で、光演前法主を擁護する否認団の一員で、被告は而もその首謀者である。被告の書いた文章のうちにも、人物月旦にAB師を痛烈に攻撃し、怨んでゐる。それから見ても、AB師の身辺には黒い影のあることが窺はれる。被告は常に、ABは本山の賊であり法敵である、八つ裂きにしても気に喰はぬとまで恨んでゐたことは、昨日のNM証人の言によつても明白である。纏て、本山内部に疑獄事件起り、ABの悪事は天日に暴され、法律的に社会的に制裁は頭上に下るのである、それを静に待つと話したこともある。併し、待つに待ちかね同志と考慮の末KS一雄をして訴訟提起したものである。その訴訟事件は、着々進行し被告もまた昨年十月五日同事件の証人に出廷したこともある。かくして、その事件の勝敗は、句佛支持派の運命の綱である。来るべき公判に、AB、SM両氏が出廷した場合、被告側に不利な結果を招く場合を予想し、先づSM方を訪ふて光演師負債整理に就て交渉したが思はしからず、いよいよAB殺害の意を決して、そ

の決行の日を選んで、而も日曜日である兇行日にAB宅を訪ひ、ABの油断を窺ひ、人間の最も急所である咽喉部を刺し、更に三刀四刀を加へたが、力及ばず被害者ABのため阻止され、殺害の目的を果たさなかつたものと信ずる。人一倍に感情高い被告が、かくの行為に出で犯行を敢てしたことは、前後の事情により無理からぬ、まして被告が被害者の咽喉を狙つて一突きしたことを見ても、殺害の意思あつたことは明々白々である」と検事は飽くまで殺害の意思あつたものと論述し、正午十分間休憩。

塙崎弁護士は、本件の殺意有無は、被告以外何者も知るものはないと前提して、單なる傷害である弁論に入り、午後一時前休憩（以下朝刊）

10 「京都日日」昭和五年三月六日

宗教界の不祥事とて懲役七年を求刑

弁護士は單なる傷害事件と主張

K B 觀空の続行公判

（夕刊続き）大谷光演師を支持する句佛会の幹部新潟県長岡市□町□丁目K B 觀空（六四）に対する殺人未遂事件続行公判が開かれた、六日午後、塙崎弁護士は、「本件被告事件の争点となつてゐる被告の殺意の有無に就ては、勿論被告本人以外何人も知る筈はないにも拘らず、周囲の状況を総合し、直ちに以て被告に殺害の意思あつたものと予断して、罪を断つることは絶対に出来ない。昨日の証言中、最も被告に不利であるAB惠水師の証言は、如何にしても信すべき筋合いのものでない、被告に殺害の意志がなかつたといふ有力な証拠

としては、弁護人（塚崎）が、一月廿三日、被告に面接した際、これに立会つてゐた上京支所高橋看守部長が証言した如く、殺意は全くなかつた、これまでの自白は要するに、句佛会の同志に奮起を促すための虚構の自白であつたと述べた、この一事を以てするも被告に殺意のなかつたことは明白である」と論及し、AB、SM、佐渡の各証人、検事の意見を一々詳細に指摘して反駁し、最後に本件被告の行為は、單なる傷害事件にすぎぬと論結して、

酒見弁護士の弁論に移り、「被告は、常時KS一雄が提起してゐた限定相続無効確認は、確実に勝訴であると信じ、今尚ほ必勝を期してゐる。従つて、この民事事件が不利に傾いたゝめ、ABを殺害せんと決意したと認めるることは出来ない」と論じて、前弁護人と同様に、被害者の証言を痛烈にこきおろして、本件は傷害罪を以て論ずるが当然であると絶叫した。

この時、村上検事は、弁護士の弁論に一矢を酬い、堀裁判長、結審に先だち被告に最後に申述べたいことはないかと念を押す。

(被)、「一言申上げたい、それは昨日のAB、佐渡両証人の証言に相違がある。ABは私に面接したことではないといふてゐるが、私は大正十年六月八日と同十一年四月十四、五日ごろの二回に亘つて親しく本山への寄附問題で折衝したことがある。佐渡刑事は、私がABの命が助かつたと聞いたとき『残念』と云つた如く証言されましたが、私としてはABの傷の程度を現場で既に見知つてゐるから、左様な『残念』といふ言葉をつかったことはは断じてありません」と述べて、いよいよ結審し、午後二時昼食のため休憩した。

ABを刺したは悪いとは思はぬ
被告KB観空の供述

午後三時三十分再開。堀裁判長は、陪審員に対し、殺人、殺人未遂、傷害などの条項を挙げて法律的の説明をなし、更に本件の証拠に就き、本件の判断資料として、
一、ある人が所持してゐる茶碗を落してこわれた場合、それを目撃してゐた人より割つた
ネと質された時、割つたのでなく割れたのであると答へるは人情の常である。

一、被告は裁判所に護送の途中護送の刑事、巡回から六十歳以上の者には恩典がある、決して体刑にはならぬ、執行猶予になると聞いたと云ひ、刑事は云はぬと打消してゐる、これまた何れが真なりや。

一、被告の自白の取消しに就ては、両名の看守部長の証言はあるが、それも果して何れが真実であらうか。

一、偽は其言行が不自然である、真は理論が整然としてゐる、果して被告の自白の真偽は如何。

等々を説いて、説示を終り、裁判長は、被告に殺意ありしや否やを発問、同五時十五分陪審員は評議のため退廷して評議室に入り、約三十分間にして評議を終り、答申を携へて再び入廷、永井書記により答申の内容、即ち「被告はAB恵水を殺害せんとして小刀で斬りつけたが阻止されて殺害の目的を達せず、未遂に終つたものなりや」との発問に対し、「然り」と朗読し、裁判長は右答申を採諾する旨を宣し、同六時陪審員は退下。第二次の弁護に入るに先だち、

(裁) 被告は今なんと考へてゐるか、悪いことをしたと思つてゐるか。

(被) 法律を犯したことは悪いと思ひますが、A Bを刺したことにしては別に悪いことをしたとは考へません。

こゝで事実並に証拠調べの全部を終り、村上検事の論告に入り、「六根清浄の宗教界の信徒にして、かくも一大不祥事を惹起したことは、広く社会に衝動を与へた。而も、私怨を晴らさんとして兇器を携へ國禁を犯し直接行動に出でたことは、國家のため軽視する能はず、現在我国の思潮に鑑み、相当重刑を科すべき事案である」と論じて、懲役七年を求刑し、

続いて酒見弁護士は、現在宗教界の腐敗墮落は其極に達してゐる、殊に東本願寺の内部を暴露し、更にA B 恵水師の横暴ぶりを痛撃し、最後に検事求刑は重きに失すとて、犯行に至るまでの事情を論及して酌量減刑を希望し、同六時四十分閉廷し、判決言渡しは来る十日午前九時と決定した。

11 「大阪毎日」昭和五年三月六日

懲役七年を求刑

A B 師刺傷事件陪審

京都地方裁判所における東本願寺重役A B 師斬り、K B 觀空の殺人未遂事件陪審公判第二日は、五日午後四時再開、堀裁判長の陪審員に対する説示あり、陪審員は主問「觀空は殺害の目的をもつてA B 恵水を斬りたるや」について評議すべく別室に退いたが、六時す

ぎ「然り」と答申し一同退廷。直に、村上検事の論告に入り、宗教家としてあるまじき行為であるといふ理由で懲役七年を求刑し、酒見弁護士の情状酌量論あり、七時閉廷。判決言渡しは来る十日。

12 「時事新報」昭和五年三月六日

検事は飽くまで殺人未遂と主張

A B 参務を刺した

觀空の陪審公判続行

句佛前法主の限定相続問題に憤慨し、東本願寺のA B 参務を刺したK B 觀空師の陪審裁判は、前日に引続き、五日午前十時十分から、京都地方裁判所陪審廷で開廷。既に、十三名の関係証人の訊問を終り、本日の被告の主張たる單なる傷害か検事の起訴理由たる殺人未遂かが、陪審員の答申に依つて決定するので、傍聴席は大入満員である。
先づ、村上検事は起つて、殺人未遂と断定して意見を述べ、之に対し酒見、塙崎両弁護士交々傷害と認むべきものであると主張した。午後は、裁判長の説示と発問あり、陪審員の評議答申あるはず。

13 「大阪朝日」昭和五年三月一一日

K B 觀空に懲役五年判決

求刑より二年軽く

東本願寺重役 A B 惠水師を斬った K B 觀空の殺人未遂事件は、京都地方裁判所の陪審公判に附せられ、堀裁判長、村上検事係で審理され、検事は懲役七年を求刑したが、十日正午、裁判言渡があり、懲役五年に処せられた。

14 「京都日出」昭和五年三月一一日

小林觀空は五年

東本願寺の限定相続問題に絡み、新潟県長岡市□町□丁目K B 觀空（六三）が、昨年十月十三日午前九時半頃、右本願寺の寺務総長であった A B 惠水師を、京都市□□通り□□町上る T K 寺奥八畳の間に訪ひ、携へた短刀で同人の頸部に斬りつけたが果さなかつた、殺人未遂陪審事件は、曩に陪審員の答申によつて殺意ありとして、京都地方裁判所で審理中のところ、十日午後零時、堀裁判長から、村上立会検事の懲役七年の求刑に対して、懲役五年の判決言渡しがあつた。

15 「京都日日」昭和五年三月一一日

刺客 K B 觀空に懲役五年

陪審員も殺意を認め

けふ判決を云渡さる

東本願寺の参務 A B 惠水師を殺害せんとし、白鞘の短刀で同師の右頸部を刺した、大谷光演師擁護派の新潟県長岡市□町□丁目K B 觀空（六四）に対する殺人未遂事件は、当時社会の耳目を聳動させた事件だけに、陪審公判中は傍聴人満員の盛況で終始し、事実調べの結果、陪審員は被告に殺害の意思ありしものと答申して結審し、十日午前十一時三十分、堀裁判長は、被告に懲役五年（検事求刑七年）の判決を言渡した。

16 「大阪毎日」昭和五年三月一一日

A B 師斬り

懲役五年、判決言渡さる

東本願寺重役 A B 惠水師斬り犯人 K B 觀空（六四）陪審裁判判決は、十日正午、京都地方裁判所堀裁判長から、懲役五年（求刑七年）の言渡あつた。

17 「大阪朝日」昭和五年三月一五日

K B 觀空上告

過日懲役五年の判決を受けた A B 惠水師斬りの K B 觀空は、十四日午前上告の手続きを了へた。

⑥放火被告事件昭和一二年四月一六日判決

1 「大阪朝日京都版」昭和一二年四月一五日

飽くまでも否認

証言は有利と不利とが相半
新□□放火陪審公判

謎の放火事件として注目されてゐる、昨年二月十三日早曉、京都の歓楽境新□□の映画館K B K 座その他民家六戸を焼いた事件の被告火元B Z 堂写眞部主人T N 初太郎（四十三年）の陪審公判は、十四日午前九時四十五分から、京都地方裁判所第一刑事部藤野裁判長係、大平次席検事立会、高山義三、荒賀勝平両弁護士列席の下に開廷。陪審員席には、元京都市長安田耕之助、元京都市助役千葉彌助両氏はじめ、画家、銀行員、百姓さん、料理屋主人など各方面から選ばれた陪審員がズラリ顔をならべた。何しろ京都では八年振りといふ珍らしい陪審裁判なので、早朝から多数の傍聴者が押かけた。裁判長の陪審員に対する説示（注、諭告が正しい）があり、大平検事の公訴事実陳述があつたのち、事実調べに入つたが、劈頭、被告初太郎は、「公訴事実には覚えがなく認めることが出来ない、放火したことは絶対にありません」と否認し、詳細な訊問に入った。

事件発生二週間前までに、数回にわたつて五千円の火災保険をかけた点については、「保険外交員がうるさいほどつき纏ひ、商売上のことで労力奉仕までしてくれるの、謝礼の意味などから加入した」と述べ、「開業して一年間保険かけなかつたものが、バタバタと保険に入ったのはどうぢや。一千七百円位の借金あるものが、五千円もの保険をかけるのは少しおかしいではないか」との問に対しても、前同様の答弁を繰返した。

警察で自白した点については、「隣家の某が電気を弄ぶので故障が多く、従来五、六回も故障を生じたので不思議に思つてゐた折柄、十一日夜の暗室の小火が起つたので、今回の事件もそれらの原因で漏電と信じ、警察でもその旨を申立てたが、五条署で拷問にかけられるので、保険金詐取の目的で放火した、と心にないことを認めました。検事さんには本当のこと調べてもらふはずのところそのまま起訴され、予審判事さんの第一回調べでは言葉の解釈の相違から認めたことになつたのです」と弁解し、漏電説を唱へ暗に冤罪を主張した。

傍証としてあがつてゐる□□町娼妓雪若ことI T ふみ子に「一、三日したら保険金五千円入るから身請してやる」と物語つた点も極力否認してゐた。

午後三時から、証人として前記娼妓や元店員、取引関係者、警察官など十七名を召喚、うち十四名の取調べがあり、証人の証言は有利と不利が相半ばした形であった。
かくて、夜に入つて午後八時十分閉廷したが、同夜は陪審員は裁判所へ缶詰にされた。
今十五日午前八時から続行のはず。

2 「京都日出」昭和一二年四月一五日

八年ぶりの陪審公判

被告、不在証明に躍起

有罪か無罪か、新□□の放火事件

有罪か、無罪か、予審第二回目から警察、検事廷で自白した放火の事実を一切覆し、世

間の注目を惹いてゐる新□□花□小路B Z 堂写眞部主任上京区□□下□□町□TN初太郎
(四三)に係る放火事件陪審裁判は、愈々十四日午前九時五十分から、京都地方裁判所陪審法
廷で、藤野裁判長、大平次席検事、高山、荒賀両弁護人立会、特別傍聴人として判検事、
一般傍聴人約百名、同裁判所としては八年振りのものとして開廷された。

先づ、開廷五分前、卅六名中から選ばれた陪審員、左京区栗田口鳥居町卅四銀行員薬師
川信一氏外十四氏（内二名は補助）が入廷着席、裁判長「放火事件陪審公判を開廷する」
と宣し、陪審員に対し宣誓書を読み上げ署名捺印させた後、

検事立つて、「被告人は、営業上の債務の支払に窮したゝめ、B Z 堂の営業用什器並に造
作に、十年十二月廿九日NH動産一千円、十一年二月三日同一千円、二月五日TK動産二
千円、計五千円を契約したのを奇貨に、B Z 堂営業所に放火し、漏電して焼けた如く装つ
て保険金を詐取しようと、昭和十一年二月十二日午後十一時過頃、同家二階東北隅の暗室
に放火してB Z 堂営業所を焼き、隣家のTD新次郎方及KM藤次郎、KBK座等外三戸を
焼失したもので、これに就いて御審理願ひます」と予審請求の事実を約五分間に亘つて述
べ、裁判長の事実審理に入る。

被告憤然として、「火事のあつたことは認めるが、営業上の債務の支払に窮したので、保
険金詐欺のため放火したといふ点は認めない……」と冒頭から否認した。

続いて、裁判長身分調べを為し、問題の家の模様等を詳細に訊ね、愈々事件の核心に触
れる。

裁……□□の店の景気は！

被……平均毎日（ま 毎月？）六百円位な収入です、老舗代は三百円程出しました。

裁……費用はどの位ついてゐるか。

被……造作に千二百円程、写真台紙五百円入りました、レンズは一度盗まれましたので自
宅へ持つて帰ることになつてゐる。

裁……室の模様をいつて見よ。

被……二階北東隅に暗室があつて、押入れで仕切つてゐる……

裁……出火場所は右暗室だが、知つてゐるか。

被……後から聞いて判つた。

裁……千七百円程の動産に五千円もの保険を掛けたか。

被……T薬師に出張店を作つたが、そこへ保険をかけて呉れとKMといふ保険屋が勧誘に
來た、逃げるだけ逃げたが、正月の手伝ひをしてくれたり、化粧のサービスに夜手伝
つてくれたりして成績が良くなつたので、KMに三円位な日当をやる心組で、千円の
を掛けたが、その後会社の方へ問ひ合はしたらKMといふ男はゐないとの事で、他の
者が來たのでやむなく又KMは信用出来ない男と思つて一千円掛けた、ところがKM
が後から来て不服をいつたりした。

裁……前の二回はそれで判つたが、後のはどうした訳か。

被……その店は大切な店ですから掛けた……。

といさゝか痛い所を突かれてたぢろぐ、裁判長鋭く、

裁……火事があったのは、何時頃知つたか。

被……十一時頃、店からFNといふ男が飛んで来て、五条署から電話だといふので吃驚し
てNT、FN両店員と共に五条署へ駆けつけた。

裁……自宅で被告はどうしてゐた。

被……女中と共に雑談して食事をして、床に入り便所へ行きがけか戻りがけか忘れたが、その時だつた。

裁……B Z 堂から帰つてから、仕事場の方へ寄つたか。

被……寄りました、皆まだ夜業をしてゐました。

裁……何故何時も店員のN T 金七やH K 奈津子に戸締をさせて帰るのに、その日に限つてお前が残つてゐたか。

被……前日の十一日にも、暗室から出火して、押入れとの間のベニ板が四、五寸と新聞紙が焼けてゐた事実があるので、気になり私が帰りました。

裁判長、愈々峻烈を極め、

裁……十一日に左様なことがあれば、尚更防備してよい筈だが……。

被……無駄なことだと思ったから。

裁……何故無駄か。

被……怖かったから、私一人居ても仕方がないし……その時の気持を申上げれば良いのですが、一寸何んとも表現の言葉を持ちません、

と幾分逃げ気味の答弁に、満廷苦笑、ひそく話があちこちで聞へる…。

裁……危険だと思えば、なほ更警戒してゐなければならないのに。

被……昼食をしたのみで一人番をしてゐたが、空腹を覚えて來たし、時間が遅くなれば食事するところがなくなるから、食事しようと出かけたが危険であるようだし、それからといって絶対心配はないようだし、変な気持ちになつたから、弁当代も惜しくなり家

に帰つた。

裁……十日出火した模様を言つて見よ。

被……朝九時過ぎに行つて見ると、暗室のスキ目が影のようになつてスケてゐたので、不思議に思ひ暗室を開けて見たら、電気のコードが一尺程と押入との境目に板と新聞紙が焼けてゐた。

裁……何故何時も行かないのに、当日に限つて朝早く行つたか。
被……T 薬師の店に用事があつて出たが、便所に行きたくなつたので、T 薬師の家の便所が使へないのでB Z 堂の方へ行つた、
とアリバイの成立を主張する。

裁……どうして火が出たと思ふか。

被……電気のソケットから漏電して、附近にマグネシユームの残りが置いてあつたから、それに引火したものではないかと思ふ。

裁……漏電だと思へば、何故電気屋へ早く電話でもしなかつたか。

被……大工の処へ行つたら留守だったから、帰りに電気屋へ寄つた。電気屋では、大工がゐないのなら明朝行く、それ迄危険だと思へばスイッチを開けとけといはれました。

裁……それなら、何故翌日の時にそうしなかつたか。

被……そうしようと思ひ、一番のスイッチの所へ行つて見たら封印がしてあつたので、第二番目のスイッチだけ開けて置いた。応接間のは昼夜線だからそれと接触したのではないかと思ふ、

と述べる。この時、裁判長「正午ですから、事実審理は一寸打切り休憩し、午後一時から

再開する」と陪審員に伝へ、十二時十分前一旦休憩に入った。

3 「京都日出」昭和一二年四月一五日

新□□放火事件公判

有利不利半ばの証言

けふ愈よ陪審判決下る

新□□放火事件陪審公判は、十四日午後一時から、引続き京都地方裁判所陪審法廷で、藤野裁判長、大平次席検事、陪審員元市長安田耕之助氏等十四名、高山、荒賀、中坊三弁護士立会、特別傍聴人栗原判事等判検事、一般傍聴人中立壳署森田署長はじめ百余名。午前に引き続き、被告本人TN初太郎の訊問を開始、裁……被告は、午前中の取調べに極力放火事實を否認し続けてゐたが、何故警察検事廷で自分が放火した如く自供したか。

被……警察で極力弁解したが、拷問にかけられるので、検事さんの所へ行つて黑白を申立てればよいと思つた。

裁……それでは、検事法廷では……。

被……本当のことをいはうと思つたが、知らぬ内に調書を書かれて終つてゐた。

裁判長、再び出火当時の訊問を繰り返す、

被……最初暗室から出火したと思ってゐましたが、記録その他差入書類を見せて頂いて、或はこれは表の外灯のところにカーテンが掛つてゐたから、その辺からではないかと

思ひます……、

と漏電説を固執する。

裁……被告は、隣家KM藤次郎が盜電してゐて、その過失からと極力いふが、どうした訳か根拠があるのか。

被……店員等の口を総合してさう思ひます、店員HK奈津子(二五)も五日の日に電灯が消えたのを知つてゐるし、五、六回さうしたことがあつたが、其時は奈津子が隣家KM方で不正をやつてゐるのを目撃した、その時は注意した。だから、KM方にやつてゐたのではないかと思ふ……。

と述べ、二時十五分、裁判長「これで事実審理を終り休憩して、証拠調べに入ります」と休憩を宣し、二時四十五分再開、

裁判長、証人十八名、即ち裁判所職権採用の新□□花□小路紐商KM藤次郎(三〇)、検事申請の証人五条署勤務刑事福井房次郎氏(三六)、當時五条署司法主任警部補現在工場課勤務福島満壽雄氏(四二)、紫野□□町元TN方店員写真業NT金七(三四)、同雇人HK奈津子(二五)、下京区□馬場□下る写真材料店K豊三、中京区□□町下る家主会社員KD周造、上京区□□一条下るKO實、TNが馴染を重ねてゐて出火当日登樓した□□町娼妓ITフミ子(二三)、KT電灯社員KH技手(四二)、弁護人申請、中京区□条新□上る子供洋服商TS盛藏(二三)、東山区□門前□町夜警YE初次郎(六二)、電機商TH宗三郎(四六)、大工職の妻OTそと(四九)、被告妻TN松代(三八)、左京区□□□町NJ六兵衛氏(三九)、□□島遊郭娼妓ONとよ子(二二)を呼び出し、身分調べを終へた後、注意を与へ宣誓をなし、一旦退廷させて、順次訊問を開始した。

先づ、ONとよ子……一昨年十一月頃から五、六回位登樓して戴きました。初会に「俺は□□の写真屋だが」と名刺を出され、一月頃に身請けしてやるからと申されましたが、それは客の常でして別に気にも止めてゐませんでした。

と口説く方法として、被告が何時も口にしてゐた常套語であることを裏書きして、有利な証言をした。

ITフミ子……昨年二月十二日二回目の登樓をしました時、保険の金が五千円入るから身請してやるといはれました。それは、事件が起きてから福井刑事が来ていはれたので当夜の模様を思ひ出しました。

OTそと……二月十三日昼だったと思ひます、十一日暗室が漏電で焼けたからなほしてくれといはれて来ました、丁度主人が留守でしたので翌日行くようにいつて置きました、私方の御得意さんです。

K豊三……私方は得意先の支払の状態を甲乙丙に別けてゐまして、TNさんは乙の部に属しまして、結局今では九百四十五円四十六銭残つてゐます。

KD周造……家賃は百卅円で一月分は七十円残つてゐた、その後老舗を売る話が出たが断つて置いた、敷金の内から家賃を差引いたこともある。

KO實（義母姉）……財政に窮乏て金を貸せといふようなことはなかつた、□□小路の内は成績はよかつた。唯家を借りる時に敷金名儀で勧業債券廿五枚と後から廿枚貸した、前のはかへして貰つた。

NJ六兵衛氏……二年前宅の洋館を建てた時に知り合つた、その後、一月初旬BZ堂附近が売りに出でゐるから買へとのことで、十二万円で買ふことに話がついてゐた、TN

が世話をしてくれたのでTNに幾分の報酬をやる気でゐました。

四時五分休憩、同十分開廷。

YE初次郎……煙と火の粉が盛んに出てゐたので驚き、□□の交番へこの旨告げたが、表戸は開かず硝子を破つて入り、通行人と共に近所を叩き起したのは二時半頃でした。

TS盛藏……確かに二階からで、可成り火の手の廻は早いようでした。

TH宗太郎……従来漏電といふことは絶対にない、漏電すればスイッチヒューズが飛び危険はないと述べ、高山弁護人と漏電説に就いて數十分に亘つて問答す。

KH技手……スイッチ三段制を固執、高橋証人と同様漏電説を否定。

KM藤治郎……老舗料二千円を出して半分借り受けたが、盜電は勿論したことはない、二月五日一度電気引込の工事をしたことがあるので、其際停電したことがあるが、別に大した迷惑は掛けなかつた。

休憩に入り、六時四十分開廷。

HK奈津子……火事は十三日午前四時頃知つた。十二日はNTさんと二人帰りました。TNさんは、その前日暗室から火が出たので用心が悪いから残つてゐる、君等も残つてくれといはれ、怖くなりましたから私は帰りました、電灯は消したかどうか知りません。

NT金七……火事の当夜TNさんは不用心だからと二階へ水を汲んで上りました。と詳細に陳述したが、総括的に見て証人に有利不利半々であつた。

かくて、八時十分、裁判長は残つた福井、福島、TN（松代）の三人を入廷させ、時間が遅れる都合上、訊問を十五日午前九時から続行することを申渡し閉廷した。

「有罪」か「無罪」か

検事は「放火である」と論告す
新□□の放火陪審公判

放火？漏電？謎を裁くべき……新□□怪火事件の被告TN初太郎（四十一年）の陪審公判——京都地方裁判所第一刑事部藤野裁判長係、大平次席検事立会、高山、荒賀、中坊三弁護士列席——第二日目は、十五日午前九時三十分から開廷した。午前中は、証人として被告人の妻TN松代、当時の五条署司法主任福島警部補、五条署福井刑事の三氏の取調があつた。福島警部補の証言のうちに、「被告TNは、事件発生後十日目の昨年二月二十三日夜、一切を自白した後、留置場で縊死自殺を企てた事実がある、これは悔悟の自殺と見られた」といふ意味を述べたに対し、被告は「警察で認めたことは心にない出鱈目をいつたのであるが、警察の取調べがあまりうるさく厭になり、生き恥ぢをさらすより死んだ方がましだと思つて自殺を企てたのである」と反駁した。

福井刑事は、本件捜査の経過を詳細に述べ、「拷問などといふやうな無理な取調をしたことは絶対にない」と証言した。

正午休憩、午後一時十分再開。大平検事並に高山弁護人の補充訊問があり、裁判長は調書その他のによる証拠調べがあつたのち、高山弁護士から被告人に利益のために数点の証拠物を提出して、事実調べを終り、休憩となり、同三時五十分続開。検事の論告、弁護士の弁論に入った。

検事は、まづ「厳正公平にしかも冷静に、本件が放火なりや否やを検討してみる……」と前提して、本件の各種状況、証拠を各方面から検討し、事件発生前後の被告の行動および公判廷における弁解を痛撃し、一時間にわたつて長論告をなし、「被告の弁解主張は、國家機関を侮るも甚しいものであり、本件は失火でもなく漏電でもなく、TN被告は放火したものである」と断じて、有罪を主張した。

次いで、高山弁護士は「本件は無罪なり」と前提した後、本件記録を解剖的にその矛盾を指摘し、犯罪検挙および捜査上における警察官の心理状態を例にあげて批判し、検事の論告を反駁し、一時間半にわたつて長広舌をふるひ、「発火原因は漏電によるものにして、被告は無罪なり」と断じ、同六時半休憩となる。

約一時間休憩ののち公判続開、多数の傍聴人は帰りもやらず、弁当持ちの熱心さであった。

藤野裁判長は、陪審員に対して、本件の法律上の論点、事実関係、証拠関係などにつき詳述して、一時間半にわたり説示を行つたのち、いよいよ被告は放火したものなりや否やの答申を求むべく詰問を發するや、安田元京都市長、千葉元同助役ら十二名の陪審員諸氏は退廷、別室において評議に移つた、時に九時十四分。

かくて、京都法曹界の注視を集めて、八年振りに開かれた放火事件陪審裁判は、二日間にわたり、十七名といふ多数の証人を調べ、綿密なる審議が行はれ、本件は果して有罪か無罪か？被告の運命を決すべき最後の階段たる、陪審員の評議が続けられ、総ての視聴が注がれた。

5 「京都日出」昭和一二年四月一六日

被告に不利な証言

取調べに当つた警官

新□□放火事件陪審続公判

新□□放火事件T N初太郎に係る陪審続行公判第一日目は、十五日午前九時廿分から、京都地方裁判所藤野裁判長、大平次席検事、高山、荒賀、中坊三弁護人、陪審員十四名（二名補欠）立会で開廷された。

証人調べに入り、被告の妻松代（三八）から訊問、被告に有利な答弁をなし、終つて当時の五条署司法主任現府工場課勤務警部補福島満壽雄氏（四二）は、「T Nを容疑者と目した動機は、使用人H K奈津子の口から、前夜も隣室から出火して大事に至らず消したといひ、また十二日の夜三人連れだつて店を出たといへど、T Nが奈津子に教へてあつたのと、又一つは価値のない動産に多額の保険を掛けてゐたことなどの諸点で、これを基にして取調べを進めたら、借金苦のための放火を自白した、自白した廿三日の夜、被告T Nは良心の苛責から留置場で縊死しかけた、これ等を見ても自白した一切は本当だ」と不利な証言をなした。

続いて、直接取調べに当つた五条署勤務刑事福井房次郎氏（三六）も不利に証言、証人十八名の審理を終り、正午休憩、午後一時再開。

弁護人から在廷証人として、共同経営者H 重造氏及び電機業□大路□東S M國之助氏を申請、採否を決定した後、補充訊問があつて、検事の論告、弁護士の弁論をなし、愈々陪

審員への説示、諮詢「然り、然らず」の答申があり判決が下る訳で、午後七時頃閉廷する。

6 「京都日出」昭和一二年四月一六日

新□□放火事件

遂に有罪と決す

けふ愈よ最後の判決

然り？然らず？近來稀有の難事件として世間の注目を惹いてゐる、新□□放火事件陪審続行公判は、夕刊既報、京都地方裁判所陪審法廷で、藤野裁判長、大平次席検事、高山、荒賀、中坊三弁護人、十四名陪審員、特別傍聴人、判検事、書記等を始め、一般傍聴人の多角形の瞳を浴びて、十五日午後一時十分再開された。

裁判長、穏やかに被告T N初太郎を被告席に立たせ、「午前中の取調べで、事実審理と証人調べの一切を終つた、これから証拠調べをする」と検事、弁護士に立証方を促す。

検事立つて「記録中、隣家東隣小間物商T D千代子の予審調書、B Z堂裏手OD牛肉店々員S E勝雄、新□□I D光藏の調書を申請する」と述べ、弁護人側に採否を尋ね異議なく採用、代つて弁護人側から保険勧誘員K M現藏の警察に上げた始末書外、T H宗三郎、H 重藏、被告本人等の書類申請同採用となる。

裁判長、これ等の申請書類を一々陪審員に詳細説明、弁護人の補充訊問があり、一旦休憩、三時五十分開廷。

愈々検事の論告に入る……検事徐に立ち上り、「昨日以来陪審員各位においては當法廷で

熱心に取調べの模様を見られ、事件の大要を得られた事と思ひますが、冷静に而も厳正に放火なりや否や断定願ひたいと思ふ。それについて申上げれば、先づ第一に本件の火元は何處であるか種々考察して、B Z 堂内部からある事は争ひのない事実であつて調査充分である、而して B Z 堂の内部からとすれば、二階の裏手であることは T S 盛藏、Y E 初次郎等の証言に依つて充分である。第二には、それなら出火の原因是、自然発火？失火？放火？△自然発火の場合△同家は自然発火し易い瓦斯は階下にあつて使用してゐない、△放火の場合△最初発見して同家の硝子を打ち破り侵入した証人 Y E 勝次郎の言によつて見て火も外部から侵入して他人が放火することは許されない、△失火の場合△二階応接間で使用する十二穴のあけてある煉炭は、H K 奈津子、N T 金七の証言によつて見ても、一つは帰る時に消して終ひ、一つは火が消へるばかりとなつてゐたから、此処から出火することはない、△漏電の場合△被告は度々漏電説を固執してゐるが、決して漏電ではない、同家はメートル制度であるし、漏電すればヒューズがとぶ安全装置が附いてゐる……と、T H 宗太郎等の実験的理論を適要した。「何人が放火したか？故意に放火したとすれば当夜 N T 、H K は先に帰り、結局残つてゐるものは被告一人だ」と予審判事第一回調書等や検事調書等を詳述、「さすれば、放火は眞の自白？無理の自白？……被告が放火したとすれば、首肯ける理由がある、養子が肋膜で寝てゐる、経済的に困つてゐて、義理ある親族から借金しつゝる」等々の不審な被告の行動を、一々項目別けにして論及した後、「しかるに、被告は事実の一切を否認し、しかも警察の調べには拷問があり、検事の調べには不都合があるかの如くいふ、之は全く國家機関を弑するものである、陪審員諸氏よろしく状況、証拠等によって厳正なる御答申を願ひ度い」と約一時間、言々実々肺腑を抉るような峻烈ぶりであ

つた。

かくして、高山弁護人立ち上り、「たゞ今の論告の内に出来場所即ちB Z 堂からである」と以外は、全然意見を異にする」と述べ、これ又憤然冤罪であることを主張、真向ふから一々検事に反駁を試み、約一時間半に亘つて無罪論を闘はして、遂に午後七時休憩に入つた、七時四十五分再開。

愈々、裁判長、陪審員に対し、証拠書類に就いて懇切な説示を約一時間廿分に亘って試み、「然り、然らず」の答申書用紙を各自に交附、よつて陪審員は別室評議室に移り討議に入る、正に午後九時廿五分。討議室に入った陪審員は、約一時間半に亘つて慎重審議を遂げてゐたが、午後十一時五分、安田陪審委員長は、沈痛な面持ちで陪審員十三名と共に入廷、裁判長「討議の結果を頂きます、被告前に出て」と促し、やがて最後の「断」を下す。一通の白紙は、廷丁の手から裁判長へ、陪席判事へ、書記へ、大西書記立つて、徐ろに諮詢事項を読み上げる、満廷傍聴人の上に重苦しい緊張の色が浮ぶ、ア、遂に来た、答申は「然り」だ有罪だ。被告本人はいふに及ばず、近親者、妻、弁護士梢蒼白となつた、正にその間三分間。

裁判長、陪審員に労苦を謝した後、「唯今陪審員の答申は相当と認める」と採用して、「今晩はこれで閉廷して、明朝九時から開廷します」と閉廷を宣した。

しかし、傍聴席は水を打つたような静けさだ、未だ身動きもしようとしない傍聴人達だ
……十六日は、検事の求刑があり、弁護士の弁論があつた後、判決言渡がある。

新□□の放火陪審公判、懲役十二年の判決

「漏電を悪用した不作為の放火」と

前非を悔いてドタン場で告白

社会の視聴をあつめて、十四日以来京都地方裁判所第一刑事部藤野裁判長係で開廷中の新□□怪火事件の火元B Z 堂写真部主人T N 初太郎（四十三年）の放火被告事件陪審公判は、十五日夜、陪審員評議の結果「被告が放火したるものなり」と評決答申し、有罪の裁断を下した、裁判所はこれを採択したが、

その第三日目は、十六日午前九時五十五分開廷、検事の求刑に入り、大平次席検事は「本件はすでに陪審員の評決を採択され、被告が放火したものなりとのことには、最早争はないのである」と前提したのち、「その動機には、毫も同情の余地がない、計画的犯行であつて、その心情は悪質である、また放火場所は京都の心臓部繁華街で、社会の公安を害し公共に甚大な損害を与へてをり、場所的にまた損害的に考へて、公共の安寧を害した犯情は重いものがある、教育上、道徳上、宗教上、また一個人の人間として考へて、正直に懺悔して改心すべきであるのに、被告は自分の非を掩はんとして、検事、予審をしいるのは憎むべきであつて、重きをもつて処断すべきである」と峻烈骨を刺す論告をなし、懲役十二年を求刑した。

次いで、高山弁護士は、検事の論告要旨を反駁し、「本件は警察、検事、予審の調書に現はれてゐるがごとく、ライターをもつて放火したものでは絶対なく、現在でもなお漏電であること信じてゐる」と述べ、さらに「仮りに本件を有罪なりとせば、被告は漏電を悪

用していはゆる不作為の放火を企てたものである」と主張して減刑を求めた。

荒賀弁護士の減刑論がすんでから、裁判長は、被告に「被告もなにかいふことはないか」と被告を訊問すれば、T N 被告は決然被告席を起つて、裁判長の前に進み、「今さら天命の恐ろしさを感じました、只今は真相を申上げます」とまづ口を切つた、裁判官、弁護士、陪審員の皆さんを欺いたことは、申証ありません……あの晩（十二日夜）電気が漏電してバチバチ音をたてゝ火をふき出しビリビリ電線がふるへ出したので、今晚は火事がいく!といふことが分りました、近所の人々にも知らせて防衛する時間は十分ありましたが、保険金の五千円がほしくなり、家が焼れば焼けても構はん、とそのまゝ防備もせずに放つて帰りました、天命です、この上はいかなる御裁判をうけてもかまひません……」と「漏電を悪用した不作為の放火」であることを申たて、最後のドタン場において、前非を悔いて告白をなし満廷を驚かせた。

十一時十分休憩、午後二時三十分再開、藤野裁判長は、懲役十二年（未決拘留日数二百五十日通算）を言渡した。裁判所認定の理由は、「保険金詐取の目的をもつて暗室に漏電発火の装置を施したうへ、ライターで新聞紙等に放火したものである」との予審決定書の事実によるものであるが、午前中被告が最後の告白として述べた「漏電を悪用しての不作為の放火である」との主張は認められなかつた訳である。

被告は、最後に「いろいろお手数をかけて申証ありません、早くあやまりたいと思つたのですが、つい嘘をついてゐました、私はこの判決に服罪する気持ですが、親戚のものらと相談の上で、上告するかどうかをきめたいと思ひます」と述べ、裁判長から懇切に諭告

されるや、更生を誓うて退廷し、同二時四十分閉廷した。かくて、三日間にわたる波瀾多
かつた放火陪審裁判の幕を閉ぢた。

8 「京都日出」昭和一二年四月一七日

懲役十二年の判決

最後に被告泣いて放火を陳述

新□□放火事件公判

陪審員から「然り」の答申があつて、有罪と決定した新□□放火事件の最後の「断」下
る続行公判は、十六日午前九時五十五分から、京都地方裁判所藤野裁判長、大平次席検事、
高山、荒賀両弁護士立会で開廷された。大平検事は、求刑に先立ち峻烈な論告を為し、懲
役十二年を求刑した。次いで、弁論に入り、ついで被告、裁判長にうながされて嗚咽しな
がら「裁判所、検事局、陪審員、弁護士さん達迄欺して申証ありません、唯今高山弁護士
さんが言はれました如く、漏電してパチく火を吐くのを見て、消せば消せる余地があり
又天井でも突き破れましたが、悪心が起きこのまゝ燃えて終へば、保険金は貰へるので、
そのまゝ放つて逃げて帰りました」と供述を翻へして、放火の一切を認め、十一時卅分休
憩、午後二時半再開。

裁判長は、徐ろに被告を呼び、放火罪として求刑通り「懲役十二年（未決二百五十日通
算）に処す」と判決を言渡し、こゝに三日間に亘った歴史的陪審公判の幕を閉ぢた。

2 奈 良（以下、「修道法学」第三八巻第一号に続く）